#### 令 和元年 第 定 例 会 会

録

西之表市議会

# 令和元年第四回西之表市議会定例会会議録目次

														$\vec{}$	$\vec{}$		$\vec{}$	$\vec{}$	$\vec{}$	第一
義 <sup>-</sup> 案 J	下 	議案	中里	議案	大瀬		議案	八 板	議案	議案	再	休	八板.	市長	提出	会期	会議	開	開	号
第一名	富	第三	社会	第三	選管		第二	市長	第二	議案審議	開	憩	市長	$\mathcal{O}$	提出議案の	の決定	録署	議	会	+
義案第三二号	事	議案第三一号	教育	議案第三○号	書記		議案第二九号	板市長説明	議案第二八号		,		•	所信表	_	定	名議			月二
月	折		中里社会教育課長説明		大瀬選管書記長説明	る		•						表明並	括上程		録署名議員の指名			十一月二十八日
之 記長	说 明	害弔	説明	之表	明	る条例	之表	•	権擁	•				びに	程		指名		•	
有 特		慰金	•	市青	•	$\mathcal{O}$	市議	•	護委	•		•		提案	•				•	<b>木</b>
西之表市特定教育		の 支		少年		定に	会議		員候:					びに提案理由説明						
•		災害弔慰金の支給等に関する条例		西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例		制定について	西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動		人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ					説明	•				•	
呆 育		に関い		の設		て	び 西		の推											
施 没		する		置及			之表		馬に											
とびま		条例(		び管理			巾長の		つきず											
守主业		の 一 対7		埋に盟			選		恵見た											
型 或	•	部をお		敗する			争にお		を求る											
至呆女		以正士		る条例			わける		める											
呆育施設及び特定地或型呆育事業の運営こ関する基準を		部を改正する条例の制定に		例を皮			る選挙		とと											
<del>た</del> り 宙	• ;	未例の		光止す			手運動		につい											
豊営で		制定		りる冬	٠		用白		7						:					
関か	•	たにつ		不例の			動車		•											
うる L		ついて		の制定に			中の値		•											
単を			•	たにつ			の使用等													
主				いて			すの公営に関する条例の													
生定める条列		:	•		•		営に		•											
N列 の		:	:		•		関す	•	•						:	:				
<u> </u>		:	:		•		る条		•		:	:			:					
全发	•		•				例の		•											
E t	•						_		•											
部を攻正する条列	•				:		を改													
列 の	•				:		部を改正す													

八板市長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第二号 十二月二日(月)	一、散 会	一、日程報告	上妻水道課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野健康保険課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下川高齢者支援課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野健康保険課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	奥村財産監理課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第三号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上妻水道課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上妻水道課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下川福祉事務所長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<u>=</u> =	= =		五五	五	四四	四四	三三	三	=	$\equiv$	<u>-</u>	<u>-</u>	九	九	八	八	八	八	五.	五.	

一、再	一、休	中田	一 、 向几	一、再	一、休	一 、 一 向几	一、再	一、休	森へ	八	和田	一、 一 fpu	一、再	一、休	下	中	八	大亚	内学	岩石	生品	— 、 · ·
開	憩	中里社会教育課長	一般質問	開	憩	一般質問	開	憩	森企画課長	八板市長	和田香穂里さん	一般質問	開	憩	下川福祉事務所長	中野農林水産課長	八板市長	大平教育長	内学校教育課長	岩下経済観光課長	生田直弘君	般質問
		育課長									さん・				務所長	産課長			課 長 .	光課長		
· · ·			•	•									•	•		•	•	•				· · ·
•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•				•
													•			•		•				
· · ·	· · ·	· · ·			· · ·	· · ·	· · ·	· · ·	· · ·	· · ·	· · ·	· · ·	· · ·			· · ·		· · ·	· · ·	· · ·	· · ·	
					· · ·								•					•				· · ·
· ·	· ·	· ·				· ·		· ·	· ·	· ·	· ·	· ·	· ·					· ·	· ·	· ·		
		· ·			•	· ·		· ·	· ·	· ·		· ·	•					•				
· · ·	•				· · ·								•		· · ·	· · ·		•				· · ·
													•					•				
	· ·	· ·				· ·	· ·	· ·	· ·	· ·	· ·	· ·				· ·			· ·	· ·	· ·	
		· ·				· ·						· ·	•					•	· ·	· ·		
· · ·	· · ·	•	· · ·	· · ·	•	•						· · ·	•	· · ·	· · ·	· · ·	· · ·	•				· · ·
		· ·			· ·	· ·	•	•	•	•	•	•	•		· ·	•		•	•	•	•	· ·
六七	六七	五八	五七	五七	五七	五. 五.	五. 五.	五五五	五一	四九	四七	四七	四七	四七	四一	三七	三六	蓋	三四	1111	11111	=======================================

八板市長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	森企画課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大瀬総務課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野広美さん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、一般質問	一、再 開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大瀬総務課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	古田建設課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	岩下経済観光課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	奥村財産監理課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	八板市長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中野農林水産課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	橋口好文君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、再 開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中野農林水産課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	園田農委事務局長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	八板市長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	岩下経済観光課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	河本幸男君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・九一									七	七	七	七	七	七	七	七				

													第三号								
八板	橋口	一般	再	休	松元	古田	中野	八 板	下川	渡辺	一般	開	号	散	日程	内学	松元	大平	岩下	中里	中野
八板市長	橋口美幸さん	一般質問	開	憩	松元地域支援課長	古田建設課長	中野農林水産課長	八板市長	下川福祉事務所長	渡辺道大君	一般質問	議	十二月三日 (火)	会	日程報告	内学校教育課長	松元地域支援課長	大平教育長	岩下経済観光課長	中里社会教育課長	中野農林水産課長
	さん				支援	課長	水産		事務	君			月三			育課	支援	長	観光	教育	水産
					課		課		前				日	•		長	課		課	課	課
٠	٠	٠	•	•	又	•	又	•	又	•	•	•	火	•	•	•	又	٠	文	文	文
													$\overline{}$								
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•
			•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•					•
					•	•															•
	:	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		:	•		•
					•	•															
											•										
										•	•			•							•
			•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•				•
										:	:	:			:						:
			•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•					
										:	:	:			:						:
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•
														•							
٠	٠	٠	٠	٠	•	•	٠	٠	٠	•	•	٠		•	٠	٠	٠	٠	٠	٠	•
			•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•					·
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•
											·										
			•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•					•
			•	•			•	•	•	•	•					•					•
										•	•										
			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•				•
										•	•			•							•
			•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•					
										•	•										
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•
														•							
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•
										•											
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			_	_	_	_	_	_	
三	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	$\equiv$	$\equiv$	$\frac{}{}$	<u>.</u>	_	_	<del></del>	_		$\bigcirc$	一 九	0	Ö	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	Ō
$\bigcirc$	九	九	九	九	_	_	$\bigcirc$	九	六	五.	五.	五.		九	九	八	七	六	三	_	$\bigcirc$

川畑市民生活課長	長野広美さん質疑	川畑市民生活課長説明	議案第四〇号 西	一、議案追加上程・議	一、再開・・	一、休憩・・・	大瀬総務課長 :	大平教育長 .	下川高齢者支援課長	長野健康保険課長	八板市長 ・・	田添辰郎君・	一、一般質問・・・	一、再開・・	一、休憩・・・	川畑市民生活課長	吉田教委総務課長	森企画課長 .	中里社会教育課長	内学校教育課長	長野健康保険課長	下川福祉事務所長
		説明	西之表市印鑑条例の一	議案審議					長			•										
			市印	議			•	•	•	•	•		•	•	•		•	•				
	·		鑑条		·	·					·				·		·					
			例の						•	•	•		•		•		•	•				•
		:										:				:	•					
			叩をか																			
			以正								٠				٠		•					
			部を改正する条例の制定につい				•	•	•	•	•		•	•	•		•	•				
•	•	•	条例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•
•	•		の制	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•				•
			定に																			
			つい						•	•	•	•	•		•	•	•	•				
			7														•					
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•
	•				•	•			•	•	•		•		•		·	•				
									•	•			•				•	•				
											:				:							
									•	•	•		•		•			•				
									٠	٠			٠				٠	٠				
		•							•	•	•		•		•		•	•				
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•
																	•					
									•	•	•		•		•			•				
			:	:			:	:	:	:		:	:	:		:		:				
一六九	一六九	六八	六八	六八	一六七	一六七	五九	一 五 五	五二	五	一 四 九	四七	四七	四七	四七	四四四四	四三	四一	三九			

	一、開 議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第四号 十二月十三日(金)	一、散 会	一、日程報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上妻水道課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第四六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野健康保険課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第四五号(令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下川高齢者支援課長説明(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第四四号(令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野健康保険課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第四三号の令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	奥村財産監理課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第四二号(令和元年度西之表市一般会計補正予算(第四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大瀬総務課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野広美さん質疑 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大瀬総務課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一六九	議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
--	---	---------------	-------	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---

一 九 五	議案第三九号(令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一 九 五	小倉予算特別委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一 九 四	議案第三八号(令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一九三	小倉予算特別委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一九三	議案第三七号(令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一九三	小倉予算特別委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一九二	議案第三六号(令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一 九 一	小倉予算特別委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一 九 一	議案第三五号(令和元年度西之表市一般会計補正予算(第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
九〇	生田産業厚生委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
九〇	議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一八九	生田産業厚生委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一八九	議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
八八八	竹下秀樹君賛成討論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一八六	橋口美幸さん反対討論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一 八 五	生田産業厚生委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一 八 五	制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
八四	生田産業厚生委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
八四	議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
八三	河本総務文教委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
八三	議案第三○号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
八二	河本総務文教委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

拶	一、閉会中の継続審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、議員派遣の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野馬毛島対策特別委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	下川議会運営委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、議会運営委員会所管事務調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生田産業厚生委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、産業厚生委員会所管事務調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和田香穂里さん原案に対する反対討論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二一	鮫島市憲君原案に対する反対討論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二一	長野馬毛島対策特別委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二一	期開催を求める」陳情書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二一	陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(FCLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早	河本総務文教委員長報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、議案審議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、再 開	一、休 憩	橋口美幸さん質疑 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大瀬総務課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長野広美さん質疑 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大瀬総務課長説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議案第四七号 西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・ 二〇
三八	三八	三七	三四	三四	<u>=</u> <u>=</u>	<u>-</u>	二七	一 七			<u>-</u> <u>-</u>	<u>-</u> <u>-</u>		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	一〇九	一〇九

		_	
閉	永田	議長	八板.
会	田議長	長閉会挨拶	市長
		拶	
٠	•	•	•
•			
	•		•
•		•	
			•
٠	:	•	•
		•	
•	•	•	
	•	· · ·	•
•		•	
•			•
•		•	•
•			
•	•	•	•
	•		
· · ·		•	
•	•		•
•			
•		•	
•	•	•	•
•		•	
•		•	•
•	•	•	•
•		•	
•	•	•	
•	•	•	•
•			
•		•	
•	•	•	•
_	_	_	_
三九	三九	三九	Ξ
九	九	九	八

令和元年第四回西之表市議会定例会

一、会期日程

						+		-	+ - : : : : : : : :	月
 七	六	五.	四	三	<u> </u>	<u> </u>	三十	二十九	十八	目
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	曜
休	委	委	休	本	本	休	休	休	本	種
会	員会	員会	会	会議	会議	会	会	会	会議	別
	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 各常任委員会		一般質問、議案七件追加上程、議案審議(質疑・委員会付託)	一般質問				理由説明、議案審議(質疑・委員会付託省略・討論・表決)、議案審議(質疑・委員会付託)開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案	内

		•	•	1	1	
+=	<u>+</u> <u>-</u>	+ -	+	九	八	
金	木	水	火	月	日	
本会議	休会	委員会	委員会	委員会	休会	
表決)、議案一件追加上程、議案審議(質疑・委員会付託) 議案審議(各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決、予算特別委員会委員長報告、討論・		各特別委員会・議会運営委員会・全員協議会	付託案件審査  予算特別委員会	付託案件審查  予算特別委員会		

#### 一、付議事件

議案第	番		議案第	議案第	議案第	議案第	議案第	議案第	議案第		議案第	議案第		議案第		議案第	議案第	番
第 四〇号	号	付議事件(	第三九号		第 三七号	第 三六号	第 三五号	第 三四号	第 三三号		第 三二号	第 三一号		第 三〇号		第 二九号	第 二八号	号
西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	事 件 名	追加分)	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	後期高齢者医療保険特別	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	令和元年度西之表市一般会計補正予算 (第三号)	西之表市水道事業審議会条例の制定について	西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について	定める条例の一部を改正する条例の制定について	西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	いて	西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につ	の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	事件名
委員会付託	審議方法		委員会付託	委員会付託	委員会付託	委員会付託	委員会付託	委員会付託	委員会付託		委員会付託	委員会付託		委員会付託		委員会付託	即決	審議方法
十二月 十三 日原案可決	結果		十二月 十三 日原案可決	十三	十二月 十三 日原案可決	十二月 十三 日原案可決	十二月 十三 日原案可決	十二月 十三 日原案可決	十二月 十三 日原案可決		十二月 十三 日原案可決	十二月 十三 日原案可決		十二月 十三 日原案可決		十二月 十三 日原案可決	十一月二十八日同 意	結果

	議案第
	四一
	号
に関する条例の一部を改正する条例の制定について	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等 委員会付託 十二月 十三 日原案可決

議案第	四二号	令和元年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月 十三 日原案可決
議案第	四三号	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月 十三 日原案可決
議案第	四四号	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算 (第四号)	委員会付託	十二月 十三 日原案可決
議案第	四五号	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	十二月 十三 日原案可決
議案第	四六号	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算 (第四号)	委員会付託	十二月 十三 日原案可決
議案第	四七号	西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について	委員会付託	十二月 十三 日原案可決

請願書・陳情書(継続審査分)

番

陳情第 一四号 事 件 名

「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(FCL 西之表市住吉三三〇五—三

民説明会の早期開催を求める」陳情書 P)及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住

提出者

組合長 種子島漁業協同組合 浦添 孫三郎 他五名

十二月 十三 日不 採 果 択

(16)

本会議第一号 (十一月二十八日)

# 本会議第一号(十一月二十八日)(木)

◎出席議員 (十五名)

小 竹 下 下 倉 Ш 和

原 田 兀 章 君 君

永

秀

樹

君 君 君

五番 四番

木

田 村 香穂里 則 さん

Ш

◎地方自治法第百二十一条による出席者

副 市

市 育 長 長

> 中 野

哲 俊

男

君 君

毛 大 井 亚

会計管理者兼

会計課長

文 和 子 さん 君

大 瀬 浩

選管書記長 総務課長兼

企

画

課

郎

君

財産監理課長 市民生活課長 長 奥 Ш 森 畑 村

一三番

橋

生

田 添 島 本

直

弘

君 君 君

田 鮫 河 和

辰

郎 憲

九番 八番 七番

市 幸

男

五番 四番

渡 長

大

野 П

広 好

美 文

さん

 $\Box$ 

高齢者支援課長

Ш

野 吉

経済観光課長

岩 下 長 長 松

下

栄 昭 健康保険課長

務

課長

地域支援課長

利 真

昭

君

明 裕 和 昭 君 君

元

輝

君

◎欠席議員 (一名)

中 野 周 君

一〇番

板

輔

- 3 -

## ◎議会事務局職員出席者

書 次 局

記長長

小 中 古 松 市下 島 亰 啓 善 成 哉 太 恵 悟 さん 君

監查事務局長 農委事務局長 社会教育課長 教委総務課長兼

学校教育課長 学校給食センター所長

中 内 吉 河 園 下上古中 川妻 里 田 内 田 田 野 千 健 孝 博 法 時 敏 史 秋 久 己 男 君 君 君 君 君 君 君 君

水道課長

農林水産課長

# 令和元年十一月二十八日午前十時開会

#### △開 会

○議長(永田 章 君 ) おはようございます。

定刻、 定足数に達しましたので、これより令和元年第四回西之表

市議会定例会を開会いたします。

#### △開 議

○議長(永田 章 君) ただいままでの出席議員は十四名でありま

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、 配付してあります議事日程第一号のとおりであり

ます。

### 議事日程(第一号)

日程第 会議録署名議員の指名

日程第 会期の決定

日程第 三 提出議案の一括上程

日程第 兀 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第 五 議案第二八号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見

を求めることについて

日程第 六 議案第二九号 西之表市議会議員及び西之表市長の選

挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する

条例 の一部を改正する条例の制定につい

日程第 七 議案第三〇号 西之表市青少年の家の設置及び管理に

関する条例を廃止する条例の制定について

議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一

日程第

八

部を改正する条例の制定について

日程第 九

議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の制定について

日程第  $\overline{\bigcirc}$ 議案第三三号 西之表市給水条例の一 部を改正する条

例の制定について

日程第一一 議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定に

ついて

日程第一二 議案第三五号 令和元年度西之表市 般会計: 補正予算

(第三号)

日程第一三 議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別

会計補正予算 (第三号)

日程第 兀 議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計

補正予算 (第三号)

日程第一 五. 議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計補正予算 (第三号)

日程第一六 議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正

予算 (第三号)

## △会議録署名議員の指名

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指

名をいたします。

一番議員下川和博君、二番議員小倉初男君を指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、

#### △会期の決定

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、会期の決定を議題といた

お諮りいたします。

します。

んか。
のおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませある日程表のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませ例会の会期は本日から十二月十三日までの十六日間とし、配付して去る十一月二十五日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

してある日程表のとおり決定いたしました。よって、会期は本日から十二月十三日までの十六日間とし、配付

### △提出議案の一括上程

○議長(永田 章君) 次は、日程第三、提出議案の一括上程であ

ります。

議案第二八号から議案第三九号までを一括して上程をいたします。

# △市長の所信表明並びに提案理由説明

(○議長(永田 章君) 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提

[市長 八板俊輔君登壇]

○市長(八板俊輔君) おはようございます。

ころ、議員の皆様には御出席を賜り、まことにありがとうございま本日、令和元年第四回西之表市議会定例会を招集いたしましたと

朝晩も大分寒くなり、間もなく師走を迎えます。

す。

力をしたいと考えております。くるものと思います。私も市民生活の向上のため、できる限りの努年末の政府原案に向けて、地方団体等とのやりとりも激しくなって国の来年度予算編成も、最終段階に差しかかろうとしております。

おります。議員の皆様の御意見、市民の御意見を十分に踏まえながしており、職員と一丸となって諸課題への対策を急ぎたいと考えてもございました。行政を預かる者といたしまして、その責任を痛感また、今年は、事務の執行に当たり数々の課題が散見された年で

ら、適切に対応をしてまいります。

過や課題などについて触れてみたいと思います。それでは、議案説明に先立ちまして、産業や地域の状況、行事経

まず、農業についてであります。

月十二日となるようであります。等を挟みまして、来春の四月十日に受入れ終了、製糖終了予定は四の原料受入れを十二月十日から開始し、年末年始休暇や増産推進日本格的な収穫の時期を迎える基幹作物のさとうきびは、製糖工場

努めたいと考えております。

一次のでは、大年度を見据えて面積・生産量確保に、大・秋植えを推進するなど、大年度を見据えて面積・生産量確保に、大田積の減少が進んでおりますことから、高齢化による担い手不足やと回復傾向にあります。しかしながら、高齢化による担い手不足やなかったこともあり、見込み反収、平均反収も六トン百六十八キロなかったこともあり、見込み反収、平均反収も六トン百六十八キロながったこともあり、見込み反収、平均反収も六トン百六十八キロながでは、

込みとなっております。さつまいもについても、予想反収二千百キログラムと昨年並みの見そ六十一俵と昨年並みの見込みであり、また、安納いも等の青果用また、でん粉原料用さつまいもにつきましては、予想反収がおよ

進めており、捕獲頭数については九月末現在で千七百七十四頭とな有害鳥獣のシカ対策については、捕獲と防護の両面からの対策を

りました。

はおよそ七・八ヘクタールの施業となる見込みであります。林業につきましては、市有林による間伐を実施しており、本年度

次に、一連の行事等について経過を報告いたします。

まず観光・交流についてです。

びプロトライアルが開催されました。 岸で、日本プロサーフィン連盟が主催するプロサーフィンツアー及れ月十九日から三日間、南種子町の竹崎海岸及び本市のよきの海

た。

本のもと、色鮮やかな衣装で、華やかにフラダンスが披露されまし行委員会主催により行われました。島内外から二百名を超える出演一九が開催され、今年度から一市二町の広域的な取組みとして、実十月二十六日には、市民会館において種子島アロハフェスタ二○

目指しました。

サ月二十七日、西之表港日ポみなと公園を発着として島内を自転十月二十七日、西之表港日ポみなと公園を発着として島内を自転

は小学生による西之表港堤防での魚のオブジェ制作など、韓国や国設置するアート看板のほか、壁ギャラリーやアートベンチ、さらに芸術祭二○一九が開催されました。九年目となる今年は、各店舗に十月三十日から十一月八日にかけて商店街を中心に、くろしおの

内の芸術家と多くの地元参加者による制作、 交流が行われました。

月二日から三日まで、福岡市天神におきまして、 種子島観光

物産展を初めて開催しました。

機会となったと考えております。 力をおかりしながら、これらの活動は種子島の魅力をPRするいい んにおいて、種子島観光物産展を開催いたしました。民間の皆様の 十一月二十三日から二十四日まで、 東京都浅草のまるごとにっぽ

オリンピアンでバレーボール日本代表の迫田さおりさんによる講演 会とバレー教室があり、 十一月二十三日から二十四日まで、ホストタウン事業として、 小学生から一般参加者まで交流が行われま 元

次に社会教育分野についてであります。

をおさめております。 第七十三回県民体育大会が九月二十一日、二十二日の両日開催さ 相撲競技少年の部と弓道で西之表市チームが三位という好成績

恵まれ、 年の東京オリンピックへの出場が期待される東京学芸大学四年生の まれましたけれども、幸いにして当日は秋晴れのすばらしい天候に の市民の皆様を魅了しました。 久保木春佑選手による走り高跳びのエキシビションを実施し、多く の特色としては、昼食時間を利用してヨガ教室を実施したほか、来 十月十三日には、第五十七回市民体育祭が行われました。今大会 大きな事故もなく無事終了することができました。 台風十九号の動向により開催が危ぶ

> バイスをいただいたところでございます。 野進教授によるかけっこ・ランニング教室が、 ありますが、老朽化が著しいため、そのあり方につきましてもアド グラウンドにつきましては、本市のスポーツ、 で百五十人の参加のもと、市営グラウンドで開催されました。 十一月二日には、 陸上の元オリンピアンであります東海大学の 小学生から社会人ま 健康づくりの拠点で 市営

兀 ら全体的な見直しを行い、その結果、 がったことから、スポーツ推進員を中心に交通事情等を勘案しなが 子高齢化も相まって各校区から選手を出すことが難しいとの声が上 これまで市内一周駅伝競走大会として開催してまいりましたが、少 ・四キロで開催をいたしました。 十一月十七日には第四十八回市駅伝競走大会を開催いたしました。 現和浅川橋先を折り返して田之脇公民館までの全十区間十 今大会は伊関小学校前をスタ

回熊毛地区広域文化祭が市民会館で開催されました。 翌週九日、十日の両日には、 に日ごろの活動成果を発表していただきました。 文化関係では、十一月二日、三日の両日に第四十八回市民文化祭、 四年に一回の持ち回りである第四十五 数多くの団体

十六件となります。 を市有形文化財に指定しました。これにより、 文化財関係では、十月十日付で、 鉄砲館所蔵の 市 の指定文化財は五 「川口雪蓬の書」

学生による西之表市いけばな展を旧上妻家住宅で開催いたしました。 十一月二十三日と二十四日には、 市内華道団体、 それから市内小

心が和んだところであります。いけばな文化の奥深さに感銘を受け、市民や子どもたちの作品にも

きました。

一月一日から、消費税率の引上げによる子育て世帯の負担軽減策として、三歳以上及びゼロ歳から二歳までの非課税世帯の子どもをとして、三歳以上及びゼロ歳から二歳までの非課税世帯の子どもをとして、三歳以上及びゼロ歳から二歳までの非課税世帯の手どもをとして、三歳以上及びゼロ歳から二歳までの非課税世帯の負担軽減策

ました。 族の方々とともに戦没者に追悼の意を込め、献花をさせていただき 慰霊塔前で行われました。議員各位の御出席もいただきまして、遺 十一月九日には、令和元年度西之表市戦没者追悼式がわかさ公園

たのではないかと思います。
ーツ及びレクリエーションを通じて親睦を深める楽しい一日になっま市福祉ふれあいスポーツ大会が市民体育館で行われました。スポーー月十一日には、市の福祉団体が一堂に会し、第二十四回西之

馬毛島問題に対しても触れたいと思います。

を設置する方針に変わりない旨、確認したところであります。今月状況に進展はなく、FCLPを推進するため、馬毛島に自衛隊施設ました。国は二〇一一年以降、調査・検討を進めているわけですが、認をしてまいりました。日米合意の進展状況について確認をいたし十月二十三日に防衛省を訪問し、馬毛島に関する現状について確

ごらんいただきたいと思います。二十五日発行の市政の窓におきまして概要を掲載しておりますので、

それでは、主な議案について御説明をいたします。

求めるものであります。 議案第二八号は、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を

定であります。 蔵案第三二号は、公職選挙法の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするもの、議案第三二号は、幼児教育・保育の無償化の実施、ようとするもの、議案第三二号は、幼児教育・保育の無償化の実施というとするもの、議案第三○号は、施設の廃止に関する条例、議議案第二九号は、公職選挙法の一部改正に伴い条例の一部を改正し

本予算の主なものについて御説明いたします。
し、予算総額を百八億八千二百四十五万一千円とするものです。であります。歳入歳出予算の総額に二千二百四十七万八千円を追加議案第三五号は、令和元年度西之表市一般会計補正予算(第三号)

加しております。 民生費、衛生費関連におきまして、前年度の精算にかかる国・県民生費、衛生費関連におきまして、前年度の精算にかかる国・県民生費、衛生費関連におきまして、前年度の精算にかかる国・県

補助金を創設し、六十九万一千円を追加しております。 市農業振興公社に対し、さとうきびの出荷中出し料金を対象とした と農家戸数の維持拡大を図るため、機械収穫を受託している西之表 次に、 農業関連で、さとうきび経営の安定化を推進し、栽培面積

事業会計に必要な補正を行おうとするものであります。 議案第三六号から議案第三九号は、それぞれの特別会計及び水道

以上、本議会の議案について議員各位の御審議をお願い申し上げ

提案理由の説明といたします。

くお願いいたします。 件の議案の追加上程を予定しておりますので、 なお、国の動きとも関連し、一般職員の給与に関する条例など数 御審議のほどよろし

どうぞよろしくお願いいたします。

わりました。 ○議長(永田 章 君 ) 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終

ここで暫時休憩をいたします。着席のままお願いいたします。 午前十時十七分休憩

午前十時十八分開議

○議長(永田 章 君) 本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数十五名であります。

△議案審議

○議長(永田 章君) それでは、これより議案審議を行います。

## △議案第二八号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求め

ることについて

護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といた ○議長(永田 章 君 ) 初めに、日程第五、 議案第二八号、 人権擁

します。

議案説明を求めます。

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) 議案説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦に関するものであります。

道実氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項 人権擁護委員一名が任期満了を迎えるため、 その後任として野平

の規定により議会の意見を求めるものであります。

和二十七年七月三十日生まれであります。 住所は、西之表市西之表一五九七番地の三。 氏名、 野平道実。

昭

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 (永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票に

より採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより、投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長(永田 章君) ただいまの表決権を有する出席議員は十四

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票箱を点検いたします。

○議長

(永田 章君)

配付漏れなしと認めます。

[投票箱点検]

入**義長(水田) 草田)** 星犬 字 ) 1 | 忍

○議長(永田 章君) 異状なしと認めます。

意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同

賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定によなお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び

り否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお

願いいたします。

[議会事務局長氏名点呼・各員投票]

番下川和博議員

番小倉初男議員

 $\equiv$ 

三

番

竹下秀樹議員

木原幸四議員

川村孝則議員

番

和 田 香穂里 議 員

七六五

番

八 番 河 本 幸 男 議 員

九 番 鮫 島 市 憲 議 員

番 田 添 辰 郎 議

員

一二番 生 田 直 弘 員

一三番 橋 口 好 文 議 員

四番 長 野 広 美 議 員

五番 渡 辺 道 大 議 員

六番 橋 П 美 幸 議 員

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田

章 君 )

投票漏れはありませんか。

○議長 (永田 章 君 ) 投票漏れなしと認め、 投票を終了いたしま

す。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長 (永田 章 君 ) これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君

小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長(永田 章 君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数十四票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十四

無効投票ゼロ

有効投票中

賛成十四票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第二八号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を

求めることについてはこれに同意することに決しました。

△議案第二九号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙にお

する条例の一部を改正する条例の制定につ ける選挙運動用自動車の使用等の公営に関

いて

○議長(永田 章 君 ) 次は、日程第六、議案第二九号、西之表市

議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等

の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

いたします。

議案説明を求めます。

[選管書記長 大瀬浩一郎君]

○選管書記長(大瀬浩一郎君) 御説明をいたします。

議案書四ページをお開きください。

本案は、 議案第二九号、 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙

正する条例の制定についてであります。における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改

条中、「西之表市長の選挙における候補者に限る」を削る。車の使用等の公営に関する条例の一部を次のように改正する。第七西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動

うになりました。

うになりました。

るとともに、条例で定めることにより、無料とすることができるよ道府県及び市の議会の議員の選挙においても頒布ができることとな挙に限り頒布が認められていた選挙運動用のビラにつきまして、都挙に限り頒布が認められていた選挙運動用のビラにつきまして、都

本市におきましても、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充 本市におきましても、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充 本市におきましても、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

以上でございます。

# △議案第三○号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する

○議長(永田 章君) 次は、日程第七、議案第三○号、西之表市条例を廃止する条例の制定について

青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につ

いてを議題といたします。

議案説明を求めます。

○社会教育課長(中里千秋君) 御説明いたします。[社会教育課長 中里千秋君]

議案書の五ページをお開きください。

に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。議案第三○号でございます。西之表市青少年の家の設置及び管理

と判断したことから同施設を廃止するため、条例を廃止しようとす西之表市青少年の家は、施設の老朽化により安全性確保できない西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例は廃止する。西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

るものでございます。

青少年の家の項を削るものでございます。する条例の一部を廃止いたします。別表第一及び第二、別表第二の布の日からといたします。また、第二項で、西之表市公の施設に関附則といたしまして、第一項において、廃止条例の施行期日は公

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

# △議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改

題といたします。 ○議長(永田 章君) 次は、日程第八、議案第三一号、災害弔慰

議案説明を求めます。

[福祉事務所長 下川法男君]

説明をいたします。 慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御○福祉事務所長(下川法男君) それでは、議案第三一号、災害弔

―ジをごらんください。 ―― 議案書の六ペ―ジをごらんください。参考に、新旧対照表は三ペ

及び生活の安定に資することを目的として制定されたものでござい舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行うことで、市民の福祉る法律及び同法施行令の規定に準拠し、災害弔慰金及び災害障害見災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関す

います。加え、関係政令等が公布されたため、条例の改正を行うものでござ加え、関係政令等が公布されたため、条例の改正を行うものでござっ回、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことに

それでは、具体的に条例に基づいて御説明をいたします。供を求め、または、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提は償還未済額の償還を免除するか否かを判断するために必要な報告は償還未済額の償還を免除するか否かを判断するために必要な報告は償還未済額の償還を免除するか否かを判断するために必要な報告を求め、または、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提を求めることができるようになったことの三点でございます。せれたこと。三点目が、災害償還金の支払い猶予又表す。せれたこと。三点目が、災害償還金の支払い猶予及れたこと。こ点目が、災害援護資金の貸付けの償還の免除についております。せれたことができるようになったことの三点でございます。せず、の主は、大きく三点について行われております。

第二条は償還等を規定をしております。

るものでございます。
びに令第八条、第九条及び第十二条の規定によるものとすると改め及び違約金については、法第十三条第十四条第一項及び第十六条並同条第三項を償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還

ざいます。
に対応して、対象となる条文をそれぞれ参照させるための改正でごに対応して、対象となる条文をそれぞれ参照させるための改正でご災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の改正及び条項ずれ

なお、現在、本市においては当該災害援護資金の貸付け及び償還附則で条例の施行の日を公布の日からとしております。

未済額はありませんので申し添えをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章 君 ) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(永田 章 君 ) 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま ○議長(永田 章 君) 次は、 日程第九、 議案第三二号、西之表市

議題説明を求めます。

[福祉事務所長 下川法男君

市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたし ○福祉事務所長(下川法男君) それでは、 議案第三二号、 西之表

四ページからをごらんいただきたいと思います。 議案書は七ページをごらんください。また参考に、 新旧対照表は

西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、 定める趣旨で制定されたものでございます。

うものでございます。 観点から、 制度を創設する等の措置を講ずる改正があったため条例の改正を行 消費税率の引上げによる財源を活用し、幼児教育・保育の無償化の 主な改正の内容は、さきに述べた子育てのための施設等利用給付 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行によりまして、 市町村の確認を受けた施設等の利用に関し、新たな給付

令、 の創設になりますけども、関連をして、子ども・子育て支援法施行 子ども・子育て支援法施行規則、 内閣府令等の広範な例規の改

正が行われております。

議案書の七ページ、参考に、新旧対照表は四ページをごらんくだ

それでは、具体的に条文に基づいて御説明をいたします。

さい。

保護者」「教育・保育給付認定子ども」と改め、 した。 様 認定保護者」「支給認定子ども」についても、「教育・保育給付認定 に伴いまして、従来の給付と区別をするため用語の改正がなされま まず、第二条は定義を規定しております。新たな給付制度の創設 の語句の整備を行っております。 第二条中、「支給認定」を「教育保育給付認定」とし、「支給 以下の各条文でも同

また、第十二号から第十六号までの五号を追加をし、それぞれ新

たな用語の定義を行っているところでございます。

明は割愛をさせていただきたいと思います。 以下の説明において、当該用語の定義に係る改正については、説

次に、議案書は八ページをごらんください。参考までに、新旧対

照表は五ページをごらんください。

同条の改正に合わせて整理をしたものでございます。法第二条第二項に規定されている基本理念を引用した規定であり、第三条は、一般原則を規定をしております。子ども・子育て支援

旧対照表は八ページをごらんください。 次に、八ページ中段、第十三条の改正部分をごらんください。新

ざいます。保育認定保護者から受けることについて改正を行っているものでご保育認定保護者から受けることについて改正を行っているものでご伴い、特定教育・保育施設が三歳未満の利用者負担が無償化されたことには、三歳から小学校就学前までの利用者負担が無償化されたことに第十三条は、利用負担額の受領を規定をしております。第一項で

旧対照表は八ページ下段から九ページをごらんください。 九ページ上段は、第十三条第四項第三号の改正でございます。新

るものについて列記をしております。保育施設が、教育・保育認定保護者から支払いを受けることができ、第一項から第三項までに規定されているもののほか、特定教育・

しない要件について、アからウを追記をして規定をしております。このうち、第三号の食事の提供に関する費用について支払いを要

は満三歳未満の保育認定子どもの食事でございます。イは(ア)、(イ)の要件で、第三子以降に当たる子どもの副食、ウアは(ア)、(イ)の課税要件未満で満三歳以上の子どもの副食、

次に、一〇ページをごらんください。

下から五行目、第三十五条第三項の改正部分をごらんください。

新旧対照表は一五ページをごらんいただきたいと思います。

た規定に係る読み替え規定を加える改正を行っております。えを規定をしております。第十三条の改正において、先ほど追加しは、特別利用保育を行う際の第十三条利用者負担額の受領の読み替第三十五条は、特別利用保育の基準を規定しております。第三項

次に、一一ページをお開きください。

次に、一二ページをお開きください。
旨により、読み替え規定に係る改正を行っている部分でございます。されておりますが、これについては先ほどの第三十五条と同様の趣別利用教育の基準が規定されている第三十六条第三項の改正が記載上から五行目中央付近から、特定利用教育の、失礼しました、特

照表は一八ページをごらんいただきたいと思います。上から八行目から第四十二条の改正が記載されています。新旧対

追加した第二項及び第三項は、特定地域型保育事業者による代替第四十二条は、特定教育・保育施設との連携を規定をしております。第二項から第五項まで及び第八項を加える改正になっております。

保育の提供について、連携施設を確保しないことができること、そ

を行うものを確保することを規定をしております。

さ行うものを確保すること、その場合、定員が二十名以上の連携協力認定保護者の希望に基づいて、引き続き受け入れる連携施設を確保歳未満保育認定子どもへの保育の提供の終了に際して、教育・保育の場合、連携協力を行うものを確保することを規定をしております。

いるものでございます。事業を行う場合に連携施設を確保しないことができる旨を規定して事業を行う場合に連携施設を確保しないことができる旨を規定して追加した第八項は、満三歳以上児を受け入れている事業所内保育

次に、一三ページをお開きください。

下から四行目から、第五十条の改正が記載されております。新旧

対照表は二三ページをごらんください。

を行っているものでございます。おいて、新たな定義に基づく語句の読み替えを必要とするため改正特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する規定に第五十条は準用を規定をしております。特定地域型保育事業者、

四ページをお開きください。

な定義に基づく語句の読み替え及び無償化や食事に係る費用に関す本条が第五十条で準用している箇所を準用する規定において、新た第五十一条は、特定利用地域型保育の基準を規定をしております。照表は、参考までに二四ページをごらんいただきたいと思います。中段から、五十一条第三項の改正が記載されております。新旧対

る読み替えを必要とするため改正を行っている部分でございます。

次に、一五ページをお開きください。

第五十二条は、特定利用地域型保育の基準を規定をしております。新旧対照表は二五ページをごらんいただきたいと思います。上から八行目から、第五十二条第三項の改正が記載されておりま

っているところでございます。本条が準用する規定において、第五十一条と同様の趣旨の改正を行

ため同条を削除するものでございます。して新たな給付制度が創設されたことから、当該給付がなくなった等に関する経過措置を規定している部分について、無償化に伴いま同ページの下から四行目の附則第三条については、施設型給付費

附則として、この条例は公布の日から施行することとしておりま

す。

ところでございます。ところでございます。ところでございます。との無償化について、市町村の条例がは、当該基準について、市町村の条例がとみなすとの経過措置が置かれているため、今議会の提案となったとみなすとの経過措置が置かれているため、今議会の提案となったとみなすとの経過措置が置かれているため、今議会の提案となったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします

## △議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制 定について

給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 ○議長(永田 章 君) 次は、日程第十、議案第三三号、西之表市

[水道課長 上妻敏男君]

議題説明を求めます。

### ○水道課長(上妻敏男君) 御説明いたします

議案書一七ページをお開きください。

本案は、 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について

です。

の一部を改正しようとするものです。 ましては、事業者の資質が継続して保持されるよう、五年ごとの更 新制が導入されることとなり、更新に係る手数料を定めるため条例 水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定につき

五条」を「第六条」に改めます。 とき一件につき五千円」を加え、以下、号を一号ずつ繰り下げます。 第三十六条第二号の次に「(三) 第八条第一項の指定の更新をする 新旧対照表は、最後の二八ページをお開きください。 水道法施行令の一部改正に合わせて、 第四一条第一項中「第

附則として、この条例は公布の日から施行するとします。

説明は以上です。

### ○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

## △議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について

市水道事業審議会条例の制定についてを議題といたします。

○議長(永田

章 君 )

次は、日程第一一、議案第三四号、

議案説明を求めます。

○水道課長(上妻敏男君) [水道課長 上妻敏男君] 議案書一八ページをお開きください。

議案第三四号、西之表市水道事業審議会条例の制定について御説

明いたします。

審議する機関を設置するため条例を制定しようとするものです。 本案は、西之表市水道事業の運営及び経営等に関する重要事項を

します。 務では、市長の諮問に応じ、水道事業の運営及び経営に関すること、 とについて必要な調査・審議を行い、その結果を市長に答申すると 水道料金に関すること、その他市長が必要と認める事項に関するこ 第一条で、西之表市水道事業審議会を置くとし、第二条の所掌事

第三条で、審議会は十二人以内の委員をもって組織し、 委員は市

長が任命または委嘱するとします。

第四条は委員の任期について、第五条は会長及び副会長について、

第六条は会議について定めております。

兼ねる場合、支給の制限について定めています。千六百円、委員一回四千四百円とし、第八条では、市職員が委員を第七条は委員の報酬について、別表に定める報酬額、会長一回四

とします。

とします。

とします。

とします。

のでは、

のでは、

のが費相当額とします。

また、

市内を旅行したときて、

別表に定める費用弁償額、

西之表市職員の

旅費に関する条例に

のが表に定める費用弁償額、

のとめに

のが表に

のを表現に

のが表に

のが表現に

のがままれ

のが表現に

のが表現に

のが表現に

のがままれ

のがまま

附則として、この条例は公布の日から施行するものとします。第十条は庶務について、第十一条はその他について定めています。

説明は以上です。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第三

号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一二、議案第三五号、令和元

年度西之表市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

[財産監理課長 奥村裕昭君]

○財産監理課長(奥村裕昭君) 御説明いたします。

本案は、議案第三五号、令和元年度西之表市一般会計補正予算(第

三号)であります。

おります、財政係の作成した詳細説明書についてもごらんいただけ別冊の予算書条文をごらんください。また、参考でお配りをして

ればと思います。

十五万一千円とするものであります。
二百四十七万八千円を追加し、歳入歳出それぞれ百八億八千二百四第一条は、歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ二千

四ページをお開きください。

第二表地方債補正は変更二件であります。

まず、辺地債でありますが、事業間調整を行ったことや事業費の

確定に伴い、限度額を四十万円減額しております。

次に、過疎債は、市内小中学校空調整備事業の事業費確定により、

限度額を三十万円減額してございます。

それでは、詳細について、目の金額の大きいものや特徴的なもの

について歳出から御説明いたします。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費は三千五百十五万一一ページをお開きください。下から三段目になります。

六千円減額しております。

のでございます。予算の中から財源として充てるため、相当額を減額しようとするも今回、補正予算に必要な額を財政調整基金に積立てを予定していた主なものは、二十五節積立金三千五百七十五万一千円の減額で、

次に、同じページの最下段になります。

千円を追加しております。 二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費に一千百五十七万三

四ページをお開きください。二段目になります。

九万五千円を追加しております。 三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費に三千三百五十

還金利子及び割引料一千九百五十六万三千円で、平成三十年度障害用者の増加や単位数の増などに対応するための増額と、二十三節償りますように、障害者自立支援に関する各種サービスにおいて、利主なものは二十節扶助費一千三百八十九万二千円で、説明欄にあ

り、国・県への負担金の返還が生じたことによるものでございます。児入所給付等負担金や障害者自立支援給付費負担金の実績確定によ

同じページの最下段になります。

が主な要因となってございます。 本年度は調整年となり、年五回の十五カ月分の支払いとなったこと一月分より、支払い回数を年三回から年六回に見直しされました。八十四万五千円で、児童扶助手当法の一部が改正をされ、本年度十十八万二千円を追加しております。こちらは二十節扶助費一千六百五三款民生費、二項児童福祉費、二目ひとり親福祉費に一千六百九

五ページをごらんください。中段になります。

います。 生活保護費の精算で生じた差額を国に返還しようとするものでござ生活保護費の精算で生じた差額を国に返還しようとするものでござ円を計上しております。こちらは二十三節償還金利子及び割引料で、三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費に二千五百七十万七千

三万七千円減額しております。 六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費は二千二百七十一統きまして、一七ページをお開きください。二段目になります。

で、事業費等が確定したことによるものでございます。 主な要因は、十九節負担金補助及び交付金二千百六十五万七千円

続きまして、歳入について御説明いたします。

七ページをお開きください。二段目になります。

十三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金に一

千二百八十八万七千円を追加しています。

こちらの主なものは、一節及び二節の説明欄にありますとおり、

歳出でも御説明いたしました障害者自立支援給付事業等の事業費増

額に伴う国の負担金増額七百十三万一千円と、児童扶養手当制度改

定に伴う給付に対応する五百五十六万八千円となっております。

続いて、八ページをお開きください。三段目になります。

十四款県支出金、一項県補助金、四目農林水産業費県補助金は二

千七百五十五万円を減額しております。

主な要因は、二節農業費補助金の説明欄に記載しております、各

事業の実績に伴う減額によるものでございます。

九ページをごらんください。最下段になります。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入は三千四十三万一千円を追加

しております。

こちらは、一節総務雑入で、全国市有物件災害共済会等共済金及

熊毛地区消防組合負担金の返納金四百十万九千円が主なものとなっ域事務組合精算返納金一千九百二十万六千円並びに七節消防雑入でび返戻金七百九十三万六千円と、三節の衛生雑入で、種子島地区広

てございます。

説明は以上でございます。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします

本案は予算特別委員会に付託いたします。

### 

でします。 ○議長(永田 章君) 次は、日程第一三、議案第三六号、令和元

衰乏治見 ごさり ミ

議案説明を求めます。

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。[健康保険課長 長野 望君]

本案は、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第

三号)です。

予算書条文をごらんください。

十七万六千円とするものです。を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十四億八百五歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百五十四万三千円

補正の主なものについて、歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください

般被保険者療養費三百八十六万一千円の追加がその主なもので、 一款保険給付費、 一項療養諸費四百五十八万二千円の追加は、三

八月診療分までの実績をもとに推計しています。

ています。 八万一千円の追加も同様に、 同款、二項高額療養諸費、 八月診療分までの実績をもとに推計し 一目 一般被保険者高額療養費三百九十

七ページをごらんください。

ため精算返納するものです。 付金償還金三千六百五十六万八千円の追加は、 給付費等交付金、普通交付金の交付額が療養給付等の額を上回った 七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、 六目保険給付費等交 平成三十年度の保険

次に、歳入について御説明します。

予算書五ページをお開きください。

増額補正するものです。 六万三千円の追加は、 四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金八百五十 歳出の保険給付費の増額に伴う普通交付金を

です。 万五千円の追加は、 三万四千円の追加が主なもので、決算額が確定したことによるもの 六款繰入金、 一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金五百五十五 一節保険基盤安定繰入金保険税軽減分四百八十

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章 君 ) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君 ) 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

### △議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予 (第三号)

年度西之表市介護保険特別会計補正予算 ○議長(永田 章君) 次は、日程第一四、 (第三号) を議題といたし 議案第三七号、 令和元

ます。

議案説明を求めます。

[高齢者支援課長 下川昭代さん]

○高齢者支援課長(下川昭代さん)

御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)

であります。

予算書条文をごらんください

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八百万 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千三百八十六万五千円

千円とするものであります。 補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書一一ページをお開きください

四款、 一項基金積立金五千七百六十六万六千円の追加は、 本補正

予算の財源調整によるものです。

五十五万五千円の減額は、支払い基金交付金の前年度精算額確定に 七款諸支出金、 一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千五百

伴う補正になります。

です。 務組合負担金の前年度精算額確定に伴い、一般会計へ返納するもの 同款、二項繰出金百五十三万一千円の追加は、 種子島地区広域事

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

り三百五万一千円を計上しています。 する取組みに応じて交付される交付金で、本年度の交付額内示によ 金は、保険者である市町村の高齢者の自立支援、 三款国庫支出金、二項国庫補助金、五目保険者機能強化推進交付 重度化防止等に対

に伴う補正です。 四款支払基金交付金の三千九百九万円の追加は、 本年度交付決定

六ページをお開きください

確定に伴う種子島地区広域事務組合負担金の精算返納金百五十三万 九款諸収入、二項雑入百五十三万三千円の追加は、 前年度精算額

以上で説明を終わります。

円が主なものになります。

○議長 (永田 章 君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君 ) 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

### △議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別 会計補正予算 (第三号)

題といたします。 年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)を議 ○議長(永田 章君) 次は、日程第一五、議案第三八号、 令和元

議案説明を求めます。

[健康保険課長 長野 望君]

○健康保険課長(長野

望君)

御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予

(第三号) です。

予算書条文をごらんください。

円とするものです。 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百三十八万三千 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二万七千円を減額し、

補正について、歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

は、 共済費の追加費用の負担金確定に伴うものです。 款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費二万七千円の減額

次に、歳入について御説明します。

予算書五ページをお開きください。

以上で説明を終わります。
円の減額は、歳出の人件費補正に伴い繰入金を減額するものです。三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金、二万七千

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

# △議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。○議長(永田 章君) 次は、日程第一六、議案第三九号、令和元

議案説明を求めます。

[水道課長 上妻敏男君]

○水道課長(上妻敏男君)令和元年度西之表水道事業会計補正予

(第三号) について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は収益的収入及び支出で、収入の事業収益と支出の事業費

をそれぞれ二百五十四万三千円増額するものです。

二ページをお開きください。

第三条は、資本的収入を三百二十五万一千円で補塡するものとする。」に改めます。

収益的収入及び支出の執行計画書、収入の一款事業収益、二項営内容につきましては、一三ページをお開きください。

経営戦略策定等に係る経費の増に伴うものです。

業外収益、二目他会計補助金二百五十四万三千円の増の主なものは

繕費の執行後の予算に余裕があるため、これを減額するものです。め委託料を増額し、一目原水及び浄水費と二目配水及び給水費の修計に加え、長期的な目標となる水道ビジョンの取りまとめを行うた目総経費で、経営戦略策定に必要な整備計画の工程と概算費用の検支出の一款事業費、一項営業費用二百五十四万三千円の増は、五

一四ページをお開きください。

布設替えと仮設工事を行うものです。額し、支出の施設改良費を二百八十八万七千円増額して、配水管の延長されることに伴い、収入の工事負担金を三百二十五万一千円増資本的収入及び支出の補正は、県道西之表南種子線の整備区間が

二ページにお戻りください。

手当の増が見込まれるため、職員給与費を五万四千円増額して七千第四条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、

以上で説明を終わります。

四百万三千円に改めるものです。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本案は予算特別委員会に付託いたします。

#### △日程報告

○議長(永田 章君) あす二十九日から十二月一日までは休会で

す。十二月二日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

#### 散会

○議長(永田 章君) 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前十一時五分散会

本会議第二号 (十二月二日

# 本会議第二号(十二月二日)(月)

### ○出席議員(十五名)

五番 四番 一番 永 小 下 竹 木 Ш 下 倉 原 田 秀 和 兀 章 樹

> 君 君 君 君

君

Ш

則

田 村

香穂里

さん

男

### ◎欠席議員 (一名)

一〇番 中野 周 君

## ◎地方自治法第百二十一条による出席者

副 市 長

市 長

中

育

長

毛 大 井 亚 文 和 子

選管書記長 総務課長兼

大 瀬 浩

会計課長

会計管理者兼

郎

君

Ш 森 真

畑 村 利 裕 昭 昭

明 和 君 君

財産監理課長

市民生活課長

企

画

課長

地域支援課長

元

輝

君

一三番

橋

生

直

弘

君 君 君 君

田 鮫 河 和

辰

郎 憲

九番 八番

市 幸

五番 四番

渡 長

> 野 口 田 添 島 本

広 好

美 文

さん

 $\Box$ 

野 板 哲 俊 男 輔 さん 君 君 君

高齢者支援課長

下 長 長 松 奥

> 野 吉

下

栄 昭

経済観光課長

健康保険課長

務課長

## ◎議会事務局職員出席者

書 次 局

記長長

小 中 古 松

亰

啓

市 島

> 善 成

下

学校教育課長 社会教育課長

中 内

健

史

君

里

君

監査事務局長 教委総務課長兼

> 田 内

君

君 君

学校給食センター所長

吉 河 園

農委事務局長

下上古中 川妻 田 田 野

君

君

水道課長

福祉事務所長

建

設課長

農林水産課長

博 時 己

君

太 恵 哉 悟 さん

- 30 -

#### △開議

## ○議長(永田 章君) おはようございます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりで定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

あります。

### 議事日程 (第二号)

## 日程第 一 一般質問

一二番 生田 直弘 議員

七番 和田香穂里 議員

八番

河本

幸男

一三番 橋口 好文 議員

四番 長野 広美 議員

### △発言の申し出

りますので、これを許可いたします。 〇**議長(永田 章君)** ここで、八板市長より発言を求められてお

[市長 八板俊輔君登壇]

○市長(八板俊輔君) おはようございます。

議長の許可をいただきまして、馬毛島をめぐる状況について御報

告をいたします。

明があると認識をいたしております。の段階でありますため、確実な段階になってから、本市に正式な説ついて一定の合意があったものと認識をしております。一定の合意馬毛島の大部分を所有する開発会社と防衛省との間で土地の売買に新聞、テレビ等の報道にありますように、去る十一月二十九日、

子島とも密接な関係がある本市の貴重な財産でもあります。 という認識です。馬毛島は特異な自然環境や歴史、文化を有し、種 ましたので、読み上げる形で御報告をいたしたいと思います。多少 ましたので、読み上げる形で御報告をいたしたいと思います。多少 ましたので、読み上げる形で御報告をいたしたいと思います。多少 まいう認識です。馬毛島は特異な自然環境や歴史、文化を有し、種 という認識です。馬毛島は特異な自然環境や歴史、文化を有し、種 という認識です。馬毛島は特異な自然環境や歴史、文化を有し、種

ます。

ECLP移転について、地元の理解は得られていない状況だと認ます。

本市は、FCLP以外のふさわしい活用策の実現に向けて取り組

して、適切に対応していきたいと考えております。んでいる最中であり、引き続き住民や議会の意見を聞きながら対応

してありがとうございました。 以上、御報告をさせていただきます。貴重なお時間をいただきま

#### △一般質問

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。きましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につ

順次、質問を許可いたします。

初めに、生田直弘君の発言を許可いたします。

## [一二番 生田直弘君登壇]

〇一二番(生田直弘君) おはようございます。生田直弘です。よ

ろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

一つ目の質問のテーマは、夕暉が丘の利活用と周辺環境の整備に

ついてであります。

れています。この夕暉が丘は、一般社団法人九州観光推進機構や鹿のほうに進んだところに位置しており、別名景勝ロマンの丘と呼ば夕暉が丘は、榕城校区上之原集落の種子島高校の近くの側道を海

おいて、次のような記述で案内されています。児島県PR観光戦略部観光課のインターネット上のホームページに

世界中に向けて発信されております。 感慨を与えます、というものです。そして、この案内と観光情報がる春分と秋分の日に海に落ちる真っ赤な夕日は、訪れる人々に深い八十キロメートルの地点に戦艦大和が没しています。この丘から見大和沈没の方向と書かれた石碑があり、この場所から真西約二百

ります。

おも子どもと散歩するときに、何度もこの夕暉が丘を訪れますが、私も子どもと散歩するときに、何度もこの夕暉が丘を訪れますが、私も子どもと散歩するときに、何度もこの夕暉が丘を訪れますが、

答弁を求めていきたいと思います。であると考えるわけですが、以下、通告の順番に従って、市当局の私は日本中に、そして世界中に誇れる西之表市の重要な観光資源

並びに今後の取り扱い方針について説明を求めます。まず一つ目、本市の経済観光上の位置づけと現在の利活用状況

以下は質問席からお尋ねします。

· [経済観光課長 岩下栄一君]

経緯も踏まえお答えをさせていただきます。 位置づけと現在の利活用状況、並びに今後の取り扱い方針について、○**経済観光課長(岩下栄一君)** 夕暉が丘への本市の経済環境上の

会員相互の親睦を図る目的により貸し付けをしております。ンの丘友の会という団体に対し、市民憩いの場として花園を造成し、し付けを行ってまいりました。その後、平成元年七月から景勝ロマ五十四年八月から平成元年六月まで、児童公園として小牧集落へ貸夕暉が丘は、本市が所有する山林の一部ですが、もともとは昭和

現在の状況に至っているところでございます。設置を目的とした使用許可申請が提出され、許可受託後に塔を建設、当時仮称でありました、大和夕暉が丘設立発起人により、平和の塔さらに、平成十三年八月には、貸し付けの一部が返還された後、

親睦活動も行われているようでございます。ら三回実施されるとともに、近隣の広場ではゲートボールを通じたの利用のほかに、平和の塔設置団体主催による慰霊行事が年二回かまた、現在の利活用状況でございますけれども、市民や観光客等

りたいというふうに考えております。して広く紹介することで、西之表市の魅力を島内外に発信してまいく後も引き続き歴史を感じることのできる本市の絶景スポットと

以上です。

○一二番(生田直弘君) 説明、わかりました。ありがとうござい

ます。

の発生見よればないようにようです。 の場所はですね、今課長もお話ししましたとおり、観光客も頻 この場所はですね、今課長もお話ししましたとおり、観光客も頻 この場所はですね、今課長もお話ししましたとおり、観光客も頻 この場所はですね、今課長もお話ししましたとおり、観光客も頻

○経済観光課長(岩下栄一君) お答えいたします。

誘客を図ってまいりたいというふうに思っております。で、今回の夕暉が丘につきましても御紹介をさせていただきながら、の中で、市内の観光地についても御紹介しておりますので、その中光案内所のほうも設置させていただいてるところでございます。そ大型客船の接岸時につきましては、港のほうに各店舗のほかに観

以上です。

○一二番(生田直弘君) はい、わかりました。しっかり進めてい

続けます。

ることというのが条件になっていることが多いと聞いております。学校側の訪問地の選定条件として、訪問地において平和教育ができ中で民泊誘致を推進しておりますが、この修学旅行を誘致する際に、経済観光課は、本市に修学旅行生等をグリーンツーリズム事業の

案したいと思いますが、市当局のこの点についての見解を求めます。コンテンツとして、改めて位置づけ、しっかり整理をすることを提だきまして、世界や日本全体の観光市場に対して訴求力のある観光推進する事業にとって重要な場所であると、しっかり認識していた推進する事業にとって重要な場所であると、しっかり認識していたまにといる事業に民泊を受け入れられている御家庭にお聞きしたところ、西実際に民泊を受け入れられている御家庭にお聞きしたところ、西

## [学校教育課長 内 健史君]

○学校教育課長(内 健史君)

お答えします。

のとうとさを感じさせてくれる場所であると考えています。戦艦大和が海底に静かに眠る地点を指し、訪れた人に、改めて平和日に海に落ちる真っ赤な夕日は、真西に約二百八十キロメートル、子島の自然の美しさを感じさせてくれます。さらに、春分と秋分の夕暉が丘は、市街地を一望し、そこから眺める夕日は、改めて種

校に周知し、活用を促してまいりたいと考えております。ているわけではございませんが、今後、夕暉が丘の存在を改めて学現在のところ、学校教育の中で、この場所が特段の活用がなされ

以上です。

けれども、この点についてはいかがですか。 るのか、経済観光課のほうからもお答えいただきたいわけなんです済観光課の所管ですので、その点についてどういうふうに考えている・二番(生田直弘君) グリーンツーリズム、民泊については経

種子島の魅力のほうにつなげていきたいというふうに思っておりま明の中にも、今回のような夕暉が丘の内容についても御説明して、リーンツーリズムの推進を図っておりますけれども、その中での説の経済観光課長(岩下栄一君) 経済観光課といたしましても、グ

以上です。

す。

○一二番(生田直弘君) わかりました。呼び込もうとしているで 中し上げたように、島の外からやってくる生徒たちが、すばら での事業推進を図っていただきますようよろしくお願いします。 それでは、課長より先に、教育委員会のほうから少し答弁がござ それでは、課長より先に、教育委員会のほうから少し答弁がござ での事業推進を図っていただきますようよろしくお願いします。

番目の通告でお聞きしたいと思います。り組みっていうのを、今課長が少しお話しいただきましたけど、二り組みっていうのを、今課長が少しお話しいただきましたけど、二り組みっている事実に鑑みますと、本市の児童生徒に対する取の対からやってくる生徒たちが、すばら

御答弁お願いいたします。

御答弁お願いいたします。

いたことにつけ加えることがございましたら、教育長か課長のほう、況並びに取り扱い方針につきまして、ここまで課長の御答弁いただ源であると考えますが、本市の教育上の位置づけと現在の利活用状少暉が丘の存在は、平和教育の視点から見て非常に貴重な地域資

### [教育長 大平和男君]

めていただきたいと思います。 うかと思いますけれども、あそこに、 のあたり、  $\bigcirc$ の形で活用できればというふうに考えているところでございます。 の心といいますか、平和を願う気持ちは活用していきたい、何らか あくまでも二次的なものであるというところに、 いろいろとなされているようであります。 が答弁したところでありますけど、 ○教育長 (大平和男君) 一二番(生田直弘君) 状況はわかりましたので、考えていただいて、方針を進 ありがとうございます。ぜひですね、そ 夕暉が丘の現状については、 修学旅行生の活用であるとか あの施設を建立した先輩たち 直接的な戦史ではない、 若干の弱みはあろ 先ほど課長

できましたので、概要を紹介させていただきます。の中で、どのような内容を伝えているのか、少しお話を聞くことが実施されている市民の方々が、夕暉が丘で戦艦大和と種子島の関係、働参考にですね、民泊の受け入れ家庭で語り部として平和教育を

て、 の猛攻撃を受け、 昭和二十年、 量 員の方々も数多く命を落とされたらしく、戦艦大和が沈んだ後、 の遺体が、 旧日本海軍が建造した世界最大の戦艦大和は、太平洋戦争末期の 当時種子島に民泊で訪れている生徒と同じくらいの年齢の乗組 乗組員のうち約三千人が生還できなかったそうです。そし 一九四五年四月七日、 まず馬毛島に流れ着き、そして、 夕暉が丘の西側約二百八十キロメートルの地点で 沖縄海上特攻の途中、 種子島の西海岸に多 米艦載機 大

流した遺体を西之表市の砂浜で焼いて遺骨にして弔ったそうでありくの遺体が打ち上げられたそうです。そして、種子島の方々は、漂

ます。

いと思います。 毛島の間に、 るとともに、とても複雑な気持ちになるのは、 会が平和であることは当たり前ではないことを、 ざまな思いが込み上げてきて、 するためにとうとい命を失った人たちの存在を認知し、感じ、さま 島が見える向こうに沈む夕日に照らされながら、 こうしたお話を聞いた上で、 夕日と馬毛島の間に沈没した大和の存在と祖国を防衛 理屈抜きで、 夕暉が丘からの眺めを見ると、 今我々が生きている社 恐らく私だけではな その沈む夕日と馬 いま一度再確認す 馬毛

ことはとても大切なことと思います。の子どもたちにきちんと整理し、その恩恵を享受できるようにする教育として生かされている、質の高い学習環境や教育資源を、本市歴史や文化等、机上で学んだことを、島の外の生徒が本市で平和

ていただきたいと思います。とですね、見据えた上で教育展開のほうも改めて位置づけて検討しめる資源、そこに見える景色、そういったものをですね、しっかりかりと検討することを提案したいと思います。ぜひ教育長、おっしかりと検討することを提案したいと思います。ぜひ教育長、おっしかりと検討することを提案したいと思います。ぜひ教育長、おっし

ぜひ現地に赴いてですね、理屈抜きで感じるものを実際にいろい

, お頂い こと上。 ろ体験していただきまして、前向きに御検討いただきたく、よろし

くお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

ください。 セスに係る周辺環境について、市行政当局の見解と方針をお聞かせースに係る周辺環境について、市行政当局の見解と方針をお聞かせー三つ目の(三)案内板や道路の整備といった当該地域資源のアク

状のほうの説明をさせていただきます。 など当該地域資源へのアクセスに係る周辺整備について、まず、現○経済観光課長(岩下栄一君) 夕暉が丘への案内板や道路の整備

りまして案内板が設置されております。また、市道から夕暉が丘に入る里道入り口にも、民間の団体によ

てない箇所については砂利道となっております。 一ト舗装されておりますけれども、道幅がやや狭く、一部舗装されまた、道路につきましては、市道と広場を結ぶ里道が、コンクリ

現状については以上でございます。

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) 今後のあり方とか方針というお尋ねであり

地元の住民等の協力もいただきながら、 管理者としての行政といたしましては、 から、 そういうふうに考えております。 ように、道路等の整備をする方向で前向きに検討してまいりたいと、 ありますけれども、 ますけれども、 ことでさまざまな土地の権利関係とか、 市道ですね、市道からあそこに至るアクセス、 あそこの現地の広場部分へのアクセスに係る、 あれは現在里道になっております。 関係者ですとか、それから、 課題がございますけれども、 観光資源として活用できる 道路のことで 里道という

○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。ぜひともよろし

係る周辺環境につきましては、すぐに手当てできるところは速やか たりしますんで、案内板やですね、 いたり、えぐられて舗装しにくかったり、行けなかったりしてがっ すと、実際に訪れた人たちが、道が舗装されておらず、ぬかるんで さまざまな視点から見て、種子島や西之表市をPRしたり、 します。 かりすることがないように、雨とかの場合はぬかるんで行けなかっ したがって、それを目当てに来訪する人たちがいる現状を踏まえま おり、世界中に、今この瞬間にも情報は発信され続けております。 を磨いたりしていくのに非常に良質なコンテンツや情報が存在して に整えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいた 歴史や文化、 眺望、 石碑などに刻まれた地図や文章の中身など、 道路の整備といったアクセスに 人間性

しくお願いいたします。 市長、前向きに御検討いただくということなので、ぜひともよろ

す。

されて物づくりは土づくりからとの旨の発言をされておられまされた際、不作の原因を台風に逃げるのではなく、生産現場にもうされた際、不作の原因を台風に逃げるのではなく、生産現場にもうされた際、不作の原因を台風に逃げるのではなく、生産現場にもうされた際、不作の原因を台風に逃げるのではなく、生産現場にもうるとうきび生産振興における課題と土づくりについてであります。それでは、二番目のテーマの質問に移ります。

求めます。 市行政当局の見解と対応について、以下通告書の順に従って説明を こうした生産現場の基本的な問題及び土づくりの指摘を受けて、

聞かせください。移しているようですが、市内各校区別で見た直近の内訳についてお本市全体で見ると、平成二十八年度を除いて減少基調かつ低位で推本ず一つ目、(一)さとうきび生産に係る一反当たりの反収は、まず一つ目

## [農林水産課長 中野賢二君]

# ○農林水産課長(中野賢二君)がお答えします。

いました。 平成三十年度の本市のさとうきびの平均反収は五千百キロでござ

西五千三百二十四キロ、現和五千二百二十七キロ、国上五千二百キ校区別の平均反収につきましては、住吉五千七百二十一キロ、下

す。

ります。 ののでをと回った校区は住吉、下西、現和、国上の四校区となっておい、十一キロ、安城四千三百六キロ、伊関四千二百六十五キロ、立山、榕城五千九十一キロ、安納四千六百八十四キロ、上西四千六百口、榕城五千九十一キロ、安納四千六百八十四キロ、上西四千六百

以上です。

# ○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。

口程度の開きがあるということであります。 ・ 課長がおっしゃったとおり、最高値と最低値、大体二千キロ、今、課長がおっしゃったとおり、最高値と最低値の差は約二千キ収の校区別の内訳は、最低値で三千七百四十九キロ、最高値で五千収の校区別の内訳は、最低値で三千七百四十九キロ、最高値で五千収のほうで、令和元年度西之表市きび・甘しょ生産振興会の資料

ら、踏み込んだ要因解析と仮説検証が重要になってくるのでありま最高値は十三・四五度と、その差二・二二度となっております。特に、たまとがましたとおり、反収の差は二千キロ程度と大きいことが接影響を与える生産量並びに糖度について、西之表市の校区ごとで接影響を与える生産量並びに糖度について、西之表市の校区ごとで接い。

なお、私が今供述した数字については、校区ごとの栽培面積の大

二番目の(二)の質問で当局の考えをお聞きしたいと思います。では、どうしてこのようなことが起きているのでしょうか。次のいということは分析しておりますので、その点お含みおきください。きい、少ないということが上位、下位と直接相関していることはな

具体的な説明を求めます。くりの観点から、どのように捉え、どのように分析しているのか、由並びにその評価と分析内容を、生産現場の基本的な問題及び土づ由がにその評価と分析内容を、生産現場の基本的な問題及び土づ

# ○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

などによる収量の低下が原因と考えられます。 産現場において、機械化にうまく対応した管理作業ができないことしていることによる適期管理作業の遅れや機械化が加速している生や兼業化が進み、委託作業が増加する中、受託作業の担い手が不足まず、生産現場の基本的な問題についてでございますが、高齢化ます、生産現場の基本的な問題についてでございますが、高齢化

以上です。 低下及び低反収の大きな要因の一つになっていると考えられます。 また、土づくりの観点からいいますと、有機物の投入不足が地力

ただきたいと思います。くりについて、いろいろお話を聞きましたので、少し共有させていき、時には圃場を見学させてもらいながら、生産現場の工夫や土づ

局と一致しているのではないかと思います。物をしっかり入れることでありました。この点につきましては、当まず一つ目、土づくりについては、きちんと畑に家畜堆肥等有機

る。
気候を見ながら、暖かくなる時期になれば、マルチなしに切り替え気候を見ながら、暖かくなる時期になれば、マルチなしに切り替えチを二月から三月上旬まですること。ただし資材代を抑えるため、そして、二つ目の生産現場の工夫です。①、一つはですね、マル

に負けるが、十八号は成育が速いのでよいと。 ②欠株部分には十八号を捕植すること、八号だと根が弱く、元株

培土や追肥等を適宜に行うことでありました。そして、③まめに畑を回り、生産管理をすること。株出し、除草、

でも、反収六トン超はとれるであろうということでありました。く上で、非常に大きな影響度があり、この四つをきちんとするだけ四トン程度になり、逆に前述の取り組みは継続的に収量を上げていこの取り組みをしなければ、七トン程度収量がとれていたものは

ーチにつきましては、さとうきびに限らずですね、全国的に管理系で、技術の標準化と底上げは図られてくると考えます。このアプロる方の実践的な生産現場の工夫についての情報共有を推進することこのようなお話をお聞きすると、机上ではなく、うまくいってい

聞いているところであります。については堆肥がよいというのは、多くの生産者からヒアリングでのほかの作物では取り組みが始まっております。そして、土づくり

ます。

今回共有したところにつきましては、好事例の一つということは、今回共有したところにつきましては、好事例の一つということは、

生産現場力の底上げを推進すること。 大孩の標準化による一つは、実践的な技術をデータベース化し、技術の標準化による

ればお願いします。 情報提供をしっかりしていると、果たしているということでありました。この点につきましていると、果たしているということでありましたところ、うまくいっている地域の行政の役割の一つは情報共有、天皇杯を受賞した茨城県のJAなめがたに先進地視察に行ってきま二つ目は、堆肥づくりを積極的に取り組むことであります。先日

# ○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

堆肥をつくって、また、畜産農家とさとうきび農家と循環型で行いおうぎのバガス等を使いまして、循環型の農業としまして、そこであと、堆肥づくりにつきましては、畜産農家とのふん尿、また、ずータを今後いただきまして、それぞれの地域に合った、また環境データベースにつきましては、それぞれで情報を、各校区ごとにデータベースにつきましては、それぞれで情報を、各校区ごとに

まして、堆肥づくりを行っていこうと考えております。

す。 について、少し触れられましたので、次の質問に移りたいと思いま〇一二番(生田直弘君) 一部、(三)の方針、具体的な取り組み

質問に対して、次のような答弁をされておられます。 市長は、平成二十九年第四回の定例会において、同僚議員からの

感を覚えているという旨の内容でありました。業の基盤が崩れる。そして、地域経済の衰退につながるという危機きな地位を占めている。このまま不作、低迷が続くと、種子島の農さとうきびはこの種子島の基幹産業の一つであり、基幹作物の大

をお聞かせください。を踏まえた、今後の方針と具体的な取り組みについて、当局の考えを踏まえた、今後の方針と具体的な取り組みについて、当局の考えを踏まえた、(三)先ほどの国会議員の方々からの指摘

## ○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

ますけれども、そうしたもろもろのところをですね、やはり多角的ちいう技術的なもの、それから、意欲というようというか、なっております高齢化の問題、担い手不足の解消ととのというか、なっております高齢化の問題、担い手不足の解消ととりますが、さとうきびもその中の重要な作物であります。そのネッりますが、さとうきびもその中の重要な作物であります。そのネッととうきびだけでなく、農業は本市の基幹産業であると思っておさとうきびだけでなく、農業は本市の基幹産業であると思ってお

うものも継続していかなければならないと思っております。農家に対する支援といいますか、作業委託料等の助成とか、そういかということも出てまいります。そしてまた、その一方で、小規模託組織等への機械設備事業の継続ですとか、また、農地の集約化とに分析しながらやらなければならないと思います。大規模農家や受

考えております。

考えております。

それと、先ほど品種のことについて触れておられましたけれども、それと、先ほど品種のことについての支援ですとか、さまざ度なるといけませんので、その点についての支援ですとか、さまざいかなる「はるのおうぎ」というものが、二年後には導入される計画になっておりますけれども、その間に新植ということがおろそかになるといけませんので、その点について触れておられましたけれども、

# ○一二番(生田直弘君) るる説明ありがとうございました。

形で質問を進めさせていただきたいと思います。したので、特に、この部分につきまして、いま一度フォーカスした私はですね、土づくりと生産現場の課題というところでございま

いるバガスの量も大量になることが予想されます。課長もおっしゃったとおり、機械化がですね、進み、現在不足して徴により生産体系は、より、市長がおっしゃったとおり、大規模化、のおうぎ」が生産者の方に配られ、時期になりますと、同品種の特のおうぎ」が生産者の方に配られ、時期になりますと、同品種の特のおうだ。

そしてまた、当該品種のもう一つの特徴を考えますと、株出し回

いただけますか。たいと思いますが、本件について、市長、御見解があればお聞かせたいと思いますが、本件について、市長、御見解があればお聞かせ大切だと信じますので、この土づくりの仕組みについて強く提案しそして、将来を予測し、具体的な対策を今から講じていくことが

た、 れをまた、 れから、耕畜連携ということで、 いうようなことで、バガスの利用、 弁にもありましたとおり、有機物の投入が足りないのでは ○市長 (八板俊輔君) ものも引き続き研究を進めて、 ない開発というか、 ハカマのすき込みですとか、そういうこともございますし、 循環型のスラリーの利用ですとか、 研究途上のものもございますので、そういった 土づくりにつきましては、 実用化といいますか、につなげてい 酪農、 有効活用ですとか、それからま 畜産のし尿の利用とか、そ いろいろ終着してい 先ほど来課長答 ないかと

その努力を続けていくということで御了解いただきたいと思います。いうところが、まだ言えないところはありますけれども、引き続ききたいということで、なかなかいついつまでに、これをどうすると

○一二番(生田直弘君) 答弁ありがとうございます。

います。
がいますので、ぜひともですね、お願い、進めていただきたいと思っていくということで、実用化に向けてやっていくということでごっていくということで、実用化に向けてやっていくということでご案してましたとおり、市長の頭の中で研究課題として、引き続きや深ガスの利用ですね、私が、耕畜連携、そのあたりもですね、提

芸幹作物であることは間違いないのであります。
表市の耕種部門全体の作付面積で約三二%、生産額で約一五%を占は、釈迦に説法かとは思われましたが、直近の統計データで、西之めているのがさとうきびであります。そうした観点からもですね、あついるのがさとうきがら何か申し上げるというのにつきましておきましては、私のほうから何か申し上げるというのにつきましておきましては、私のほうから何か申し上げるというのにつきましておきましては、

思いから質問という形で政策を提言させていただきました。が変化に対応できるように、迅速かつ丁寧にやっていきたいという現状をしっかり捉えて、将来を見据えて予測を立てながら、関係者生産体系は変化していくため、さとうきび生産振興を通じた農政は、そして、数年後に本格導入される新品種によって、さとうきびの

とも次期計画等、まだ具体的なところはということではありますけ二、三年後、二、三年というのはすぐにやってきますので、ぜひ

目のテーマの質問に移りたいと思います。調整を検討、対応いただきますことを要望いたしまして、次の三番れども、できるところは、ぜひともですね、速やかに関係機関との

たします。

形式で政策提言をしていきたいと思いますので、よろしくお願いい定住環境の整備と人づくりといった側面で課題解決策を質問という指摘、要望並びに提案してまいりましたが、次からは、若者世代のこれまでは観光や農業といった経済や産業振興のテーマについて

無償化に伴う運営上の課題や教育費のあり方についてに係る一般質本年六月に開催された令和元年第二回定例会の幼児教育・保育のらない子どもたちの支援についてであります。本日三つ目は、マスコミでもいろいろ取り上げられておりますけ

ていた課題に対する市行政当局の対応についてお聞かせください。一つ目、令和元年十月一日の同制度導入時に発生すると見込まれ問と答弁を受けて、以下具体的な説明を求めます。

[福祉事務所長 下川法男君]

る課題と市の対応について御説明をいたします。○福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化導入に係

準備期間ではありましたが、各施設事業所の皆様、そして保護者の本年十月から実施がされました。制度の実施については、大変短い本制度は、改正子ども・子育て支援法が五月十日に可決、成立し、

かと思います。
なおいます。
と思います。
におきましては、国の制度設計に沿って、制度の導入を行っなおかりして、関係する方々へ御礼を申し上げたいと思います。
ところでございます。この実施ができたのではないかと考えているところでございます。この

目が、副食費の取り扱いについてであります。一点目が、利用料の算定に係る情報共有のあり方について、二点

点目の利用料の算定については、従来どおり、国の年収による

護者の皆様に対して、必要に応じ適切な支払いについて丁寧に説明 だいているところです。市としても、 費を徴収していただく事務が発生をいたしました。各施設事業所に 償化において、 要と必要最小限の情報共有を行い、各施設事業所での徴収等が円滑 区分を設けて行っております。各施設事業所とは副食費の徴収の必 階層区分に相当する形で、市町村民税の所得割課税額に基づく階層 いる利用調整の実施者として、各施設事業所と連携をしながら、保 おかれましては、振り込みや現金徴収等の方法により対応していた これまでと同様、保護者の皆様に御負担をいただくこととなりまし に行われるよう協力をお願いしているところでございます。 次に、二点目の副食費の取り扱いについてですが、このたびの無 各施設事業所において、保護者から事業所の債権として、 副食費については無償化の対象とならなかったため 施設事業所に保育を委託して 副食

、御理解を求めてまいりたいと考えております。

ざいます。 ては、 園 以降については、全ての階層について免除となっているところでご よう、一般会計補正予算(第二号)で予算措置させていただいたと ら導入された、いわゆる子ども・子育て支援新制度に移行してい る補足給付事業を導入をして、副食費について同様の免除がされる みの幼稚園の利用者との公平を欠くことになるため、 未移行幼稚園の利用者と他の保育所、 いため、このたびの副食費の免除対象とならないこととなりました。 ころでございます。これによりまして、市内の保育園、認定こども また、 幼稚園を利用する副食費については、 市町村民税の所得課税額で七万七千百円以下の階層、 市内の私立幼稚園二園のうち一園は、 認定こども園、 第一子及び第二子につい 平成二十七年四月か 新制度移行済 実施徴収に係 第三子

環境づくりに努めてまいりたいと考えております。 一 今後も施設事業所等の御協力をいただきながら、子育てしやすい

以上です。

○一二番(生田直弘君) 説明はわかりました。ありがとうござい

中で、当該制度の導入により新たな業務が発生しております。したね、本件に関連する業務が、現場の保育所などではノウハウがない当局で行っていた個人情報の管理及び個別徴収や滞納管理等のですく、課長がおっしゃいました、答弁されたとおり、本市のですね、

ことを要望しまして、次の質問に移りたいと思います。ように、きちんと寄り添った形で市行政当局の対応をいただきますですね、複雑になることも予想されますし、現場に混乱が生じないないかもしれませんが、今後は、業務が分かれたことで、監査等ががって、現在制度が導入されたばかりで、大きな問題が発生してい

研究を進めていくという旨の内容であったかと思われます。 一会年の六月の議会定例会で、国の制度でですね、国の基準に伴う 同制度のですね、三百六十万円以上相当の年収がある世帯の第一子 と第二子は、副食費の免除対象から外れ、その対象となる子どもた と第二子は、副食費の免除対象から外れ、その対象となる子どもた と第二子は、副食費の免除対象から外れ、その対象となる子どもた と第二子は、副食費の免除対象から外れ、その対象となる子どもた と第二子は、副食費の免除対象から外れ、その対象となる子どもた と第二子は、一般であるとか、事業所の考えや意見を聞きながら との対象となる子どもた との対象となる子どもた との対象となる子どもた との対象となる子どもた との対象となる子どもた のですね、国の基準に伴う

後の方針についてお聞かせください。て、無償化枠から外れる対象者への支援に係る現在の進捗状況と今そこでお尋ねします。二つ目、給食費の一部である副食費につい

○福祉事務所長(下川法男君) 副食費が免除とならなかった方へ

いて免除となっているところです。
万円未満相当となります。第三子以降については、全ての階層にお得課税割額で七万七千百円以下、国の基準でいうと、年収三百六十副食費については、第一子及び第二子については、市町村民税の所前述のとおり、市内の保育園、認定こども園、幼稚園を利用する

なったところでございます。
部の階層の方々には副食費のみ御負担いただく必要が生じることと護者の方々に負担をしていただいておりましたが、無償化により一無償化実施以前においては、副食費は利用料に包含する形で、保

実施に向けて大変御苦労をおかけをしております。は、副食費の徴収という新たな業務が生じることとなり、無償化のによる徴収をお願いしているところでございます。保育所においてあわせて、当該副食費は、施設事業所の債権として、当該事業所

庁内での議論を行っているところでございます。 以上のことを踏まえまして、今後の支援のあり方について、現在

以上です。

○一二番(生田直弘君) 課長の答弁はわかりました。はい、議論

されるべきだと思います。
市長は、ふだんから若者が著しく減少する中にあって、子育て支
をされております。若い世代からはですね、大変ありがたいとの言をされております。若い世代からはですね、大変ありがたいとの

将来の不安を軽減させる、感じさせないような八板市長らしい温かひとも若者がこの町で暮らし、子どもを産み育てることについて、な視点から金銭的支援をしていくことが大切だと強く考えます。ぜ子どもの食べ物に関しては、相対的な考え方ではなくて、絶対的

方法もあるかと考えますが、市長、この点について御見解をお聞か第二子からとする、あるいは五〇%を支援する等、部分的な支援の難しいということなんであれば、小学校の給食費の無償化と同様にていくのがベストではありますが、財政上等の理由で、現時点ではい支援をお願いしたいと思います。対象者全員に対して全額支援し

## ○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

副食費の無償化につきましては、所長からも申し上げましたければも、準備段階から実施に、現在に至るまで、関係の方々に大変御協力をいただいております。本当に円滑に、煩雑な中で円滑に進めたせていただいております。本当に円滑に、煩雑な中で円滑に進めあります。子育てしやすい、市民の皆様が子育てのしやすい環境があります。子育てしやすい、市民の皆様が子育てのしやすい環境があります。子育でしやすい、市民の皆様が子育でのしやすい環境があります。子育でしやすい、市民の皆様が子育でのしやすい環境があります。子育でしやすい、市民の皆様が子育でのしやすい環境があります。子育でしたが、本当に円滑に、煩雑な中で円滑に進めければならないと思います。そのためには、この副食費に関しましければならないと思います。そのためには、この副食費に関しましければならないと思います。そのためには、この副食費に関しましておりますが、可能であれば、令和二年度予算に向けですね、その積極ますが、可能であれば、令和二年度予算に向けですね、その積極ますが、可能であれば、令和二年度予算に向けてですね、その積極ますが、可能であれば、令和二年度予算に向けてですね、その積極ますが、可能であれば、令和二年度予算に向けてですね、その積極ますが、可能であれば、令和二年度予算に向けてですね、その積極ますが、可能であるというないというないと言いますが、可能であるというない。

これまで同様続けていただきますよう、ぜひともよろしくお願いし行っていただくことで、若者が定住しやすい環境というのはですね、○一二番(生田直弘君) ありがとうございます。積極的な支援を

ます。

使った遠隔地教育と人材育成についてに移りたいと思います。それでは、本日最後の質問のテーマである情報通信技術ICTを

けて、以下具体的な説明を求めていきます。CTを活用した遠隔地教育や人材育成等に係る一般質問と答弁を受元年第二回定例会において指摘、要望しております情報通信技術I平成二十九年第三回、平成三十年第二回、第三回定例会及び令和

いる旨の内容であったかと思います。
島内及び島外の学校をつないだ遠隔合同授業や教員研修を実施して器を借用し、インターネットによるテレビ会議システムを利用し、器を借用し、インターネットによるテレビ会議システムを利用し、はず一つ目、(一)機器の整備及び教員のICT活用能力と資質

かせください。 まず、(ア)現在の進捗状況についてお聞

# ○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

とタブレット型端末の導入を進めているところでございます。ICT機器の学校への整備については、現在テレビ会議システム

ございます。おいて遠隔授業や交流活動、教員の合同研修等を実施したところでおいて遠隔授業や交流活動、教員の合同研修等を実施したところで借用し、六月から七月にかけて複式学級を有する小学校八校全てにテレビ会議システムについては、本年度は鹿児島大学から機器を

十二月以降、鹿児島大学とあわせてリコーからも機器を借用し、

一回目を実施することとしております。

です。わせて、小学校七校に導入し、授業で活用できるようにしたところわせて、小学校七校に導入し、授業で活用できるようにしたところタブレット型端末については、昨年度学習用パソコンの更新にあ

座を実施することとしております。いては、本年度は十二月に鹿児島大学から講師を招いて実践的な講教員のICT活用能力の向上についてでございますが、これにつ

以上です。

○一二番(生田直弘君) 説明はわかりました。いろいろ民間の企○一二番(生田直弘君) 説明はわかりました。いろいろ民間の企

したいと思います。<br/>
したいと思います。<br/>
一台使える環境を整備する案を検討しています。<br/>
子原に上る見通しであるとの報道がされております。<br/>
ICT化で、全国の小学五年生から中学三年生が、パソコンを一人一台使える環境を整備する案を検討しています。<br/>
予算規模は四千億円に上る見通しであるとの報道がされております。<br/>
ICTの活用を接げる<br/>
するということが検討されています。<br/>
子算規模は四千億円に上る見通しであるとの報道がされております。<br/>
「ヒエの活用を表していただくことをお願いしまして、次の<br/>
(イ)についてお聞きたいと思いますが、<br/>
政府が経済対策で盛り込む学校の情報通信技術がと思います。<br/>
したいと思います。

それでは、(イ)今後の方針展開についてお聞かせください。

○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

ます。 今後の取り組みとしましては、テレビ会議システムについては、 ます。 全ての学校でタブレット型端末を活用した授業が行えるよう整備した。 を言めた交流も実施することとしております。 全での学校でタブレット型端末を活用した授業が行えるよう整備した。 を言めた交流も実施することとしております。

学の講師による講座を継続し、教員の授業力の向上を図ってまいり教員のICT活用能力の向上につきましては、来年度も鹿児島大

ます。

○一二番(生田直弘君)以上です。

状況はわかりました。ぜひきちっと進

ていただきたいと思います。

校に移動させずに、お互いの生の声を聞きながら、切れ目なくライキントによるテレビ会議システムを使った授業の様子を拝見しました。小学校の一年生と二年生の子どもたちが、国語の授業の中で、た。小学校の一年生と二年生の子どもたちが、国語の授業の中で、た。小学校の間でところでした。時間をかけて、どちらか一方がいる学業題解決に向けたICTを活用した遠隔授業についてであります。課題解決に向けたICTを活用した遠隔授業についてであります。

三者の意見や反応を聞きながら、コミュニケーションを図る環境を ブで相手の様子を目で確認しながら、自分の考えや意見を述べ、第 つくり出せていて、大変すばらしい取り組みだと感じました。

ください。 思われますが、 担等の軽減を図りつつ、複式学級で不足しがちな第三者とのコミュ ニケーションを図り、多様性を育むような使用の仕方であったかと そこでお尋ねします。今回は国語の授業の中で、児童の移動の負 (ア)現在推進研究している授業の内容をお聞かせ

### ○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

ただきながら、算数、英語の合同授業や道徳の授業での意見交換、 合同学習の事前準備、 ICTを活用した遠隔授業については、先ほども申しましたとお 現在鹿児島大学から機器を借用するとともに、 児童会活動等に取り組んだところでございま 講師の派遣もい

以上です。

○一二番 (生田直弘君) 答弁わかりました。ありがとうございま

そのままネイティブの音声を出せるICTの利用は学習効果が高く、 として、学校に、小学校に外国語がカリキュラムに入ってくること の応用をしているほかの自治体の例を共有するとともに、今後教科 これまでの定例会で、映像により動作を確認できる体育の授業で 聞く、話すという音が学習要素として大切になる教科などは

また現場の先生の負担が軽減される旨を申し上げ、対応していくこ

との重要性を訴えてきました。

そこでお尋ねしたいと思います。(イ)想定、応用する授業の今後 の展開と取り組み状況、課題についてお聞かせください。 そこで、課長も今英語についても触れられたんだと思いますが、

○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

ます。 会議を使えるようにしてほしい等の声もあることから、今後はさら られる一方、もっといろいろな交流をしてみたい、日常的にテレビ いつもは一緒に学べない人たちと授業ができて楽しい、 に活用の幅を広げて、国語や道徳等での意見交換、社会科の調べ学 て移動せずに、児童の学びの機会を広げられるといった意見が寄せ 先ほど申し上げました取り組みに対して、児童や教職員 外国語活動の合同学習等に取り組んでまいりたいと考えており 時間をかけ いからは、

また、各学校に一台ずつ配備することで、教職員や児童が日常的

に利用できる環境を整えることとしております。

以上です。

印象的だったのは、もっといろいろな交流をしてみたいというよう ○一二番(生田直弘君) れないような理科の難しい知識を聞かせてくれるお子さんとその保 な児童がいるということはですね、本当にそのとおりだと思います。 先日、 市内の複式学級に通われていて、大人でもなかなか答えら 今、課長いろいろ御説明した中で、一つ

いなくて寂しい思いをしているというものです。のあることには共感してもらえず、意思疎通が図りづらく、友達がいため、周りの興味関心のある分野に偏りが生じ、自分の興味関心護者から、次のような悩みを聞くことがありました。同級生が少な

思っております。 して、 CTが、本市の人づくりの手段の一つとしてより一層有効な運用が なりがちだと、そういうところは十分また心してですね、どのよう すぐアクセスできる環境というのは、 なるほど、いろんな興味に対して、興味を持った子どもが、そこに さらにさらに充実をしていくということで取り組んでまいりますが ○教育長(大平和男君) 図っていただきたいというふうに思うわけですが、この点につきま できるように、機器の整備やICT活用能力を含めた教員の向上を 実であります。つきましてはですね、ぜひ、この情報通信技術のI な活用があるか、さまざまなお知恵もいただきながらですね、 も引きずられていって、その興味が、どうしても幅が比較的に狭く けないなあと思ったところでありました。周りの興味に、どうして 私は、複式学級のよさというのは、 子どもたちだけの力では解決できないものがあるというのは事 議員が子どもさんの感想を聞かせていただきましたけれども、 少しでも子どもたちが豊かに育つように努力していきたいと 教育長、何かありましたら御答弁いただけますでしょうか 今、課長が答弁したとおりですけども、 なるほど整えていかないとい 十分理解しているつもりです 活用

○一二番(生田直弘君) 答弁ありがとうございます。ぜひともよ

終了させていただきます。どうもありがとうございました。育環境の整備を、最後に改めて要望いたしまして、私からの質問を無限の可能性を持った本市の子どもたちの才能を伸ばすような教

○議長(永田 章君) 以上で、生田直弘君の質問を終了いたしま

した。

開いたします。 ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再

午前十時五十八分休憩

午前十一時十分再開

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

[七番 和田香穂里さん登壇]

○七番(和田香穂里さん) 七番、和田香穂里でございます。よろ

約を結んだという書き方もあれば、大筋合意という表現にとどまるたというニュースが飛び込んできました。報道各社によって売買契とおり、十一月二十九日に馬毛島の売買契約が百六十億円で成立し本日の議会の冒頭に、先ほど市長のほうからも報告がありました

うとしていることに強い憤りを感じています。見書を踏みにじる形で、地元の合意のないまま売買交渉が決着しよものもありますが、二月に当議会が決議した売買交渉に反対する意

質問を行います。移を確認の上、改めて質問することとし、今回通告書に従って一般移を確認の上、改めて質問することとし、今回通告書に従って一般質問通告後の報道であり、残念ながら、これは次回以降に状況の推思います。また、この件でお尋ねしたい気持ちはやまやまですが、思います。また、この件でお尋ねしたい気持ちはやまやまですが、現在市長を初め当局も情報収集に全力を尽くしておられることと

た。

大る質問を事前に通告し、また個々の議員による質問も行われましかー・プラス・ツー合意文書についての質問を含む三十四項目にわいていての質問を含む三十四項目にわいまいて防衛省との質疑応答に臨みました。さきに提出した四月のにおいて防衛省との質疑応答に臨みました。さきに提出した四月の去る十一月十二日、西之表市議会馬毛島対策特別委員会は、東京

はないとの繰り返しでした。葉や表現の違いについての質問に対しても、政府の方針に何ら変更がなされたわけではない、政府の方針に変更はないとの説明で、言年四月のツー・プラス・ツーにおいて、日米両政府間で新しい合意まず、ツー・プラス・ツー合意に関しては、防衛省の答えは、本まず、ツー・プラス・ツー合意に関しては、防衛省の答えは、本

所有者と交渉を行うとともに、自衛隊の計画や米の運用等の協議をまた、自衛隊施設設置やFCLP移転計画については、現在土地

号に掲載されているものと同様です。 が防衛省を訪問した際に得られた回答として、 での市長の答弁と合致するものであり、 なれば丁寧に説明していきたい等の回答でした。これらは、これま ないとのことで、 行っているところであり、具体的なスケジュールを示せる段階では 重要であり、 必要に応じて適切に対応していく。 地元への説明会については、 また、 十月二十三日に市長 地 「市政の窓」 説明できる段階に 元の理解と協力が 十二月

の市の認識のとおりと考えます。

の市の認識のとおりと考えます。

の市の認識のとおりと考えます。

の市の認識のとおりと考えます。

の市の認識のとおりと考えます。

の市の認識のとおりと考えます。

の市の認識のとおりと考えます。

考える利用方法を調整していきたいとの見解を示しました。などできないか、市とも協議したい、運用に影響のない範囲で市の利活用計画は承知している、なるべく市長の意向も考えた配置計画これらに加えて、防衛省側は、市の利活用計画について、市長の

的に利活用に言及した説明だったのかをお示しください。利活用に係る回答を要請した結果の説明なのか、防衛省側から自発の説明は、今までもあったのか。これがあったとすれば、市長からそこで質問に入ります。アです。市長の利活用計画に配慮する旨

以下は質問者席より行います。

### [市長 八板俊輔君]

## ○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

対して配慮する旨の説明を受けたこともありません。という、したこともございません。防衛省から本市の利活用計画に中身について示したことはありません。それから、そのような要請中身に立とがございます。ただ、防衛省に対して直接利活用計画のをしたことがございます。ただ、防衛省に対して直接利活用計画の馬毛島の本市の利活用計画についてのお尋ねであります。防衛省馬毛島の本市の利活用計画についてのお尋ねであります。防衛省

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 説明がなかったということですので、これについては、ちょっと変えさせていただきま対してどのように意見を述べたかということは述べる機会もないとこのイに関しては、市長は説明を受けてないわけですから、これにこのてに関しては、市長は説明を受けてないわけですから、これにこのていくおつもりがあるかどうかお聞かせください。

○七番(和田香穂里さん)○わかりました。○市・ので、ちょっとお答えできかねる設問かと思いますけれども。う配慮ということですか、そういう話を受けたこともありません。ういう内容についての説明もしておりませんし、防衛省からそういう市長(八板俊輔君)先ほど申し上げましたとおり、私ども、その市長(八板俊輔君)

ったので、この質問は削除させていただきます。いうふうに理解しますので、ウとエについては、ウについてはなかはないのでお答えはできないというふうに、お答えをいただいたとそれでは、今、防衛省のほうから市長のほうには、この旨の説明

いうところですが、これも関連はないものというふうに理解してよまた、エについても、これまでの市長の地権者がかわれば云々と

○議長(永田 章君) もうちょっと詳しく。

ろしいでしょうか。

○七番(和田香穂里さん) すみません、ウですが、利活用に配慮しというふうに理解してよろしいですねということなので、関連がない。エですが、市長がこれまで国が土地を取得して、地権者が国にかわれば、国が相手のほうが交渉しやすいという旨の発言をされています。これは、防衛省が利活用に配慮するという姿勢を示しれています。これは、防衛省が利活用に配慮するという姿勢を示したとに関連したものなのかという問いを、エで行っているんですが、これは、そういう説明はなかったということなので、関連がなが、これは、そういう説明はなかったということなので、関連がない。エは、これは、大きなので、関連がない。これは、大きなのでは、大きなのでは、大きなので、関連があります。

○市長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本長(八板俊輔君)○本日(大)○本長(八板俊輔者)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板後補本)○本長(八板

うなニュアンスの発言をしたことがございます。は一つにまとまったほうがやりやすいと、そういう意味で、そのよ

だから、 ちょっとかみ合わないかもしれませんけど。 形の一 いうことなんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。 ありがとうございますとか、そういうようなことでの、ではないと いうやりとりとは、 れませんけれども、つまりこれに対して配慮しますとか、そういう 会話の中でですね、 いって、その中で、例えば、配慮するというようなことをですね、 はなかったと。ただ、私どもの防衛省との接触は、挨拶という形で に対してですね、何か協力するとか、配慮するとかいうことの説明 うこともありましたので、そういうことで申し上げたわけで、それ ページに掲載しておりますので、向こうも承知しているだろうとい 体的に私のほうで説明することはしなかった。というのは、ホーム しました、したということを伝えて、ただ、その中身について、具 についてはですね、先ほど申し上げたとおり、利活用計画案を策定 慮するというような発言があったというようなお話ですよね。 問一答とか、そういう中でのことではないということです。 先ほどの特別委員会と防衛省とのやりとりの中であったと 特別委員会と防衛省とのやりとりの中で、 やりとりの中で言ったようなことはあるかもし のような形で配慮しますと、ああ、そうですか 向こうが 配

市長の利活用計画について、限定するような形で配慮をするような〇七番(和田香穂里さん) 言ってみれば、防衛省が市長に対して、

どおっしゃったように、防衛省のほうもホームページを見て、 すが、 でしょうか。 FCLPとの共存というものがあるというふうにお考えになります 行うなど、そういう何らかの形で、市の利活用計画と自衛隊施設や した。ですから、例えば、訓練などが行われない時期に体験活動を 用案の中身は承知していると、体験活動についても言葉が出てきま 長に伝えられた場合ですね、国、 発言がなかった、今まで聞いたことはないということだと思うんで ありました。それが、もし直接、これ、オになるんですが、 **島利活用を認めるというふうに、市長に伝えた場合、** 今回特別委員会のほうでは、 防衛省が自衛隊施設設置後の馬毛 そういった発言が防衛省側から 例えば、 直接市 先ほ

## ○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

ることはできないと考えております。れば、FCLPに資するための本市の利活用計画への協力等は受けい使い方があると考えております。ということですので、言いかえ上げていることですけれども、馬毛島にはFCLP以外のふさわし上げている、今も申し

きます。既に一般空港や旧空港ですら、何の事前連絡もなく米軍機米地位協定によって、米軍はいつでもどこでも自衛隊施設を使用で運用に影響のない範囲でというふうに説明していますけれども、日捉えさせていただいてよろしいかと思うんですが、実際に防衛省は捉ったと、和田香穂里さん) 共存はないという意味だと、私のほう

られません。しゃる利活用が、馬毛島の軍事施設と共存するというふうには考えいを利活用が、馬毛島の軍事施設と共存するというふうには考えが使用している実態がある中で、私も、この馬毛島の、市長のおっ

思います。
思います。
を追求して、実現していく方向を進めていただきたいというふうに言えば軍事施設、軍事活用以外の、その馬毛島にふさわしい利活用言えば軍事施設、軍事活用以外の、あるいは、さらに踏み込んでもそういう方向性、FCLP以外の、あるいは、さらに踏み込んでもでは考えてないというお答えをいただきましたので、ぜひ今後

はり具体的なことへの言及はありませんでした。として、具体的なことへの言及はなく、特別委員会に対しても、やました。そして、市長の訪問に際しても、説明できる段階になればています。今回の訪問の際も、こういった言葉が何度も繰り返されと協力を得るために適切に対応し、丁寧に説明していくと繰り返しそれでは、(二)番になります。防衛省は、これまで地元の理解

中にありました交渉そのものに反対する意見書を出しておりますが、当時の小川防衛副相が説明に来島して以降、西之表市議会も七回におおきがあったというふうには伺っておりません。二〇一一年に、大筋が決定してからは報道が先行して、市に対して防衛省から正式大筋が決定してからは報道が先行して、市に対して防衛省から正式方にが決定してからは報道が先行して、市に対して防衛省から正式方にのの売買契約成立に関しても、私たちが訪問したのが十二日で今回の売買契約成立に関しても、私たちが訪問したのが十二日で

今日に至るまでの回数をお示しください。

今日に至るまでの回数をお示しください。

今日に至るまでの回数をお示しください。

今日に至るまでの回数をお示しください。

今日に至るまでの回数をお示しください。

今日に至るまでの回数をお示しください。

今日に至るまでの回数をお示しください。

今日に至るまでの回数をお示しください。

## [企画課長 森 真樹君]

# ○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

こ○一一年以降ということですけれども、平成で、ちょっと申し二○一一年以降ということですけれども、平成二十五年が一回、三十一年度、令和元年度が、含めて二回が一回、三十年度が一回、平成二十六年が二回となってございままが一回、三十年度が一回、平成二十三年が二回、平成二十四年が上げさせていただきますと、平成二十三年が二回、平成二十四年が上げるという、そういった回数となってございます。

#### 以上です。

暗算が苦手なので、多分間違ってないとは思うんですが。
○七番(和田香穂里さん) 合わせて十一回になると思います。私、

防衛省側から自発的にあった説明の回数をお答えください。は、こちらからの訪問や電話による問い合わせへの回答ではなく、では、イですね、防衛省からの説明は何回行われているか。これ

# ○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

でしょうか。
でしょうか。
でしょうか。

## ○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

は決して十分ではないと推察できます。ております。こうした状況を見ますと、防衛省による住民への説明連団体の連名で、そういう説明会に関する要望が、要請書が出され情報が欲しいという旨の要望があります。最近でも、市内の経済関議会でもそうですけれども、住民からも情報が足りない、正確な

#### 以上です。

○七番(和田香穂里さん)私当に住民の理解と協力を得ようという、これが姿勢かと疑わ問を十一回しているわけですね、合計。しかしながら、防衛省は四問を十一回しているわけですね、合計。しかしながら、防衛省は四会も、また就任後の八板市長も、情報を得るために、しっかりと訪会を得ません。

さきの特別委員会での説明も、これまでの防衛省の対応のあり方

市、そして市民は蚊帳の外に置かれたままだと思います。も、また今回の報道先行、こういった状況も、当事者である西之表

のような責任を負うことになるとお考えになりますでしょうか。市が住民説明会に関与する場合、市は、市民の知る権利に関してどえないということが明らかになったと考えます。そういう現況で、説明はできない、丁寧な説明と言いながら、全くそういう姿勢が見るこで、エですが、現時点で防衛省は、市民の知る権利に応える

## ○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

の状況があります。 十月二十三日の防衛省、私の防衛省訪問の際に、地元説明会の開 の確保に当たっては、地元の理解と協力が必要であると認識してお が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等 が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があると認識してお が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等 が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等 が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等 が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等 が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等 が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等 が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等

後も同様に考えて行動していきたいと、市民に対してきちんとしたで、そういう点については、今までもそうでありますけれども、今言えないと思いますけれども、この問題の進展状況によって、きち挨拶とか、そういうようなこともありましたので、一概に回数では挨拶とか、回数というよりは。私の回数も、最初のところは就任の回数のこともありますけれども、内容の、まあ、内容だと思うん

ております。 情報が伝わるように、私どもの責務を果たしていきたい、そう考え

がら、 けれども、 いうことであると思います。 得られる情報がないということを、 ことを御理解いただきたい。つまり、 問したときも、地権者と交渉中であったり、配備計画や米軍の所要 段階になれば、説明ができるのかということを、 適切に対応していきたいとのことであるが、今の段階ではそうでは 委員会で来訪して、地元説明会や説明責任について、 会の開催についてという部分に関してもですけれども、私たち特別 行うべきものであるという市長のお考えだと思いますが、しかしな ります。つまり、市民に対する情報提供は、市として責任を持って るようにということを責務として考えていきたいというお答えであ ○七番(和田香穂里さん) も協議中であると、そういう段階で、まだ説明できる段階ではない ないというふうに、防衛省側は返答をしているわけです。どういう 先ほども回数だけではないということもおっしゃられました 市長が、この前 「市政の窓」に出された、この地元説明 市民に対してきちんとした情報が伝わ 防衛省側が明らかにしていると 今防衛省に説明会を求めても 議員のほうから質 必要に応じて

は、では、考えられないという、今の段階では考えられないという共催であったり、そういった説明会に対する対応を行うということった現況において、市が、例えば共催であったり、開催を求めたり、そういった中でですね、もし、その、まだ現況において、そうい

ふうに理解してよろしいものでしょうか。

○市長(八板俊輔君)説明会というようなことについてのお尋ね

は、 が訪問して防衛省から説明を受けたことを掲載された、この「市政 わっていないことも含めて、単に防衛省の説明を代弁するのではな ても評価できるものだと受けとめております。  $\mathcal{O}$ 月の定例会、その前も何度かですね、市民に情報が届いていないと ○七番(和田香穂里さん) 慎重にというお言葉ですが、 いうことを指摘しましたが、今回初めて、これコピーですけれども 「市政の窓」に防衛省の説明会の、ごめんなさい、訪問して、市長 窓」に掲載されたということは、市民への情報提供としては、と 今後ますます重要だと考えます。 情報とともに、市長の姿勢や見解を市民に広く伝える取り組み 変わったことも、 私も、 九 変

が積極的に関与すべきではないというふうに考えます。つ意味、馬毛島に係る計画の中での位置づけを考えると、これは市はありましたが、その内容はもちろんですが、説明会そのものが持対して、防衛省による説明会については、今慎重にというお言葉

今年三月に陸上自衛隊が配備されております。その後に防衛セミナちなみにですね、奄美の例なんですが、奄美は、御存じのとおり、

して説明会を安易に開くことを、 市と事前に説明会をさせていただいたと認識しているという答えな 意を捉えたのかという問いかけに対して、 民のほうから、ミサイル配備は民意を反映したと言えるのかという 応するような会合があったんですが、 したりということはしないでいただきたいというふうに考えるんで なんです、説明会を開いたということが。 んです。説明会をしたというのが、民意を反映したかどうかの答え うのは反映したものなのか、どういうふうに防衛省はその住民の民 ふうに問いかけがありました。住民の気持ちを、 ーとして開かれた会合、 そういう意味を持っているものというふうに考えますので、 市長、そのところの御見解いかがでしょうか。 防衛省のほうからいろいろな質疑応答に対 市のほうから要望したり、 講演会の後の質疑応答で、 つまり、説明会というの 防衛省側はですね、 ミサイル配備とい 共催を 奄美 · 決 住

## ○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

やすいかと思いますけど。 たほどから説明会、説明会とおっしゃっているんですが、何についての説明だとか、FCLP訓練についての説明だとか、FCLP訓練についての説明が、売買交渉についての説明だとか、FCLP訓練についての説明が、売買交渉についての説明だとか、FCLP訓練についての説明にいいるのは、ちょっとはっきりさせていただいたほうが、お答えもしたの辺は、ちょっとはっきりさせていただいたほうが、お答えもしたの辺は、ちょっとはっきりさせていただいたほうが、お答えもしたの説明会とから説明会とおっしゃっているんですが、何につたはどから説明会、説明会とおっしゃっているんですが、何につ

> 〇七番 がでしょうかということです。 もの、 開かれるかどうかではなくて、防衛省のほうが住民に対して行う全 くて、 ないでいただきたいというふうに考えているんですが、 する全てがそこに含まれるものと考えて、私たちが、住民が求める ったり、いろいろな事前の調査であったり、 ての説明会です、 れについて、市が開催を求めるとか、 ないですよ。馬毛島のFCLPであったり、もちろん売買交渉であ 市が求めるものではなく、防衛省側が開催をする説明会、そ 防衛省が開く住民説明会ということです。 (和田香穂里さん) 馬毛島に関する。もちろん馬毛島以外のことでは 私の申し上げているのは、 共催をするといったことをし 馬毛島に係ることに関 住民が何を求めて 市長はい 中身では

## ○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

中であるので、価格決定をするために、 ね、 きに、 らないと、受けようがないわけですね。 説明会というけれども、何についての説明会なのかというのがわか ので、そのことも説明をしたいということでありました。 そのための説明をしたいと。それから、 今年初めに、例えば、 やはりお尋ねすることになると思います。 問い合わせをいたしました。それで、あのときは売買交渉の途 何のために来るんですかということは、 何のための、 副大臣が来られたことがあります。 何を目的とするものなのかということ 現地調査が必要であると、 だから、 報道に関して先行している 事務方を通じてです 防衛省が だから、 そのと

以上です。

が必要だと考えれば、その開催に協力をするというふうに、私は理 解してよろしいんでしょうか が何のために説明をするかというのが明らかになって、それが市長 ○七番(和田香穂里さん) つまり、 市長の姿勢としては、 防衛省

### ○市長(八板俊輔君) お答えします。

話をしたわけですよね。そのときには、こういうことが聞きたいと 明会と言われているけれども、その、何に対しての説明を求めるの 上げたいわけです。 うことを明らかにしないと、かみ合わないということを、私は申し そういうことだと思うんですよ。何が、何が欲しい情報なのかとい いうことで、それを全部ぶつけたわけじゃないんですか。例えば、 ないのではないか。例えば、先月特別委員会の皆さんが防衛省と対 かということがあるわけですよね。それをはっきりさせないといけ そういうことではなくて、今、議員が質問されている説明会、 説

待ちください ○議長(永田 章君) 休憩します。ちょっとしばらくそのままお

午前十一時四十二分休憩

午前十 時四十五分再開

○議長 〇七番 (永田 (和田香穂里さん) 章 君) 般質問を続行いたします。 申しわけありません、私の質問の仕方

> たいと思いますので、次に進みたいと思います。 しましても、 いずれの形にしても、今後考えられることでありますので、 がよくないようですので、この件、住民に対する説明会というのは、 次回以降、改めて、またこの件について伺ってまい 整理を

機搭乗員ほか米軍関係者が一定期間馬毛島に滞在するということで 乗組員が島に滞在するというものがありました。 すね、 ょうか、お聞かせください。 態について、市長はこれまで説明を受けて把握をされているのでし 員や米軍関係者、兵隊が馬毛島に滞在する可能性があるということ どと言われているこのFCLP、計六十日ぐらいの間、艦載機搭乗 訓練準備も島で行われている硫黄島の例や、十日間の訓練期間中は 三番です。防衛省との質疑応答、ごめんなさい、特別委員会ので 回基地に戻るのではなく、馬毛島で行われる場合も、恐らく艦載 初めて認識したところなんですが、こういった、この訓練の実 準備期間も含めて、一回につき三十日程度、そして年に二回ほ 防衛省との質疑応答の中で、FCLPの具体的な説明として、 準備のために一回

### ○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

ます。 りますけれども、過去に、二○一一年以降の説明の中であったよう ですので、その点については、所管課長のほうからお答えをいたし 私の就任して、就任後については、そういう説明はないわけであ

○企画課長 森 真樹君) お答えいたします。

ようでございます。 基本的に馬毛島内で活動してもらうことになる旨の発言をしている 馬毛島で行う場合も同様に、馬毛島内に米軍の人数分の隊舎を設け、 島で行っており、硫黄島に米軍が寝泊まりする隊舎を建設している。 島で行っており、硫黄島に米軍が寝泊まりする隊舎を建設している。 基本的に馬毛島内で活動してもらうことになる旨の発言をしている。 ときでございます。その中 訓練の実態につきまして、正式に防衛省から説明があったのは、

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 既に二〇一一年、平成二十三年の段階 ○七番(和田香穂里さん) 既に二〇一一年、平成二十三年の段階 ○七番(和田香穂里さん) 既に二〇一一年、平成二十三年の段階 ○七番(和田香穂里さん) 既に二〇一一年、平成二十三年の段階 います。

ので、お伺いしてまいりますが、アです。市長の目指すまちづくりFCLPとの関係性について、最も原点と言える部分だと思います指すまちづくりや市民の暮らしのあり方と、馬毛島、自衛隊、米軍、馬毛島に係る質問の最後の項目になります。四番です。市長の目

や市民の暮らしのあり方とはどういうものでしょうか

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

がら、市政運営をしているところであります。振興計画や各種計画に基づいて、日々住民や議会の御意見を賜りなるようなまちづくりを目指しております。そのために、本市の長期が本当に本市に住んでよかったと、今後も住み続けたい、そう思えがら、市政運営をしているところでありますけれども、市民目指すまちづくりのあり方ということでありますけれども、市民

○七番(和田香穂里さん) ありがとうございます。

いうふうにお考えになりますでしょうか。要なのかどうか。必要とまでは言わずとも、それらが共存できるとの軍事施設、その他の自衛隊施設や演習、FCLPというものが必の軍事施設、そういったことの実現について、その実現には馬毛島

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

策は掲げておりません。本市の計画において、馬毛島におけるFCLP施設に関連する振興各種計画に基づいて市政運営をしていくわけであります。こうした先ほども申し上げましたとおり、本市の長期振興計画ですとか、

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 計画にもないことが行われてはならな

そう思える市にということ、これ一番大事なことだと思うんですが、実際にですね、市長のお答え、住んでよかった、住み続けたい、

1。 いって、島を離れてしまう例が少なくないというふうに聞いていま基地の島に住み続けたいと思って移住してきたわけではなかったとなどでは、移住してきた方々が、こんなはずじゃなかった、こんな例えば、自衛隊が配備が進んでいる宮古、石垣、奄美、与那国など

観光や仕事や帰省で、さまざまな方々が島外から訪れますが、その 知らなかったと、彼女は言っていました。 知人は、 はもろちんです。そういう思いを新たにしているところです。 り続けてほしい、そういう島として守っていきたい、住んでいる人 誰もが心身ともに癒やされて帰っていただきたい、そういう島であ 和で静かな、美しい種子島だけを見て覚えて帰ってほしかったです。 る自衛隊員などを目の当たりにして、大きな衝撃を受けていました。 がら見とれていましたが、でも、海岸に並ぶ自衛隊車両や銃を構え の鎮西演習と統合幕僚監部の実動訓練が行われている最中でした。 こんなきれいなところで戦争さながらの訓練が行われているなんて 島を案内して回りました。ちょうどそのときは自衛隊の西部方面隊 また、 種子島の豊かな自然や美しい景色に本当にため息をつきな 先日私の知人が関西から来島しまして、 私は、 その知人には、平 北から南まで種子

いただきたいと思いますが、一言いかがでしょうか。訓練も、米軍もFCLPも要らないとはっきりとした姿勢を見せてとっての幸福の形を追求し、広く共有するとともに、自衛隊施設も市長も、御自身の目指すまちづくりや西之表市民、種子島島民に

## ○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

るような、そういう島にしていきたいと考えております。住者が微増しております。そういう方々が引き続き住んでいただけことでありますけれども、議員おっしゃったように、最近、近年移市民が住みやすい、暮らしやすい島、まちづくりを目指すという

↑三時ごろより再開いたします。 ↑三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十三分休憩

#### 午後一時開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

今後のあり方について伺ってまいります。
○七番(和田香穂里さん) それでは、後半、市立図書館の現況と

本は日ごろよく図書館を利用していますので、社会教育上も、子のの自治体が何らかの総合計画等に図書館を記載しているようです。協会の二〇一八年の自治体図書館に対するアンケートによれば、八四%の自治体が何らかの総合計画等に図書館を記載しているという協会の二〇一八年の自治体図書館に対するアンケートによれば、八四%の自治体が何らかの総合計画等に図書館を記載しているというによれば、八回%の自治体が何らかの総合計画等に図書館を記載しているようです。

書館の現況と今後のあり方について伺ってまいります。課題解決やさらなる充実を図っていくための議論とすべく、市立図育てに欠かせない場としても重要な施設であると実感しています。

アです。正規職員の配置を含め人数は適当でしょうか。お答えく内容の御説明もあわせてお答えいただければ幸いです。(一)業務内容と業務量に対して人員配置は適当であるか。業務

[社会教育課長 中里千秋君]

ださい。

# ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

以上です。

一、館長、二、司書、三、司書補、四、事務職員、五、その他の職管理に関する条例の第九条には、図書館に次の職員を置くとして、館長が非常勤で新たに設置とあるんですが、市立図書館の設置及びの と番 (和田香穂里さん) ただいまのお答えですと、今年度から

員となっています。それと、常時二人はいるということと係長兼務員となっています。それと、常時二人はいるということですが、一日、図書館の開館時間、九時間から十時間の間の対応で、休日や休憩時間がその人数できちんととれているのか、体調不とですが、一日、図書館の開館時間、九時間から十時間の間の対応とですが、一日、図書館の開館時間、九時間から十時間の間の対応とですが、一日、図書館の開館時間、九時間から十時間の間の対応とですが、一日、図書館の開館時間など、市役所の閉庁時にも図書きや親族の不幸など急に休まざるを得ない状況に対処できているの良や親族の不幸など急に休まざるを得ない状況に対処できているの良や親族の不幸など急に休まざるを得ない状況に対処できているの良や親族の不幸など急に休まざるを得ない状況に対処できているの良や親族の不幸など急に休まざるを得ない状況に対処できているの良や親族の不幸など急に休まざるを得ないるということと係長兼務員となっています。それと、常時二人はいるということと係長兼務

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

人員について適当かということでございますけども、こちらについては、平成二十九年度は社会教育課長が図書館長も兼務しておりました。また、同じく社会教育係長が係長職を兼務しております。あとは、今年度から館長を配置ということで、充実させることす。あとは、今年度から館長を配置ということで、充実させることができてるというふうに感じております。

以上です。

ですが、図書館の業務には、やはり専門的な知識や経験が必要だとのお一人が司書の資格をお持ちというふうにお答えいただいてるん〇七番(和田香穂里さん) では、イです。イは、先ほど臨時の方

思いますので、この登用配置や育成の状況を教えていただけますか。

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

術の習得に努められるようにしているところでございます。 あったり、また業務担当者会などをですね、受講いたしまして、 これらの職員については、年間数回開催される親子読書研修会で 技

以上です。

利用者を増やすための取組みの現況と今後の計画をお示しください。 は増加傾向であるというデータをいただいてはいるんですけれども 数は図書館の充実度を示す一つの指標であると思います。利用者数 ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。 につけていただきたいと思うんですが、では、 ○七番(和田香穂里さん) ぜひとも専門的な知識をしっかりと身 (二) です。利用者

ウト等に加え、専門司書によるレファレンスサービスなど、現在行 蔵書の充実、それから、わかりやすい配置や魅力ある館内のレイア えております。 っている取組みをさらに充実させていくという必要があろうかと考 利用者を増やすための取組みとしては、 利用者のニーズに合った

書館の閉館後の学習室を利用した映画の上映会であったり、コンサ 施などを検討していきたいと考えております。 トであったり、 さらに、新たな利用者を取り込むための具体的な方策として、図 また、 生涯学習講座の開催やビブリオバトルの実

以上です。

図書館がリニューアルされています。このリニューアル後の利便性 の向上と利用者の評価はいかがでしょうか。 検索サービスの導入など、昨年度当初からだったと思うんですが、 ○七番(和田香穂里さん) ことです。それにも関連してなんですが、三番です。書架の配置や いろいろ取組みがなされているという

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

りました。そのことで、狭くて薄暗い印象であった一般書架が、 ている書籍を減らすことができ、余裕を持って配架できるようにな るく広く感じられるようになっております。 て館内書架のレイアウト見直し、リニューアルしてオープンしたと ころでございます。蔵書の検索が容易になったことで書棚に配架し 平成三十年四月から情報検索システムの本格稼働を行い、 あわせ 明

配置し直し、利用者の使いやすさと管理のしやすさ、 充実が図られました。 また、新聞の閲覧スペースについて、三階から二階の事務所前 両面において

が読める、それから、一般書架が見やすくなった、また、ベビーカ ーの設置がありがたいなどの評価をいただいているところです。 以上です。 利用者の評価についてですけども、親子一緒になってゆっくり本

とめました。 ○七番(和田香穂里さん) おおむね好評であるというふうに受け

次にですね、 (四) です。 図書館が行っていることとして、大字

らの利用状況と課題をお聞きしたいと思います。地域や施設等に出向いて図書の貸し出しを行う移動図書館車、こち

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

数延べ五百三十人、利用冊数千四百七十三冊となっております。つのルートで巡回しています。平成三十年度の利用状況は、利用者移動図書館車あおぞら二号は、毎月三回、十九ステーションを三

本の入替えや運行の改善等に努めております。行に同乗し、各ステーションの利用者のリクエストを伺いながら、利用者を増やすための課題としては、平成三十年度から職員も運

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 実は、移動図書館車の電気系統の調子 ○七番(和田香穂里さん) 実は、移動図書館車の電気系統の調子 が悪くて貸し出しレシートが発行できないと、手書きで行っている が悪くて貸し出しレシートが発行できないと、手書きで行っている が悪くて貸し出しレシートが発行できないと、手書きで行っている が悪くて貸し出しレシートが発行できないと、手書きで行っている が悪くて貸し出しレシートが発行できないと、手書きで行っている が悪くて貸し出しレシートが発行できないと、手書きで行っている と聞いていますが、この点の改善状況はいかがでしょうか。 と聞いていますが、この点の改善状況はいかがでしょうか。 と聞いているところです。 かなと思いますけども、その後は順調に運行しているところです。 と聞いていますが、実績としてちょっとそちらで下がってる が悪くて貸し出しレシートが発行できないと、手書きで行っているところです。 かなと思いますけども、その後は順調に運行しているところです。

○七番(和田香穂里さん) 移動図書館車は、図書館まで出向くこ

続けていただきたい事業だと思います。 あいですが、本当に利用者の数だけで評価することなく、広報、どうんですが、本当に利用者の数だけで評価することなく、広報、どが、高齢者施設であるとかうことで、これ余り知られてないことだと思いなかっていると思います。また、ここで御紹介はなかったんですのになっていると思います。また、ここで御紹介はなかったんです

続いて、五番に移ります。

います。レファレンスサービスの状況と課題について伺っていきたいと思

によって、これを助ける業務であるとされています。あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することて必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、言葉ですが、これは、図書館利用者が学習・研究・調査を目的とし(二)の答弁のほうにもありましたレファレンスサービスという

全国図書館協議会の二○○五年度公立図書館におけるレファレンを国図書館協議会の二○○五年度公立図書館におけるレファレンスサービスにどう取り組むかが、今や最重要課題いて、レファレンスサービスにどう取り組むかが、今や最重要課題いて、レファレンスサービスにどう取り組むかが、今や最重要課題であると言っても過言ではありませんと、その重要性が強調されてであると言っても過言ではありませんと、その重要性が強調されてであると言っても過言ではありませんと、その重要性が強調されてであると言っても過言ではありませんと、その重要性が強調されています。

けと現況をお示しください。
りますが、アです。市立図書館でのレファレンスサービスの位置付先ほどの(二)の御答弁でも共有できたと思いますので伺ってまいビス、この充実は今日の図書館において必須であるという認識は、ビスを取れないサービスではあるんですけれども、レファレンスサー

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

務の一つとなっています。 と出し業務、文献・書籍等の保存・保護業務と並んで大変重要な業がレファレンスサービスに当たっておりますが、従来からの外部貸必要とされる資料を調べたり回答することであり、現在は専門司書必要とされる資料を調べたり回答することであり、現在は専門司書学習や研究などを目的に必要な資料や情報などを求めた際に、その今ほどありましたとおり、レファレンスサービスとは、利用者が

以上です。
知度とともにサービスの利用者が増加している傾向にあります。
平成三十年度の実績についてですけども、四百五十件と、その認

はうい。 ます。これはレファレンスサービスのことと理解してよろしいでしえ表市立図書館管理運営規則の第三節に参考事務という言葉があり○七番(和田香穂里さん) それでは、続けてイになりますが、西

レファレンスサービスのことでございます。 書館管理運営規則の第三節、参考事務とは、おっしゃいますとおり、 ○社会教育課長(中里千秋君) おっしゃるとおり、西之表市立図

以上です。

○七番(和田香穂里さん)
 では、参考事務に必要な経費は依頼者の負担とするとあるんですが、いずれはコピー代などが想定されているのかなと考えるんですが、いずれはコピー代などが想定されているのかなと考えるんですが、いずれはコピー代などが想定されているのかなと考えるんですが、いずれも利用者に対してですね、することができるとあるんです。これも利用者に対してですね、することができるとか負担とするなどれも利用者に対してですね、することができるとか負担とするなどれる利用者に対してですね、することができるとか負担とするなどれる利用者に対してですね、することができるとか負担とするなどれる対象を表する。

ます。
ます。
ます。
大もとの図書館法に当たってみたところ、同法第三条に
そこで、大もとの図書館法に当たってみたところ、同法第三条に
ます。
ます。
また、同法十七条には、公立図書館は、入館料その他図
とび提供することなど、図書館の主体的なサービスとして規定され
なび提供することなど、図書館の主体的なサービスとして規定され
なび提供することなど、図書館の主体的なサービスとして規定され
なび提供することなど、図書館の主体的なサービスとして規定され
なび提供することなど、図書館の主体的なサービスとして規定され
ないます。また、同法十七条には、公立図書館は、
の書館の職員が図書館資料利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないとあり
は、図書館奉仕という言葉で九つの項目の実施に努めるように定め
ます。

必要を感じたところですが、まずは、この参考事務に係る二点、特を適正に反映しているとは言いがたい点が散見され、全体に見直す並びに西之表市立図書館管理運営規則の内容には、図書館法の目的ほかにもですね、西之表市立図書館の設置及び管理に関する条例

ように考えるかお聞かせください。するべきと考えるのですが、ウです。同規則の改正の必要性をどのに必要経費を依頼者の負担とするという部分については早急に改正

きたいと思います。 役割の一つであると考えてますので、さらにこれから充実させていっしゃるとおり、そのレファレンスサービスは市立図書館の大きなては、特段、現在のところ具体的な検討はしておりません。議員お〇社会教育課長(中里千秋君) 同運営規則の改正の必要性につい

以上です。

見直していただきたいと思いますので、今後御検討ください。○七番(和田香穂里さん) 二○一二年の文部科学省告示、図書館の七番(和田香穂里さん) 二○一二年の文部科学省告示、図書館の七番(和田香穂里さん) 二○一二年の文部科学省告示、図書館

六に参ります。バリアフリー化についてです。

CD等の整備の状況と今後の計画。お願いいたします。障害者や高齢者の利用に関する見解と方向性。イ、点字書籍や朗読が、現時点での状況を踏まえて、次の二点をお答えください。ア、面に係る点は早急な対応はできないことを十分に承知しておりますこれまでも一般質問や委員会等で取り上げられ、特に建物の構造

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

アは段差をなくすなどの対応をしております。
り、座って休めるようなスペースをつくったり、二階と三階のフロ少しでも利用しやすい施設にするため、書棚の間隔を広目にとったりがますけども、バリアフリー化についてでございますが、施設ございますけども、バリアフリー化についてでございますが、施設まず、障害者や高齢者の利用に関する見解と方向性ということでまず、障害者や高齢者の利用に関する見解と方向性ということで

きたいと考えております。保有してございません。これらについては、今後早急に整備していておりますけども、朗読CDや点字の書籍については、残念ながらますけども、こちらについては視覚障害者等向けということで考えます、イの部分の点字書籍、朗読CD等についての整備でございまた、イの部分の点字書籍、朗読CD等についての整備でござい

以上です。

ます。○七番(和田香穂里さん)より多くの市民に親しまれる市立図書の七番(和田香穂里さん)より多くの市民に親しまれる市立図書

続いて、七番です。図書館資料の整備状況と今後の方向性につい続いて、七番です。図書館資料の整備状況と今後の方向性につい

写、貸し出し等に供与される全てのものを言います。 ここでいう図書館資料とは、書籍だけではなく、閲覧、視聴、複

た上でお答えください。 選定基準が適当であるとお考えか、その選定基準を示していただいまず、アですが、図書資料、こちらは書籍、図版等ですね、この

## ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

の要望の多かった本、市場で上位ランキングに入っている本、話題の要望の多かった本、市場で上位ランキングに入っている本、話題の要望の多かった本、市場で上位ランキングに入っている本、話題の書資料の選定に当たっては、一定の選書基準を設けて、利用者

ょうか。 であるとか、そういったものの整備状況はどのようになってるでし資料ですね。イですね。図書以外の資料、CDであるとか、DVDの土番(和田香穂里さん) えーとですね、ごめんなさい、図書館

## ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

基づいて購入しているところでございます。は、学校や社会教育関係団体に対し毎年度要望調査を行い、それに有するDVD、それからビデオがございます。その整備に当たって図書以外の資料の整備状況については、視聴覚ライブラリーの保

以上です。

ます。 アレンスサービスですね。これによって私も本を借りたことがありから借りられるというふうに職員の方から伺いました。まさにレフから借 (和田香穂里さん) 市立図書館にない資料でも県立図書館

れています。 校に附属する図書館又は図書室も連絡・協力・相互貸借の対象とさ借が定められ、同項で地方公共団体の議会に附置する図書室及び学図書館法第三条四には、図書館同士の連絡・協力と資料の相互貸

てるでしょうか。 よる資料や情報の共有、資料提供の融通等の状況はどのようになっまる資料や情報の共有、資料提供の融通等の状況はどのようになっては、ウですが、現在、学校図書館、図書室ですね、との連携に

## ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

園で利用されております。ており、現在は、榕城小学校を除く市内全ての小学校と五つの保育を実施しております。学校からの要望や学習内容に沿った提供もし学校図書館との連携については、ブックコンテナ事業による配本

以上です。

と思うんですが、この図書館資料整備の今後の方向性についてどの思いますが、エです。図書館資料の充実は図書館事業の大きな柱だているということで、今後もその辺の充実も図っていただきたいと〇七番(和田香穂里さん) ありがとうございます。融通もなされ

ようにお考えでしょうか。

## ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

図書館資料整備の今後の方向性でございますけども、現在の書籍 をしてまいりたいと思っております。また、先ほど来ございましたけども でいきたいと思っております。また、先ほど来ございましたけども をしてまいりたいと思っております。また、先ほど来ございましたけども

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 今、利用者のニーズに沿ったというお○七番(和田香穂里さん) 今、利用者のニーズに沿ったというお答えがあったんですが、図書館資料というのは、学術的な、あるいは負担が大きいもの、資料としての価値が大きく変わらないものなは負担が大きいもの、資料としての価値が大きく変わらないものないで重点を置くべきというふうな有識者の言葉があるんですが、それが不十分である図書館が少なくないというふうに、文部科学省のホームページにある資料、これからの図書館の在り方検討協力者会に、本書を表している。

付けられています。住民や地域のさまざまな課題の解決に向けた活動を支援すると位置基準によって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として、図書館は、ただ楽しめる読み物を提供するだけではなく、法律や図書館は

8、多様な図書館資料の充実に積極的に取り組んでいただきたいと西之表市立図書館も公共図書館として、学術的・専門的書籍を初

これぜひとも御検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。は大事だとは思うんですが、選定基準の見直しや予算拡充ですね、思うんですが、そのために、利用者のニーズに沿ったというところ

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

も含めて、また研究していきたいと思います。 今議員おっしゃいましたとおり、その選定基準等々ですね、予算

○七番(和田香穂里さん) よろしくお願いいたします。

てのお考えを伺いたいと思います。とれではですね、市立図書館には郷土資料室というものがありまでのお考えを伺いたいと思います。ところが、この資料室、窓の開閉ができず、空調とは、西日本には数点しかないという貴重なものもあるというふうとが、郷土資料室の環境とは言えない様子です。この(八)になりますが、郷土資料室の環境とは言えない様子です。この(八)になりますが、郷土資料室の環境改善と貴重な資料の保存状況の資料なてのお考えを伺いたいと思います。

## ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

市立図書館の三階にある郷土資料室には、平成三十一年の四月一市立図書館の三階にある郷土資料室には、平成三十一年の四月一市立図書館の三階にある郷土資料室には、平成三十一年の四月一

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 非常に貴重な資料もあり、また傷みの

○社会教育課長(中里千秋君) お答えします。

○七番(和田香穂里さん)一世ひとも対応をよろしくお願いいたしらの分は、またそういったふうで検討していきたいと思います。らの分は、またそういったふうで検討していきたいと思いますので、そちり後世に残していくということが大事であると思いますので、そちり後世に残していくということが大事であると思いますので、そちりの貴重なものは、やっぱり、

ので、削除させていただきます。 先ほどの御答弁の中にありましたお答えと重なるだろうと思われる施されてたり、検討はされてるということで、この部分については、用される場として、先ほど答弁もあったコンサートなどの企画も実用を非の場合ですね、単に本を借りるだけの施設ではなく、多様に活

次に移ります。

リーなど、子どもたちが本に親しみ図書館の利用を楽しむための企てます。読み聞かせ会やブックスタート事業、夏休みのスタンプラ利用スペースのつくりなどが非常に充実しているというふうに感じの市立図書館の児童書コーナーは、書籍の種類や数、書架の配置や土日や祝日、市立図書館には子どもの姿が多く見られ、また、こ

図書館の果たす子育て支援の役割はどのようにお考えでしょうか。いるんだなというふうに実感するんですが、十番ですね、市として若い方も多く見られています。図書館が子育て支援の一翼を担って高い近させる場所として、赤ちゃんや就学前の子どもと利用している画も非常に充実しているというふうに思うんですが、安心して安全

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

ラブ等での出張おはなし会では、本の読み聞かせや大型紙芝居、歌させるきっかけづくりを行っています。また、親子読書会や児童クスめるスペースを提供するなどのことがあろうかと思います。でに役立てていくこと、また、本を読み、親子で触れ合い、愛情をも、育児や子育てに関連する蔵書を整理して、よりよい育児、子育市立図書館の果たす子育て支援の役割についてでございますけど

以上です。

いるところでございます。

の披露などを行うことで、親子で読書に親しむ機会の提供に努めて

○七番(和田香穂里さん) 今後もですね、子育て支援の施策との連携も考えていただきたいうということで、子育て支援の施策との連携も考えていただきたい。

らいの頻度で協議して、その内容や提言などをどのように広報されうんですが、この図書館協議会の活動状況や、どんなことをどれくさて、西之表市立図書館にも図書館協議会が設置されておると思

い。ているのか、今後の方向性がどういうものなのかをお聞かせくださ

## ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

西之表市立図書館の設置及び管理に関する条例により、西之表市西之表市立図書館の設置及び管理に関する条例により、西之表市西之表市立図書館の設置及び管理に関する条例により、西之表市の対しており書館の設置及び管理に関する条例により、西之表市の対してすることも検討しております。

以上です。

†。 ことが語られてるのか、市民にぜひ知らせていただきたいと思いま○**七番(和田香穂里さん)** 大事なことだと思いますので、どんな

ていました。 本年八月、鹿児島県内の五つの図書館が過去でいました。

る姿勢と対応をお示しください。
世本図書館協会は、図書館の自由に関する宣言の中で、強制力が日本図書館協会は、図書館の自由に関する宣言の中で、強制力が

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

ざいません。そうした照会に基づく利用者の情報を求められたことはこれまでごそうした照会に基づく利用者の情報を求められたことはこれまでにの対応の件であると推察いたしますけども、西之表市立図書館では、新聞等で報道のありました警察からの任意の捜査関係事項照会へ

していくことになろうかと考えております。
定しているところでございますが、案件によっては、それぞれ判断に一切使用しないと記載しており、データの保管・使用に関して規本市では、本の貸し出しの際に申込書に登録されたデータをほか

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 最後ですね、歴史や文化についての。

○七番(和田香穂里さん) ああ、○議長(永田 章君) 以上で。

○議長(永田 章君) 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしんなさい。○七番(和田香穂里さん) ああ、はい、すいません。市長、ごめ

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時四十分ごろよ

ました。

り再開いたします。

#### 午後一時三十分休憩

#### 午後一時四十分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男憲君の発言を許可いたします。

[八番 河本幸男君登壇]

それでは、一般通告書に沿ってですね、質問させていただきたい分で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。○八番(河本幸男君) 皆さん、こんにちは。いつものように四十

最初に、観光振興について質問をいたします。

と思います。

はですね、大きな課題であり、長期振興計画にも挙げられた目標で人口減少が続く種子島にとってですね、交流人口の拡大というの

ものの、本島と同様にですね、人口減少が続き、観光振興を初め、までの距離とほぼ同じということになります。五島市も合併はしたで長崎市から約一時間半かかります。つまり、鹿児島市から種子島本市と同様に洋上にある離島であります。距離についても、高速船で長崎県の五島市に行ってまいりました。御承知のように、ここも私たちの市議会の総務文教委員会でもですね、今年度、政務調査

たところであります。どのですね、ツアー客がおりまして、いいなと、そんなふうに感じ世界遺産にも登録され、私たちが五島市を訪れたときも、二団体ほ幸いに五島市のほうはですね、隠れキリシタンの里としてですね、スポーツ合宿の振興など交流人口の拡大に努力をしておりました。

そこで、本市、本島のですね、観光振興についてお伺いしたいと

思います。

市長は、今議会のですね、所信表明の中で、経過説明ですか、交流観光の経過説明の中でですね、プロサーファーの大会、フラフェスタ、自転車のサイクリングの大会、くろしお芸術祭などでですね、他でした。少しそこだけ残念に思ったところであります。 かしそこだけですね、プロサーファーの大会、フラフェんでした。少しそこだけ残念に思ったところであります。 かいした。少しそこだけ残念に思ったところであります。

あとの質問は質問者席で行いたいと思います。

願えたらと思います。

にですね、何回ほど来たのか、

時系列に回数等をですね、

お知らせ

[経済観光課長 岩下栄一君]

誘致活動についてお答えいたします。
○経済観光課長(岩下栄一君) これまでの大型客船の入港回数と

の初寄港となっております。以降、直近の今年十月の「飛鳥Ⅱ」大型客船は、平成二十年三月三十日の「飛鳥Ⅱ」寄港が西之表港

これ以外にも、悪天候の理由により五回の寄港が中止となっておりま港まで数えますと、これまで合計で三十一回寄港しております。

を行っております。 首長等におきまして、年に一回、関東及び関西地区等への要望活動及び種子屋久観光連絡協議会が連携し、県熊毛支庁及び一市三町の及び種子屋久観光連絡協議会が連携し、県熊毛支庁及び一市三町のまた、大型客船の誘致につきましては、種子島屋久島振興協議会

活動を今後も進めてまいりたいと考えております。しての優位性を生かしまして、種子島と屋久島が一体となった誘致それ以上となりますと西之表港での受入れとなるため、重要港湾と屋久島宮之浦港につきましては、三万トン級までの受入れとなり、

以上です。

関係でですね、できなかったということであります。〇八番(河本幸男君) これまで三十一回来て、五回ほどは天候の

ころでありました。
ころでありました。そんな話まで船会社のほうはですね、したととですから、いつできるんですか、来年もう就航していいんですかました。そうしますと、いつできるんですかとかですね、過去のこました。そうしますと、いつできるんですかとかですね、過去のこました。そうしますと、いつできるんですかとかですね、過去のこれ、何回か船会社のほうにですね、行った経験がございます。最もない。この「飛鳥Ⅱ」といいますか、この大型客船の部分ではで

またですね、堺まつりとかですね、そういったところに行った帰

誘致に努めてほしいと思っているところです。 ですね、訪問をしたこともありますので、そういった部分でですな、 アポなしでも会社側はですね、受入れをしてくれると思います。 東京駅の真ん前に会社もありますので、そういった部分でですます。 東京駅の真ん前に会社もありました。そういった部分でですね、 ですね、訪問をしたこともありました。そういった部分でですね、 りもですね、大阪に本社のある会社もありますので、そこの会社に

いかなと思っているところであります。といいますのは、大型客船というのはですね、やっぱりその地が観光地と認められた部分ではなおります。そういった部分で、やっぱりそういった船がとまるといた部分でですね、この大型客船がとめれる離島というのが限られております。先ほど屋久島の話もされましいかなと思っているところであります。先ほど屋久島の話もされましいかなと思っているところであります。

り組んでほしいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。そういった部分でですね、ぜひこの誘致活動にもついてですね、積極的に取部分で注目を浴びていくんではないかと思っております。そういった部分で大型客船が来る港ということでですね、いろんなるり組んでほしいと思うんですね、島民もですし、島外の皆さんもですし、

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

に続けていきたいと考えております。
に続けていきたいと考えておりますし、今後ともそういうふう分の一かの状況でありますので、その回数についても増やしてもら現在三回、数回にとどまっております。その回数につきましてもですね、等に行っているところであります。その回数につきましてもですね、大型船の寄港の誘致につきましてはですね、定期的に東京、関西

増やすようにしてほしいと思います。 ○**八番(河本幸男君)** ありがとうございます。ぜひ回数をですね、

に活動をお願いをしたいと思います。 とういった部分で、種子島にとまるということは、やっぱり種子 も、ある方が、今年は大変よかったよという、土産品の販売所ででも、ある方が、今年は大変よかったよという、土産品の販売所ででも、ある方が、今年は大変よかったよという、土産品の販売所ででも、ある方が、今年は大変よかったよという、土産品の販売所ででも、ある方が、今年は大変よかったよという、土産品の販売所ででも、ある方が、今年は大変よかったよという方が何人も一回のですった。 また、土産品とかですね、そういった部分での活性化も図られると思います。 そういった部分での活性化も図られると思います。 そういった部分での活性化も図られると思います。 ということは、やっぱり種子に活動をお願いをしたいと思います。

そういった部分で名前をつけて走ってるバスもおりますので、そうけども、よくバスにですね、何々高校とか何々中学校とかですね、修学旅行、最近増えているんではないかなと思っているわけです続きまして、次の修学旅行についてお伺いをしたいと思います。

でしょうか。いいった部分では増えてるんではないかと思ってるんですが、いかがいった部分では増えてるんではないかと思ってるんですが、いかが

ついてお答えいたします。 ○**経済観光課長(岩下栄一君)** これまでの修学旅行の来島件数に

き、直近で申し上げますと、平成二十八年度が十八校、平成二十九種子島への修学旅行の来島件数につきましては、県の統計に基づ

参考までに、鉄砲館における修学旅行生の入館状況について御説年度が二十校、平成三十年度が二十二校となっております。

明いたします。参考までに、鉄砲館における修学旅行生の入館状況につい

す。

・るように、前年度より上回るような形で増加傾向になっておりまさいますけれども、二十二校となっておりまして、議員のおっし年度が十七校、さらに、令和元年度になりまして、十一月末現在で年度が十七校、さらに、令和元年度になりまして、十一月末現在で平成二十八年度が十六校、平成二十九年度が二十二校、平成三十

以上です。

○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)いい傾向にあるのかなと思っております。そういった部分でですね、観光協会とも力を合わせてですね、エージェントの招分でですね、観光協会とも力を合わせてですね、将来その子どもたちやっぱり修学旅行で来るということはですね、将来その子どもたちたいるのですね、そういった部分で、今後ともですね、修学旅行の増待とかですね、そういった部分で、今後ともですね、修学旅行の増待とかですね、そういった部分で、今後ともですね、修学旅行の増待とかですね、そういった部分で、今後ともですね、修学旅行の増待とかですね、そういった部分で、今後ともですね、修学旅行の増待とかですね、そういった部分ですね、将来その子どもたちた。

します

んでいる一人でもあります。

本は、パワーをいただいて、受入れのときは大変ですけども、楽しね、受け入れております。そういった部分で、生徒の皆さんからで私も受入家族の一員としてですね、毎年何組かの生徒さんをです

受入件数についてお答えいたします。 ○**経済観光課長(岩下栄一君)** グリーンツーリズムでの修学旅行戸数等含めてですね、どのようになってるかお知らせください。化されてきてるような気がしてなりません。そういう部分で、受入化されてきてるような気がしてなりません。そういう部分で、受入

す。 定となっておりまして、前年度よりは下回る見込みとなっておりま成三十年度は八校となっております。なお、今年度は五校の受入予成三十年度は八校となっております。なお、今年度は五校の受入予し上げますと、平成二十八年度が三校、平成二十九年度が八校、平本市へのグリーンツーリズムでの修学旅行受入件数は、直近で申

以上です。

がわかれば教えてください。 までですね、日程が組まれておりますけど、来年度の予定というのうことです。来年度はもう既に、修学旅行というのは次年度ぐらいの**八番(河本幸男君)** そうすると、今年は少なくなる予定だとい

○経済観光課長(岩下栄一君) 申しわけございません。来年につ

きましては、詳細には把握しておりません。

○八番(河本幸男君) 来年度分のはわからないということです。 ○八番(河本幸男君) 来年度分のはわからないということです。 の皆さんがですね、ことを聞いておりますけども、昨年も観光協会 でですね、広島のこれまで訪れた学校のですね、ほうに、受入家庭 でですね、広島のこれまで訪れた学校のですね、ほうに、受入家庭 学校も増やしていかなければならないんではないかなければ、違う ども、やっぱりこう受入れをですね、増やしていかなければ、違う ども、やっぱりこう受入れをですね、増やしていかなければ、違う ども、やっぱり子どもとの交流をするということはですね、地域の協 議会もありますし、また観光協会というあれもありますけども、ぜ かですね、やはり子どもとの交流をするということはですね、地域の協 りますので、ぜひですね、いい経験になるんではないかなと思っておりますので、がひですね、いい経験になるんではないかなと思っておりますので、がひですね、いい経験になるんではないかなと思っておりますので、がひですね、の部分についても、市がやる、地域の協 は、連う

家庭についてお伺いをしたいと思います。次に、質問ですけども、このグリーンツーリズムのですね、受入

どのように考えているのかお知らせください。ですね、減ってきてるような気がしております。そのような状況を最近、受入家庭がですね、都合で受入れができないということで

本市では、平成十七年度から、都市住民との交流人口を増やし、ているかということについてお答えをしたいと思います。<br/>
○経済観光課長(岩下栄一君) 受入家庭についてどのように考え

たについて、さらに力を入れてまいりたいと考えております。
 たについて、さらに力を入れてまいりたいと考えております。
 たしている状況でございます。本市としましても、民泊は教育活動をしている状況でございます。本市としましても、民泊な家庭の登録拡充を進めたところでございます。人口減少とともに高齢化等の影響を受け、受入可能な家庭が減少している状況でございます。本市としましても、民泊家庭におきましてしかしながら、議員がおっしゃるように、民泊家庭におきましてしかしながら、議員がおっしゃるように、民泊家庭におきましても、人口減少とともに高齢化等の影響を受け、受入可能な家庭が減も、人口減少とともに高齢化等の影響を受け、受入可能な家庭が減も、人口減少とともに高齢化等の影響を受け、受入可能な家庭が減も、人口減少とともに高齢化等の影響を受け、受入可能な家庭が減も、人口減少とともに高齢化等の影響を受け、受入可能な家庭が減らまた。

○八番(河本幸男君)○八番(河本幸男君)だんだん減少してきているということであります。ここにいる議員の中でもですね、何人かの方がですね、都員でありますので公務もあります。そういうことでですね、どうしても員でありますので公務もありますし、また、そのときのですね、都員であります。ここにいる議員の中でもですね、何人かの方がですね、受ります。ここにいる議員の中でもですね、何人かの方がですね、受います。

そこで、ちょっと感じてるんですけども、受入家庭がですね、減

しゃるんでしょうか。

いっぱりするべきだと思っておりますが、何か方策は考えていらったいう学校も一つあるようです。それがどういう理由かわかりませないう学校も一つあるようです。それがどういう理由かわかりませいう学校も一つあるようです。それがどういう理由かわかりませいがども、やっぱりするべきだと思っております。こんなことが長く続きますとですないけども、やっぱりするべきだと思っております。民宿が悪いというわけでかしたことで、民宿にですね、十名程度、前後ですね、宿泊というしゃるんでしょうか。

○経済観光課長(岩下栄一君)受入家庭の増加に対する具体的なの経済観光課長(岩下栄一君)受入れに関するPRといいますが、そういった告知につきましては、例えば、鉄砲まつりの宣伝パか、そういった告知につきましては、例えば、鉄砲まつりの宣伝パか、そういますけれども、まず、受入れに関するPRといいますをでございますけれども、まず、受入家庭の増加に対する具体的ない経済観光課長(岩下栄一君)

以上です。

万円を限度に助成をしているとこでございます。 入家庭のほうが水洗化をする場合の浄化槽設置につきまして、三十整備といいますか、そういったところも対応するために、現在、受また一方で、さまざまな受入れのための家庭的なところのハード

設課のほうでは住宅改修工事の補助金制度というのもございますのまた、経済観光課のほうでの事業ではございませんけれども、建

というのもしていけたらなということで考えております。ほうの改修のほうにも、そういった補助金を活用しての体制づくりで、今後はそういったところも御紹介しながら、水洗化以外の家の

以上です。

○八番(河本幸男君) ありがとうございます。祭りでもPRをしいうことで、ありがたい事業だと思っておりますけども、やっぱりたりですね、水洗トイレ化については何か調査はされなかったんでようであります。ちょっとこの間、課長にもお話ししたんですが、熊ろであります。ちょっとこの間、課長にもお話ししたんですが、熊ろであります。ちょっとこの間、課長にもお話ししたんですが、熊ろであります。等りがとうございます。祭りでもPRをししょうか。

事業というのは幾つか御紹介させていただいたところです。 うのは現在なくて、研修だとかそういったソフト事業に当てられる家庭の具体的な、例えば、改修事業等に当てはまるような事業といさせていただきました。結果的には、先ほど申し上げたような受入

いう例も本市でございますので、そういったのも活用しながら、ハ入いたしまして、そういった具体的に地区ごとに取り組んでいると国のほうの農山漁村振興交付金の農泊推進対策の事業というのを導関地区のほうで設置いたしまして、そういったところについては、平成三十年度からいいますと、伊関農泊推進協議会というのが伊

うのもつくってまいりたいというふうに思っております。ードではなくても研修事業等ができるような、そういった機会とい

以上です。

ります。よろしくお願いします。 ども、そういった部分でですね、 のためにもいいんじゃないのというようなことでですね、推薦をし すね、我々もいろんな部分で、会議とかですね、会うときに、こう 分でですね、市も積極的にですね、協議会の我々もそうなんですけ なようなですね、お願いをしているわけであります。そういった部 いった事業もやってるよと、自分が持ってるですね、小さな子ども ども、そういった部分でですね、できるだけ家庭を増やす施策をで とがありましたので、またそこのところは私も調査をしてみますけ ド的なですね、助成もあるよというようなこともちょっと聞いたこ て、グリーンツーリズムのですね、家庭に入ってほしいというよう ○八番(河本幸男君) さんからちょっと聞いた話ですけど、やはりそういった部分でハー 私もちょっと熊毛支庁のですね、 動いていただければなと思ってお ある係長

す。等をですね、活用した運賃の低減化についてお伺いしたいと思いま等をですね、活用した運賃の低減化についてお伺いしたいと思いまがありまして、最後の質問に移りますけども、有人国境離島交付金観光の振興で最後に一つ、ちょっとやっぱり気になっている部分

けども、九州管内でもですね、既にこの部分を島民のみならずですこのことは、さきの議会でもですね、同僚議員から出た課題です

御質問いたします。ますが、これについて何がネックとなっているのかなということでいった部分でですね、本地域がなかなかこの部分が進まないでおりね、観光客まで活用してる地域があるように聞いております。そう

○経済観光課長(岩下栄一君) 有人国境の観光客の波及の事業に○経済観光課長(岩下栄一君) 有人国境の観光客の波及の事業に

事業が挙げられます。本市では、有人国境離島交付金を活用して、滞在型観光促進事業が挙げられます。

なお、この企画乗船券につきましては、旅行会社を通じて購入し

t。 日でも長く滞在できますようにですね、努力をしてほしいと思いまですね、活用していただいて、多くの観光客がですね、種子島に一品を提供していくということでありますので、ぜひこれについては品を提供していくということでありますので、ぜひこれについては

やっぱりこの人口減少というのはですね、を洗人口の増加によるとません。種子島の経済というのはですね、交流人口の増加によるとなり、商店街もだんだん寂しくなってきております。ほかからのくなり、商店街もだんだん寂しくなってきております。ほかからの収入を得るためにもですね、この交流人口のですね、行くことが多好力をしてほしいと思います。ネット社会となり、交通の便も大勢力をしてほしいと思います。この点については、市長、いかがであれた。種子島の経済というのはですね、とどまるところを知りしょうか。

### ○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

交流人口の増加に向けての取組みでありますけれども、有人国境

口の拡大に向けて努力をしていきたいと思います。
これらいかということをですね、今後広げて、交流人長から答弁いたしました企画乗船券という形で実現することになる長から答弁いたしました企画乗船券という形で実現することになるであります。で、これも一月からという形で実現することになるであります。で、これも一月からということですので、例えば、夏場でもできるようにですね、来年度からやるとか、あるいは、飛夏場でもできるようにですね、来年度からやるとか、あるいは、飛夏場でもできるようにですね、来年度からやるとか、あるいは、飛りよります。

努力をしてもらいたいと思います。 やはり一人でも多くですね、種子島を訪れてもらうようにですね、○**八番(河本幸男君)** ぜひそういった部分でですね、努力をして、

次の質問に移りたいと思います。

したいと思います。
非農地として認定した農地はどのようになっているのか、お伺いを農業委員会でですね、調査をしている荒廃農地についてですね、ころであります。そういった部分で再度質問をしたいと思います。農地が年々荒れてきてるということがどうしても気になっていると農地が年々荒れてきてるということがどうしても気になっていると

[農委事務局長 園田博己君]

○農委事務局長(園田博己君) お答えをいたします。

非農地についての御質問でございました。

再生利用が困難と見込

まれる農地の荒廃農地への対応についてお答えをいたします。

本委員会では、農地等の利用の最適化に関する指針に基づきました。ことと判断しまして、荒廃農地二十三・九ヘクタールについて、とと判断しまして、荒廃農地二十三・九ヘクタールについて、地に該当しない旨の非農地通知を所有者に対しまして発出をして、地に該当しない旨の非農地通知を所有者に対しまして発出をして、地に該当しない旨の非農地通知を所有者に対しまして発出をして、地に該当しない旨の非農地通知を所有者に対しまして発出をして、本委員会では、農地等の利用の最適化に関する指針に基づきましす。

積は百五十六ヘクタールになります。 なお、平成二十五年から三十年度までにその非農地通知をした面

以上でございます。

○八番(河本幸男君) 百五十六ヘクタールの土地がですね、農地〇八番(河本幸男君) 百五十六ヘクタールにすね、からなくなったということであります。百ヘクタールに仮にですね、からなくなったということであります。百ヘクタールに仮にですね、きびを植えて、一反当たり五トン収穫して、トン当たり二万円とするとになります。

す。その主な取組みといいますか、それを教えていただきたいと思いまその主な取組みといいますか、それを教えていただきたいと思いますけども、農業委員会でもいろいろな部分で努力をしてると思いますけども、

みについてお答えをいたします。 ○**農委事務局長(園田博己君)** 遊休農地の発生防止と解消の取組

地の貸借を推進し、遊休農地の発生防止に努めております。管理事業や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農まえつつ、農地法はもとより、関係機関等と連携のもと、農地中間用意向調査を実施しまして、農地所有者の意向、借り手の意向を踏本委員会では、毎年、農地法に規定する農地の利用状況調査や利本委員会では、毎年、農地法に規定する農地の利用状況調査や利

したところでございます。 検の活動の成果としまして、うち二十九ヘクタールを担い手に集積いまして、本委員会が実施します農地を貸したい借りたい農地総点ハ十七ヘクタール、借入希望、五十三戸の三十七ヘクタールでござ 確認されました農家等の意見は、貸し出し希望、百九十七戸の百

す。の実績は、十六筆、四・四ヘクタールを解消したところでございまの実績は、十六筆、四・四ヘクタールを解消したところでございまの活用によりまして、その解消に努めているとこでありまして、そまたあわせて、平成三十年度創設しました遊休農地解消対策事業

以上でございます。

始めたということのようでございますけども、この遊休農地ですね、によってですね、四・四ヘクタールが今年荒れてる部分から作付を図ってるということでありますけども、この遊休農地解消対策事業体農地の解消対策事業ですか、そういった部分で遊休農地の解消を○八番(河本幸男君) そうですね、農地中間機構とかですね、遊

域もですね、それを使って活動をしてる部分もあります。いろんな部分でですね、その解消を図るということで、私たちの地万円のですね、反当たりの部分でですね、自分で重機を使ったり、解消対策事業はとてもいい事業だと思っております。三万円から五

ではいっことでありますが、いかがでしょうか。 していく農地があるわけです。そこをそのまま放置していくのかどうと思いますね。やっぱりいどのは変だと思っております。利用できるくのかというのが一番の私の課題だと思っております。利用できるくのかというのが一番の私の課題だと思っております。利用できるい、やっぱり平らなところはですね、そのまんまもう荒らしていく農地があるわけです。そこをそのまま放置していくのかどうない。 使利でですね、よいところはですね、そういった事業の活用も図をいうことでありますが、いかがでしょうか。

○農委事務局長(園田博己君) お答えをいたします。

全国での取組みを紹介させていただきます。ませんので、本委員会での所掌を離れるわけではございますけども、議員御指摘の非農地証明なり通知を行った土地、農地じゃござい

ケの原木等々として供給していく取組みもあるようでございます。用な広葉樹、コナラ等を植栽、林地化しまして、将来的にはシイタ森林組合等々の分収造林契約によりまして、造林事業を活用して有つとしまして、先ほど答弁しました非農地化の手続を活用しまして、やむを得ず耕作放棄され荒廃してる山間部の農地の管理方法の一

とこでございます。とこでございます。とこでございます。とこでございます。とこでで、今後の土地利用のあり方に有効と評価できるものと考えてるいて、今後の土地利用のあり方に有効と評価できます。しかし、全国して管理することで交付金を受けることができます。しかし、全国にだいまが困難な農地や遊休農地等は、農地転用後に植林し、林地ととこでございます。

以上でございます。

○八番(河本幸男君) 私もですね、そこをですね、やっぱり市が ○八番(河本幸男君) 私もですね、そこをですね、やっぱり市が のところ考えてないんでしょうが、どうですかね、ありませんか、 寺のところ考えてないんでしょうが、どうですかね、ありませんか、 も、何か市でそんな木とか部分をですね、指定するということはです も、何か市でそんな木とか部分をですね、指定するということはです も、何か市でそんな木とか部分をですね、指定するということはです ありところ考えてないんでしょうが、どうですかね、ありませんか、 有か。その荒れていく農地をそのまま荒らすのももったいないなと 和は思ってるとこです。何かありませんか。

[農林水産課長 中野賢二君]

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

荒廃農地の有効活用の観点から見れば、生産性のある樹木植栽は

すいかと思われます。る程度平地への植栽であれば、管理作業、また収穫作業等がやりやる程度平地への植栽であれば、管理作業、また収穫作業等がやりやよい試みであると考えております。山林の斜面への植栽に比べ、あ

ら、今後検討していければと考えております。と思います。また、ほかの市町村での先進事例の情報を収集しながるまでかなりの期間を要することから、採算性も考える必要があるあとは、樹木の種類によりますけれども、植栽してから収益を得

以上です。

○八番(河本幸男君) 今後検討していきたいということですけど

五島市に着いてですね、まず目についたのがですね、街路樹でした。街路樹にですね、ツバキを植栽しておというようなことでした。大手の化粧品会社とですね、提携をして、化粧品やシャンプーをつくっていると。それで、五島市においても兼ねてやってるというようなことでした。大手の化粧品会社とですね、提携をですね、来年二月にですね、世界ツバキ会議なるものをですね、提携をですね、来年二月にですね、世界ツバキ会議なるものをですね、提携をいたいということで、目指すところは日本一のですね、海路樹でし地となることという話でした。

先ほども農林水産課長がおっしゃいましたけども、単なる一年二

年でできるようなことではないと思います。県内でもツバキをつくっておりますし、三島村などでもツバキをつくっておりますし、三島村などでもツバキをつくっておりますし、三島村などでもツバキをつくっておりますし、三島村などでもツバキをつくっておりますし、三島村などでもツバキをつくっております。同じ離島であり、気候にもであってされ、産業につなげております。同じ離島であり、気候にもであってが、大台のはうでですね、一村一品運動がありましたけども、そういった部分で、あれはやっぱり行政がですね、県知事が一村一品運動をですね、樹島でもツバキをつくっております。県内でもですね、桜島中でできるようなことではないと思います。県内でもですね、桜島中でできるようなことではないと思います。県内でもですね、桜島中でできるようなことではないと思います。県内でもですね、桜島中でもできるようなことではないと思います。

いいと思います

### ○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

れて考えていきたいと、研究していきたいと思います。をった利用の仕方というのはあり得ますので、十分研究して、今後積がとか、そういう利用方法もあると思いますので、気候、風土に合いたようなツバキですとか、それからシイタケの原木にするクヌやったようなツバキですとか、それからシイタケの原木にするクヌで、発農地、遊休農地の利用の仕方、あるいは林地化を視野に入れ、荒廃農地、遊休農地の利用の仕方、あるいは林地化を視野に入れ

菌を打ったやつで一本八百円ほどで売られておりました。高いなと直径十二、三センチのやつがですね、一メートルぐらいのやつが、か、ほんの何本かだったということですけども、売っておりました。まつりがありましたけども、森林組合もクヌギの木をですね、何本○八番(河本幸男君) 今クヌギの話が出ましたけど、昨日、JA

また同じような利用ができるというようなことでですね、なかなか物になりますし、いければまたそこから芽が出てきて、十年後にはすね、利用価値のある木だと思っております。十年ぐらいでですね、思って感じたところでありますけども、やっぱりクヌギも大きなで

います。
といって、産業につなげていく可能性が十分あると思いった本当に山に生える部分をですね、植えてですね、例えば、出た、収穫はですね、高齢者で行ってですね、例えば、ツバキであれ、収穫はですね、高齢者で行ってですね、例えば、がいます。

きたいと思ってます。

されをするにはですね、やっぱり一人二人ではなかなかできるもりそれをするにはですね、やっぱり一人二人ではなかなかできるもられをするにはですね、なげた土地でありますので、そういうと頑張って開拓してですね、広げた土地でありますので、そういうせっかく荒れていく農地であればですね、せっかく先祖からずっ

何かを決めてですね、やってくからそういった部分での注目度も出りそれは、やっぱり村、あるいは町、市がですね、やっぱりそこに町ではアーモンドを植えたり、十島村ではバナナを植えたり、やは例えば、日置市ではオリーブを植えたりしておりますよね。湧水

ぎしょうい。 ほうで旗振りをですね、お願いをしたいと思いますが、市長、どうてくるんではないかなと思ってますので、ぜひそこでですね、市の

### ○市長(八板俊輔君) お答えします。

ましたら、積極的に進めていきたいと考えております。旗振りということでありますけれども、適当なものが樹種等あり

○八番(河本幸男君) ぜひいい種類をですね、ぜひ市長のときにですね、設定をして、今後の振興に役立てていただけ、

以上で私の一般質問を終わります。

○議長(永田 章君) 以上で河本幸男君の質問は終了いたしまし

より再開いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時三十五分ごろ

午後二時二十分休憩

#### 午後二時三十五分開議

# ○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

[一三番 橋口好文君登壇]

)**一三番(橋口好文君)** こんにちは。令和元年、本土は台風十号、

に対し哀悼の意を表し、心よりお見舞い申し上げます。な被害を受けました。亡くなられた方、遺族、また被災された方々十九号、二十一号と三個の台風により多くの人命と不動財産が甚大

えてきておると実感しております。うでございます。地球温暖化で地球が受けているダメージが年々増この自然災害で、農林業の被害額は三千億円を優に超えておるそ

ではございません。
り、さとうきびの所得率からいったとき、安心して栽培できるものり、さとうきびの所得率からいったとき、安心して栽培できるものとはいっても、さとうきびは平均単収六千百六十八キログラムであして基幹作物であるさとうきびは近年にない豊作となっております。本市においては、幸いにも台風被害もなく、基幹産業の農業、そ

先月、さとうきび政策確立沖縄県代表者大会が、生産者ら中心に 五百人が参加し、気勢を上げております。その中でいろいろな大会 決議が決議され、また、久米島町さとうきび生産組合長さんは、安 決議が決議され、また、久米島町さとうきび生産組合長さんは、安 をはり種子島の生産者も郡域を超え、奄美諸島と連携し、国に対し 要望活動を詰める必要があるのではないかと感じておるところでご 要望活動を詰める必要があるのではないかと感じておるところでご あいます。私も微力ながら、今後、JA、また、さとうきび生産組 後等にも足を運んで、何とかこう国に対する要望がまとまってでき るような方向に持っていけたらと思いまして、今後、活動を強めて

まいりたいと思ってる所存でございます。

さて、一般質問に入ります。

農業振興で茶栽培の現状と将来についてでございます。

す。その後、このことにつきましてどういう進展があったのでしょ であり、生産者、関係機関と連携して、どのような支援ができるか 意見を伺いながら考えてまいりたいと思いますと答弁されておりま れを受けて八板市長は、茶の価格高騰が見込めない大変厳しい状況 家に行政として何らかの支援はできないかと質問いたしました。そ 前回の定例会で、私は、茶の販売価格低迷が続いており、 お尋ねいたします。 生産農

あとは質問者席より質問いたします。

[農林水産課長 中野賢二君

○農林水産課長(中野賢二君)

お答えいたします。

移入分として海上輸送費の一部助成ができないか検討しますとお答 助成の要望がございましたが、直接的な助成は難しいですけれども 各種助成ができないかとのことでありました。この中で肥料代への の中で実情と要望をお聞きすることができました。その中で要望と の生産農家の皆様と協議をさせていただく機会がございました。そ しましては、経営状況が厳しい中、一層のコスト削減を図るための えしました。今後、 以上です。 十一月十九日に、市の茶業振興会の主催による会合の中で、お茶 関係機関と検討をいたすところでございます。

> ○議長 (永田 章 君) 八板市長、 補足説明を

市長 八板俊輔君]

○市長 (八板俊輔君) お答えいたします。

Ŕ 家の所得向上につないでいくように取り組んでいきたいと、そんな 策も限界に近いというようなこともありまして、私のほうが提案と りまして、いろいろ意見を交わす中で私のほうからも、コスト削減 いうのがなかなかできないという、しにくいというようなことがあ いるところでありますけれども、さらに付加価値を向上させて、農 のであれば、また支援の仕方もあるというようなことを提案したと うかと。そういう場合には、また、そういうふうに取り組んでいく ブランド化するような、そういう方向に何とか持っていけないだろ いいますか、例えば、種子島産のお茶を、例えば、種子島茶として がございましたので、その模様をお伝えしたとこでありますけれど お話をしたところでありました。 ころであります。この種子島茶のPRについては、これまでもして 今課長が、先日の茶業振興会での意見交換といいますか、 そういう中で、なかなか今、肥料代等についての直接の助成と 語る会

○一三番(橋口好文君) よくわかりました。

うか。 国においては、何かこういう助成事業というのはないものでしょ

分で海上輸送費の助成をしております。 ○農林水産課長(中野賢二君) 現在、 で、 有人国境離島の補助 輸出の分と入ってくる 金の部

がわかれば、そこに対して助成ができるということなんですけれど 輸送分も込みで価格が設定されているところから、 料の分なんですけれども、今の現在の価格の中に海上輸送分と陸上 たいと考えております。 とでしたので、そこの分に対して助成を考えて、今後検討していき っと海上輸送分の経費がどんだけかかるというのがわかるというこ 二通り今補助対象になってくるんですが、先ほど申しました肥 単肥といってリンとかカリとか追肥の分につきましては、ちょ 元肥につきましては、もう全部込み込みの金額なんですが、た 海上輸送分だけ

何

厳しい経営が続いておるわけでございます。ですから、何か国の方 策はないものかと思います。 がございます。しかしながら、やっぱり種子島だけじゃございませ 抱えておって、業者さんもなかなか価格高騰に進めないという実態 も前の定例会でも答えておられましたが、 ○一三番(橋口好文君) 鹿児島県本土においても、 茶の販売状況というんですか、 静岡県においても、茶農家はすごく やっぱり全国的に在庫を 市長さん

当たり二十万円以上の奨励金を出すということが決定されておりま 奨励金ということで、今回、一頭当たり二十万円以上を補塡すると 二月上旬にも改定する、 いうことが日本農業新聞の記事に書かれております。この大綱は十 私 これはアメリカとの貿易協定で肉の関税が撤廃されるというこ 肉用牛増頭を手厚くという記事がございました。これは繁殖 今月上旬には改定するということで、一頭

とで、それに対応した措置だという内容でございます。

が打たれておるわけで、畜産クラスター事業においても、 の支援を拡充する方向も打ち出されておるわけですが、 ですから、こういうふうにして畜産農家にはすごいいろんな施策 かないものかと私はもう考えるわけでございます。 お茶農家も 家族経営

す。 何とかならないものかと私ももう一番心配してるところでございま 向けて農家は肥料を買うお金もないというような話も出ております。 今年ももう終わりに、 五番茶を収穫終わっておりますが、 来年に

次の質問に入ります

この間の定例会でまた提案をさせていただいたんですが、その後 次は、 畜産振興で市の畜産センターの件でございます。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。 の経過を、

進捗状況をお願いします。

屋根つき審査場の整備につきましては、 老朽化が著しい牛のつなぎ場の補修を令和二年度実施としまして、 備及びつなぎ場の改修工事実施を目指し協議を進めておりましたが よう進めることとしております。 畜産センターにつきましては、令和二年度に屋根つき審査場の 令和三年度以降に実施する

進会 は、 その理由といたしましては、 畜産センターの年間利用日数が、 回 和牛登録審査四回の計五回であります。このような利用 屋根つき審査場の整備につきまして 本年度において、 市の畜産共

いて非常に厳しいと判断しております。組み、屋根つき審査場を整備することは、費用対効果からの面にお状況の中で、畜産センターとして利用する目的のみで多額の予算を

て検討していきたいと考えております。 ち、は、かなり簡易な設備、例えば、支柱と遮光ネットを設置し、 まな検討を進めておるところでございます。令和三年度に整備した 共進会や登録審査のたびに使用できる施設を設置するのか、さまざ 共進会や登録審査のたびに使用できる施設を設置するのか、さまざ ないは、かなり簡易な設備、例えば、支柱と遮光ネットを設置し、 のとびに使用できるが、表にしてではなく、 を検討していきたいと考えております。

○一三番(橋口好文君)
 この間も私申し上げました、農家の声をのます。
 ですから、農家が言うように、陰ができればいいんだと、とりなもんでいいんだと。八月盆過ぎに毎年共進会を行っておるわけですが、この時期はもう暑いわけですから、その中で、やっぱりコンなもんでいいんだと。八月盆過ぎに毎年共進会を行っておるわけであえず。そういうことですから、来年の共進会を行っておるわけであえず。そういうことですから、来年の共進会を行っておるわけでなもが、決してぜいたくなものは要らないんだと。もう簡単の一三番(橋口好文君)

ございますが、現在、昨日も牧之峯のあっぽ~らんどの手前の市有それで、地元材の活用もですが、これも私、前回提案したわけで

捉えてるんですか。 林間伐事業が行われて、あちこち土場に立派な杉がたくさん集積さ が、もう今が一番の杉の伐期でございますので、そこら辺はどう 要があると思います。たまたまもう竹八木十という言葉がございま すが、もう今が一番の杉の伐期でございますのも準備していく必 のはり薬も注入して、腐食防止剤とか何とか製材所に行けばあるそ が、もう今が一番の杉の伐期でございますので、そこら辺はどう とがあると思います。たまたまもう竹八木十という言葉がございま で、やれておりました。材を来年使うと思えば、今伐採して、それで、や 林間伐事業が行われて、あちこち土場に立派な杉がたくさん集積さ

○農林水産課長(中野賢二君) 議員のおっしゃるとおりでござい ○農林水産課長(中野賢二君) 議員のおっしゃるとおりでござい を考えております。

○一三番(橋口好文君) 西之表市の農業で、この間も申し上げま

果も出たんじゃないかと。また、年末を控えて肉の需要が活発になたそうです。それというのも、政府が打ち出したこの大綱、この成りがございます。先月、鹿児島の競りは、平均単価が四万円上がっすね、今、今月十一、十二日は、また中種子町の競り市場で牛の競すれで、先ほど新聞の記事もちょっと紹介しましたが、やはりで

恐らくここも上がるんじゃないかと。鹿児島が四万円上がったとい うことでですね、非常に楽しみにしてる生産農家が多いです 十二日、私の地区は競りがありますが、非常に楽しみにしてると。 ないかということでございます。西之表市の私の地区の生産農家も、 るということで、あわせて、そういうことで単価が上がったんじゃ

やっぱりこういう共進会の会場も、市はしっかりと整備していただ きたいと、そう考えるとこでございます。 ですから、そういうやっぱり元気のある畜産農家のことをですね、

う要望も上がったわけですが、この駐車場についてはどう対応され てるんですか。 もう一つあわせて、駐車場が狭いから拡充整備をしてほしいとい

#### ○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

地及び市の農業振興公社駐車場を臨時駐車場として対応しておると 係機関に御協力をいただき、会場近くの県農業開発総合センター敷 から、予定はしておりません。現在、 ころでございます。 駐車場の拡張整備につきましては、拡張可能な敷地が少ないこと 市の畜産共進会の際には、 関

以上です。

ます。向こうに開くこともできますし、 ○一三番(橋口好文君) た、今はしてないですけど、農機具屋さんがあります、 弁がございました。今現在、 今の答弁で、市の土地が少ないという答 駐車場の東側は市の山林になっており やろうと思えばですね、ま 手前の道路

> 沿いに。 ますが、今後そういうこともしていただけないですか 思うんですけど、そこら辺のですね、対応も必要じゃないかと思い 地主さんにですね、相談したら、案外安く手に入るんじゃないかと てない土地があるわけですから、そういう土地も個人の持ち主に、 これは個人の土地ですけど、ちょっと下は鹿児島県の、今原野にな っていますけど、土地になっておりますが、ああいうのも全然使っ あの農機具屋さんからずっと道伝いに空き地があります。

ので、御意見を踏まえて検討していきたいと考えます。 ○農林水産課長(中野賢二君) 今後また予算の関係も出てきます

○一三番(橋口好文君) ぜひよろしくお願いしときます。

次の質問でございます。

シカのジビエについてでございます。

らい収集できたか、まず、これをお尋ねしたいと思います。 施政方針演説で言われております。その後、どういう情報がどれぐ 質問通告書で、八板市長、 前回、情報収集に努めてまいりますと

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

収集を行ってるところであります。 I C T ビエ認証制度や衛生管理についての情報を収集しております。また、 情報収集につきましては、日本ジビエ振興協会へ加入し、国産ジ 情報通信技術の利活用や残渣の処理等につきましても情報

以上です。

一三番(橋口好文君) 質問をちょっと変えてみます。

現在、西之表市のシカの生息頭数は、推移はどうなっております

### ○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

か。

として五千二百八十頭の推定個体数となっております。査によりますと、平成三十一年三月末時点で、上限、下限の中央値生息頭数につきましては、平成三十年度に県が実施した個体数調

以上です。

)議長(永田 章君) 橋口議員、そこは通告外ということで御理

取り組んでいきたいと考えております。

解をいただけませんかね。

### ○一三番(橋口好文君) はいはい。

な答弁がなされております。できたら個人が何か食堂を開いて、自りなことは、ランニングコスト等を考えたとき、無理だというようは、前回も園田前農林水産課長が答弁もされておりますが、大がか情報を収集した結果、八板市長の目指しているジビエ事業というのじゃあ、このジビエ、いろんな情報を収集されております。その

備は進んでいるんでしょうか。したが、その後、この個人はどうなってるんですか。やる方向に準分でとった分について販売するというようなことも説明がございま

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

換、情報提供などを続けながら、シカの有効利用について引き続きたうなお尋ねだと思いますけども、有人国境離島法の関係の雇用機会拡いうお話でありますけれども、有人国境離島法の関係の雇用機会拡いうお話でありますけれども、有人国境離島法の関係の雇用機会拡まうなお講の都合で中断をしたような事例があります。
また、それ以外にも、地元の方で同様に個人の範囲で同様なことも、申請者の都合で中断をしたような事例があります。
また、それ以外にも、地元の方で同様に個人の範囲で同様なことも、申請者の都合で中断をしたような事例があります。
また、それ以外にも、地元の方で同様に個人の範囲で同様なことも、申請者の都合で中断をしたような事例があります。

○一三番(橋口好文君)○十三番(橋口好文君)また新たな個人が、やりたいという個人ですから、それをですね、文化のないのですよ。この間もこれ言いましたけど、文化がないんです。をして、今、TPP、EUとの自由貿易協定、アメリカとの貿易協定がないんですよ。この間もこれ言いましたけど、文化がないんです。本人の口に合った牛肉がどんどん入ってくる状況になっていくわけ本人の口に合った牛肉がどんどん入ってくる状況になっていくわけない。

る必要もないんじゃないかと、私はそう考えます。

私はそう考えます。わけでしょ。高く売ったら買う人はそういないんじゃないですか。おけでしょ。高く売ったら買う人はそういないんじゃないですか。安くたって採算がとれないということになれば高く売らんといかんをしてですね、このシカ肉が豚肉、牛肉より安ければいいですよ。

と思います。

状況になってきているんじゃないかと、私はそう指摘しておきたいは大風呂敷は広げたが、中に包む、入れる品物がないと。そういうもう一昨年からずっと言ってるわけですが、私に言わせれば、市長ですから、八板市長がジビエをものすごく推進するようなことを

次の質問に入ります。

次の質問、財産監理についてでございます。

か。が打たれておりますが、この土地は利用はどうされる考えでしょうが打たれておりますが、この土地は利用はどうされる考えでしょう天神町の派出所がもう廃止になって、解体され更地になってくい

### [財産監理課長 奥村裕昭君]

## ○財産監理課長(奥村裕昭君) お答えいたします。

地の賃貸借契約書に基づき、返還手続を行ってきたところでございことに伴いまして、天神町の交番が不要となり、本市と交わした土付けが行われてまいりました。栄町に現在の西之表交番が完成した貸借契約書によりまして、本市と鹿児島県の間で普通財産の有償貸天神町の旧交番用地については、昭和五十八年十月一日締結の賃

ます。

続をとってきたところでございます。とから、契約書に従い、貸付地を原状に回復して返還するという手課に利活用案の募集を行いました。結果、特に申し出がなかったこ課に利活ので、市として活用があるかどうか、庁内各い 返還の手続といたしましては、まず、旧交番建物をどうするかと

御質問の跡地の利用についてでございますが、県から貸付地が返 御質問の跡地の利用についてでございますが、県から貸付地が返 してまいりたいと考えております。 してまいりたいと考えております。 してまいりたいと考えております。 してまいりたいと考えております。 してまいりたいと考えております。 してまいりたいと考えております。 してまいりたいと考えております。 してが、県から貸付地が返

以上でございます。

り、あるいは売却がされることを早期に望むものでございます。〇一三番(橋口好文君) ぜひこの土地がですね、貸し付けられた

次の質問に入ります。

ございます。説明を求めます。 九州労働金庫跡地の市民駐車場の利用状況のチェックについてで

[経済観光課長 岩下栄一君]

□ | 日状況についてお答えをいたします。 □ | 九州労働金庫跡の市民駐車場の利

に、 平均九・七台と横ばいとなっております。 握するために、八月にも再度、早朝の調査を実施しましたけれども、 無線で三回の放送を行い、また、お知らせ版において市民駐車場の ございますけれども減少しております。 の調査である先月、十一月につきましては、 利用の周知を行いつつ、適時、利用状況の調査を行っており、 適正利用についての周知も行ったとこでございます。 時駐車していると思われる車両が見られたことから、 車されていた台数につきましては、 六月に行った本課による利用状況の調査によりますと、 平均十・三台となっております。六月末までの調査の結果、 商店街の情報を発信しているまちかどi通信にて駐車場の適正 駐車可能台数二十台におきまし その後も九月及び十一月 平均七・七台と若干で 七月には防災 その結果を把 早朝に駐 直近 常

以上でございます。

○一三番(橋口好文君) お疲れさまです。朝、早朝から調査に足

政係のほうから出されておりますので、自主財源を確保するためにの決算概況でも、やっぱり財政が厳しくなることが予測されると財とはできないものなんでしょうか、どうでしょうか。平成三十年度で、この対策としてですね、やっぱり駐車場代をいただくということしかしながら、今の報告で、いまだに駐車車両があるということ

んですが、どうでしょうか。も、少しでもこういうのをお金が徴収できないかと私はそう考える

### ○経済観光課長(岩下栄一君) お答えいたします。

してまいりたいというふうに思っております。 しっかり踏まえた上で、今後についての利用のあり方について検討 おの一つとしては考えてるとこでございます。ただし、現在、商店 計の一つとしては考えてるとこでございます。ただし、現在、商店 計の一つとしては考えてるとこでございます。ただし、現在、商店 議員のおっしゃるような有料での駐車場の利用ということも、検

○一三番(橋口好文君) ぜひよろしくお願いしときます。

次の質問に入ります。

都市公園の管理についてでございます。

[建設課長 古田一男君]

### ○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

依頼し、 って快適で安全な公園を目指し、 公社と共同し、 初めに、 都市公園八カ所の管理については、 管理を行っております。 都市公園の管理状況について現状を御説明いたします。 定期的な巡視、 草払い、 適正管理を行うため、 維持管理を行っています。 今年度からまちづくり公社に 植栽管理を行い、 まちづくり 市民にと トイレ

でございます。まちづくり公社や業者に連絡をとり、速やかに対応しているところまちづくり公社や業者に連絡をとり、速やかに対応しているところまた、市民から汚れや詰まり等の連絡があった場合は、その都度、の清掃については、週二回、月曜日、金曜日、実施しております。

ター等を設置し、季節の花を植えております。内で花壇が少ないとこもありますので、そういうところにはプラン季節の花やガザニア等の植栽を行い、管理を行っております。公園が程度に適宜対応しております。花の苗等の植栽については、適時、次に、草払い及び芝刈りについてですが、公園利用者に支障がな

七月、 辺 り公社が四月に、 ら十月にかけて毎月、雑草の伸びているところの草払いと、 駐車場のところ、 元チョウ小屋周辺、 八月に植栽管理を実施しております。 現在の管理状況ですが、わかさ公園については、 全面の草払いと植栽を実施しております。 駐車場周辺、天倫館周辺、 テニスコート周辺、 児童館前広場、 相撲場周辺、 まちづく 慰霊塔周 六月、 五月か 池野の

管理道路 月にトイレ周辺の植栽管理、 トイレ周辺、 しております。 イレ周辺の植栽管理、 嘉永山公園については、まちづくり公社が四月に、 墓地公園につきましては、まちづくり公社が五月に、 遊具広場、 西側周辺、 最近では十一月にも全面草払いを実施しております。 多目的広場及び周辺、 ツツジ、ソテツの剪定を行っております。六 広場周辺等全面の草払いと、道路周辺、 八月に道路周辺等全面の草払いを実施 多目的広場横広場等 駐車場周辺、 道路周辺 ŀ

栽管理を実施しております。毎月、雑草の伸びているところの草払いと、六月、九月、十月に植全面の草払いや芝刈り作業を実施しております。五月から十月まで

までの毎月、全面の草払い、芝刈り作業を実施しております。い、芝刈りなど公園全体の作業を実施しております。六月から八月栄町公園につきましては、まちづくり公社が四月に、全面の草払

行っていきたいと思っております。 誰もが安心して遊べる場としての公園機能を維持するために管理をしての機能、そのほか地域住民の日常の交流拠点や市民の憩いの場これからも都市公園の管理については、公園は子どもの遊び場と以上、四公園の管理状況の説明とさせていただきます。

以上です。

は、 でございますが、ごらんのとおり、 ○一三番(橋口好文君) ら広場があるんですけど、その左手にケダの木が植栽されてる写真 市営グラウンドの交差点に行くとこ、道路でございます。 友好のオリーブ園というとこでございます。それから、この下の段 ますが、わかさ公園の昔シカ小屋があったとこ、種子島ポルトガル かと考えております。ここに、皆様のお手元にも写真があると思い しているという答弁がございました。私はそうではないんじゃない 番下は、 鴨女町のキリスト幼稚園のところの細い道路です。 嘉永山公園の一番奥の広場がある、 この公園の草払いについては、 竹にシャリンに、 ずっとおりて行った もう生えまく 先のほうは それから 適時対応

かさ公園を草払いした直近は何月何日でしょうか。ーブ園というところも、もうごらんのとおりでございます。このわてですね、草が繁茂してると。そして、このポルトガル友好のオリブロック塀がずっと泥どめとしてあるんですが、ブロック塀を越えっておる。それから、真ん中は、このブロックが左側あるんですが、

### ○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

辺、遊具広場等の草払いを行っております。月に、十月三十日、相撲場周辺、それから、十月の上旬に駐車場周十一月になって払ってると思いますけども、私の資料としては十

○一三番(橋口好文君) 今答弁がございましたが、その直近で払い一三番(橋口好文君) 今答弁がございましたが、その直近で払い一三番(橋口好文君) 今答弁がございましたが、その直近で払い一三番(橋口好文君) 今答弁がございましたが、その直近で払い一三番(橋口好文者) 今答弁がございましたが、その直近で払い一三番(橋口好文者) 「一三番」

まちづくり公社に移管されたわけですから、早目に払うだろうと思と。そういう訴えが寄せられたんですよ。私は、指定管理業者からんですかと。悲しくなりますと。あの光景を見れば悲しくなります若いお母さんが私にですね、直接、わかさ公園はどうにかならないこれ私何で取り上げたかと申しますと、あのですね、市内在住の

態。 嘉永山公園、先ほど昼御飯の帰りに寄ったんだけど、このような状劦園の松林の中は草がこうしてる。今日現在においても、この下のっておりましたが、全然払ってない。今日現在においても、わかさ

先ほど同僚議員も観光振興のことも申されましたが、やっぱりね、こういうのをちゃんときれいにせんことには、観光客も来ないんじこういうのをちゃんときれいにせんことには、観光客も来ないんじまが、ああいうとこに行く前に、足元のこういう草もきれいにしてから行くべきじゃないかと私は思うわけですよ。実際ですね、この光景を見たとき、本当目を覆いたくなります。もうそこをね、殺伐とした景色が目に入ってくるんですよ。目を覆いたくなります。上に管理者による都市公園管理業務仕様書というのがございます。とした景色が目に入ってくるんですよ。目を覆いたくなります。上に管理者による都市公園管理業務仕様書というのがございます。といては当時と私は理解しております。まちづくり公社に対して、仕事の内容は、この公園管理については当時と一緒だと理解してよろしいですか。

### [総務課長 大瀬浩一郎君]

等はある程度わかりますので、そういった意味で、全体的な意味で指定管理者制度に担当しておりましたので、平成十八年当時の状況す調整役の総務課としてお答えしたいと思います。あと、少し、昔、○総務課長(大瀬浩一郎君) まちづくり公社と所管課をつなぎま

の総務課としてお答えをさせていただきたいと思います。

変わってまいります。
者で払いますので、そういった意味での使用の仕方というのは若干入れますのと、それと、水道光熱費とかそういったものを指定管理人がますのと、それと、水道光熱費とかそういったものを指定管理者の業務はですね、利用料金制度等ございまして、運用

ないのだろうと思います。てきてると思います。ただ、大まかなところでは、それほど変更は毎年、年度年度で委託料のほう交渉しますので、内容は若干変わっ回数等についてはですね、そのときそのときの状況で、若干毎年

ども、以上でございます。 すいません、ちょっと平成十八年の記憶で申しわけないんですけ

おられますか。 この予算六百七十万円に対する予算消化はどれぐらい金額を使ってこの予算六百七十万円に対する予算消化はどれぐらい金額を使って公園の管理費を六百七十万円強出しております。先月、十一月まで、公 | 三番(橋口好文君) 建設課は、予算、まちづくり公社、都市

○建設課長(古田一男君) 予算的なものは総務課になると思いまつ建設課長(古田一男君) 予算的なものは総務課になると思いま

以上です。

○一三番(橋口好文君) 予算的な消化率はどうでしょうか

ですけども、大体同程度の率になってございます。 ょっとお答えさせていただきますけども、若干数字的には低いようけども、所管課とまちづくり公社をつなぐ総務課のほうの立場でちの設務課長(大瀬浩一郎君) 先ほども質問の中でお答えしました

以上です。

うか。○一三番(橋口好文君) 同程度というのは何と同程度なんでしょ

考えます。 ても、 うこれ八○、 す、草はどこも。ですから、この時間数にしても、予算を使うにし わけですから、来年の三月まではそう荒れません。そう伸びないで 本当なれば、これ時間数五八%じゃなくて、現在までだったら、も する時期は、 この数字になるわけです。もう今からはですね、もう師走に入った ます。一番草木が繁茂する時期に管理がなされてないという証明が ますが、これでは私はいけないと思いますよ。自然界の樹木が繁茂 大体これぐらい、半分ぐらい、半分ちょっといったところだと思い ○一三番(橋口好文君) 今までに九○%ぐらいはもう消化してなきゃいけないと私は 気温が上がってくる四月から九月、十月なんですよ。 九〇%ぐらいは上がっていないと私はいけないと思い 作業時間でいえば五八%、 金額にしても

現に、平成十八年に最初指定管理を請け負った業者さんは、わか

見たそうです。ここ見たそうです。 課の職員が、二名の職員が毎月二、三回足を運んで、 れました。 うたと。山の頂上まで。予算も当時六百万円なかったそうです。そ たった二メーターぐらいしか払うとらんと。私がしたときは全部払 このブロック塀のとこから法面二メーターぐらい。その業者さんも スト幼稚園のとこは、二メーターぐらい草払いが行われております。 ような仕事をしてきたということを当時の業者さんは私に話してく の中から水道光熱費も負担して、 ルトガルの上の写真見て、何もしとらんと。そして、この下のキリ もあったということでございます。ですから、その業者さんもここ さ公園の松林も四回も五回も草払いをしたそうです。 しっかりと市民から苦情が出ない 何と言ったと思います。このポ そこには建 いろいろ指導 設

いりました。まあ、きれいですよ。こうあってこそ公園だと私は思 れから、こり~な、 5 当はきれいな写真を載せたいんです。でも、 すよ。本当はですね、私もこういう写真は載せたくないんです。本 れいなんですよ。西之表市の公園は、 いました。もう中種子町の公園は、行くとこ行くとこがですね な載せるような写真が。 これね、 あの下にも公園があります。それから坂井公園もあります。そ 私、 昨日ですね、 種子島こり~なの駐車場の植栽の状況も見てま 西之表市には場所が 中種子町の太陽の里運動公園、 行くとこ行くとこが汚いんで ないんですよ、きれい それ き

今後、八板市長、どうですか。この若いお母さんが悲しくなると

えてください。希望を与えてください。よろしくお願いします。えてくださいよ。こういうことじゃいけません。八板市長、夢を与申されました。八板市長、市民に夢を与えてくださいよ。希望を与

次の質問に入ります。

最後の馬毛島問題でございます。

どういう態度で臨まれますか。お願いします。 すか、 み入れてまいりたいということを申されましたが、 ていくという、私に言わせれば、その防衛省の課長は市の要望も組 の提案されてる利活用については、 馬毛島対策特別委員会行きまして、 この防衛省の課長の意見でございますが、これについて八板市長は を懐柔するのかなと私はそう考えましたが、市長どうでしょうか 午前中、 甘い砂糖をなめさすっとかなと。こういうことを言って市長 同僚議員がほぼ私と同じ質問でございました。 防衛省の課長さんが、 防衛省としても前向きに検討 私はすぐ、何で でも、 八板市長 私

○市長(八板俊輔君) 馬毛島に関する利活用計画についてのお尋のあれですと四割は残っておるわけですから、それできちんと管理をころがあるというのは事実だと思いますので、まだ予算も先ほどところがあるというのは事実だと思いますので、まだ予算も先ほどところがあるというのは事実だと思いますので、まだ予算も先ほどのあれですと四割は残っておるわけですから、それできちんと管理のあれですと四割は残っておるわけですから、それできちんと管理のあれですと四割は残っておるわけですから、それできちんと管理のあれですと四割は残っておるわけですから、それできちんと管理のあれですと四割は残っておるわけですから、それできちんと管理を表する場合である。

ます。 ます。 ます。 はいので、内容について、今お答えはちょっと差し控えたいと思いの課長さんの件でありますけれども、私はちょっと承知しておりまとも力いっぱい取り組んでまいりたいと思います。先ほどの防衛省とも力いっぱい取り組んでまいりたいと思います。そのための利活以外のふさわしい使い方があると考えております。そのための利活はかので、内容について、今後はおいます。とので、内容について、今後はおいます。とので、内容について、今お答えはちょっと差し控えたいと思います。といいと考えております。

○一三番(橋口好文君) これで終わります。

○**議長(永田 章君)** 以上で橋口好文君の質問は終了いたしまし

より再開いたします。 ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十五時四十分ごろ

午後三時二十三分休憩

に見えません。

#### 午後三時四十分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 - 名言申Dータ[記]

都合により、あらかじめこれを延長いたします。 ここで議長からお願いをいたします。本日の会議時間は、議事の

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

[一四番 長野広美さん登壇]

順番でお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。るという意味で職員の旅費規定について、長期振興計画についてのすが、順番を変えて、行財政改革の取組みについて、また、関連すの一四番(長野広美さん) それでは、一般質問を通告してありま

今日、著しい人口減少と高齢化、また一方で、物流システムやイ今日、著しい人口減少と高齢化、また一方で、物流システムやイの時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域の時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域の時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域の時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域の時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域の時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域の時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域の時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域の時代にあって、市民生活が円滑に営まれ、また、大学工作のような別様である。

論をしたいと思います。
困難さが増してきている行政運営を、この行財政改革の視点から議りますので、今回の一般質問は、まず、ますます重要である一方、

企画課が分担して計画を持っておられますので、それぞれの取組状向上は不可欠であると認識しております。これについては総務課と沿って取り組んでおります。特に、行政運営上で組織力と職員力の「対政改革については、二〇一八年四月からの第五次実施計画に

況から説明を求めます。

以下は質問者席から伺います。

[総務課長 大瀬浩一郎君]

組みから御説明を申し上げます。 ○**総務課長(大瀬浩一郎君)** それでは、まず、総務課のほうの取

思います。

長のあり方の検討、定員管理適正化計画の策定が主になろうかなと損のあり方の検討、定員管理適正化計画の策定、臨時・非常勤職ざいますけども、総務課の担任しますのが、職員のメンタルケアのざいますけども、総務課の担任しますのが、職員のメンタルケアのがご

ものに対してのメンタルケアの推進をしてございます。
ど、新人の職員とかですね、ちょっと悩み事のある方のそういったとして実施をいたします。実は、あしたも予定してるんですけど、トレスチェックを毎年実施してございますので、それを毎年のことまず、職員のメンタルケアの推進の部分でございますけども、スまず、職員のメンタルケアの推進の部分でございますけども、ス

計画の策定は済んでございます。 人材育成計画と職員研修の実施計画は、平成三十年の三月に一応

導入に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。条例はできましたけども、引き続き定着に向けて、あるいは円滑な計年度任用職員制度の条例をお願いしたところでございますけども、臨時・非常勤職員のあり方の検討につきましては、九月議会で会

総務課のほうの状況としては、大体以上のような状況でございまますけども、計画分は完成したというふうな状況にございます。成三十年の三月で一応策定は終わっておりまして、第九次でございあと、定員管理適正化計画の策定でございますけども、これも平

[企画課長 森 真樹君]

す。

○企画課長(森 真樹君) 続きまして、企画課の部分につきまし

て御説明いたします。

まず、行政改革大綱そのものの進行管理というものにつきましてまず、行政改革大綱そのものの進行管理というものにつきましては、企画課が担ってるところでございます。御質問の組織力と職員いでございまして、具体的に申しますと、政策調整会議、あるいは心でございまして、具体的に申しますと、政策調整会議、あるいは心でございまして、具体的に申しますと、政策調整会議、あるいは連携のが立さいませるところでございます。

以上でございます。

○一四番(長野広美さん) 御説明ありがとうございます。

ような段階にあると考えてらっしゃるんでしょうか。果を処遇面に反映させること等について、この状況についてはどの職員個々のキャリアデザインを位置付けること、また人事評価の結まず、この総務課の四つの項目の中の人材育成計画についてです。

考えてございます。○総務課長(大瀬浩一郎君)・キャリアデザインの方向性でございの総務課長(大瀬浩一郎君)・キャリアデザインの方向性でござい

さないといけないなというのを感じたところでございます。ういう仕事なのかというふうな取組みをしないといけないというふえるんですけども、先ほどの研修の中では、その人の人生の中でどうな指摘をされまして、そういったところから、キャリアデザイ常に難しいなと感じたのは、我々の世代でしたら、キャリアデザイなかなか、最近、研修に出る機会等もございまして、なかなか非なかなかなか、最近、研修に出る機会等もございまして、なかなか非

本みたいなのを、今どうにか工夫できないかなということで研究しまして、なかなかうまくいってないというのが正直なところでございますけども、例えば、人事異動のときの課長補佐職ですとかですいますけども、例えば、人事異動のときの課長補佐職ですとかですない。そういったものを考えるときの参考資料にはしてございますけども、そういったものを考えるときの参考資料にはしてございますけども、そういったものを考えるときの参考資料にはしてございますけども、そういったものを考えるときの参考資料にはしてございますけども、みみたいなのを、今どうにか工夫できないかなということで研究しかみたいなのを、今どうにか工夫できないかなということで研究しかみたいなのを、今どうにか工夫できないかなということで研究しかみたいなのを、今どうにか工夫できないかなということで研究しかみたいなのを、今どうにか工夫できないかなということで研究しかみたいなのを、今どうにか工夫できないかなということで研究しかなど、はあるんですが、人事と、ないないが、人事はなど、人事はなど、人事はなど、人事はないなどのでは、人事はないなどいないなどいうことで研究しないますが、人事はないないないない。

てるところでございます。

以上です。

○一四番(長野広美さん)○一四番(長野広美さん)えっとですね、まず、この人材育成計画そのものについても、平成三十年三月に計画そのものは策定されたのかなと。課題が見えてきたということは御説明いただけなかっなですと、ほとんど具体的な進展はちょっとお答えいただけなかっなのかなと。課題が見えてきたということは御説明いただきました。方向性も明確に平成三十年三月に計画そのものは策定されたのかなと。課題が見えてきたということは御説明いただきました。

り下回っております。
ちなみにですね、実は、私たち議会では、平成三十年度の決算委的下回っております。その中で示されました施策マネジメントシート、貴会がございます。その中で示されました施策マネジメントシート、書を意識して仕事をしている職員の割合、これについても前年度より下回っております。その中で、改めてこの指数とされるもちにも公開されております。その中で、改めてこの指数とされるものを少し紹介しますと、組織力と職員力の向上の中に示されているもちにも公開されております。その中で示されました施策マネジメントシート、貴会がございます。

てきているわけです。そういった部分で、来年度に向けて具体的にこれも既に平成三十年度の事業評価の中で、きっちりこの課題が出の方向に向かわせようといった部分が当然求められているわけで、実質、この行財政改革大綱に基づいて、少しでもその課題を改善

゛ 、 、 、 。 予算を確保する、そういった部分についての検討はなされているんこのような点を考慮して計画をつくる、もしくは課題が整理されて

## ○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明申し上げます。

施策のところのマネジメントシートのところの指標ですけども、アンケート調査に基づきまして指標を出しておりまして、パーセンアンケート調査に基づきまして指標を出しておりまして、パーセンオけども、なかなか定着度が難しいというのが実情でございます。勢い新人の職員が入ってくる数も多うございます。今年度だけに限りませんけど、ここ数年、以下しておりますが増えておりますので、何らかの組織的な対応をとらないといけなが増えておりますので、何らかの組織的な対応をとらないといけないなというのは考えてはございますので、そこのところの資料収集とかはいたしてございます。

#### 以上です。

も当然定数管理の観点からでも予見できておりましたし、そういっ退職者数に伴う職員の配置の難しさですとか課題ですとかは、これをいただいても結構なんですが、今課長が答弁いただいたように、○一四番(長野広美さん) 改めて課長に、もしくは副市長に回答

ついて協議をするというのが大事なんだろうと。今答弁していただいたとおり、課題は出てきてるんですね。それに綱ですので、かつ、このマネジメントシートの中でも、また課長がた方向で私たちも説明を受けておりますし、その上で行財政改革大

そこで、企画課のほうに位置付けられてるんでしょうか。とこで、企画課のほうに位置付けられております。しかしですね、よくよく考えてみると、たが、行財政改革大綱の目的は、企画課のほうでは、連帯のための仕組みづくり、そしてまた、情報共有のための仕組みづくりというよけることで、今出てきてるような職員管理のことが、全庁的に、実することで、今出てきてるような職員管理のことが、全庁的に、実することで、今出てきてるような職員管理のことが、全庁的に、実うその課題の整理ですとか、それに対する議論の場ですとか、そういった部分はどのように位置付けられてるんでしょうか。

### ○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

やはり組織、あるいは職員の硬直化が進んでるというのを非常に大してございますけども、そのときに問題意識として捉えたことが、うことになろうかと思います。行財政改革全体で考えたときにですね、そもそも五期の計画、二〇一八年度からというところで策定をね、でもそも五期の計画、二〇一八年度からというところで策定をはてざいます政策調整会議の場であったりとか経営会議の場とい意が、今運用議論の場と申しますか、今現状ある議論の場というのが、今運用

きな課題として捉えました。

今回できてきたものだと考えております。の大綱で進めていかなければいけないんだというところで、大綱がある。そこを何とか最適化していく。そういう取組みを今回の五期資源というのが、人であったり物であったりお金であったり情報でいうのにはやっぱりどうしても限りがあるんだということで、そので、そこで、ただ一方で、我々が、市役所が保有している資源と

思いますが、今お二人の課長から答弁いただいたように、課題も把 づける意味で話を伺っているわけですが、やはり具体性のところで 私たちのほうには、この行財政改革大綱に基づいて行政運営を方向 握されております。その必要性も十分に把握されております。で、 ○一四番 (長野広美さん) たものを進めていく必要があるんだと考えているところです。 職員全体が考えて実行できるようなそういう検討、協議、そうい おりますけども、個々具体的な行動レベル、そういったところまで いますか、大きな取組みの方向性は今回大綱で示させていただいて ですね、もう少し私たち議会にも説明していただきたいなと思って はこれまでの流れでいいのか、そういった部分のですね、 力の向上といった分も全部重なりますので、ちょっと前後するかと もう少し来年度に向けてですね、本当に早急にこの対応策について そういう意味で、今後の取組みといたしましては、大きな枠とい 実は、いわゆる管理職のマネジメント 重要性が

> います。 策をとっていただきたい。そういった部分で、改めてこの管理職の の事業の中でも、きっちりはっきりその方向性をですね、新たな政 当然これ二〇一八年の三月に制定されました。 の改善にはつながりませんよね。今、私が今回伺ったのも、来年度 体的に改善策を、政策を、プログラムをつくらなければ、これ実際 されてらっしゃるというふうに受けとめているんですが、具体的な さんが、私、本当に大変な業務をこなす、大変厳しい環境で業務を する職員の能力開発による公務能力の向上を進めることとします。 業の見直しですとか、 当然ですけれども、適正化に向けての考え方の基本として、事務事 マネジメントの向上といった部分が大事になってくるんだろうと思 この適正化計画ですとか、行財政改革の中でうたわれてるものを具 まさにこれがなければですね、皆さんが、今本当に全ての職員の皆 職場環境づくりを構築することで、複雑かつ増大する行政需要に対 こんなふうに書かれてあります。職員の能力を最大限に発揮できる 人事評価制度の運用のあり方、そして人材育成。この人材育成には 例えばですね、皆様がつくられている第九次定員適正化計 組織体制の構築、 適正配置、 そこの中でですね 派遣職員の課題 画

のをですね、実は、お伺いしたいと思っておりました。前に、職員の適正配置のあり方について、職員異動のあり方そのもただですね、私ちょっとすっ飛ばかしてしまいまして、管理職の

この職員異動も、

先ほど総務課長のほうからもちょっと話があり

おります

異なるかというと、福祉といった非営利部門から病院経営といった りますが、しかし、 うんです。そういったときに、一般的には市長権限というのが、正 的な職員配置ということでなければ、 揮される職場環境とかいった部分では、 んですが、いかがでしょうか。 ております。できましたら、この件について市長の見解を伺いたい 見されますので、そういった部分での改善はもっと必要かなと思っ いうことと、長期視点で、非常に短期間での異動といった部分が散 異動のあり方については、もっと透明性を反映していただきたいと トしていかなきゃいけないんですね。 営利事業まで非常に多岐にわたる人材を確保し、それをマネジメン 直言ってですね、職員異動の一番の基本だというふうに言われてお 状ですね、 う考え方で位置付けられてると思いますが、まさに職員の能力が発 ましたように、 各行政の現場の皆さんは本当に苦労してらっしゃると思 人事評価を基づいて行われるという、基本はそうい 行政運営は企業運営と大きく異なります。 そういった部分で、今の職員 なかなか難しい。 適正な、本当に適正な計画 本当に今現 何が

○一四番(長野広美さん) 別に市長でなくても結構ですよ。○議長(永田 章君) ちょっと待ってください。

[市長 八板俊輔君]

○市長

(八板俊輔君)

お答えをいたします。

すとか、管理職のマネジメント力の向上でありますとか、職員の適お答えになるかどうかわかりませんけれども、職員の定数管理で

沿って、 その職員それぞれの、何ていいますか、さっきの何でしたっけ、ス れは、 員がいて、係長がいて、課長がいて、 場での仕事ぶりですとか、得意分野ですとか、適性ですとか、 であろうかと思います。それについては、日ごろからその現在 きるような体制にというのを常に管理職、 キルアップとかそういう経験を積んで、いろんな総合力で仕事が ですけれども、そういう情報を組織的に管理するといいますか、そ あると思うんですけれども、それを組織力、ピラミッド型の一般職 正配置、これはまた総じて人事異動をどうやるかというようなこと ですね、説明するようにいたします。 ないと思います。基本はそういうことでありますけれども、それに いはメンタルですとか、それぞれ配置をするためのいろんな要素が 例えば、どの職員をどこに置けば次はどうなるか、年次的に 担当の総務課長あたりのプランニングというようなものを 副市長がいて、 我々も考えなくてはいけ 私がおるわけ ある

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

客観的なものができるように努力をしてございますし、最近では複数の人間が関与いたしまして、素案的なものについては、なるべくはやっぱり大切なことなんだろうと思います。そういった意味で、はやっぱりルール的なものとか、考え方の整理をするというのの中にやっぱりルール的なものとか、考え方の整理をするというの基本的なお話は市長のおっしゃったとおりでございますけども、そ

数年度で素案的なものをつくることはいたしてございます。

いたしてございます。 いたしてございます。 なるべく客観的なものをつくりたいなというふうにマネジメントは おい上げることで、できるだけ、透明性とまではいきませんけども、 いうものがいたりしますけども、そういったところからの意見等を しましても、いろんな立場の人間、例えば、内側の政策担当課長と で、透明性の問題なんですけども、なかなか人事情報というのは

以上です。

のは、 と考えますので、そういった多面的なことがわかりやすく、やはり られている能力と、昨今の専門的な知識を有して専門的なポジショ と変わってきているのは、オールマイティーな従来の公務員に求め ほかの職員にもわかる。それってとても大切なことだと思うんです て簡単に指標化されるものではございませんが、 ○一四番(長野広美さん) えとですね、確かに大変難しい、決し トになるんだと。今回ですね、実は、人材育成の中で一つこれまで ね。この方はこういうことを得意とする。この分野のスペシャリス ないとですね、今言ったような透明性ですとか、この透明性という ンで入るといった能力も、また一方でこれまで以上に求められてる 人事評価といった部分ですとか、キャリアデザインですとか、 人一人が生かされるということが一点。そういった基本ができて なぜこの人がということではなく、一人一人が目指す方向が 基本的に、 実は、 個々

きたいと思います。あ、なるほどと思えるようなものを今後もですね、心がけていただあ、なるほどと思えるようなものを今後もですね、心がけていただ人事評価だったり、それから職員異動の中で、みんながある程度、

この行財政改革のこの三つ目の管理職のマネジメントに、もう少しPDCAサイクルで行政評価的なものを取り入れてはと考えております。この平成三十年度の施策マネジメントの中にも、確かに、でいます。愕然とするんですけれども、長期振興計画の各施策の目標達成率、これもまたですね、平成三十年度はこれまで以上に落ちにかる意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをにある意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをにある意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをである意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをである意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをである意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをである意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをである意味望ましいデータでありまして、自分たちのは非常に高くである意味望ましいデータでありまして、自分たちのは非常に高くである意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをいる。

う少し皆さんの課題整理、優先順位をつけるといった部分でわかり だ部分でのそのものについての評価がですね、あったらですね、も について、では、本当に十分に評価されて、今課題が十分に優先順 について、では、本当に十分に評価されて、今課題が十分に優先順 にかが総合力としてですね、行政運営に当たるんだというそのこと を部分でのそのものについての評価がですね、あったらですね、も でが共有されて、解決策に向けて進んでるんだろうかと。そういっ と でが共有されて、解決策に向けて進んでるんだろうかと。そういっ と が、企画課長が説明

ただきたいと思いますが、企画課の課長のほうから答弁をお願いしやすくできるんではないかなと考えまして、その部分を検討してい

## ○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

十分認識をしてございます。 十分認識をしてございます。 十分認識をしてございます。 ただけども、その背景となる要因までは深掘りができてなかったりとも、なかなかチェックの段階で、御指摘のとおり、課題はわかるんも、なかなかチェックの段階で、御指摘のとおり、課題はわかるんががといいまではではではではできてなかったりとが、まだまだ精度を上げていく向上の余地というのはあるというのも十分認識をしてございます。 十分認識をしてございます。 ただ、残念なことに、がなされてるものだと認識してございます。 ただ、残念なことに、がなされてるものだと認識してございます。 ただ、残念なことに、

ただ、これまで十年以上にわたりましてつくり上げてきた仕組みただ、これまで十年以上にわたりましてつくり上げてきた仕組みたがます。
 ただ、これまで十年以上にわたりましてつくり上げてきた仕組みたがます。
 ただ、これまで十年以上にわたりましてつくり上げてきた仕組みたが、

に思います。それが明確に出てきたのが、この振り返りシートだって、 の一四番(長野広美さん) えとですね、改めまして振り返ると、 この行財政改革大綱の中の職員力、組織力というところの個々の職 員の能力アップのために総務課が抱えてる課題、そしてまた、組織 力のためにマネジメントの皆さんが何を優先しなきゃいけないかと れまでも、そして今後もですね、優先順位が高いんだろうと。そう れまでも、そして今後もですね、優先順位が高いんだろうと。そう れまでも、そして今後もですね、優先順位が高いんだろうと。そう れではないかというふうに、今回ですね、今年度の状況の中では特 んではないかというふうに、今回ですね、今年度の状況の中では特 んではないかというふうに、今回ですね、のでところをちょっと改善、

答弁は、 バイザーとして入ってもいいかもしれませんし、 分では、 やはり限界があるという段階に来てるんだろうと思います。 かもしれませんし、 感じております。そういった部分でですね、 の際に、やはり課内の一つの組織内での議論だけでは、 ね、そのことをしっかり検討していただきたいと思うんですが、そ にこの今の段階から次の段階に上がるために何が必要かといった部 そういった部分では、改めて来年度向けて、 しっかり専門的な見地のある人がマネジメントの中にアド 実は今年度だけではなく、昨年もその前も私伺ったように しっかり取り組んでいただきたいと思います。 *\*\ 今後に向けてはです ま一度改めて、 外部の評価もある 基本的には 課長の

たんだろうと思います。

よろしくお願いします。

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

を 旅費に関しましては、旅費の条例があるわけなんですけども、そ がまして、そちらのほうに準拠されまして支給がされてございます。 ですけども、実費弁償の中には二種類ございまして、定額で支払うですけども、実費弁償の中には二種類ございまして、定額で支払う 写しずけども、実費弁償の中には二種類ございまして、定額で支払う なーンですね。そういった二種類ございますけども、基本的には、 なーンですね。そういった二種類ございますけども、基本的には、 なり入れてございますけども、両方の複合ではございます。 は、 が費に関しましては、旅費の条例があるわけなんですけども、そ

以上です。

更、改定がなされたのはいつになりますか。 ○一四番(長野広美さん) えとですね、直近でこの旅費規程の変

正、直近では平成二十八年の三月三十日であります。
○総務課長(大瀬浩一郎君) 規程と申しますか、旅費の条例の改

再度検討していただきたいという意味で質問しております。 での職員旅費の規程といった部分については、私、今回ぜひですね、 報の取得が非常に容易になってきておりますので、皆さんのこれまっておりますし、もう一点は、実は、インターネット等によって情 の工程ので、当然運賃等も変わりましたし、宿泊環境も大きく変わりました。

ようになってるか説明してください。

際には、必ず領収書が求められます。実際の市の運用についてどのついても、領収書等の証拠書類が添付が求められています。で、ま図るということが示されております。あともう一点、旅費の精算にしたが、国の特徴として、割引制度を最大限に積極的に活用する、まず一点目ですが、確かに国に準ずるという御回答をいただきままず一点目ですが、確かに国に準ずるという御回答をいただきま

○総務課長(大瀬浩一郎君) 基本的なもので、先ほど説明申し上○総務課長(大瀬浩一郎君) 基本的なもので、先ほど説明申し上

以上です。

ということの一つの事例として伺いましたが、高速船は実費ですね。〇一四番(長野広美さん) 私伺ったところ、鹿児島市に出張する

これにでありまして、九千八百円といった部分の積算根拠を説明いただきでありまして、九千八百円といった部分の積算根拠を説明いただまとかそういった部分に対応するという趣旨だというふうに伺いまし飛行機とかJRの長距離の運賃とは別に、バスですとか地下鉄ですしてまた、車賃というものが支払われ、これは長距離の、もしくはで、日当が日にちによって違いますが、一日当たり二千二百円。その、日当が日にちによって違いますが、一日当たり二千二百円。そのより

で今支払われてるんですね。その件についてお願いします。されるそうですが、こういった部分で、実際に領収書を求めない形二千円程度、それからまた首都圏、都市部に行くとこれがまた加算そうしますと、実際、宿泊料も、それから車賃と言われてる一日

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

実情ということでよろしゅうございますか。

○一四番(長野広美さん) はい。

どの程度までやっておられますか

○一四番 (長野広美さん)

領収書の求めるという部分については

められるケースがあると承知してございます。 代金と航空運賃ですけども、その他特殊な出張がある場合には、求○総務課長(大瀬浩一郎君) 先ほど説明申し上げました高速船の

○一四番(長野広美さん) 一般的にはですね、皆さんあんまり領○一四番(長野広美さん) 一般的にはですね、皆さんあんまり領

いないというふうなことでよろしいですか。 賃の金額が実質額とどれほど乖離してるかという部分は、承知して索することができます。そういった部分でも、今支給されている車索することができます。そういった部分でも、今支給されている車索することができます。そういった部分でも、今支給されている車点が、実は、事具体的に、例えば、羽田空港から都心までどのよいないというふうなことでよろしいですか。

スが国会周辺に行くケース、永田町に行くケースだろうと思うんで交通経路があるんですけども、時間をはめますので、一番多いケーたしまして、例えば、東京のほうに出張に行きますときに、実際上、していないということになるんだろうと思いますけども、実感といの総務課長(大瀬浩一郎君) 正確なところという意味では、承知

った状況が出てきてるというふうなことは感じてございます。ない。時間との関係上そうなります。そういったところで、そういっぱりその間の移動というのはどうしてもタクシーにならざるを得した。で、それから後、時間がありますので、通常はもうタクシーすけども、種子島から東京行って、羽田着いて、モノレール乗りますけども、種子島から東京行って、羽田着いて、モノレール乗りま

以上です。

○一四番(長野広美さん) 今課長が答弁いただいた部分は、タク〇一四番(長野広美さん) 今課長が答弁いただいた部分は、タクーを使ったりとか時間の趣旨ですので、よろしくお願いいたしまがというのが今回の質問の趣旨ですね、しっかり精査していただきたの旅費規程そのものが今の時代の状況に合ってるのか、そういったの旅費規程そのものが今の時代の状況に合ってるのか、そういったの旅費規程そのものが今の時代の状況に合ってるのか、そういったというのが今回の質問の趣旨ですので、よろしくお願いいただと

次の質問に移ります。

費の支給額等について説明をお願いいたします。だという意味で、一応ですね、参考のために、昨年度出張回数、旅私たち職員、もしくは議会の中でも最も旅費、出張が多いという方この旅費規程の中で、申しわけございませんが、市長がですね、

金額で二百二十万八千二百四十円です。 ○総務課長(大瀬浩一郎君) 平成三十年度は、回数で三十八回

以上です。

○一四番(長野広美さん)○古の海外出張は含まれていないということでよろしいですか。はの一四番(長野広美さん)むちろんこれには、昨年度、ポルトガー

思います。
もしっかりこの旅費規程の内容については検討していただきたいとに合った形をできる限りやはり市民に説明できるような形で、今後に百二十万円相当の超える金額ですけれども、ぜひですね、実額

次の質問に移ります。

[農林水産課長 中野賢二君]

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

十一月二十五日時点で、稚貝放流一回、ウニの駆除二十回、サメの漁場環境整備施策における具体的な取組内容でありますけれども、

ざいます。 見事業の市単独助成として、有害水産動植物駆除、 支援事業にて実施しております。 回 団体駆除六回、 でございますが、これを実施しておりまして、 住吉沖、 あとその他、 田之脇沖でその八割程度が漁獲されておるところでご 藻場造成追跡調査が六回、 漁業監視や新しい漁法への取組みも離島漁業再生 あわせて、 イカの産卵床調査等が四 種子島のさかな魅力発 捕獲頭数が百八十四 サメの個人駆除

れども、 おける関係人口を増やし、 業再生活動を行う活動が交付金の対象とされております。 成果指標として設定しにくく、高齢化や組合員数の減少、マンパワ 業協同組合の業務報告書におきまして、西之表市及び中種子町が一 りますけれども、昨年度まで指標でありました漁獲量は、 定対象漁業世帯数を指標とさせていただいたところでございます。 落活動に賛同する地域住民が集落協定を結び、計画期間を通じて漁 一不足が原因として考えられております。このため、漁業世帯と集 主たる事務事業として離島漁業再生支援事業を実施しておりますけ でなくなったことが背景にございます。 くくりになっておりまして、漁協のシステム変更により集計が容易 以上です。 新たな成果指標として、協定対象漁業世帯数を設定した理由であ つの目的でもあることから、 例年、取組内容が固定化されてきている状況にありまして 漁業世帯の確保と漁業所得の維持・向上 漁場環境整備へ 漁場環境整備施策における の取組みを行う協 種子島漁 水産業に

> 合員の方たち以外の方たちも含まれるということですか。 ている協定対象漁業世帯なんですが、これはいわゆる組合員、準組○**一四番(長野広美さん)** 改めてお伺いしたいのが、今回示され

○農林水産課長(中野賢二君) 組合員以外は含まれておりません。

○一四番(長野広美さん) そうすると、実質、今現在の漁協の全

○農林水産課長(中野賢二君) 全組合員というわけではございました。組合員というのは、正組合員と準組合員がおりまして、その中で年間九十日以上操業してる方が正組合員でありまして、準組合となれますけれども、この中で、現在この事業を行ってるのが五つとなれますけれども、この中で、現在この事業を行ってるのが五つということです。で、この中に含まれていない方も実際おりまして、準組合ということです。で、この中に含まれていない方も実際おりますのということです。で、この中に含まれていない方も実際おりますのということです。で、この中に含まれていない方も実際おります。

はい、わかりました。はい。 ですね。そのように受けとめたんですけど、それでよろしいですね。 五つのグループのトータルが今現在百八十六ということでよろしい 対象の方たちがまず前提であり、この協定の組合員数が加算されて、 ○一四番(長野広美さん) そうしますと、正組合員、準組合員の

ところです。ところです。ところです。ところです。ところです。ところです。としたら、少しですね、乖離があるというふうに感じるないまれており、その取り組まれてる成果がですね、直接この世帯数にまれており、その取り組まれてる成果がですね、直接この世帯数には、非常に多岐にわたり、組合員の皆さんがその地域地域で取り組に、非常に多岐にわたり、組合員の皆さんがその地域地域で取り組に、非常に多岐にわたり、組合員の皆さんがその地域地域で取り組に、非常に多岐にわたり、組合員の皆さんがもいるというにとなんでもないですね、一つはですね、システムの変更ということなんでところです。

拾うことは可能だということもまた説明を受けましたので、本当にいう回答をいただきましたが、ただ、西之表地区の漁獲量を特別に分が説明されましたけど、確かに漁協のほうではシステムの変更とまた、課長の説明では、漁獲量等漁協のシステムの変更という部

いただきたい。

動向がしっかり把握できるといった部分を、ぜひもう一つ検討して具体的に、今年はよかったので来年はもっとしようといった部分の定程度の税金を使って環境整備をやってるわけですね。その成果を今後ですね、今大変厳しい漁業環境にあって、毎年毎年私たち、一

ます。それは要望としてお願いします。

一会、今回示されたのはトータルで、環境整備だけではなく、魚価会、今回示されたのはトータルで、環境整備だけではなく、魚価が上がりました、今年は豊漁でした、いろんなものがトータルに入が上がりました、今年は豊漁でした、いろんなものがトータルに入が上がりました。

います。 
あと、もう一点、旧上妻家住宅の計画についてお伺いしたいと思

にいと思います。お願いします。といと思います。お願いします。とれから、それを利用するという利活用についても御説明いただきでして、新たな来年度以降の事業として、二○二○年度までに約七年のから、それを利用するという利活用についても御説明いただきでは、まではのは宅等につきましては、住宅の大変古いものでしたので、

-社会教育課長 中里千秋君]

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

今御質問ありました件につきましては、第六次の長期振興計画の

公開に努めていきたいと思っております。 本性が確保された後、住宅の屋根の全面改修を考えているところで 生度その診断を実施することにしておりまして、その事業費を四百年度その診断を実施することにしておりまして、その事業費を四百年度で、まずは地震に対する住宅の安全性を確保する基準を 助言・指導で、まずは地震に対する住宅の安全性を確保する基準を 中で位置付けられております。老朽化によりまして、文化庁からの

以上です。

○一四番(長野広美さん)ありがとうございます。今教育委員会○一四番(長野広美さん)○のほうからは、安全の確保と、それから、順次、財産の価値を高めのほうからは、安全の確保と、それから、順次、財産の価値を高めのほうからは、安全の確保と、それから、順次、財産の価値を高めのほうからは、安全の確保と、それから、順次、財産の価値を高めのほうからは、安全の確保と、それから、順次、財産の価値を高めのほうからは、安全の確保と、それから、順次、財産の価値を高めるという。

[経済観光課長 岩下栄一君]

おけるその歴史的な部分の価値としては、上妻家住宅のほうも位置今横断的に関係する課と連携をとっておりまして、今後の市街地にとして、歴史的な資源も活用しながらというところもありまして、施計画のほうを今年度つくることになっております。その中の一つというところで、事務局は経済観光課が持ちまして、全庁的に今実の経済観光課長(岩下栄一君) 経済観光課の中でも、今港町再生

付けて今後まいりたいというふうに思っております。

○議長(永田 章君) 市長、いいですか。いいですか。いいです

○一四番(長野広美さん) ちょっともう一回、すいません。それ

を聞いてから。

政策として示されておりますが、具体的な基本計画等もこれ 定だったんですが、いかがですか。 たいんですが、本来、本市のこの長期振興計画の中で、 めて今後計画はされてるわけですね。であれば、 て、この計画が二〇二〇年まで組まれているのではないかという想 るような見せ場といいますか、活用といった部分は当然視野に入れ 大事な政策であり、その活用についても、 いうふうに受けとめておりますし、一方で、 つきましては、ある意味着々と、七千万円を投じて屋根の修繕も含 今課長が御説明いただいた部分は、 総体して港町再生は当然市の 具体的にここが中心とな 旧上妻家住宅の整備に 市長にここを伺い 実はとても からと

○議長(永田 章君) わかります。

○一四番(長野広美さん) わからない。じゃ、もう一回いいです

○議長(永田 章君) じゃ、長野議員、もう一度

づくり再生とあわせた中で位置付けておられるんですか。 ○一四番(長野広美さん) いや、どのように旧上妻家住宅をまち

○市長(八板俊輔君) お答えします。

やないですか。 込んで考えていくということだと思いますけれども、そういう話じ、先ほど経済観光課長から答弁があった中で、港町再生計画に組み

### 一四番(長野広美さん)どうぞどうぞ。

○市長(八板俊輔君) いや、それで、例えば、今のその上妻家住の市長(八板俊輔君) いや、それで、例えば、今のその上妻家住のまず資料ですとか、それから、建物のそのものの改修ですとか、宅のまず資料ですとか、それから、建物のそのものの改修ですとか、宅のまず資料ですとか、それから、建物のそのものの改修ですとか、

か。 ちょっと。端的にもう一回お願いできますでしょう ちょっと答えになってないかもしれませんが、ちょっと御質問の

興計画は示されていないんです、今の時点で。○一四番(長野広美さん)○一四番(長野広美さん)えーとですね、私たち、長期振興計画の一に、観光・空流の振興でいいますが、観光をしっかり位置付けて、観光・交流の振興行政運営という部分で。で、その大事な長期振興計画の中に、観光に基づいて、事業というのはバランスよく行われているんですね、

事業費を組んだ事業計画の中で、西之表市は大変重要な鉄砲館があか大きな傘の中では当然連携は理解できますが、これほど具体的に文言として、今答弁をいただきましたように、まちづくりですと

いう理由説明はいただけないですか。
活用の、そういった部分は示していただきたいと思うんです。そう期振興計画の中に、本来もっと早く、少なくとも基本計画ですよ、期振興計画の中に、本来もっと早く、少なくとも基本計画ですよ、この長業を方向として検討してるという説明しかありませんが、それも基ります。月窓亭も非常に評価が高いです。これに、今港町再生の事ります。月窓亭も非常に評価が高いです。これに、今港町再生の事

くる。 の分野としまして、芸術文化・文化財保護の充実という分野で予算 計画であるということは御認識いただけると思います。 育課長からございました計画につきましては、長期振興計画の実施 ういうわけではないというところで 光資源と捉えて取組みを進めているということでございますので、 たりましては、全体幅広く、歴史・文化の財産につきましては、観 いは鉄砲館の事業であったり、予算の組み方としてはそちらで出 は組まれているというところです。これは月窓亭であったり、 計画のレベルでの話でございます。 いわゆる長期振興計画に基づく おりますけれども、基本的にですね、予算につきましては、 〇企画課長(森 真樹君) 概に冊子に記載がないからといって取り組んでいないという、そ ただ、実際の具体的な観光・交流の振興の事業を進めるに当 総合計画の話ですので私もかかわって で、 その中 社会教

### ○一四番(長野広美さん) わかりました。

いというそういう趣旨では全然ございませんで、まさに今課長からいえ、私の質問はですね、記載がないから長期振興計画に合わな

ち弁いただいたように、観光資源の位置付け、複合的な位置付け、
 ち弁いただいたように、観光資源の位置付け、複合的な位置付け、
 を弁いただいたように、検討は始まっていますとおっしゃいました。どういっ方向で検討するのかといった部分の話し合うめていただいても結構だと思いますし、そういった部分については、いました。どういう方向で検討するのかといった部分については、
 株で伺いました。そういった部分で、早急にですね、この旧上妻家味で伺いました。そういった部分で、
 中本市はどのように利活用するのかと。それは今もう既は宅の改修と同時に、利活用といった部分は、もう一つの柱としては宅の改修と同時に、利活用といった部分は、もう一つの柱としては宅の改修と同時に、利活用といった部分は、もう一つの柱としては宅の改修と同時に、利活用といった部分は、

次の質問に参ります。

いますが、いかがでしょうか。
た日、市民が市民体育館の玄関の階段で、正面玄関です、転倒し、た日、市民が市民体育館の玄関の階段で、正面玄関です、転倒し、三こで、すいません、体育館の施設の安全管理について伺います。

# ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

てというところですけども、今のところ、事故等のですね、直接的市民体育館の玄関前の段差といいますか、階段の安全対策につい

よう検討していきたいと思っております。について最大限配慮することとしまして、より安全性が確保できるな報告は確認はしておりません。しかしながら、利用者の安全確保

以上です。

○一四番(長野広美さん)
 えらいった部分でも、普通歩いてる方たちまので、もう一点、なぜここで転倒が起こったのかということで、私れも少し問題があるかもしれませんね。
 本当に数段だけなので、そういった部分でも、普通歩いてる方たちまのと階段があるというふうに見えにくい。そういったことが原因になってるのかなと。それから、決して長い階段じゃありませんので、本ま際にここでけがされたんですね。課長は全く知らなかったと。そ実際にここでけがされたんですね。課長は全く知らなかったと。そ実際にここでけがあるというふうに見がは、

部分で、実際けがをされた方がいらっしゃいますので。とこで、実際けがをされた方がいらっしゃいれませんけど、真ん中に一つだけ。あれかなりの幅広ですいかもしれませんけど、真ん中に一つだけ。あれかなりの幅広ですに階段があるというのも一目瞭然ですし、経費的にもすぐに対応でに階段があるというのも一目瞭然ですし、経費的にもすぐに対応でするんじゃないかなと思います。で、速やかにですね、それは、あ、ここに階段があるというのも一目瞭然ですし、経費的にもすべい方にはれば。それも真部分で、実際けがをされた方がいらっしゃいますので。

がつい不注意でということになるかと思います。

トのレベルでですね。というのが一点あります。 したので、それが報告が行かないというのは、やはりちょっと問題したので、それが報告が行かないというのは、やはりちょっと問題の情報が上がりにくくなってきているのではないかと。マネジメンの情報が上がりにくくなってきているのではないかと。マネジメンの情報が上がりにくくなってきているのではないかと。マネジメントのレベルでですね。というのが一点あります。

す。 一次の人の一般では出入りをお願いしますということの御質問だったと思いまいで、あそこの体育館の同じ階段の部分の問題だという内容の一般質で、あそこの体育館の同じ階段の部分の問題だという内容の一般質で、あそこの体育館の同じ階段の部分の問題だという内容の一般質で、あそこの体育館の同じ階段の部分の問題だという内容の一般質が、かってですね、議会で、

以上です。

○一四番(長野広美さん) なるほど。はい、わかりました。

あれば、当然それは、その年度にできなかったとしても、引き継ぎっかりつくって、で、しかも、そのフォーマットが課内に残るのでとですので、できましたら報告のフォーマットをですね、どっかしいずれにしましても、事故があったときに速やかに情報が共有さいずれにしましても、事故があったときに速やかに情報が共有さ

いただけますか。た部分を検討していただきたいと思いますが、これはどなたか回答を部分を検討していただきたいと思いますが、これはどなたか回答事業として残っていきますよね。そういった部分の安全管理といっ

[教育長 大平和男君

○教育長(大平和男君) 今お話にあった事故が起きたということ ○教育長(大平和男君) 今お話にあった事故が起きたということ ○教育長(大平和男君) 今お話にあった事故が起きたということ の本ったような形で、さらに一層その事故の把握に努めたいと思い とか事故の有無というのは把握しなければなりませんので、今おっ とか事故の有無というのは把握しなければなりませんので、今おっ とか事故の有無というのは把握しなければなりませんので、今おっ にたったような形で、さらに一層その事故の把握に努めたいと思い から、今御指導いただいたことを含めて、いろんなところで検討し から、今御指導いただいたことを含めて、いろんなところで検討し から、今の指導いただいたことを含めて、いろんなところで検討し から、今のおもしれません。です いったとかいうこと

○一四番(長野広美さん) よろしくお願いいたします。

最後の地域支援についてお伺いしたいと思います。

住促進の空き家バンクについて、昨年の実績ですと、市街地周辺がころですが、しかし、なかなか現状厳しい状況にありますので、移地区を重点的に強化した対策を今までもとってきていただいてるとておりません。本市は移住・定住促進事業を行っており、特に大字この質問の背景はですね、大字地区の人口減少が歯どめがかかっ

対応についてお伺いしたいと思います。多数を占めてるという結果を伺いましたので、大字地区への拡大の

### [地域支援課長 松元明和君]

# ○地域支援課長(松元明和君) お答えいたします。

く大字地区の登録件数は十六件となってございます。と大字地区の登録件数は十六件となってございます。その結果、現時点でと家調査を実施し、その後の追跡調査や個別の意思確認で空き家バンクへの登録を促しているとこでございます。その結果、現時点でき家調査を実施し、その後の追跡調査や個別の意思確認で空き家バージャーでは、今後の人口減少に伴う空き家増加を踏まえまして、空

方々にも広く発信ができているものと考えているとこです。このことからも、本市への移住希望者や市内での住居を探している千件ほど伸びており、累計で五万一千件ほどとなってございます。ジで紹介しておりまして、閲覧件数も平成三十年四月以降で四万五この空き家バンクの情報につきましては、本市の専用ホームペー

ていき、移住希望者等への情報提供に努めてまいります。一个後も大字地区も含め、市全体の空き家バンク登録件数を増やし

はどの程度というふうに思ってらっしゃるんでしょうか。何いしたいと思いますが、課長の認識では、住宅不足といった部分のが、この人口減少著しい大字地区についての対応について特におというふうに伺っておりますが、私が今回あえてお伺いしたかった〇一四番(長野広美さん) えっとですね、反響が非常によかった

しているというふうに考えてるとこです。 度、あとは賃貸、それから、公営住宅法に基づく市営住宅を基本としまして、まず、民間における建築・不動産事業としての住宅取得○地域支援課長(松元明和君) このことにつきましては、前提と

今年度から着任した住宅定住担当の地域おこし協力隊ですとか、各 再利用が進まないことが課題だと認識をしてるとこでございます。 事業の推進につきましては、住宅不足そのものにつきましては、全 所有者と直接交渉をしながらですね、 校区に配属されている協力隊、 不動産事業者との連携による情報収集を行ってございます。 ラシでの募集ですとか、あと校区長への情報提供依頼、 も増えていることから、住宅そのものは不足しておらず、 国的な空き家問題でもわかりますとおり、人口減少に伴って空き家 でございます。 家バンク登録件数四十三戸をさらに増やすべく、 これとは別に、今御質問にありました大字地区への空き家バンク 空き家バンク推進についての取組みにつきましては、現在の空き 集落支援員とも連携をとりながら、 登録拡大に向けているところ 市民への それから、 空き家の 班回覧チ また、

#### 以上です。

れども、事実、今現在、課長がお答えいただいたように、四十四件今いろいろと取組みの強化をということで御説明いただきましたけはり移住・定住の一番大きなネックになるのがこの住宅問題です。〇一四番(長野広美さん) ぜひですね、今後、特に大字地区、や

御説明お願いします。

中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもや中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもや中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもや中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもや中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもや中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもや中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもや中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもや

### [学校教育課長 内 健史君]

## ○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

は本人に負担していただいております。は本人に負担していただいております。なお、家賃と家電使用料がスコンロの家電製品を整えております。お職員住宅を提供し、クーラー、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ます。親子留学に対しては、水年度から受入れを開始しましたが、国上がスコンロの家電製品を整えております。なお、家賃と家電使用料ともに、教職員住宅を提供し、クーラー、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ともに、教職員住宅を提供し、クーラー、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ともに、教職員住宅を提供し、クーラー、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、満入コンロの家電製品を整えております。なお、家賃と家電使用料がスコンロの家電製品を整えております。なお、家賃と家電使用料がスコンロの家電製品を整えております。なお、家賃と家電使用料がスコンロの家電製品を整えております。なお、家賃と家電使用料がスコンロの家電製品を整えております。なお、家賃と家電使用料がスコンロの家電製品を整えております。なお、家賃と家電使用料がスコンロの家電製品を整えております。

と思います。教育委員会としましても、市ホームページによるPRそのためには、応募者の確保や受入住宅の整備等が課題になろうか今後、この親子留学については拡充していく考えでございますが、

来年度の受入目標数は三件としております。と連携しながら条件整備を進めてまいりたいと思います。ちなみに一層広報活動を行うとともに、受入住宅の整備についても、関係課や全国の図書館等へのポスター発送等、応募者の確保に向けてより

上でございます。

複合的な成果でこのような状況だろうと、うれしく思っております。 年繰り返してまいりました。このようにですね、やはりさまざまな の減少です。近年、私たちは年間二百人から三百人の人口減少を毎 事前に希望とかアンケートをとっていただくとか、もう少しきめ細 そこで、地域ごとに、学校区ごとに、実は住宅事情等も変わります した。実はこれ、前年に比べますと、わずかです。 の西之表市の人口は御存じでしょうか。人口は一万五千二百二名で ただきたいなと希望いたしますので、よろしくお願いいたします。 かな対応で、その三件の目標を超えるぐらいの結果に結びついてい よりも親子留学が受け入れやすいというふうな声を聞いております。 ○一四番 (長野広美さん) し、そういった部分で、校区ごとの課題を整理していただくとか、 これからも皆さんよろしくお願いいたします。 最後に、もう当然市長は御存じだろうと思いますが、 地元の評価としては、子どもさん一人 わずか三十四名 今年十月末

以上で終わります。

### ○議長(永田 章君) 自席にお願いします。

ただいまの長野広美さんの質問をもって、本日の日程は全て終了

いたしました。

### △日程報告

○議長(永田 章君) あす三日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

○議長(永田 章君)

本日はこれにて散会いたします。

△ 散

会

御苦労さまでした。

午後四時五十一分散会

本会議第三号 (十二月 三日

# 本会議第三号(十二月三日)(火)

### ○出席議員(十五名)

五番 四番 一番 永 小 下 Ш 竹 木 Ш 田 下 倉 村 原 秀 和 則 兀 章 樹

> 君 君 君 君

君

◎欠席議員 (一名)

一〇番 中 野 周 君

### ◎地方自治法第百二十一条による出席者

副 市 長

板

俊

輔

男

君 君

市 長

育 長

毛 大 中 井 亚 野 哲 和

大 瀬 浩

郎

君

文 子

健康保険課長 務 課

高齢者支援課長

下

下

栄 昭

経済観光課長

長 長 松 奥 Ш 野

> 君 君 君

吉 畑 村 元 明 利 輝 裕 真 昭 和 昭

財産監理課長 市民生活課長

地域支援課長

企

画

課

長

森

選管書記長 総務課長兼 会計課長 会計管理者兼

一三番

橋

好

生

直

弘

君 君 君 君

田

辰

郎 憲

九番 八番

鮫

市 幸

河

男

和

田

香穂里

さん

五番 四番

渡 長

> 野 口 田 添 島 本

広

美 文

さん

 $\Box$ 

さん 君

- 113 -

### ◎議会事務局職員出席者

書 次 局

記長長

学校教育課長 学校給食センター所長 社会教育課長 教委総務課長兼

中 内

健

里

君

吉 河 園 下上古中

水 道 課 長

農林水産課長

田 川妻 内 田 田 博 時

史 己 君 君 君 君 君 君 君 君

監査事務局長

農委事務局長 福祉事務所長

市下 島 亰 啓 善 成 太 恵 哉 悟 さん

小 中 古 松

### △開

### ○議長(永田 章 君 ) おはようございます。

定刻、 本日の日程は、 定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。 配付いたしております議事日程第三号のとおりで

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、 当局の答弁につ あります。

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。 きましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

#### 議事日程 (第三号)

### 日程第 一般質問

五番 渡辺 道大 議員

六番 橋口 美幸 議員

一番 田添 辰郎 議員

日程第 例の制定について 議案第四〇号 西之表市印鑑条例の一 部を改正する条

日程第 三 西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び

一部を改正する条例の制定について

日程第 兀 議案第四二号 令和元年度西之表市一 般会計補正予算

(第四号)

日程第 五. 議案第四三号 会計補正予算 (第四号) 令和元年度西之表市国民健康保険特別

日程第 六 議案第四四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計

補正予算 (第四号)

日程第 七 険特別会計補正予算 議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保 (第四号)

日程第 八 予 算 議案第四六号 (第四号) 令和元年度西之表市水道事業会計補正

#### △一般質問

### ○議長(永田 章 君 ) それでは、 日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、渡辺道大君の発言を許可いたします。

[一五番 渡辺道大君登壇

### ○一五番(渡辺道大君) おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

度の拡充が年々進んでおります。 療費が無料となっております。 全国全ての自治体で実施をされております子ども医療費の助成制 本市においても、 十八歳までの医

の助成制度の創設を求める動きが続いております。そのような中で、自治体間の格差を解消するため、国に全国一律までと合わせると、通院も入院も約九割に達しているようです。いる市区町村は、通院と入院ともに全体の三割を突破し、中学卒業厚生労働省の二〇一八年度の調査では、高校卒業まで助成をして

での医療費の助成を実施しております。一日現在、都道府県の五割が通院時に、同四割が入院時に就学前ままた、厚生労働省が八月発表した調査結果では、二〇一八年四月

院は九五・八%の千六百六十八市区町村に広がっております。わせると、通院は八八・九%を占める千五百四十八市区町村で、入村は、通院と入院のどちらも三割を超えており、中学生卒業まで合材道府県分に上乗せする形で高校卒業まで助成をしている市区町

民運動が大きな力となっております。く子どもが必要な医療を受けられるようにと粘り強い保護者らの住く子ともが必要な医療を受けられるようにと粘り強い保護者らの住この十年間で見ても、助成制度は大きく前進をし、お金の心配な

の償還払いを選択しているとのことでありました。替手続に九十一名が手続を終え、残り四名が現物給付ではなく従来ります。昨年同時期に、本市での対象者が九十五名で、受給証の切に子ども医療費の窓口無料化、いわゆる現物給付が実施をされておまた、昨年十月から、本市において、乳幼児の非課税世帯を対象

価について質問をいたします。
まず初めに、本市における子ども医療費の窓口無料化の実績と評

以下は質問者席より行います。

[福祉事務所長 下川法男君]

る窓口での自己負担無料化について御説明をいたします。○福祉事務所長(下川法男君) 子ども医療費の現物給付方式によ

ところです。から、子ども医療費助成の対象年齢を十五歳から十八歳に拡大したから、子ども医療費助成の対象年齢を十五歳から十八歳に拡大したありましたとおり、本市においては、平成二十九年十月一日診療分あめに、子ども医療費の助成についてですが、議員から御案内も

象にして、県の動向に合わせて実施をしたところです。平成三十年十月一日診療分から、住民税非課税世帯の未就学児を対また、現物給付方式による窓口での自己負担無料化については、

三十一万七百十一円、このうち現物給付分として、件数が二百五十このうち未就学児分で、件数が四千四百二十七件、支払い額が七百で件数が九千八件、支払い額が一千六百四十八万三千六百五十六円、今年度九月までの支払い状況で同様の比較をいたしますと、全体

ります。
とい、今後も制度の周知を図ってまいりたいというふうに考えておため、今後も制度の周知を図ってまいりたいというふうに考えてお経済的な理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐ一件、支払い額が八十八万二千三百八十八円となっております。

説明は以上です。

## ○一五番(渡辺道大君) ありがとうございます。

前回、所長のほうからも答弁がありました。 乳幼児の非課税世帯を対象にこの現物給付が行われたとの経緯は、 泉、医療費の二分の一が県が補助をすることが大きな要因となって、 県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱に基づく補助金の支給対 県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱に基づく補助金の支給対 にて、支払いのほうが六十四万円から八十八万円というふうになっ になって、

れども。 年の十月からですね、 躍プランに係る一連の見直しに基づいて、平成三十年度の四1 市でも同じ条件で現物給付をスタートをしたとのことでありますけ 付について、対象としている乳幼児のうち非課税世帯について、 減額調整措置を行わないという取扱いというのも決定がされたと。 地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険 これを受けて、 また、平成二十八年の六月の閣議決定をされたニッポン一億総活 県としても、 導入することをして、 以前から検討しておりました現物給 それを受ける形で、 1月から 昨 本

らも答弁があって、大変重要なことと思われます。
まに係る意見照会に対しても、非課税世帯だけでなく全ての世帯を対に係る意見照会に対しても、非課税世帯だけでなく全ての世帯を対に係る意見照会に対しても、非課税世帯だけでなく全ての世帯を対を住民税非課税世帯の未就学児を対象とした新たな医療費助成制度が根強いと考えているとのことで、二○一七年度五月に県が行っさらに、本市としては、全ての対象者の現物給付化を望むという

ります。
時払いを完全にゼロにするというのも公約ではしっかりと掲げておいており、ただ、知事の公約では、子ども医療費助成の窓口での一無料化を住民税非課税世帯の小中高生にも対象を広げる意向を表明無知事はですね、非課税世帯の乳幼児が対象の子ども医療費窓口

いてされております。 県議会ではですね、子育て・高齢者支援総括監はですね、子ども県議会ではですね、子育て・高齢者支援総括監はですね、子どもりてされております。

対象を窓口無料化を検討しているようですけれども、本市においてこのようにですね、県は、非課税世帯については高校卒業までの

はどのように考えているかお答えをいただきたいと思います。

○福祉事務所長(下川法男君) 子ども医療費の現物給付方式によ

て具体的な検討がなされるものと存じます。が県知事から示されました。今後、県の有識者懇談会等の議論を経での自己負担無料化を住民税非課税世帯の小中高生まで広げる意向議員からもありましたとおり、さきの県議会において、当該窓口

いても十分に対応できるというふうに考えております。議論されている窓口での自己負担無料化に係る対象範囲の拡大につかつ乳幼児までの現物給付もスムーズに導入できているところから、本市としては、医療費助成の対象を高校まで既に拡大しており、

えております。 るとともに、市民の皆様に周知を図ってまいりたいというふうに考るとともに、市民の皆様に周知を図ってまいりたいというふうに考く後も、情報収集に努めながら、制度の変化にしっかりと対応す

ないというような内容にもなっていますし、これについて、課税世で拡大した場合には、非課税世帯分を含めた全額の補助の対象をしからの説明でも、この現物給付の対象を市町村が独自に課税世帯まきいのじゃないかなというふうにして思われるんですけれども、県○一五番(渡辺道大君) その補助金の問題、財政の問題が一番大

ます。
ます。
ます。
ます。
ます。

なっているようです。がない市町村は八五・八%を占めて、あるというのは一四・二%と占めて、あるというのは三七・四%、通院助成に保護者の所得制限占めて、あるというのは三七・四%、通院助成に保護者の所得制限通院時にですね、窓口での一部負担がない市町村は六二・六%を

でもあります。 でもあります。 を続けており、全国知事会などはこの廃止を求めているとのことの窓口無料化を行う自治体にペナルティーを科すと、そういった措の窓口無料化を行う自治体にペナルティーを科すと、そういった措の部に表示されて、国が全国一律の子ども医療費助成制度をつくるよこれについて、全国知事会や全国市長会が、少子化対策の抜本強

要な課題となっていると、その改善のためにはいろいろ努力をして本市において、子育てしやすい環境をつくるということが非常に重また、市長もですね、この問題について、人口減少が続いている

ね 世帯ではない小学生まで、あるいは中学生までと、段階を踏んだ医 うのにはなかなか行かないのかもしれないんですけれども、 らゆる機会を捉えて国それから県への要望を、対象拡大等について については、 実施していくとの報告も聞かれております。 療費の窓口無料化の対象を独自で拡大していくこと。 の改善について要望を続けていきたいと、 いかないといけないと考えておりますけれども、 前述の、先ほど述べた、高校生まで窓口無料化を対象の拡大とい 自治体が独自で進めると、県が後押しをして、 国 県の制度や財源と関連をしてくるので、今後もあ 前回の答弁もあります。 対象の範囲の拡大 周辺自治体でも 他県ではです 非課税

けれども、この項目について、最後、市長に答弁を求めます。すね、本市独自で考えていく必要があるんじゃないかなと思います財源という大きな問題、ありますけれども、この対象の拡大をで

### [市長 八板俊輔君]

## ○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

す。
会を通じて、その拡大については要望を続けているところでありま来議員も御紹介のように、市長会でもですね、県市長会、全国市長ところはですね、非常に要望の強いところでもありまして、先ほど、過過指摘のように、この現物給付方式、いわゆる窓口無料化の議員御指摘のように、この現物給付方式、いわゆる窓口無料化の

おるわけですけれども、子育てしやすいまちづくりのためにですね」財源ということもありますので、いろいろ慎重なところが続いて

を続けてまいりたいと考えております。続けながらですね、費用負担や他の自治体の動向も踏まえつつ検討今後とも、対象範囲の拡大については、県への働きかけ、その他を

以上です。

組んでいっていただきたいなというふうにして思います。 〇**一五番(渡辺道大君)** ぜひですね、実現に向けて継続して取り

それで、次の質問に入りたいと思います。

答えをいただきたいと思います。 中で、依然、生産農家の大変さというものがあるかと思われます。 Ŕ が少なかったこともあり、さとうきびの平均反収が六千百六十八キ の特性や効果について、担当課ではどのように評価をしているかお というふうにして言われておりますけれども、 むことができると。これによって環境への負荷が格段に小さくなる 材として注目を集めている生分解性マルチというものがあります。 する必要がないことから、廃棄に係る労力と経費の削減に有効な資 微生物によって水と炭酸ガスに分解するマルチ、そのマルチを除去 ログラムというのを見込み、回復の傾向にあるとのことですけれど そこでですね、農業資材の補助についてですけれども、 また、この生分解性マルチは、 市長の所信表明にもありましたように、今年は台風等による災害 やはりそれでも、さとうきびについては、 収穫後、 そのまま土の中にすき込 この生分解性マルチ 前年の実績等もある 土の中の

[農林水産課長 中野賢二君]

## ○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

生分解性マルチにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたよ生分解性マルチにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたよます。

#### 以上です。

収穫後、すき込む際には、 が落ちるということ、展張後に少し縮むことがあるということと、 ○一五番 (渡辺道大君) けれども、 実際にですね、農家からも評価というものを聞くことできたんです 年程度必要との点が取扱いの注意点として書かれておりますけども お願いするという点や、土の中で完全に分解されるには半年から一 のがあるというふうにして受けとめますけれども、 期待している部分、評価できる部分とちょっと劣るところというも た物が風で飛んでいって周りの農家に迷惑がかかるというようなこ としてあるんですけれども、この分解の速度が土質、微生物の生育 気候状況により異なる点と、保管状況によっては製品の強度 分解されるのにやはり時間がかかって、 飛散防止のために二回以上のすき込みを 今課長からも答弁がありましたように、 ぼろぼろになっ 取扱いの注意点

とも、質の部分でですね、意見が出ました。

ております。
・二倍程度になるとの試算も出棄の処理費などの経費を引くと約一・二倍程度になるとの試算も出ら四倍程度になると。その中においても、その剝ぎ取り作業費や廃りました。生分解性マルチの価格がポリマルチに比べると約三倍かるして、やはり何よりもその価格の面がですね、一番言われてお

古めていました。十アール当たりにおけるポリマルチと生分解性マルチの比較をしためていました。で、生分解性マルチは資材代の二万円から二万四万九千六百円と。で、生分解性マルチは資材代の二万円から二万四万九千六百円と。で、生分解性マルチは資材代の二万円から二万四方、その価格差が二千八百円から六千円、剝ぎ取り作業が一万二千円、やはり価格の面でなかなか購入できないと言われる方が結構大半をやはり価格の面でなかなか購入できないと言われる方が結構大半をやはり価格の面でなかなか購入できないと言われる方が結構大半をやはり価格の面でなかなか購入できないと言われる方が結構大半をやはり価格の面でなかなか購入できないと言われる方が結構大半をやはり価格の面でなかなかりました。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。○農林水産課長(中野賢二君) お答えをいただきたいと思います。けれども、この生分解性マルチの普及というのを、現在、担当課の評価がある一方で、現実的な部分というものが出てきております。

アジアの輸入規制によりまして処理料金が高騰しておりまして、市現在、農業用廃プラスチック類の処理につきまして、中国や東南れたとおり、通常のポリマルチより高い金額となっております。生分解性マルチの価格につきましては、先ほど議員のおっしゃら

、ト・トトークでた。 においても、処理料や本土への搬出料金の一部を助成を行っておる

けて取り組んでおるところです。
まして、新光糖業、種子屋久農協がメーカーと連携して製品化に向ましてはさらなる高騰が懸念されておりますため、市といたしましましてはさらなる高騰が懸念されておりますため、市といたしましましてはさらなる高騰が懸念されておりますため、市といたしましましてりないな情勢を見ましても、廃プラスチック類の処理料金につき

費の一部助成などの検討を進めていきたいと考えております。一今後の普及を図るために、関係機関や団体と連携しながら、購入

以上です。

ります。 の主す。 の主す。 の主事のでは、五月十三日付けのこの日本農業新聞では、有害廃棄物のもですね、五月十三日付けのこの日本農業新聞では、有害廃棄物のの一五番(渡辺道大君) 今課長からもあったんですけれども、私

るということを提案しているようです。
ラスチック容器と土のついたビニールシートなどを規制対象に加えのうち、飲み残しの入ったペットボトルや食べ物汚れが付着したプ義務づけるということでありますし、日本は、この廃プラスチック則国内で処理をして、輸出する際は相手国の同意を得ることなどを則国内で処理をして、輸出する際は相手国の同意を得ることなどを

ります。

ります。

・ 環境省によると、二○一七年にですね、日本で出た廃プラスチッ環境省によると、二○一七年にですね、日本で出た廃プラスチッポープで、日本国内での処理を増やしているというようなことである一方で、日本国内での処理を増やしているというようなことであれているようですけれども、この主な輸出先だった中国が同年末にれているようでする。

この農業資材、生分解性マルチが主流になっていくのではないかなこのような世界の情勢の中でも、環境の面からも、やはりですね、がさらに増えると、業者の対応が追いつかないで費用の高騰につながるおそれがあるということであります。 環境省は、高度なリサイクル設備を導入する事業者に補助金を出環境省は、高度なリサイクル設備を導入する事業者に補助金を出

この農業資材、生分解性マルチが主流になっていくのではないかなこの農業資材、生分解性マルチが主流になっていくのではないかなということも今後必要ではないかなと思いますけれども、これは、いかし理解をされるものじゃないかなと思いますけれども、これは、いかしの世界的な情勢の中からでも、農家の面でも完全に分解されないというふうにして私は思います。

国からの補助事業で昨年はこの補助があったんですけれども、今年ってくるというふうにして考えますけれども、農協の担当者からも、やはりもちろんその現物の金額が高いというので補助が必要にな

の補助が今現在未定だということも言われておりました。

をお願いしたいと思います。あるかなというふうにして思いますので、今後、実現について検討めるかなというふうにして思いますので、今後、実現について検討やはり今後ですね、そういったことも国や県に求めていく必要が

ついて質問をいたします。次に、市が管理する大字の住宅活用に次に入りたいと思います。次に、市が管理する大字の住宅活用に

るかお答えをいただきたいと思います。ですね、大字にある住宅の空き状況というのはどのようになってい宅を活用していくということが一つの政策としてありますが、現在大字に人を呼び込むことで地域の活性化を図るために、大字の住

### [建設課長 古田一男君]

## ○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

を入居させるための市営住宅を大字にも建設しております。理している住宅があります。建設課では、住宅に困窮する低所得者市では、大字地域に地域支援課で管理している住宅と建設課で管

ります。

「現和団地二棟二戸、古田団地二棟二戸の五団地八棟十一戸があた。現和団地二棟二戸、古田団地二棟二戸の五団地八棟十一戸があた。国上稲村団地一棟四戸、国上湊団地二棟二戸、安納団地一棟一建設課が建設し管理している住宅で現在入居している大字の団地

戸、現和四戸、古田五戸、安城一戸、中割二戸、住吉二戸の計二十市営住宅として管理しているものが、上西三戸、国上三戸、伊関一現在あいている住宅はありませんが、旧教職員住宅が移管されて

一戸あります。

以上です。現在、教職員住宅のうち、国上一戸、現和一戸があいております。

[地域支援課長 松元明和君

の空き戸数は二戸という状況でございます。 校区と下西校区以外に十二戸配置をしてございます。このうち現在者向けの定住促進住宅を十八戸管理してございます。そのうち榕城

に入居があり、あきはございません。校区に一戸、中割校区に二戸配置してございます。現在の五戸全て市内で五戸管理しており、国上校区に一戸、安納校区に一戸、立山また、地域活性化を目的としました若者向けの地域活性化住宅を

以上です。

○一五番(渡辺道大君) 今地域支援課のほうからも説明を受けまいたけれども、やはり建設課のほうでの現和と国上の教員住宅でが空き状況になっているということなんですけれども、教員住宅でかなか入りづらいというところもあるのではないかなというふうにかなか入りづらいというところもあるのではないかなというふうにかまができれども、やはり建設課のほうでの現和と国上の教員住宅であた。

くと思いますけれども、そのような中で、これとは別にですね、あ共働きでですね、扶養がなければ、やはり当然家賃は上がってい

だきたいと思います。も、これについて担当課ではどのように捉えているかお答えをいたも、これについて担当課ではどのように捉えているかお答えをいたる大字の市営住宅で家賃が高くなったとの声を聞いたんですけれど

## ○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

の所得にかかわらず一定の額となっておりました。
公営住宅及び第二種公営住宅の区別があったものの、家賃は入居者公営住宅の家賃制度について、旧公営住宅法においては、第一種

入に応じて決定される応能応益家賃制度が導入されました。るため、住宅困窮者に公平、的確に供給する観点から、入居者の収平成八年の公営住宅法の改正により、入居者に適正に負担を求め

して設定した八段階の家賃額を適用するものです。る家賃の負担割合を定め、収入に応じて、物件ごとに便益をもとにこれは、適正で公平な家賃負担とするため、入居者の収入に対す

異なってきます。から、同じ部屋であっても、入居者の収入や家族構成により家賃がから、同じ部屋であっても、入居者の収入や家族構成により家賃が。に能応益家賃制度は、所得に対する配慮を行った制度であること

準を超えていることによるものと認識しております。高くなった理由は、収入の増加や扶養家族の減少等により、収入基家賃は、毎年実施する収入申告により決定しております。家賃が

### 以上です。

## )**一五番(渡辺道大君)** ありがとうございます。

超えると、収入分位の二五%以上の者は収入超過と認定されて、収

入に応じて段階的に割り増し家賃の賃料が加算されるというふうに

やはり背景的なものでいえば、これまで教員住宅とか若者定住策

いるんじゃないかなというふうにして伺いますけれども。れて公営住宅法が適用されたということがそういった背景になっての補助金等で建てられた住宅というものが建設課のほうに移管をさ

法があるかと思われますけれども。と。政令で定める近傍同種の住宅の家賃算定方法には複雑な計算方を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める」を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める」の皆種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等

めるところにより、事業主体が定める」と。者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定さらに、法の第二十八条第二項に、収入超過者の家賃は、「入居

法の第二十九条に、高額所得者の家賃は、近傍同種の住宅家賃と

すると。

また、この公営住宅の家賃制度の仕組みについて、入居後三年を公司と。これが適用されると、ちょっと額のほうが大きいものにきる」と。これが適用されると、ちょっと額のほうが大きいものにきる」と。これが適用されると、ちょっと額のほうが大きいものにまれていくんじゃないかなというふうにしてなりますけれども。事業主体は、明け渡しの請求を受けた者が期限が到来しても公営事業主体は、明け渡しの請求を受けた者が期限が到来しても公営

してなっております。

この大字住宅の家賃減免に対しては、六月議会において担当課からの答弁にもありましたように、市営住宅の家賃減免については、及居者又は同居者が病気にかいたとき、第三号は、入居者又は同居者が収害については、係何の中では、第十七条の第一号、入居者又は同居者の収入が著しく傾の中では、第十七条の第一号、入居者又は同居者が内ことで、条質の減免に関する取扱要綱において運用しているということで、条で受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときを受けたとき、第四号に対しては、六月議会において担当課からの大学に対しては、六月議会に対しては、六月議会に対しては、1000円では、10

いて算出した額が五万円以下の者となっております。を給与収入とみなし、公営住宅法施行令第一条第三項の規定に基づに非課税所得となっている年金、給付等全ての収入を加算し、これも、入居者及び同居親族の収入月額、これは課税となる収入のほかまた、要綱の中では、第一号として詳しく書いておりますけれど

控除した収入月額が五万円以下の者になっていると。にかかり、または災害により著しい損害を受け、そのための支出を第二号で、入居者及び同居親族が六カ月以上の療養を要する疾病

宅扶助を超える者となっている。 また、三号で、生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃が住

がその要綱にありますけれども、この条例では、その他前号に準ず第四号で、その他特別の事情があると市長が認めた者というもの

とで認識しているとのことでありました。った、災害とかそういうところでの負担が出た場合に減免というこしては、公営住宅に関しては、やはり収入というか、所得が低くなる特別の事情があるというふうにして出ておりますので、建設課と

条例にのっとってですね、運営をしていくということなんですけれども、大字地域として、長く地域に貢献してきた方がですね、年間のところでもなかなかないんじゃないかなというふうにしてなるんですけれども、最高の九万円というふうな家賃になると、西之表市のすけれども、最高の九万円というふうな家賃になると、西之表市のまけれども、最高の九万円というふうな家賃になると、西之表市のですれども、最高の九万円というふうな家賃になると、西之表市のですれども、最高の九万円というふうな家賃になると、西之表市ののかな、二万七百円から九万一千円の八段階に分かれると思うんですけれども、大字地域としていくというふうにして思います。

家賃が上がるんですけれども、その猶予期間を与えたりですね、家賃が上がるんですけれども、そういった特別な措置、か高くなったということについての、市長はどのような対策をとるが高くなったということについての、市長はどのような対策をとるが高くなったということについての、市長はどのような対策をとるが高くなったということについての、市長はどのような対策をとるが高くなったということについての、市長はどのような対策をとるが高くなったということについての、市長はどのような対策をといったがあります。

### ○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

における重要な課題だと思っております。市民の住環境の改善というところは、非常に大きな、人口減少下

家賃が高くなる場合、特に市営住宅において、仕組みからそうなっているというところでありますけれども、個別のところは別にいております。方向性としてはそういうところでありますけれども、何えば、現行の地域支援課で担当している空き家バンクの活用ですとか、それからそういった現状の制度の拡充ですとか、そういうなとも視野に入れてですね、よりよい支援ができるようにですね、とも視野に入れてですね、よりよい支援ができるようにですね、かを考えて、住環境のさらなる整備を研究、検討してまいりたいと思っなを考えて、住環境のさらなる整備を研究、検討してまいりたいと思っなうに努力してまいりたいと考えております。

○一五番(渡辺道大君) 市長も今お答えあった、市民の方々から、

地域おこし協力隊のメンバーを移住・定住担当者として四月から手の業者とも連携を検討しているということで、そうですね。き家の有効活用を図るという目的で、四月の二十二日にはですね、き家の有効活用を図るという目的で、四月の二十二日にはですね、たの空ががな協議を進めているというのも前回の答弁でもありましたと、一次のでは同様の相談を受けている例もあって、これに対応すべた。

に活用していくかということをお答えいただきたいと思います。すね、市が管理するこの大字の住宅というものについて、どのようっていきたいというふうにして言われておりますけれども、今後で配置をして、この問題についてはいろんな知恵を合わせて方策を探

## ○建設課長(古田一男君) お答えいたします。

形態で活用していくこととしております。は点検結果に基づいた修繕を実施し、長寿命化を図り、現在と同じ止をすることとしていますが、その他の国上、現和、古田等の団地止をすることとしていますが、その他の国上、現和、古田等の団地産を設課が管理する市営住宅については、大字地区の団地は、西之

営住宅としての用途を廃止する予定です。また、旧教員住宅については、現在の入居者が退去した段階で市

#### 以上です。

○地域支援課長(松元明和君) 移住、定住を推進するための住宅

ございます。として設置ができないか検討をしていきたいと考えているところでとして設置ができないか検討をしていきたいと考えているところで去後に用途廃止するものがあった場合、若者向けの地域活性化住宅住宅として管理している旧教職員住宅について、現在の入居者が退大字地区の市営住宅の活用につきましても、現在、建設課が市営

というふうに考えております。確認しまして、これらの点を改善した上での利活用を考えていこうるとの御意見を伺っておりますので、対象となる市営住宅の現状を入居者の声として、耐震化が行われているのか、また設備が古過ぎただし、これまでの地域活性化住宅の入居希望者ですとか現在の

以上です。

## ○一五番(渡辺道大君) ありがとうございます。

すね、住宅の活用を進めていただきたいと思います。ぜひですね、庁舎内で連携し合って、大字に人が住めるようにで

最後に、馬毛島問題について質問をいたします。

慎重に対応をしていくとのことでありました。 昨日ですね、この問題については市民の中に反対、賛成があり、

した。
した。</p

うか、そういう無用な衝突というものが起きていると。論がストップするだけでなく、住民の間に分裂というか、対立といについて、単に白か黒かということに議論が集中すると、そこで議続きまして、沖縄とか、沖縄でなくても、その地域の重要な問題

抜けて、その先の利用案を我々自身が考えていかないといけないといると思いますけれども、例えば、基地の問題では沖縄があると、そういう状況にこの西之表市ないし種子島を巻き込みたくはないと、そういう状況にこの西之表市ないし種子島を巻き込みたくはないと、それを達成することが最終的に目的とするところは、馬毛島をいかに市さらに、市長が最終的に目的とするところは、馬毛島をいかに市とのを見てきていると思いますけれども、例えば、基地の問題では沖縄があると。

長自身が感じているかお答えをいただきたいと思います。どのような点で、地域におけるですね、対立や分断というものを市少し具体的にですね、反対、賛成の意見が市民の中にある中で、

いうふうにして答えております。

# ○市長(八板俊輔君) 御質問ありがとうございます。

おります。破壊やまちづくりへの結束などに影響を与えてはならないと考えてところであります。この問題で住民間の対立が地域コミュニティのところ間題での対立、分断については、非常に私も憂慮している馬毛島問題での対立、分断については、非常に私も憂慮している

考えております。そしてまた、そういうものが生じた場合には、も集落があります。こうしたことは決して起きてはならないことだとあらわになって地域の伝統行事が長年途絶えている例が、そういう島の共有地をめぐって地域コミュニティが分断され、住民の対立が一つの例を申し上げますと、固有名詞は避けますけれども、馬毛

になってくると思っているところであります。とどおりにするような努力というものも、働きかけというのも必要

ります。 最終的には、いろんな社会問題については賛否というところは出 最終的には、いろんな社会問題については賛否というところは出 ります。

 $\bigcirc$ りこの地域に限らずですね、 るために市民は踏ん張ってきたんじゃないかなというふうにして私 地域の方は地域経済を維持していくために、 とが地域においてもあったと思います。しかし、その中でもですね 前市長時代にもそういうことがあったのかというふうにして考えま いったことがですね、これまであったのかということを考えます。 感じているかと思います は思いますし、 んじゃないかなというふうにして思います。これまでもいろんなこ 五番 (渡辺道大君) 私はやっぱり地域のコミュニティというものはそうではない 地域経済の疲弊とかですね、 今市長が答弁されましたけれども、 全国的にも広がっていることと誰もが またあるいは地域を守 衰退というのは、やは

やはりですね、国が進める政治とかですね、さまざまな政策によ

ないんじゃないかなというふうにして思います。とを置いてですね、やはりこういった議論というのはなかなかでき大きな問題ではないかなというふうにして私は思いますし、そのこって人がここになかなか住みにくくなっているということがやはり

をないかなというふうにして思います。 ではり党派を超えて配備計画に反対をしている。やはりですね、そうち十一議会で配備反対の請願・陳情を採択と。ここではですね、る請願書をですね、県議会に提出したり、県内二十五市町村議会のる請願書をですね、県議会に提出したり、県内二十五市町村議会のこに住む住人が地域を大切にしているかどうかということで、演習場ではですね、秋田県の陸上自衛隊新屋演習場ではですね、米軍

についてさまざまな意見や考え方があることは周知しております。○市長(八板俊輔君) 日本の国内の各地域で、軍事施設の建設等をだきたいと思います。ただきたいと思います。ただきたいと思います。こういった経緯からもですね、市長言われておりますけれども、こういった経緯からもですね、市長言われておりますけれども、

元の地域住民の生命、財産を守り、市民生活の福祉の向上を目指しただ、国防は国の専権事項ということを言われますけれども、地ただきたいと思います。

個々のことについて私から申し述べることは今は差し控えさせてい

ております。も、これもまた市民に対する首長としての当然の責務であると考えも、これもまた市民に対する首長としての当然の責務であると考えていくためには、必要があれば、国に対して意見を述べていくこと

れども。 張は一貫しており、たとえ自衛隊であろうとFCLP関連施設の整 事前に表明しておく」と長野前市長が発言をしております。 馬毛島には似つかわしくないというような表現もされておりますけ 戦闘機の爆音は似つかわしくない」と。 というふうにして言われておりますし、また「種子島、屋久島には 常に残念であり、資料はこのまま持ち帰ってほしい気持ちである」 屋久島の住民に恒久的な負担を押し付けることが明白となった。非 備は反対である。ツー・プラス・ツーで明記されたことで、種子島 やはりそこには、 ○一五番 (渡辺道大君) むやさしい住民の住む地域を、未来の子ども達に引き継ぐ責任があ たときの協議会長の挨拶の中で、「この話が浮上してから我々の主 おります米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会だよりではですね 話は聞くが我々の意志に変わりはない。今日、 話し合いのテーブルについたということにはならないことを その後、続きます。 その当時、 二〇一一年の七月にですね、 小川防衛副大臣が協議会に説明しに来 「我々は、この自然豊かで感受性に富 市長は、 訓練施設はやはり 説明を聞いたこ 発行されて

これまで永年培ってきた私たちの文化・伝統・感性・環境すべてを私たちの恵まれた豊かな自然や静かで安全で平穏な生活を脅かし、また、この協議会だよりの最後にはですね、「恒久的な施設は、

奪い去ります。誇るべき自分たちの島を、ここに住む人を、その人をい方ふうにして書かれております。さらに、「私たちは、現在、この島の歴史が始まって以来の大きな選択を迫られています。私たちが、選択を間違えることなく、誇るべき自分たちの島を、自分たちが、選択を間違えることなく、誇るべき自分たちの島を、自分たちが今までこの島から受けてきた素晴らしい恩恵へのお返しとなるはずです」というふうにして結ばれております。

毅然とした態度をとっておりました。

毅然とした態度をとっておりました。

毅然とした態度をとっておりました。

毅然とした態度をとっておりました。

毅然とした態度をとっておりました。

毅然とした態度をとっておりました。

毅然とした態度をとっておりました。

毅然とした態度をとっておりました。

市長にですね、改めて反対の立場を明確にすべきだというふうに

最後に市長の見解を求めます。

## ○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

して思いますけれども、

は、前市長の考えですとか主張について異なるとは思っておりませ前任の市長の言動に言及されてのお尋ねでありますけれども、私

うことであります。 こに戻ったという状況だと認識をしております。依然として、我々 の相手は地権者と国、この二者であると、複数ある状況であるとい 月の時点にそういう報道とか政府の言動もありましたけれども、そ 協議で一定の合意に達したということでありまして、これは今年一 ので、その点について申し上げますと、現状は、売買交渉における ただ、最近というか、先週からの報道のことをおっしゃいました

歴史的にそれから自然環境的に重要な我々の財産であるかというと が十分でないと私は考えておりますし、それをまずやること。 ころをしっかりと自らの、我々市民もなかなかそこのところが理解 ですから、その中で、今は、賛否の論議の前に、馬毛島がいかに

に向けて認識してもらうということが肝要であると、そういうふう 馬毛島が単なる無人島ではないということを地元から、そして全国 島を基地として施設を整備しようということが言われております。 そして、政府が、優位な無人島であるというようなことで、馬毛

があるというふうに考えております。 ということで、今は、賛否よりも、 ほかに考え論議するべきもの

に考えております。

以上です。

○一五番(渡辺道大君) 特にはないんですけれども。

以上で私の質問は終わりたいと思います。

共感するところが多いというふうに考えております。 た。

○議長 (永田 章君) 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしまし

再開いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時五分ごろより

午前十時五十五分休憩

午前十一時五分開議

○議長(永田 章 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、 橋口美幸さんの発言を許可いたします。

[一六番 橋口美幸さん登壇]

○一六番 (橋口美幸さん) おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。よろしくお願

いいたします。

について、約百六十億円で用地買収することで地権者と合意したと いう報道があります。 まずもって、政府がFCLP訓練の移転候補地としている馬毛島

いえ、地元住民の理解なく進めることはできません しかし、私たち地元の住民は納得していません。 政府の方針とは

が使われる、民間の会社の穴埋めに税金を充てる、このような無法 わらず、調査せず放置し、土地の抵当権抹消のために私たちの税金 しかも、 自然豊かな馬毛島を違法に伐採した疑いがあるにもかか

は到底許されません。

馬毛島は、地元の私たちにとって心のふるさとであります。だから、私たち大人には、馬毛島を平和で自然豊かなまま子々孫々、子ら、私たち大人には、馬毛島を平和で自然豊かなまま子々孫々、子ともで孫の世代に引き継いでいく義務と責任があります。お金がもしまうことにならないよう、住民がつながって、戦争につながる軍事施設建設に反対の声を迷わず上げることを住民の皆さんに強く訴事を設建設に反対の声を迷わず上げることを住民の皆さんに強く訴えます。

許さない市長についてお伺いしたいと思います。 まず初めに、馬毛島にFCLP訓練のための恒久的な施設建設をさて、馬毛島問題について、市長の姿勢を問いたいと思います。

定されております。とはレーダーにも確認されない攻撃性の戦闘機、こういう訓練も予が多発しているオスプレイやF35ステルス戦闘機、このステルス報当などで、馬毛島では、FCLP訓練だけでなく、世界で事故報道などで、馬毛島では、FCLP訓練だけでなく、世界で事故

報道では言及しております。の訓練が、私たちが平穏に暮らしている上空で行われる可能性にもつ我が国でおよそ相入れない、殴り込み部隊と言われている海兵隊をういう報道がある中で、専守防衛を基本とする憲法第九条を持

た態度をお示しください。が物顔で訓練できる馬毛島への基地建設を許さない市長の毅然としがの顔で訓練できる馬毛島への基地建設を許さない市長の毅然としこのことについて市長はどう対峙しようとしているか。米軍が我

あとは質問者席より伺います。

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

であります。 航空自衛隊が導入予定のF35ステルス戦闘機についてのお尋ね

ります。ては、防衛省の説明もないことから、その内容については不明であては、防衛省の説明もないことから、その内容については不明であF 35 の離着陸訓練のことかと思いますけれども、本市としまし

ているところであります。まざまな訓練が馬毛島において実施されるのではないかと想定され攻対処とする訓練を行う旨が説明されておりますので、そのほかさただ、関係資料によりますと、防衛省から馬毛島において離島侵

以上です。

○市長(八板俊輔君)─、大石のところでよろしいわけな姿勢なのかをお伺いしているところです。一番です。も御存じということでしたので、その訓練に対して市長がどのようの一 六番(橋口美幸さん)← その訓練に明記されていることを市長の一 六番(橋口美幸さん)

○一六番(橋口美幸さん) 一番のところなんですけど。毅然とし

ですかね

だ態度

がなされる可能性があるというふうな認識ではあります。
○市長(八板俊輔君) まだアであるわけですね。それについては、

と考えているところであります。と考えているところであります。ただ、先ほど来申し上げて、昨日から申し上げておりますとおり、大行ので、この場では、そうした点での言及は控えさせていただきたいので、この場では、そうした点での言意がなされたと。その中で百現状では、売買交渉について一定の合意がなされたと。その中で百名状では、先ほど来申し上げて、昨日から申し上げておりますとおり、

はっきりした返事をもらえませんので、次に進みます。 で市長としてどういう態度なのかということをお聞きしましたが、 どは市長も御存じだと思いますので、そこは、ごまかさずというか、 とは市長も御存じだと思いますので、そこは、ごまかさずというか、 とは市長も御存じだと思いますので、そこは、ごまかさずというか、 の一大番(橋口美幸さん) 今、そういう売買交渉の目的の中に、

ういう訓練が行われるようなこの訓練施設整備とは相入れないといようなFCLPや、もしかしたらオスプレイやステルス戦闘機、そしたいと思いますが、市長提案の馬毛島利活用と、今質問している換してまいりましたけれども、昨日の同僚議員の答弁を受けて質問昨日の同僚議員の答弁であったように、私たち、防衛省で意見交

う市長の認識でよろしいですか。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

いるところであります。
活用策を実現するための計画を策定し、その実現に向けて努力してにふさわしい使い方、利活用の仕方があると考えております。そのこれまで申し上げてきましたとおり、馬毛島には、FCLP以外

す。いますか、助力、お知恵を拝借したいと考えているところでありまいますか、助力、お知恵を拝借したいと考えているところでありまこれについては、議員の皆さんそれから市民にも、お力添えとい

○一六番(橋口美幸さん)○一六番(橋口美幸さん)そういう、先ほどの同僚議員の質問に

かということをお伺いしたいと思います。次に行きますけれども、次の市長選に市長は出馬をするのかどう

反対の公約について、立候補を、出馬をするとしたら、このことに現状の情勢下の中で、第一番目に掲げている馬毛島軍事施設絶対目があり、そして謙虚に、そして責任を持ってという公約でした。育てを楽しく優しく、自然を生かし産業に、歴史豊かな港町と五項前回は、まず、馬毛島軍事施設絶対反対、医療、福祉の充実、子前回は、まず、馬毛島軍事施設絶対反対、医療、福祉の充実、子

どうするかも含めてお答えいただきたいと思います。

### ○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

に私の考えを御説明したいと考えております。けれども、それに立候補するかどうかにつきましては、適切な時期りませんけれども、再来年の前半というか、に行われると思います次の選挙、私の、私というか、市長選が、まだ期日は決まってお

以上です。
しては、前回の選挙時から考え方は一貫して変わっておりません。また、公約のことでありますけれども、馬毛島に対する考え方と

は大きな課題であろうというふうに思います。 と思いますが、今の市長の答弁でですね、やはり馬毛島問題、これ○一**六番(橋口美幸さん)** すみません、時間がないので進めたい

れば、毅然とした姿勢を求めていきたいと思います。施設建設を許さない、こういう態度表明をして二期目に挑むのであらともとれるような言動ではだめだと思うんですね。馬毛島に米軍らともとれるような言動ではだめだと思うんですね。馬毛島問題については、出馬するということになったらですね、馬毛島問題については、出馬するということになったらですね、馬毛島問題については、

では、次の質問に移りたいと思います。

次なんですが、子育て支援策の充実に向けてお伺いしたいと思い

ます。

子どもへの身体的な虐待や心理的虐待などを含む、貧困の実態が、

発展しております。 今、社会的な問題になり、子どもたちの生命をも脅かす事件にまで

ます。本市でも、子育てに困難を抱える保護者が支援を待っているのでます。子育てにかかわる支援と連携、これは関係課ではどのように把握をできているのでしょうか。相談に来れない人のはどのように把握をできているのでしょうか。相談に来れない人のはどのように把握をできているのでしょうか。相談に来れない人ののではがかと思います。その実態把握、子育てに関係する各関係所管はないかと思います。

### [福祉事務所長 下川法男君]

える保護者の実態把握の取組状況について御説明をいたします。○福祉事務所長(下川法男君) 子どもの貧困及び子育て困難を抱

実態を統計的に把握するための調査は行っておりません

本市においては、子どもの貧困及び子育て困難を抱える保護者の

す。

の児童生徒のいる世帯の平均所得、課税状況等を参考としておりまの児童生徒のいる世帯の平均所得、課税状況等を参考としておりま中学校の要保護者、準要保護認定を受けた児童生徒数や十八歳までには、保育料の階層別の子どもの数や教育委員会が把握している小には、保育料の階層別の子どもの数冷教育委員会が把握している小したがって、子育て世帯への経済支援の必要性等を判断する場合

一つ目に、昨年の機構改革で新設された市民総合相談係では、窓護者の実態の把握については次のような取組みを行っております。これらの総体的な状況把握に対し、困り事を抱えた子ども又は保

情報の把握については、福祉事務所内の各係、また健康保険課、の様子の確認や困り事への寄り添いをさせていただいております。談員等が訪問し、対象となる方々が生活をされている場所での生活口での相談対応に加えまして、気になる子どもや家庭を家庭児童相口での相談対応に加えまして、気になる子どもや家庭を家庭児童相

訪問及び健診の情報等の情報共有などに行っております。認定こども園、幼稚園や放課後児童クラブ等への定期または随時の機関の気づきにより寄せられる情報に加えまして、学校や保育所、教育委員会、高齢者支援課等の関係課や民生委員、事業所等の関係に報の把握については、福祉事務所内の各係、また健康保険課、

認をし、連携して対応しております。関係各機関と連携をし、情報の共有を行い、各々の役割について確また、情報については、必要に応じてケース会議等を開催をして

ころでございます。とどまらず、保護者への就労支援、生活支援などにつなげているとおートセンター、ハローワークと連携をして、子どもの支援だけにまた、生活実態を勘案し、必要に応じて保健センターやくらしサまた、生活実態を勘案し、必要に応じて保健センターやくらしサ

ております。 保護者の方の孤独感や負担感の軽減となっているというふうに感じ支援を補完し、気軽に利用できる場所として定着をし、子育て中の流、情報発信、相談、預かりの場として家庭や地域における子育て二番目に、平成二十七年に設置した子育て支援センターでは、交

合いマップなどのツールづくりについても、地域と一緒になって考三番目に、困り事を抱えた方を地域ぐるみで支える仕組みや支え

うに考えております。 困り事を抱えた方の把握と寄り添いにつなげてまいりたいというふえる機会を設けており、自助、共助、公助を包括的に活用しながら、

以上です。

○一六番(橋口美幸さん) 健康保険課そして教育委員会の取組み

をお願いいたします。

○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。[健康保険課長 長野 望君]

ころで御説明いたします。たとおりでございますけども、健康保険課での把握の仕方というとたとおりでございますけども、健康保険課での把握の仕方というと、各所管との情報連携のところについては、今福祉事務所長が答え

ところでございます。と接するさまざまな機会において情報を収集し、把握に努めている母子推進員等の家庭への訪問など、行っております保健事業の母子母康保険課では、乳幼児健診時の身体測定や問診、あと保健師や

以上です。

[学校教育課長 内 健史君]

○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

ですが、教育委員会、学校としては、早期発見、早期対応が重要にですが、教育委員会、学校としては、早期発見、早期対応が重要に同じく、関係機関との連携については先ほど説明があったとおり

なってくるかと思います。

五月に国から示された学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

組んでいるところであります。について管理職研修会で具体的に確認をし、対応できるように取り

以上でございます。

### ○一六番(橋口美幸さん) ありがとうございます。

政の大きな役割だと思っております。どのようにかかわり、そして援助していくのか、こういうことが行どもたちが生まれてから、そして社会的に自立をするまで、行政がどもたちが生まれてから、そして社会的に自立をするまで、行政が関係課それぞれが一人一人の子どもたちのことを把握するために関係課それぞれが一人一人の子どもたちのことを把握するために

定を掲げております。
一年を掲げております。子育てや貧困を家庭だけの責任とせず、出は、今、子どもの貧困の実態をより詳細に把握するために、三国は、今、子どもの貧困の実態をより詳細に把握するために、三国は、今、子どもの貧困の実態をより詳細に把握するために、三年が、のにお信いしたいと思うんですが。そこで、各課で連携、関係機関と連携をして進めているというふ

おしている家庭を早期に発見するということを目指し着目して、困窮している家庭を早期に発見するということを目指しをするということとして、電気代やガス代や水道料金の滞納などに会的自立まで切れ目なく支援し、声を上げられない家庭にまで配慮期からの相談、支援も盛り込まれております。生まれた子どもの社期からの相談、支援も盛り込まれております。生まれた子どもの社場、教育支援は小中学校から高校にも重点を置く、また若い人の妊娠

思うのです。
思うのです。
思うのです。
この関係各課、連携をして子どもたちの把握には努めております。この関係各課、連携をして子どもたちの把握には努めております。この関係各課、連携をして子どもたちの把握には努めております。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。体制づけていくのか、このことをお伺いしたいと思います。体制づけていただきましたけれども、市長がどのような形で今後力を注告していただきましたけれども、市長がどのような形で今後力を注ですので、そういうトップである市長が、今関係各課が現状を報ですので、そういうトップである市長が、今関係各課が現状を報

いうところは、先ほど来、所長等が答弁したとおりであります。るためには、市役所の各課、支援のあり方は縦割りではいけないと来にわたってしっかり育ち、大人として社会を支えていく存在にな本市といいますか、この国の未来を担う子どもたちが、将来、未

所といたしましては、それぞれの職員が使命感を持って事に当たるろいろ意見を交わしながら、よりよい体制になるように、また市役ますので、そうした既存の情報交換あるいは協力の場を使って、いございますけれども、そういうところとの連携する仕組みはござい育ですとか、あるいは福祉、医療とか、そういったものもたくさん有ですとか、あるいは福祉、医療とか、そういったものもたくさん

で、努力を怠らないようにしてまいりたいと思います。いと考えております。抽象的ではありますけれども、そういうことように、そういうマンパワーも強化してまいるように努めていきた

○一六番(橋口美幸さん) 私、やっぱりここで一番、市長のそういう方向性も含めてですね、今、市民総合窓口、福祉事務所が所管いう方向性も含めてですね、今、市民総合窓口、福祉事務所が所管いるのか、そして支援をするのかということがまず第一番で市民総合窓口があると思いますが、私もこれまでも何回も訴えますが、やはりここに出かけてこれない困っている人たちをどう声をかけてやはりここに出かけてこれない困っている人たちをどう声をかけているのか、そして支援をするのかということがまず第一番で市民総合窓口があると思います。

います。
ですので、やはり地域に出かけていって地域の状況を、そして今市長がおっしゃいましたが、やっぱり地域の人たちと一緒になって、そういうことも含めまして体制強化をお願いしたいと思います。本当に職員が足りないのではないかというふうに思っておりますので、そういうことも含めまして体制強化をお願いしたいと思います。続きまして、放課後児童クラブのことについてお伺いしたいと思います。

空き家対策も含めた、子どもたちが小学校に行っても、放課後児童ほどから大字地域の活性化ということで空き家対策もありますが、同じ子育て支援でもあり、そして地域の活性化でもあります。先

あるのではないかというふうに私は思います。クラブがあれば、若い人たちが大字に住む条件として大きな意味が

が必要だというような訴えをされておりました。
今回、安納校区では、多くの保護者の皆さんが放課後児童クラブ

ような支援が必要なのか、そして実態把握はどのようにしているのそういう意味で、放課後児童クラブのない校区に行政としてどの

かをお伺いいたします。

児童クラブが設置されていない地域の状況について御説明をいたし〇**福祉事務所長(下川法男君)** 放課後児童クラブの現状と放課後

ます。

て設置をされているものです。
切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とし働等の理由で昼間家庭にいない、いわゆる放課後児童を対象に、適放課後児童クラブは、小学校に就学している児童で、保護者が労

現在の設置状況については、八つの児童クラブが活動をしております。榕城小学校区に榕城児童クラブ、助いろう児童クラブ、上西上小学校区に国上児童クラブ、下西小学校区に居室クラブ、上西山小学校区に国上児童クラブ、 いかろう児童クラブ、上西以上のクラブとなります。

上西すこやかクラブ以外の七クラブとなっております。上西すこや以上の各クラブですが、市の助成を受けて実施をしているのは、

運営をされているところです。かクラブについては、校区が自主事業として、市の助成を受けずに

たいというふうに考えております。し上げますとともに、行政といたしましても支援をさせていただきるようです。こうした各校区での自主的な取組みに心から感謝を申に伊関校区と安納校区の保護者からも御相談をいただいた経緯があ未開設の地域からの御意見といたしましては、平成三十年度まで

さきに御紹介をした安納校区等においても、有志の方々が開設にたった。補助事業があるとはいえ、人件費等に充当できる十分な金額とは言えないため、ボランティア精神を持って放課後児童支援員の確保が必要となってまいります。特に支援員の確保が必要となってまいります。特に支援員の確保が必要となってまいります。特に支援員の強保が必要となってまいります。特に支援員の強保が必要となってまいります。特に支援員の対理を表表の表表のではないかというふうに考えております。

たと伺っております。向けて動いていただいたようでございますが、実施困難と判断をし

考えております。をさせていただき、取組みに御理解を求めていきたいというふうにをさせていただき、取組みに御理解を求めていきたいというふうにう後とも、必要に応じて放課後児童健全育成事業に係る事業説明

以上です。

### ○一六番(橋口美幸さん) ありがとうございます。

うにできているかということが大事だと思います。 地域の活性化ということは、若い人たちが住める受け皿がどのよ

ので、ぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。けれども、運営基準の状況の中で、そういう基準もありながら、現けれども、運営基準の状況の中で、そういう基準もありながら、現代にど、運営基準の状況の中で、そういう基準もありながら、現

支援体制は十分かというところを項目で上げました。 次に、特に子育て支援のところで、乳幼児健診の結果は分析され

していくのか、きめ細かな一人一人に対する支援が必要だと思いまんが不安に思ったり、で、その不安に対してどういうふうに支援をいう子育て支援の中で、子どもの成長、発達について保護者の皆さだったり、ゼロ歳から五歳まで健診があるわけですけれども、そうこの問題は、やはり乳幼児健診の目的、例えば五歳児健診の目的

いと思います。すのので、ア、イ、ウを含めてですね、担当課のほうからお願いした

#### ○健康保険課長(長野 望君) お答えします。

することがその目的の主たるところになっております。病を早期に発見し、早期治療のきっかけとなる情報を受診者に提供の健康状況、発達の状況等を把握し、健康増進に役立てること、疾が、乳幼児健康診査は、身体の計測や医師等の診察によって、心身まず、御質問にあります乳幼児健診の目的についてでございますまず、御質問にあります乳幼児健診の目的についてでございます

でございます。家庭の子育て不安などへの適切な対応が求められてきているところ家庭の子育て不安などへの適切な対応が求められてきているところ乳幼児健康診査や保健指導を通じて、児童虐待の早期発見や子育て保健事業が果たす役割はとても重要というふうにされておりまして、保健事業が果たす役割はとても重要というふうにされておりまして、

答えをしたいと思います。続きまして、乳幼児健診後の結果の分析と支援の体制についてお

などの他部署とも共有しているところでございます。 などの他部署とも共有しているところでございます。 な実施し、支援が必要な母子のリストアップを行いまして、どうい 支援の方向性を話し合う会議でございますけども、カンファレンス でませ、理学療法士、管理栄養士などの多職種でカンファレンス、 健診の終了後、保健師、看護師、母子保健推進員、保育士、歯科

問や電話でのフォローを行ったり、医療機関の受診や福祉サービス要支援者それぞれの支援の方向に応じまして、保健師等による訪続きまして、その体制は十分かという御質問でございます。

りたいと思います。

今後も、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行ってまい

必要な支援につなげてきているところでございます。

以上でございます。

の接続等、

○一六番(橋口美幸さん)私、ここで質問を出したのはですね、○一六番(橋口美幸さん)私、ここで質問を出したのはですね、

国保年金係や健康増進係や高齢者支援係そして市民総合相談窓口国保年金係や健康増進係や高齢者支援係そして市民総合相談窓口国保年金のか、そういう子育で支援も含めてですね、そういう支援が十分からいうことを私は問題にしたいと思いますが、今、天井知らずに多くということを私は問題にしたいと思いますが、今、天井知らずに多くということを私は問題にしたいと思いますが、今、天井知らずに多くということを私は問題にしたいと思いますが、今、保健師の現状とにお伺いしたいと思います。

○議長(永田 章君) 通告外に入りませんかね。

なりますので、お願いいたします。
○一六番(橋口美幸さん) 体制は十分かというところでの質問に

もございます。 もないことでありまして、その確保について非常に苦労している面く、専門的な知識と技能を有する職員が必要であることは言うまでく、専門的な知識と技能を有する職員が必要であることは言うまで○市長(八板俊輔君) 市役所の業務においては、保健師だけでな

ります。

ります。

の保健師につきましては、不足しているというのは、退職されての保健師につきましては、不足しているというのは、過速な人員に、規模についてはですね、という認識でありますけれども、それは欠員が生じたということもという認識でありますけれども、それは欠員が生じたということもという認識でありますけれども、それは欠員が生じたということもという認識でありますは、そういう事情もあって、新たに追加募集にの保健師につきましては、不足しているというのは、退職され

かせないと思うんです。○一六番(橋口美幸さん) 今私が出しているその体制についてでつった番(橋口美幸さん) 今私が出しているその体制についてでの一六番(橋口美幸さん) 今私が出しているその体制についてでの一六番(橋口美幸さん) 今私が出しているその体制についてで

の観点からも保健師の増員をぜひ検討していただきたいというふう市長の答弁でありましたので、住民サービス向上そして子育て支援ですので、やはり基本的に、適正な人員配置から考えるという今

に要望したいと思います。

すが、これも、昨日、同僚議員のほうから質問がありました。題が何があるか、で、財政状況と支援の必要性をお伺いしておりま次に、四番目なんですけれども、保育料無償化に伴い発生する問

料無償化の恩恵には関係ありません。ですので、 ね 題、 た。 追加でお伺いしたいと思います。 どもたちへの補助をその中で具体的に検討できないか、このことを 討をしているということでありましたので、 から五歳という年齢に限ってですが、保育料無償化が実施されまし 独自支援を行ってまいりました。十月から国が保育料無償化、三歳 加えて、私はやはり、これまで西之表市は国の保育基準よりか そのことについて、副食費の問題があります。その副食費の問 ゼロから三歳という子どもたちは、 副食費を補助できないかということの昨日の質問であって、 国が八段階あるのを西之表市は十二段階に細かくして保育料の 非課税世帯以外はこの保育 ぜひそこに改めてです ゼロから三歳の子

## ○福祉事務所長(下川法男君) お答えをいたします。

に考えております。
大きな混乱もなく進めることができているのではないかというふうしたけども、関係事業所の皆様の御理解、御協力をいただきながら、したけども、関係事業所の皆様の御理解、御協力をいただきながら、 
はいまないができているのではないかというふう 
はいまが、 
はの見直しなどさまざまな問題がございま 
はの見をできます。

副食費の取扱いにつきましては、先日も回答をさせていただいた

ていたところでございます。

大ほど議員からもありましたとおり、これまで西之表市においてについて無償化の、免除の体制がとれているところでございます。
にと三百六十万円未満の子どもたち、また第三子については全階層とおりでございますけども、現在、国の基準に合わせて、年収でい

十分の二・五を負担するということになります。の施設給付費に国から十分の五、県から十分の二・五、そして市がこのたびの無償化によりまして、保育料が無償化となる対象世帯

度の一般財源が軽減されるということになるかと思います。と、一般財源のベースで、概算で言いますと、二千六百八十万円程この公費が充てられることによりまして、無償化前と比較します

額ということになってくるかと思います。十一万八千円ということで、おおむねこの軽減される一般財源と同いう金額になります。これを年度額に当てはめますと約二千四百六給付がされております。その額が今年度で一千二百三十万九千円と当たる分が、今年においては子ども・子育て支援臨時交付金として一方で、来年度以降、西之表市が負担をするべき十分の二・五に

現在、庁内での検討を進めているところでございます。これらのことを踏まえて、来年度以降の支援のあり方については

して子どもを産んで、そしてこの社会の中で自立、働き続けたいと○**一六番(橋口美幸さん)** ぜひゼロから三歳、本当に女性が結婚

いと思います。というふうに考えますので、ぜひ対応、対策を討議していただきたいないということは、本当にこの保育料無償化の制度の不備があるいう女性の活躍については、ゼロから三歳が無償化の対象になって

続きまして、次はですね、社会教育施設の改善計画についての質育て支援の立場に立つ制度設定をお願いしたいと思います。う全国で副食費の補助制度がありますので、ぜひ本市もですね、子例えば、B市は四千五百円、C市は千円、D市六千円とか、そういちなみに、副食費の無料化についてはですね、それぞれ自治体が、

問に移りたいと思います。ありがとうございます。

ているかをあわせてお伺いしたいと思います。

さず、勤労青少年ホームの改善要求として、入り口のドア開閉、まず、勤労青少年ホームの改善要求として、入り口のドア開閉、まず、勤労青少年ホームの改善要求として、入り口のドア開閉、

[社会教育課長 中里千秋君]

### ○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします

ど、把握しているところです。御指摘のとおり、玄関入り口のドアの開閉や二階の和室の畳の件な「市民の皆さんからお寄せいただいている改善要求としては、議員

安全性、緊急性を第一に修繕を行っているところでありますが、

討していきたいと思います。 今ほど申し上げた御指摘の点につきまして、来年度の予算の中で検

以上です。

### ○一六番(橋口美幸さん) ありがとうございます。

げていただきたいというふうに思います。態を把握していただき、何が緊急なのかということを予算の中で上急な問題として出させていただきましたので、ぜひ担当課として実これは長いこと、ほかにもまだたくさんあるんですが、これは緊

次に、市営プールの改善要求についてですが、今、中学校の学校次に、市営プールの改善要求についてですが、今、中学校の学校できたいのと、今現状あるこのプールを利活用するということもまずあるんですけれども、そのことも含めて議論されているかということもまずあるんですけれども、そのことも含めて議論があれば教えていただきたいのと、今現状あるこのプールを利活用するということの方できたいのと、今現状あるこのプールを利活用するということもまずけれども、今、五十メートル、二十五メートルのコースがある、子町の流水プール、そしてさまざまなプールでは、なかなか遠泳の子町の流水プール、そしてさまざまなプールでは、なかなか遠泳の方でとするとか何メートル泳げたとか、そういう状況ではないので、顔習をするとか何メートル泳げたとか、そういう状況ではないので、方に思います。

置、

市営プールへの新たな出入り口などの設置がございます。

真夏の暑い時期にとても暑くて泳げないとかお客さんが少ないとか、そういう意味でですね、台風のときの木の葉が落ちてきたりとか、

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。歩行浴訓練というふうに言われるような、高齢者の介護支援の場所歩行浴訓練というふうに言われるような、高齢者の介護支援の場所をしても使えるんじゃないかというような市営プールの改善要求、ら市長の今後の方向性を含めて、あわせてお願いしたいと思います。○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

飲料水の自動販売機の設置、それから熱中症対策のための屋根の設工年が経過したというところでございます。その間、循環ろ過装置工年が経過したというところでございます。その間、循環ろ過装置ががの増大の塗替えを実施いたしました。

ころでございます。
の小プールに一張りずつの全部で三張りのテントを設置していると答えしましたとおり、大プールの入り口両サイドに一張りずつ、奥熱中症対策のための屋根の設置については、前回、六月の議会でお

ら、具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。なお、新たな出入り口の設置については、関係課と協議をしなが

以上です。

### ○一六番(橋口美幸さん) ありがとうございます。

て市長にお伺いしたいと思います。になるのか、それとも今後検討していくのか、こういうことも含めて自然エネルギーを活用した温水プールの計画はどのような方向性いただけなかったんですが、今後、そういう暑さ対策の屋根、そしいただけなかったんですが、今後、そういうところまでははっきり

りますけれども、お尋ねでありますので。 ○**市長(八板俊輔君)** 温水プールの要望についての、通告外であ

計を重ねてまいりたいと考えております。

おいらございますので、いろいろ研究しながら、今後、研究、検いなことでも使えると、またリハビリ等のあれもあるわけですけれども、そういうものは非常に有益だというふうに考えておりますけれども、そういうものは非常に有益だというふうに考えておりますけれども、そういうものは非常に有益だというふうに考えておりますけれども、そういうものは非常に有益だというふうに考えておりますいいでは、温水プール等からございます。 市営グラウンドそれから体育館等、あるわけであからございます。 体育施設の要望については、さまざま市民の間プールに限らず、体育施設の要望については、さまざま市民の間

以上です。

まして、ありがとうございます。 ○一**六番(橋口美幸さん)** 通告外ですみません。お答えいただき

私も、提案として、ぜひ今後議論していただければというふうに

思います。

がら提案をさせていただきたいと思います。クシー、市内巡回バスの利活用、利用改善に向けて、お伺いをしながきまして、どんがタクシーのことでございます。今、どんがタ

実態の訴えがありました。
昨今ですね、高齢者の自動車運転事故が全国で多発しております。
ないための対応が急がれているというふうに日々実感しております。
ないための対応が急がれているというふうに日々実感しております。
の人たち、そして市街地巡回バスから停留所が遠いという人たちの
の人たち、そして市街地巡回バスから停留所が遠いという人たちの

論していただきたいというふうに提案をいたします。て市街地巡回バスの停留所をきめ細かくできないかということを議一つの受け皿として、どんがタクシーをもっと使いやすく、そし

お伺いしたいと思います。のか、そしてその方向性は議論しているかどうか、こういうことをのか、そしてその方向性は議論しているかどうか、こういうことでした。うち七十五歳以上の方は六十二名いらっしゃるということでした。今、十一月二十二日現在ですね、免許返納をした方は七十六名で、

[企画課長 森 真樹君]

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

免許を所持している、そういった状況にあります。四百三人となってございまして、六十五歳以上の方の六〇%以上が十九人です。それに対しまして、六十五歳以上の免許所持者が三千足をちょっとさせていただきますと、六十五歳以上人口が五千六百足を対値的なお話がありましたけれども、本年十月末のデータで補

あるということで認識してございます。
ざいましたけれども、平成二十八年が六十件ですので、増加傾向にで、三三・三%、三分の一が六十五歳以上ということが言えます。また、市内の全免許所持者が一万二百五人となってございますの

どんがタクシーにつきましては減少傾向にあります。バスのわかさ姫は増加傾向にあります。ただ、大字と市街地を結ぶ次に、市の公共交通の利用状況について申しますと、市街地巡回

ます。の交通の確保がなされているものと推測をしているところでございの交通の確保がなされているものと推測をしているところでございいは隣近所の助け合いなどで、さまざまな手段、手法で免許返納者ないと考えております。タクシーの利用であったりとか、家族ある公共交通があるからといって免許返納につながっているとは言え

てございます。 ていないことから、免許返納が進まないということも言えると考えていないことから、免許返納が進まないということも言えると考えまた一方では、公共交通を初め、免許返納に関する環境が充実し

現行では、免許返納に伴います公共交通上のメリットとしまして

生活ができるための環境整備は必要だと十分認識しているところでービスが行われているのみでございます。免許返納しても安心してと、あと一部の商店がポイントサービスを倍にする、そういったサは、どんがタクシーあるいはわかさ姫の利用料金が半額になること

だいております。るいはチケット制の導入など、利便性向上に向けた要望を多数いたるいはチケット制の導入など、利便性向上に向けた要望を多数いた公共交通につきましては、途中下車、あるいはバス停の増設、あ

こざいます。

と考えております。と考えております。と考えております。のはもう事実でございまして、本年度から見直し作業を行ってござのはもう事実でございまして、本年度から見直し作業を行ってございかつかかる経費というのも考慮しつつ、改善に結びつけていきたいかつかかる経費というのも考慮しつつ、改善に結びつけていきたいかつかかる経費というのも考慮しつつ、改善に結びつけていきたいかのかかる経費というのも考慮しつつ、改善に結びつけていきたいかのかかる経費というのも考慮しつつ、改善に結びつけていきたいもとのはものがあります。

以上でございます。

てのどんがタクシーの利用できる範囲を榕城校区内にもっと広げてはり二百メートル、三百メートル歩くのが困難という人たちについとっては本当にいい制度だと思いますが、家から出ようにも、やっとっては本当にいい制度だと思いますが、家から出ようにも、やっとっては本当にいい制度だと思いますが、家から出ようにも、やはス代の半額だとかポイントサービスの恩恵を受けられるのは、やはス代の半額だとかポイントサービスの恩恵を受けられるのは、やはス代の半額だとかポイントサービスの恩恵を密域を図り、

の辺の協議はされていませんでしょうか。連携ができないかということを一つお伺いしたいと思いますが、こ続きまして、どんがタクシーの対応策として、スクールバスとの

#### ○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

されております。あったりでかの学校行事でも活用がなあったり学習発表会であったり、小中学校の学校行事でも活用がなるカールバスにつきましては、登下校時の送迎以外にも、遠足で

いと判断しているところでございます。したがいまして、現状では、公共交通の位置付けでの運行は難し

# ○議長(永田 章君) ここで、議長からお願いいたします

〇一六番(橋口美幸さん) では、続きまして、スクールバスの現間もなく正午となりますが、このまま一般質問を続行いたします。

今言ったような運転免許を返納した市民が乗れないかということ

況をお願いいたしたいと思います。

については答弁をいただきました。

いかというような地域からの要望がございます。
するまでの間、小学生と一緒にこのスクールバスに乗せてもらえなオートバイの免許を取得するということになります。そういう取得がまだ取れない年齢ですので、一年生のときに、生年月日によっていかというような地域からの要望がございます。

またその対応状況はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。こういう地域からの要望がどのような形で来ているのか、そして

[教委総務課長 吉田孝一君]

### ○教委総務課長(吉田孝一君) お答えいたします。

でございます。
スクールバスの運用の状況についてでございますが、通学では、スクールバスの運用の状況についてでございますが、通学では、スクールバスの運用の状況についてでございますが、通学では、

といたしまして利用ができるようになってございます。また、通学以外の運用につきましては、小中学校の学校教育活動

績で百三十回利用されております。ちなみに、通学以外の学校教育活動での利用は、平成三十年度実

質問でございますが、この件につきましては、種子島高校からも相さて、高校生が免許を取得するまでの通学時の利用についての御

先となることなどの課題を有してございます。とが困難であること、また乗車定員が超過する場合は小中学生が優更がなされること、中学生の通学に合わせた運行時間を変更するこで、運行ルートや停留所は、利用する中学生の状況に合わせ毎年変談があり、高校の現状を聞き取りながら双方で検討を進めている中

しながら検討してまいりたいと考えております。続き市としてどのような援助が必要なのか、学校及び関係課と協議免許を取るまでの高校生の通学手段の確保につきましては、引き

以上でございます。

○一六番(橋口美幸さん) 種子島高校からもそういう要請があっ○一六番(橋口美幸さん) 種子島高校からもそういう要請があっ

りたいと思います。
りたいと思います。
りたいと思います。
となみに、席がどれぐらいあるかということですが、国上では八年りなみに、席がどれぐらいあるかということですが、国上では八年りたかのだった。
たなみに、席がどれぐらいあるかということですが、国上では八ちなみに、席がどれぐらいあるかということですが、国上では八ちなみに、席がどれぐらいあるかということですが、国上では八ちなみに、席がどれぐらいあるかということですが、国上では八ちなみに、席がどれぐらいあるかということですが、国上では八ちなみに、

次にですね、犬、猫の苦情状況についてお伺いしたいと思います。

の苦情、どのような状況なのかをお伺いしたいと思います。さん来ているということをお聞きします。今、行政に対する犬や猫今、犬や猫の苦情の状況というのが、結構、市民生活課にはたく

[市民生活課長 川畑利昭君]

○市民生活課長(川畑利昭君)犬、猫の行政に対する苦情の状況

についてお答えいたします。

猫によるふん尿、鳴き声の苦情が多く寄せられております。 犬については離れ犬の苦情が多く、猫については多頭飼育、野良

とはなっておりません。のであり、鑑札等から所有者の特定も容易であるため、大きな問題がの多くは、適正に飼われていた犬が鎖等の劣化のため離れたも

繁殖に関する適切な措置等の指導を直接行っております。に協力し、多頭飼育者、野良猫の餌やりに対し、他人への迷惑防止猫については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて、県

な飼育の啓発を行っております。また、苦情が寄せられた際には、広報誌、防災無線等による適切

度、軽微なものを含めると年間約五十件程度となっております。苦情の件数については、指導等を行ったもので年間で約二十件程

以上です。

これは西之表保健所と市民生活課とダブっている部分が多いかと思苦情ですが、西之表保健所も一緒に取り組んでいると思いますが、一六番(橋口美幸さん) 今、市役所の市民生活課に寄せられる

状況があります。家に入ってくるとか子猫が道路にいるので危ない、そういうようない猫十九件、これは多頭飼育だということです。野良猫は二十九件、いますが、犬について苦情十八件、捕獲三十七件、猫については飼

ているのかということを担当課にお聞きしたいと思います。そういう市民の苦情について、市としてはどのような対策を講じ

いてお答えいたします。 ○市民生活課長(川畑利昭君) 犬、猫の苦情への今後の対策につ

予防注射が義務づけられております。 大については、狂犬病予防法により所有者等の登録及び年一回の

の所掌となっておりますので、これまで同様、県に協力し、指導、また、猫については、動物の愛護及び管理に関する法律により県

以上です。

啓発を行っていきたいと考えております。

民の苦情に対応しているということでした。 猫の苦情処理をしていると。市民生活課と一緒になってですね、市〇一六番(橋口美幸さん) 西之表保健所が中心になってこの犬、

するのかということが長年の課題だと思っております。 そういう苦情をですね、どういう形で、聞きっ放しではなく対応

島にあります。人と動物の共生ということを念頭に置いて活動している団体が種子人と動物の共生ということを念頭に置いて活動している団体が種子島猫会という、実は、野良猫を増やさず、今いる猫を大事に飼い

はにはいかないという市民の思いがあります。 具体的には、経済観光課にだとか、それから市民生活課にも、一具体的には、経済観光課にだとか、それから市民生活課にも、一具体的には、経済観光課にだとか、それから市民生活課にも、一具体的には、経済観光課にだとか、それから市民生活課にも、一具体的には、経済観光課にだとか、それから市民生活課にも、一具体的には、経済観光課にだとか、それから市民生活課にも、一

例えば、猫の好きな人の家に子猫を置いていったり親猫を置いてのかをお伺いしたいと思います。

ど議員がおっしゃいましたように、本年度から実施をしておるとい児島市を除くと、奄美市のみであります。また、南種子町が、先ほ現在、県内の市で補助制度を実施しているのは、中核市である鹿

うことになっています。

おります。
るためのものとして制度として成り立っているというのを把握してるためのものとして制度として成り立っているというのを把握して護を目的として、いわゆる猫の避妊、去勢、いわゆるそれを駆除すなお、奄美市については、アマミノクロウサギ等の希少生物の保

思います。

以上です。

が実施しております。○一六番(橋口美幸さん) 県内ではそういう状況でありますが、

ります。 三自治体、このような形で去勢手術、避妊手術の補助が出されてお内では三自治体から四自治体、そして熊本では三自治体、佐賀でも内では三自治体がら四自治体、そして熊本では三自治体、佐賀でもちなみに、九州では、福岡では三自治体、大分では二自治体、県

められております。

・
立は、「動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適では、「動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適いは、「動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適

うことを積極的にするんですよということも啓発することを含めまだくこと、そしてそういう動物愛護法の関係から、飼い主がそういる愛なんだということをぜひ市民の皆さんにですね、知らせていたそういうことを含めまして、増やさないということも動物に対す

るような形で、ぜひ補助制度も検討していただきたいというふうにして、今後、市内にいる野良猫に対する住民の皆さんとの共生をす

しております」という返事でした。自に「このチラシ、ください」ということで、地域によっては配布では配布していないんですか」と聞きましたら、「集落長さんが独出しているチラシです。このチラシは私も実は初めて見て、「市内出してれ、正しく猫を飼えていますかという、これは西之表保健所が

か、最後によろしくお願いいたします。

いうふうに提案をいたしますが、市長はどのような考えでしょうというふうに提案をいたしますが、市長はどのような考えでしょうというふうに提案をいたしますが、一匹、一頭の命を大事にする、子というふうに提案をいたしますが、一匹、一頭の命を大事にする、子が、最後によろしくお願いいたします。

ですかね。 ○**議長(永田 章君)** 橋口美幸議員、これは四番の項目でいいん

○一六番(橋口美幸さん) え、どこだったっけ。

○議長(永田 章君) ふるさと納税活用の云々かんぬんと。

○一六番(橋口美幸さん) そうです、そうです、はい。

①議長(永田 章君) もう一度。

ただきたいということを思います。 るだとか、野良猫の去勢・不妊手術のための補助制度をぜひ検討い実施する自治体の状況を把握して、そういうふるさと納税を活用す<─**一六番(橋口美幸さん)** はい。四番を含めて、その補助制度を

いう看板を立てております。いですかと県に要望しに行ったら、県自らが、捨て猫は犯罪ですといですけど、猫会の方たちが、捨てないでという立て看板を立てていておけど、猫の方たちが、捨てないでというふうに私も感じているんまず、今、港のトッピーが着く青安さんのところの植え込みのとまず、今、港のトッピーが着く青安さんのところの植え込みのと

す。

でいただけませんかということで、市長の答弁をお願いいたしまっていただけませんかということで、市長の答弁をお願いいたしまさと納税などです。これはふるさと納税に限ったことではありまるさと納税などです。これはふるさと納税に限ったことではありまくの苦情にきちんと対応するということも含めて、補助制度を、ふ民の苦情にきちんと対応するということであれ、観光の島であったり、住

○議長(永田 章君) 時間もありませんから、簡潔に。

な制度を実施しているところはないように承知しております。○市長(八板俊輔君) ふるさと納税についてはですね、その同様

現状では、先ほど課長申し上げたようにですね、県に協力する形

りますので、そういうものを勘案しながら、そして他市の状況も踏関係機関とか日本動物愛護協会等の不妊手術の費用等の助成もあでやっております。

まえて、引き続き県と協力して対応してまいりたいと考えておりま

以上です。

す。

○一六番(橋口美幸さん) ありがとうございます。

以上で。

○議長(永田 章君) 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしま

した。

り再開いたします。ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時十五分ごろよ

午後零時十五分休憩

午後一時十五分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

[一一番 田添辰郎君登壇]

○一一番(田添辰郎君) 皆様、お疲れさまです。

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

したいことがございます。 その前に、質問ではございませんが、市長のほうに一つお願いを

おりました。FCLPの施設の確保は安全保障上の重要な課題、早先ほどの南日本新聞報道におきまして、馬毛島の報道がなされて

した、このような新聞記事がございました。れていないと改めて表明、FCLP以外の活用策に取り組むと強調昨日ですね、市議会のほうで、八板市長のほう、地元の理解は得らは菅官房長官の二日の記者会見であります。また、それに対して、期に恒久的な施設を整備できるよう引き続き取り組むという、これ

感銘したわけでありますが。うから生のインタビューを受けておられました。その姿勢に、私、皆様に、また国民の皆様に説明しようということで、報道会社のほ昨日、市長のほう、連日お疲れかと思いますが、きちっと市民の

ろうなと、人柄のほうも想像したところでもございます。りました。アナウンサーの方の誠実な反応、また誠実な性格なんだFCLP訓練について賛成か反対かというのを何度もお聞きしてお随分と聞いていただいたなと思い、感謝しているわけであります。そのアナウンサーの方、やはり重要な点、市民が関心あることを

られないよう、その場を取り繕うこと。 その次に、ごまかすという言葉を引いてみました。本心などを見破 葉を引いてみました。真心がこもっていて、うそ偽りがないこと。 という言葉の意味を調べてみました。 というと、国語辞典を調べることでありました。 ももっともらしくこじつける巧みな議論。 そのようなことを見ながら、 やはり気になっておりました。朝起きてまず最初に何をしたか 朝になりまして、 道理に合わないことをい 最後に、 その次に、誠実という言 はぐらかすという まず最初に、 眠りをとりながら 詭

巧みに話の焦点をずらすという意味でありました。言葉を引いてみたわけであります。相手の追及を逃れようとして、

ております。

これから私のほう、一般質問させていただきます。市民の代表にこれから私のほう、一般質問を聞いて、よく勉強されて、きちっとしたがの議員の方の一般質問を聞いて、よく勉強されて、きちっとしたがの議員の方の一般質問を聞いて、よく勉強されて、きちっとしたるさわしいのかどうか、自分自身ではわかりません。昨日からのほこれから私のほう、一般質問させていただきます。市民の代表に

まずは、本当に市長にお願いです。

報道のアナウンサーの質問に対する答え、FCLPに関してであれない。

るわけではありません。
しかしながら、先ほど四つの言葉の意味を取り上げました。市長るわけではありません。
と思います。しかしながら、市長の長年の主張れは誠実な答弁かなと思います。しかしながら、市長の長年の主張れは誠実な答弁かなと思います。しかしながら、市長の登場に関して答えていたかというと、イエが誠実にアナウンサーの質問に関して答えていたかというと、イエのおけではありません。

すから、それを確認したいと思っているわけではありません。昨日の同僚議員の質問でも、市長の考え方、何度も伺っておりま

できればと思っております。ておりますが、一般質問でございます。誠実な答弁のほうをお願い市長は頭のよい方であり、自分なりの信念を持っている方だと思っ相手の追及を逃れようとして、巧みに話の焦点をずらす。私は、

では、一般質問のほう、入らせていただきます。

長寿健康社会を目指してという質問でございます。

そして延命治療はどうすべきなのか。きかとか、どのようにして、またどのような方に見守られながら、から、大変答弁しづらいのはわかっております。どこで亡くなるべ市民の終末期、どう生きるべきかという抽象的な質問であります

は普通でありました。
見守る中、本当に安らかに眠っていくように亡くなるのがあの時代医者さんが来て、亡くなることを確認するわけであります。家族がが亡くなったころには、自宅で亡くなるのが普通でした。町からおが近大なったころには、自宅で亡くなるのが普通でした。町からお

で構いませんので、市民は、終末期、どう生きるべきか。そのようなことを考えながらこの質問をいたします。市長の考え

以下の質問は質問者席より行います。

[市長 八板俊輔君]

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

かどうかわかりませんが、誠実にお答えをしてまいりたいと思いま極めて哲学的な点も含まれている御質問で、きちんと答えられる

○一一番(田添辰郎君) はい、お願いします。

す。

○市長(八板俊輔君)近年のIT技術を初めとした技術革新は目○市長(八板俊輔君)近年のIT技術を初めとした技術革新は目

いると感じております。家族のあり方も大きく変化し、個人の人生観や価値観も多様化してまた、高齢化の進展に伴う認知症患者や独居高齢者の増加など、

とも思います。いてはさまざまな考え方があり、簡単に答えが出せるものではないいてはさまざまな考え方があり、簡単に答えが出せるものではないそうした社会の中で、終末期をどう生きるべきかということにつ

要であると考えております。

人の選択を尊重し、支援できるような環境をつくっていくことも必また、家族を初め医療・介護従事者など関係者が協力をして、本まで自分らしい生き方を選択していくことが重要であると思います。

以上です。

○一一番(田添辰郎君) 丁寧な答弁のほう、ありがとうございま

本当に難しい問題であるかと思います。

ばならない、そういうふうに思うわけであります。そういった中で、自分らしい死に方ということも考えていかなけれれたときから死に向かって進んでいるのが人間の宿命かと思います。れることは人間は選択できませんが、どうやって、ある意味、生ま国家が人の生き死にを決めるのは明らかにおかしいわけで、生ま

欧のほうでは寝たきりの方が少ないという話を聞いております。本得いしました。そのときに、今持ってきています『クリッパンのお伺いしました。そのときに、今持ってきています『クリッパンのおんたち』、これはスウェーデンの話なんですが、北欧の関係、五、お用本を買って勉強させていただいたわけであります。当時から北き人たち』、これはスウェーデンの話なんですが、北欧の関係、五、お同いしました。そのときに、今持ってきています『クリッパンのおうな問題に関心を持ちましたのは、皆様も御存じのとおり、このような問題に関心を持ちましたのは、皆様も御存じのとおり、

ういうところが来たわけであります。りがいないという社会が、ヨーロッパのほうもそうであります。そ令ではございません。個人の意思を尊重するということで、寝たきわりますが、寝たきりの方が少ない。これは国家の命令とか州の命そして、時代が変わって今現代では、州によってアメリカでは変

うふうに思っておりますが、今、たまたま人生会議ということでいちりと尊重していく社会をつくっていかなければならない、そういおりますから、最終最期の時を迎えるまで、その個人の思いをきっ私自身は、市長がおっしゃるように、さまざまな考え方を持って

ろいろ批判を受けております。

くなると言われています」。ケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることが出来なかります。命の危険が迫った状態になると、約七〇%の方が医療・高いさいやつなんですが、もしものときのための人生会議、これは古いやつなんですが、もしものときのための人生会議、

のかなと思っております。 前もって人生の最期のときにどのように亡くなっていきたいか。 前もって人生の最期のときにどのように亡くなっていきたいか。 ではありませんが、元気なときに、生きているときに、自分はどうになったまま生を全うするためには、人生会議、この言葉は余り好きなって亡くなりたいかを考えていかなければならない時代になったのかなと思っております。

ともございます。ますと、裁判闘争の可能性もあるのでなかなか難しいんだというこング・ウイル推進されている方でありますが、医療関係者から言いング・ウイル推進されている方でありますが、積極的にこの人生会議、リビ

人の意思をなかなか尊重できない場合もあるとかいう話も聞いたこにいる家族だけではなく、遠方からいろいろな人が来たりして、本ということもあります。そして、最終最期のときには、ふだん身近そして、亡くなる方の意思というのは、常日ごろ、変わっていく

とがあるわけであります。

り種子島で亡くなることができました。で死なせてくれ」というふうに言われまして、何とか父の思いどお活をいたしました。最後はもう「辰郎、もう痛いから、もう種子島も亡くなったわけでありますが、特に父の場合は、五年間の闘病生この本を買ったのが、二○○二年に買いました。その後に父も母

と思うわけであります。生会議というようなものを普及させていく必要があるのではないか生会議というようなものを普及させていく必要があるのではないかやはり個人の意思を尊重するために、このリビング・ウイル、人

をつける場所があります。こうのかばんに持ってきたんですが、臓器移植の話が、ものが、丸こうのかばんに持ってきたんですが、臓器移植の話が、ものが、丸角許証のほうの裏のほうを見ていただければと思うんですが、向

焼身自殺をやっておりました。問題もございます。古くは、毎年のように、チベットのお坊さんは収容所に百万人以上入れて人権弾圧をやっている、そして法輪功の収器移植というと、ついウイグルの中国による虐殺といいますか、

ありません。重要ではありますが。ります。しかしながら、臓器移植の問題、まだまだ身近な問題では、臓器移植、前は丸をしていたんですが、今、悩むようになってお

ともそして家族とも話し合って、どのように死ぬかを考えること、そのような意味で、生前、元気なうちに、きっちりと医療関係者しかし、人が亡くなるということは必ず起こることであります。

啓発が重要だと思っております。

教えていただきたいと思います。 この西之表市では、在宅と病院、施設等で亡くなる場合の比率をそのような観点から、二番目の質問に移らせていただきます。

[健康保険課長 長野 望君]

○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。

以上です。

○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

いて、僕でも何とか読めたところであります。ろうというときでしたから、いろいろ絵とか写真がいっぱい入って先ほど紹介しました『クリッパンの老人たち』、百合砂苑をつく

うのは重要な問題であります。本当に、年をとってからどうやってその生を全うしていくかとい

る、施設のほうで九・四%というお話もありました。僕らが幼いころとは違いまして、七五%近くの方が病院で亡くな

思えば生きれる命もあるわけでありますが、もともと生かされてきそういった中で、医療の技術は発展してまいります。生きようと

うと懸命な治療行為を行うわけであります。うことで、お医者さんの先生方も一分一秒でもその生を全うさせよその生が、家族の思いもあるかもしれませんが、少しでも長くといいがまま召されていくのが当たり前かと思います。医療によって、た存在でありますから、その寿命を全うするのも、自然の、天の思

御紹介いただければと思っています。安楽死の問題でございます。この違いについて、少しわかりやすく、そこで問題になるのが今日テーマにいたしました尊厳死の問題と

### ○健康保険課長(長野・望君) お答えいたします。

言うようでございます。を安楽死と、延命措置を行わず、自然に死を迎えることを尊厳死とを安楽死と、延命措置を行わず、自然に死を迎えることを尊厳死と医師などの第三者が、薬物などを使って患者の死期を早めること

以上です。

#### ○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

今回も一般質問に入れておりません。

今回も一般質問に入れておりません。

本のようなことを考えた場合、今、西之表市で寝たきりの方がどに論点が多過ぎてですね、私には手が負えない状況でございます。に論ぎですが、そういうことだと思うんです。安楽死の問題は本当い過ぎですが、そういうことだと思うんです。安楽死の問題は本当あえて故意に人の命を短くするのが安楽死という、余り簡単に言

もありません。らよく言われるように、全ての方がぴんぴんころりでいけるわけでらよく言われるように、全ての方がぴんぴんころりでいけるわけでありますが、健康寿命というのは七十幾つであります。昔かわけでありますが、健康寿命というのは七十幾つであります。昔か

く違うわけであります。うものは担っていくところが現実にございます。自治体によって全の事例を少し話しましたが、小規模な自治体の中で、この福祉といてういった社会の中で、我々西之表市は、スウェーデンとか北欧

っくっていっています。 また、その施設の管理者によっても全く違う結果が生まれてきままた、その施設の管理者によってがらっと変わってくるというところがあるんですが。 一般に、福祉、そしてみとりの作業というのは、地方自治体の考え方が大きく影響するのではないかと思っています。ほとんどそういったみとりのための施設というのは、ちっちゃな、うちでいいますと、西之表市のような、中種子・南種子町のような地方自治体がっくっていっています。

でしょうか。のいない社会を目指すべきではないかと思うんですが、市長、どうのいない社会を目指すべきではないかと思うんですが、市長、どうという方は別でありますが、本人の意思を確認した上で、寝たきりそのようなことを考えたら、我々も、何があっても長生きしたい

[高齢者支援課長 下川昭代さん]

○高齢者支援課長(下川昭代さん) お答えいたします。

しかしながら、長寿社会であります。

八十歳以上生きる方が多い

生活を送りたいというのは誰もが願うことだと思います。いかということでございますけれども、いつまでも健康で自立した議員御指摘のとおり、寝たきりのいない社会を目指すべきではな

こもりがちになったり、寝たきりになることがあります。しかしながら、高齢になると、ちょっとした体調の変化から閉じ

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

#### ○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

ろであります。 療機関と協力して積極的に取り組んできていることは感謝するとこずのほう、認知症のほうもですね、さまざまな大学のほう、医

この寝たきりのない社会が目指せないか。当然、寝たきりはなくせでは認知症にも一生懸命取り組んでいる、そういうこともあって、いという資料がありまして、それも見てですね、やはり当市のほう延命治療をすると、メリットは少なくて、ほとんどデメリットが多二○○年代、二○○二、二○○三年ですかね、認知症患者の方に今回の質問も、いろいろしようと思った理由があったんですが、

いうのはどうなんでしょうか。す。逆に言いますと、その個人にとって望ましくない亡くなり方となくするという選択ができるようになるんではないかと思っていまないわけでありますが、個人の意思を尊重して、寝たきりの方を少

○議長(永田 章君) 田添議員、これ、五番。

○一一番(田添辰郎君) ああ、五番です。

○議長(永田 章君) 五番ですか。

○一一番(田添辰郎君) すみません、抽象的で。

〇市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

いうことでもあろうかと思います。がございますけれども、生き方を選ぶということは死に方を選ぶとからことは死に方を選ぶとかという御質問とも重なる部分

大事なことは、個々人がそれぞれ選択できる環境をつくるという大事なことは、個々人がそれぞれ選択できる環境をつくるという

以上です。

○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

亡くなられることが望ましい、そういうふうに思っております。本当に個人の意思、尊厳が守られて、そのままですね、安らかに

ことです。人生会議と同じような意味であるかと思います。リビング・ウイルについて啓発を行うべきと思うが、どうかという、番目の質問であります。自分らしい生き方を全うするために、

ガイドラインということもあります。月に、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するまた、厚生労働省のほうは、改訂版でありますが、平成三十年三

このリビング・ウイル、人生会議について、これから啓発活動ので亡くなることは余り望ましくないのではないかと思うんです。は、病気の進み方によって考え方がころころ変わります。ですから、ば、病気の進み方によって考え方がころころ変わります。ですから、は、病気の進み方によって考え方がころころ変わります。ですから、自分の死のあり方、治療のあり方を決めるわけでありますから、自分の死のあり方、治療のあり方を決めるわけでありますから、

# ○高齢者支援課長(下川昭代さん) お答えいたします。

ほう、行っていただければと思うんですが、どうでしょうか。

らしい生き方の選択につながるものであると思います。しておくことは、本人の意向が最大限生かされることになり、自分リビング・ウイルを用意をして人生の終末期における意思表示を

れに加えて、患者本人と家族や医療・介護従事者が本人の望む医療、であり、自分の意志だけで完結するものでありますが、近年は、そーリビング・ウイルは、終末期の医療やケアについての意思表明書

う考え方が広まりつつあります。セスを重要視したACP(アドバンス・ケア・プランニング)といケアのあり方について繰り返し話し合うプロセス、そういったプロ

終段階における医療、ケアについて考える日としております。するとともに、毎年十一月三十日を人生会議の日として、人生の最御案内にもありますように、このACPの愛称を人生会議に決定を国においても、その普及啓発を推進するため、先ほどから議員の

の開催も予定をしているところでございます。会を開催するとともに、また今年度は、加えて一般市民向けの講座本市においても、昨年度は、医療・介護従事者を対象にした研修

まいりたいと思います。されるよう、リビング・ウイルとかACPの普及啓発に取り組んでされるよう、リビング・ウイルとかACPの普及啓発に取り組んで一後も、人生の最終段階において一人一人の意思が十分に尊重が

以上です。

ので、見させていただきました。 ○一一番(田添辰郎君) 講習会のほう、集落の班長もしております。 ○一一番(田添辰郎君) 講習会のほうも行われるということで、

ます。本当によろしくお願いします。方が望む生き方を全うできるよう御尽力いただければ幸いだと思いるためには重要な問題であります。啓発活動をやって、それぞれの本当に重い課題でありますが、より人間らしい、人間の尊厳を守

では、次の質問に移らせていただきます。

市長、教育長についてであります。歴史認識ということでござい

した。
ります。また、胸のほうに日本国旗のバッジもするようにいたしま
うます。ああ、こういう質問もしていいのかなと思ったところであ
一今回の質問する原因になったのが、『反日種族主義』という本を

こと、その国の国民を愛するということ、その国の国民を愛するということを考えたら、やはり自分もこの先生を見習って、きちっということを考えたら、やはり自分もこの先生を見習って、きちっということを考えたら、やはり自分もこの先生を見習って、きちっということを考えたら、やはり自分もこの先生を見習って、きちっとなきゃいけないと、そういうふうに思いまして、国旗のピンバッジなきゃいけないと、そういうふうに思いまして、国旗のピンバッジなきゃいけないと、そういうふうに思いまして、国旗のピンバッジなきゃいけないと、そういうふうに思いまして、国旗のピンバッジをもずるようにいたしました。

て多数の著作があって、ほぼ結論は出ているかと思いますが。先生の立場から書かれております。これまでも日本人の先生によっこの中に、従軍慰安婦とか徴用工の問題、論点くまなく韓国人の

定版みたいなものを出しております。また、南京大虐殺についても、これは秦郁彦先生という先生が決

のことですから、洗脳とは決して言えないかと思います。しかしな教育の関係でやはり自らの国民の考え方が影響を受けたり、他の国そのようなことから、韓国のほうでは、この先生によりますと、

主義』を読んでわかったわけであります。 民に教えるということはどのような被害をもたらすか、『反日種族がら、歴史の事実を直視せずに都合のよい歴史を国民に教える、市

ばと思います。
教育長のほうはどのように考えていらっしゃるか教えていただけれすが、韓国の言う徴用工の問題がございます。これについて市長、安婦という問題もございます。そして、私は応募工と言っております場というお話がございます。従軍慰

[教育長 大平和男君]

て、極めて難しい問題であります。いう問題は、その事実をどう正確に認識するかという問題と相まっいう問題は、その事実をどう正確に認識するかという問題と相まっと

てはさらに諸説分かれるところであります。事実関係の特定においてすら複数の意見があり、評価の問題に至っ慰安婦問題、いわゆる応募工(徴用工)問題、こういった問題も、今議員が提起されておりますいわゆる南京大虐殺、いわゆる従軍

を御理解いただきたいと思います。有しておりませんし、また自分の考えを披瀝する立場にもないことこれらの問題をどう思うかという御質問ですが、専門的な知見も

います。少し長くなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思ます。少し長くなるかもしれませんが、お許しをいただきたいとだきそのことをお断りした上で、少し私の考えを述べさせていただき

#### ○一一番(田添辰郎君) 簡単で結構です。

○教育長(大平和男君) 『人間の尊厳について』という書物の中○教育長(大平和男君) 『人間の尊厳について』という書物の中

いただきたいと考えております。にかたくありません。その悲劇の解明、評価は専門家の間で行ってにかたくありません。その悲劇の解明、評価は専門家の間で行ってたさまざまな事件が人間の尊厳を踏みにじる行為であります。その中で起き戦争は、人間の尊厳を踏みにじる行為であります。その中で起き

うに考えているところでございます。 未来の平和に生かしていくか、その知恵を教えていきたいというふー子どもたちに対しては、その悲劇の中から何を学び、どうやって

#### )**一一番(田添辰郎君)** ありがとうございます。

証言で自衛のための戦争だというふうに申しております。 吉う方もいらっしゃいますし、太平洋戦争と言う方もいらっしゃいますが、 言う方もいらっしゃいますし、太平洋戦争と言う方もいらっしゃい 論のほう、出ているかもしれませんが。さきの戦争、大東亜戦争と 論のなか。先ほど本を紹介いたしました。学者の中では、ほぼ結

個人の考えでありますが、これも、教育長がおっしゃるように、歴ーそのようなことを考えると、それについてどう思うかというのは

育長、お願いします。 反対とは言えないというふうに捉えてもよろしいんでしょうか。教史の事実としていろいろな考え方があってですね、どちらが正解、

私見をもう少し述べさせていただきますと、復雑な要素が絡み合とおり、基本的には先ほど申し上げた考えを持っております。否かという問題でありますけれども、これについても、おっしゃる否かという問題でありますけれども、これについても、おっしゃるの教育長(大平和男君) さきの戦争が日本の侵略戦争であったか

ういうふうに考えるのが自然ではないでしょうか。側面もあり、また別の側面もあり、さらにまた別の側面もある、そら総括できるものかどうか、私は疑問に思っております。侵略的なって引き起こされる戦争というものが、後世になって一つの視点か私見をもう少し述べさせていただきますと、複雑な要素が絡み合

うに考えているところでございます。いく知恵を教えることが子どもたちにとって大切であろうというふ面から何を学び、そうやって歴史を多面的に捉えて未来に生かして先ほども申しましたように、侵略的な側面から何を学び、他の側

しょうか。○一一番(田添辰郎君) 五番のイまで答弁いただいたような気も

の答弁はどうするんですかね。 ○議長(永田 章君) ちょっと待ってください。田添議員、市長

○一一番(田添辰郎君) ああ、市長も。いや、先ほど手を挙げら

○議長(永田 章君) 通告に市長、教育長ということで。

ていただけるならお願いします。 〇一一番(田添辰郎君) ああ、どうぞ、どうぞ、はい、はい。し

○市長(八板俊輔君) いや、手を挙げようとしたら、次に

○一一番(田添辰郎君) ああ、ごめんなさい。

○市長(八板俊輔君) 失礼しました。

たほどに戻りまして、お尋ねの南京大虐殺、いわゆる南京事件に いて日本軍が中華民国の首都南京市を占領した際に、日本軍が中国 軍の捕虜そしてそのほか非戦闘員に対しての殺害ないしは略奪行為 等があったとされる事件だと承知いたしております。事件の詳細に ついては諸説あり、いずれが正しいか認識するのは甚だ難しいと思 いて日本軍が中華民国の首都南京市を占領した際に、日本軍が中国 います。

悲しい事案だと認識しております。 政府としてもこれまで表明しております。私自身も、大戦におけるただ、さきの大戦における行いに対するおわびの気持ちは、日本

あと二つについてもですね。

日本政府としては、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深くから大韓民国などで議論になっていると承知いたしております。であり、いろいろな認識の差異や論点があることから、日本とそれであり、いわゆる従軍慰安婦の問題についてでありますけれど

悲しい事件だと感じております。気持ちを表明しております。国家間の問題でもありますが、やはり傷つけた問題であると認識して、これまで心からのおわびと反省の

働者及びその遺族による補償問題であると認識をしております。あった朝鮮及び中国での日本企業の募集や徴用により労働した元労徴用工の問題にいたしましても、第二次大戦中の日本の統治下に

ことを期待したいと考えております。しながらも、これまでの信頼関係を崩さないような判断がなされるとないると承知しております。国家間の問題であり、同様に、詳としていると承知しております。国家間の問題であり、同様に、詳

以上です。

○議長(永田 章君) 田添議員、次の一○ページに移ってくださ

○一一番(田添辰郎君) 一○ページ、歴史教育について、先ほど

始めようとしたんですが。

歴史教育について。

たいかなと思っております。これ、読みやすい本なので、ぜひこれも読んでいただければありが聞が世界にまいた「慰安婦」の嘘を討つ』という本が出ております。従軍慰安婦については、産経新聞社のほうから『歴史戦 朝日新

歴史教育についてであります。

本当に、この『ヴェノナ』という本がございます。暗号のほうを

のかが暗号に基づいて今やっとわかってきました。争がどのように始まっていったのか、その前後の関係はどうだった解読して戦後七十年たって明らかになった事実があって、大東亜戦

定しない部分もございます。どういうものなのかとかいうのは、ある程度の年月を重ねないと確とういうような時期において、本当に歴史的な事実というものは

のような歴史を教えていくべきか、重要かと思います。そういった部分でですね、やはり西之表市民である小中学生にど

べきかと考えるか教えていただければと思います。答弁いただきましたが、子どもたちにどのような歴史を教えていく小中学校の教科書の改訂時期、並びに、先ほどちょっと教育長に

おります。 答えしたいと思いますが、原則として、四年ごとに改訂がなされて<<br/>
○教育長(大平和男君) 小中学校の教科書の改訂についてまずお

こととなっております。中学校においては、本年度改訂されたものを再来年度から使用する小学校においては、昨年度改訂されたものを来年度から使用し、

ん。

なかということを判断するとか選択するとかいう形にはございませ指導要領の中で教えてまいりますので、どのような歴史を教えてい本的には、繰り返しにもなるかと思いますけれども、私どもは学習どのような歴史を教えるべきかというお尋ねでございますが、基

に教えたいというふうに考えているところでございます。
史の教訓を未来に生かしていくことなんだということを子どもたちて見つめ直していかなければならないということ、大切なことは歴もと歴史にはさまざまな見方、考え方があり、常に新しい光を当てそれよりもむしろ、先ほどから申し上げておりますとおり、もと

○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

う本であります。なり企業なり個人、宣伝工作をして人の気持ちを変えていくかといガンダ』という本であります。古い本なんですが、どのように国家ガンダ』という本であります。古い本なんですが、どのように国家ごもっともな御意見なんです。最近読ませていただいた『プロパ

な状況でもございます。すが、マスコミの中にもほかの世界にも無数の手が伸びているようプロパガンダの世界、これの世界は、本当に政治の中にもそうで

よって七十年たってから明らかになった事実もあります。そのことを考えれば、先ほど言いましたように、ヴェノナ文書に

るような市民をつくってはならない、そういうふうに思っています。を考えながらですね、きっちりとプロパガンダ、それにうかつに乗実に基づかないことは、両論を併記するかどうか、そういったこと、事我々政治家が教育に関して無用な圧力を加えることは決してあっ

馬毛島の自衛隊施設とFCLP訓練についてであります。では、次の質問に移らせていただきます。

概要をお願いします。西というものであります。これについて何かわかっておりましたら、西というものであります。これについて何かわかっておりました。鎮まず、中種子町と南種子町での自衛隊の訓練がございました。鎮

#### [総務課長 大瀬浩一郎君]

之浜海岸を利用して訓練が行われたものと承知しております。の一環として、中種子町の長浜海岸や旧種子島空港、南種子町の前月の十一日から二十一日にかけまして全国各地で実施する統合演習月の発課長(大瀬浩一郎君) 新聞などの報道によりますと、十一

十四日に公開されましたので、そのときにも、私、自分で行ってきました。あと係長も行ったんですけども、そのときには水陸機動団の水陸両用車が十台ほど前之浜の海岸に上がってきていました、歴事場にいらっしゃる方に中身を聞いても全体が把握できなかった時車場にいらっしゃる方に中身を聞いても全体が把握できなかったくさんの方々が参加されている訓練なんだなということを見ました。くさんの方々が参加されている訓練なんだなということを見ました。すみません、概要にちょっと加えました。

以上でございます。

#### 〇一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

二番目に移ります。

日米のツー・プラス・ツー合意に見る限り、また今回の防衛省と

に関し、考えは変わらないように見えます。の意見交換会でも、国は、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練施設

ろん当然、地元に対する説明を行いながらでありますが 設を整備できるよう引き続き取り組むということであります。 の質問では、市民の生命を市長が守るとおっしゃられましたが、 CLPの施設の確保は安全保障上の重要な課題、 おりであります。菅官房長官が昨日発表いたしました。 あるわけであります。 る力はございません。そういった意味で、 しわけありません、市長にも町長にも県知事にも、 市長も御存じのとおり、 先ほど冒頭で紹介いたしました本日の南日本新聞記事にもあると 国防は国の専管事項でございます。 国防は国の専管事項でも 早急に恒久的な施 市民の生命を守 そして、 もち 以 F 申 前

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。○LP訓練について考えは変わらないのかどうか教えてください。そのような意味で、このような状況になっても、自衛隊施設、F

ことでありました。変わっていないということであります。新しい合意がなされたわけではない、政府の方針に変更はないとのては、本年四月のツー・プラス・ツーにおいて日米両政府間で何ら一一年と本年の合意に違いがあるかを確認したところ、防衛省とし十月二十三日に防衛省を訪問しまして、日米合意について、二○

P訓練施設に関して考えは変わらないかという質問であります。F○一一番(田添辰郎君) このですね、質問、自衛隊施設、FCL

CLP訓練賛成か反対かと、ほぼ同じ意味なんですよね。

改めて確認させていただきます。冒頭に言いました。詭弁とか誠とめて確認させていただきます。冒頭に言いました。記述ではないのかなと、そういうふまがあいろ思い悩むところもあるんだろうとは思うんですが。まず、実、ごまかす、はぐらかす、そのような言葉もある。私は昨日のイ実、ごまかすではないただきます。冒頭に言いました。詭弁とか誠とめるではないのかなと、そういうふまがらではないのかなと、そういうふまがある。私は昨日のイ実、ごまかすではないのかなと、そういうふまがある。

す。市長は前回のときと一貫して変わっていないとおっしゃっておりま帯長は前回のときと一貫して変わっていないとおっしゃっておりま挙公約はどうするんだ、馬毛島の軍事施設反対、それに関しては、そして、先ほどの答弁でも、同僚議員が言った馬毛島に関する選

馬毛島の軍事施設が反対でありますから、FCLP訓練賛成か反 馬毛島の軍事施設が反対でありますから、FCLP訓練賛成か反対がありますがら、FCLP訓練賛成が反対がありますがら、FCLP訓練賛成が反 ありますがら、FCLP訓練賛成が反 ちいっ

かね。 ○市長(八板俊輔君) 順番の、今、どこに行っているんでしょう

○一一番(田添辰郎君) 同じところですよ

○市長(八板俊輔君) 二番は終わったんですか。

○議長(永田 章君) まだです。

○市長(八板俊輔君) あ、まだ一ですか。

○一一番(田添辰郎君) 二番ですね

○議長(永田 章君) 二番です。

だから、これをFCLPというふうに、昨日のアナウンサーと同じ○一一番(田添辰郎君) 二番です。三番は飛ばします。二番です。

質問にできたわけです。

○市長(八板俊輔君) 三番ということですか。

○一一番(田添辰郎君) 二番ですね

○市長 (八板俊輔君)

ああ、二番

LP訓練施設というふうに縮めただけです。カットしただけです。〇一一番(田添辰郎君) はい。これを自衛隊施設を抜いて、FC

ども、これまで再三私が申し上げてきたとおりであります。 ○**市長(八板俊輔君)** 賛成か反対かというお尋ねでありますけれ

上げたところであります。 反対以前に、今考えなければいけないことがあるということを申し 昨日も、その報道でも答えたとおりでありますけれども、賛成、

でですね、この時点でこの作業をしなければ、この馬毛島の本質的きであるというふうに考えております。今のこの時間的な経過の中点でこそですね、馬毛島の重要性を市民が考え、国民に知らせるべのときに申し上げたいと思いますけれども、大事なのは、今この時その理由は、るる申し上げましたが、詳しくはまた関連の御質問

らります。 毛島の重要性についていま一度考えることを提案しているところでいう危機感から、私は、あえて賛否のところを突き抜けて、その馬な問題がですね、しっかりと検討されないで終わってしまう、そう

#### ○一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

たら賛成。

ですから、冒頭に、そういう答弁はお願いしたくないと。賛成だっのではないか、焦点をずらしていないのかと、そう思えるわけです。のではないか、焦点をずらしていないのかと、そう思えるわけです。のではないか、焦点をずらすことがはぐらかすという言葉のがというます。僕は、今の答弁、よく言って、はぐらかしているがはぐらかすという言葉のがという言葉を最後に言いました。相手の追及を逃れよ

んでしょうか。 たほどの橋口議員に対する答弁であれば、そのまま脈絡から考え をはというにとなんです。 をれを論点をずらしてどうするんですか。それがリーダーの答弁な 大は、馬毛島のFCLP訓練に関しては反対だということなんです。 でしょうか変わらなければ、あなたの、市長の考え がしまというにとなんです。 がのしょうか。

次の質問に移らせていただきます。

るのか、財源の確保はできるのか、七、そのとき西之表市の自然環なっているのか、六、そのとき西之表市の産業構造はどうなっていに考えているのか、五、十年後、二十年後の西之表市の人口はどう関連した項目でありますので、四、西之表市の未来像をどのよう

○議長(永田 章君) 四番から九番まで一括して。

○一一番(田添辰郎君) ああ、四番から、ごめんなさい。

たします。

○議長(永田

章 君)

四番から九番まで一括して答弁をお願

○一一番(田添辰郎君) 未来のことなので。

○市長(八板俊輔君)

お答えをいたします。

あります。 民や議会の御意見を賜りながら市政を運営をいたしているところで民や議会の御意見を賜りながら市政を運営をいたしているところでに住んでよかった、今後も住みたいと思い続けるようなまちづくりを目指すために、本市では、長期振興計画や各種計画に基づき、住を目指すために、本市では、長期振興計画や各種計画に基づき、住

計されております。
には本市は一万二千五百八人、二〇四〇年には一万三百六十人と推には本市は一万二千五百八人、二〇四〇年には一万三百六十人と推れども、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、二〇三〇年十年先、二十年先の西之表市の人口はというところでありますけ

組みが行われているところであります。と言われております。これは、日本全体の問題として地方創生の取と言われております。これは、日本全体の問題として地方創生の取国の人口そのものが二〇六〇年には八千七百万人程度に減少する

ろであります。
六○年には一万二千人を確保することを目指す試算をしているとこさないように努力をしております。各種計画に基づきまして、二○しかしながら、本市といたしましては、このような人口減少が起

体等と連携し取組みを進めてきております。将来にわたって就業者を増やしていくよう、日々、各関係機関や団財源についても同様であります。魅力ある産業となるよう支援して、少や少子高齢化による影響が少なからずあるものと考えられます。それから、産業構造のことでありますけれども、こうした人口減

ところであります。があります。例えば、生活排水処理の改善など、検討を進めているがあります。例えば、生活排水処理の改善など、検討を進めているで残していくため、環境保全に係る取組みもより一層推進する必要響はありますけれども、自然環境についてでありますけれども、人口減少などの影次に、自然環境についてでありますけれども、人口減少などの影

に取り組んでまいります。引き続き子育てしやすい環境づくりざまな対策を講じております。引き続き子育てしやすい環境づくり人科医院の運営や子ども医療費の無償化、給食費の補助など、さま口減少のところの目標もございますけれども、例えば、現在も産婦小学校はどうなっているかということでありますが、先ほどの人

考えております。 業の確立など、あらゆる対策を講じて、未来に、将来に備えたいとい手確保やICT(情報通信技術)など新たな分野の活用、新規産若い人の仕事の確保についてでありますけれども、一次産業の担

以上であります。

〇一一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

うなところもありますので。 未来予想、なかなか難しいですね。あしたのこともわからないよ

市よりは大きくなるということであります。町のほうはちっちゃいですから、その後は屋久島町のほうが西之表同じような人口になっております。人口が、減少率のほうが屋久島同じような人口になっております。人口が、減少率のほうが屋久島町とでおります。その統計データによりますと、そのときに屋久島町とデータでは、二十四、五年後に一万人を切るという統計データを見

ての産業にわたって危機的な状況になってくるのは確かだと思っていずない事業になるのではないかという笑い話が出てくるような思ますが、今、シカの頭数が五千頭とかいう話も出ました。市長がおますが、今、シカの頭数が五千頭とかいう話も出ました。市長がおますが、今、シカの頭数が五千頭とかいう話も出ました。市長がおるしてですね、産業構造も大きく変わってまいります。農業のほそしてですね、産業構造も大きく変わってまいります。農業のほ

より ます。

また、自然環境はどうなのか。今現時点でも、同僚議員のほうかまた、自然環境はどうなのか。今現時点でも、同僚議員のほうかまた、自然環境はどうなのか。今現時点でも、同僚議員のほうかまた、自然環境はどうなのか。今現時点でも、同僚議員のほうかまた、自然環境はどうなのか。今現時点でも、同僚議員のほうかまた、自然環境はどうなのか。今現時点でも、同僚議員のほうかまた、自然環境はどうなのか。

できるのか、複数校維持できるのか、それも疑問であります。なります。人口を一万人切るその時代に、小学校が今の状態で維持給料は県でございますが、施設の維持管理のほうは市で持つことに私のほうは小規模校を残したいという気持ちが本音であります。し私して、小学校のほうはどうなるんでしょうか。小学校統合の話、

らも重厚産業であります。会社名はあえて申し上げませんが、以前不人のときに若い人たちの仕事が、確実に減少してまいります。一万二千人となりました。減少率は低くないというわけでありますが、確実に減少してまいります。一万二千人となりました。減少率は低くなるのときに若い人たちの仕事が確保できるか。確保するように努

ております。 毛島が進むことによって増すんではないか、そういうふうにも思っなものをつくってもらえないか、そのようなことを訴える力にも馬も、島民、市民の働く場所が二十でも三十でも五十でも増えるようから言われておりましたロケット関連のそういった組み立て工場で

一○番目の質問に移らせていただきます。

いくのかであります。市民の代表たる市長は、その声にどう応えてつ丁寧な説明を聞くための地元住民に対する説明会の開催を要望す任及び市民一人一人の知る権利を保障すべく、国、防衛省の正確か正の之表市民、西之表市の主人公たる多くの市民から、国の説明責

ております。日本においては、最大限尊重されなければいけない権利だと思われ日本においては、最大限尊重されなければいけない権利だと思われ法第二十一条から派生してあるもの。しかしながら、この知る権利、知る権利は、憲法上、明記されておりません。表現の自由等の憲

思の表明をしに行ったわけであります。 するわけがないわけであります。 とはありません。 議員が委員長のときに説明を聞いたことはありますが、 意見交換会をしに行ったわけであります。それ以前にも、 市長もそうなんでしょうが、 先日、馬毛島対策特別委員会のほうで東京のほうに行きました。 向こうは、 説明してくれと頼まれないのに、 前の市長もそうであります。 ですから、 説明を受けるこ 行くたびに 反対の意 小倉伸 説明

んたちが来て説明をしていただいたわけであります。 いにうから調整課長や室長さん、九州防衛局のほうから企画部長さけではあります。意見交換ではございません。僕らが何かを訴えるわけではあります。意見交換ではございません。僕らが何かを訴えるわけではあります。意見交換ではございません。僕らが何かを訴えるわけではあります。意見交換ではございません。僕らが何かを訴えるわけではあります。一次では一次では一方に大変ではいただいたわけであります。防衛省の説明まったが、西之表市民会館のほうで、その当時の議員さんが六名集日でした。西之表市民会館のほうで、その当時の議員さんが六名集日でした。西之表市民会館のほうで、名の当時の議員さんが六名集日でした。

れますんで、市民の方にもある程度浸透したかと思います。いていますので、今も現状は変わりません。マスコミが報道してくね三十日程度。これは僕らにとっては当たり前なので、説明会で聞は、年間おおむね一、二回、最大十日間、一回の訓練期間はおおむは、年間おおむね一、二回、最大十日間、一回の訓練期間はおおむな、年間おかったことがございます。今年に入ってから新聞報道、マ当時わかったことがございます。今年に入ってから新聞報道、マ

れませんという答弁をしております。 までFCLPの際、米軍の行動を見ると、訓練期間中なので時間的までFCLPの際、米軍の行動を見ると、訓練期間中なので時間的ければならず、非常に切迫した状況のもとで訓練を行います。これございますが、空母が出港するという予定に立っての行動をとらなしておりますが、米軍兵のほうは、市民の一部の方に配った資料でそして、米軍兵はどうなのかということでございます。いつも申

さらに言いますと、自衛隊員がどれぐらい仕事をされるのかとい

すと、 そして家族を含めれば五百名から六百名というようなことも聞いて 航空自衛隊のほうは、馬毛島に、 年の話であります。その当時でも、 うことも聞いております。これは、 おります。 ないような話を聞いております。それでも自衛隊の方が約 という説明を受けました。この説明だけです。 てどのような施設つくるのか決まる前の話であります。平成二十五 海上自衛隊が約二百名、航空自衛隊のほうが約百名おります 訓練は行うでしょうが、 実際に米軍と話し合って、 現在やっている硫黄島の場合で ほかの方々が来れば 常駐はし 二百名、 そし

そして、自衛隊のヘリの救急輸送はできないか。先ほど申し上げるして、自衛隊のヘリが来るということになっております。それが、ですね、自衛隊のヘリが来るということになっております。今、ヘリによるが急輸送を行っているわけでありますが、やはり夜間の場合は自衛校の輸送を行っているわけでありますが、やはり夜間の場合は自衛をのかと思います。そして、交通事故もあります。今、ヘリによることに発んできて、救急患者を鹿児島に連れていってくれますかとここに飛んできて、救急患者を鹿児島に連れていってくれますかとここに飛んできて、救急患者を鹿児島に連れていってくれますかとここに飛んできて、救急患者を鹿児島に連れていってくれますかとここに飛んできて、救急患者を鹿児島に連れていってくれますかとここに飛んできて、救急患者を鹿児島に連れていってくれますかとここに飛んできて、救急患者を鹿児島に連れていってくれますかとの対象を対象がある。

くっていければと思っています。はっきりは言っていませんが、前相談しながら、工夫できるところは工夫して、よいものを一緒につそのときには、地元の要望をお聞きした上で、国と地元と互いに

向きな発言をいただきました。

りました。が、種子島に病院を設置することは考えていませんということであが、種子島に病院を設置することは考えていませんということであきました。馬毛島に小規模な医務室などを置くことは想定されますそして、自衛隊の病院をできるかということも確認させていただ

せん。私が既に持っている状況であります。りますから、具体的な新たな説明というものはほとんど出ておりまります。この前、馬毛島対策特別委員会で聞いて、意見交換会であこれは議員六名による防衛省に求めた説明会においての説明であ

るという立場であるわけであります。ですから、国、防衛省のほうは、西之表市にも市民にも説明しているのは、行政機関たる市が流してくれるという考え方であります。た、前市長のときですが、あれをした上で、その情報を流してくれそれを受けて、国、防衛省のほうは、以前、副大臣が来て説明し

受け答えができないということも聞いております。する立場ではないとおっしゃいました。また、質問されたとしても、しかしながら、以前、質問したときに、国、防衛省の立場を代弁

ません。これは我々がどう判断するかです。二時間ぐらいでしたか。自分たちに都合のいいこともあるかもしれやった議員で説明してくださいと言えば、説明をしてくれるんです。そのようなことを考えれば、やはり今申し上げた、たった六人で

そういうようなことを考えますと、市長のほう、知る権利は守ら

りますが。
りますが。
りますが。
のはいます。そして、その質問の次に、その質問者のほうは、市は関思います。そして、その質問の次に、その質問者のほうは、市は関思います。そして、その質問の次に、その質問者のほうは、市は関思います。そして、その質問の次に、その質問者のほうは、市は関思います。そして、その質問の次に、その質問者のほうは、市は関思います。そして、半月ののような発言をされたようにのますが。

反対だからであります。 ち回ですね、住民説明会を行わなければ、具体的なことを知らな 今回ですね、住民説明会を行わなければ、具体的なことを知らな を回ですね、住民説明会を行わなければ、具体的なことを知らな を回ですね、住民説明会を行わなければ、具体的なことを知らな

いて判断をしていいんでしょうか。
うことで、二十年、三十年後の未来に影響を与えるような問題につうことで、二十年、三十年後の未来に影響を与えるような問題につ市民にきっちりとした情報を流さず、市長だから、議会だからといる、市民の判断を聞かず、

ことであると思います。
まず、我々の責務は、きっちりと市民の皆さんに情報を提供する

らば、 りと市民の方にも国、防衛省の立場を説明してください、そのよう ろしいじゃないですか。 に動くべきであります。もし、その上で、 え方があれば、市長、議会で合同で反対のための説明会をやってよ そして、 市長、議会自らが国、 市長が以前おっしゃったように、 防衛省のほうにお願いをして、きっち 市長の考え方、議会の考 代弁する立場でないな

わけでありますが、どう思いますか ますが、市長のやっていることは、一番基本的な説明責任を果たさ 単に時間を引き延ばし、市民の混乱を招いているだけと思える 市民に判断が賛成、反対というふうに分断するとか言ってい

会に関するお尋ねであります。 ○市長(八板俊輔君) FCLP訓練等の問題についての地元説明

ありますが。

適切に対応するとのことでありました。 地 訪問した際に、防衛省としては、FCLP施設の確保に当たっては 元の御理解と御協力が重要であると認識しており、 先ほど、 繰り返し申し上げておりますけれども、 十月に防衛省を 必要に応じて

議会とも連携して対応していく必要があると思います。 の十二月号にも掲載しておりますので、それもごらんいただきたい 市民からの説明会の要望もいただいております。これについては 「市政の窓

れているわけですから、そのことについての意見交換会、そのとき あえて申し上げますと、貴議員を含めまして議会で防衛省に行か

> と思います。 に得られたもの等もですね、 正確な情報として御教示いただければ

○一一番 (田添辰郎君) 次に移らせていただきます。

イー、 馬毛島の問題が実施された場合、 本来の恩恵は著しく阻害されるという声が多く聞かれます。 協力しない西之表市にペナルテ

こそ国、 切れないんですが、十二キロメートル離れているわけです。だから 少の騒音は必ずするかと思います。深夜も飛びますんで、この場合 はですね、騒音がある可能性があります。ですから、ゼロとは言 それにどう応えていくのか。 騒音というデメリット、十二キロメートル離れていますから、 防衛省のほうは馬毛島を選んだというところがあるわけで

多

施設を受け入れるという表明をしていただいた段階で交付されると の対象になる施設を指定して、 申請するというものではありません。国のほうから米軍再編交付金 ります。再編交付金についてであります。米軍の再編交付金という いうものであります」。 ものでありますね。防衛省の返事のほうは、 先ほどの六人でやった勉強会のほうで、 市長が自衛隊とあわせてFCLPの 防衛省のほうは答えてお 「再編交付金、

手続に入っていくということであります。 入れると表明していただければ、 この言葉を聞けば、 今、 市長が僕の質問に対して答弁の中で受け 防衛省はそれなりの再編交付金の

言っていられるのか、私はそう思うんですが。
青任はどうとられるつもりですか。市長選に出るなどと甘いことを後、二年後、三年後、すぐにでも来るかもしれません。その場合のだけなのか、どうなのか。ペナルティーがあった場合、確実に一年であります。市長の判断一つであります。大きなメリットがあるわけんどがデメリットについてであります。大きなメリットがあるわけるのような意味で、一一、一二、一三、一四、一五、一六、ほと

○市長(八板俊輔君) これは最後まで一括しての質問し

○一一番(田添辰郎君) あ、今のやつだけでいいですよ。

○市長(八板俊輔君) 今のやつというのは。

○一一番(田添辰郎君) ペナルティーをどう受けとめるのか。

○議長(永田 章君) 一一番ということですね。

○一一番 (田添辰郎君) はい。

○議長(永田 章君) 項目一一。

○市長(八板俊輔君) 一一ですか。

○議長(永田 章君) はい。

○市長(八板俊輔君) もうまとめてやりましょうか。

番(田添辰郎君)

ごめんなさい、

時間ない、すみません。

員のほうで御承知であるのであれば、その根拠とともにですね、示衛省のほうからはそういう言葉、ことは出てきておりませんし、議でありますけれども、そういうものがどこから出ているものか、防○市長(八板俊輔君) 交付金とそれからペナルティーということ

していただければと思います。

責任ということでありますけれども、私はふるさとを愛し、国を責任ということでありますけれども、私はふるさとを愛し、国を責任ということでありますけれども、私はふるさとを愛し、国を

ませし。 います。市長の考え方を聞きました。私はそれを信じることができ〇**一一番(田添辰郎君)** 市長、意思表明のほう、ありがとうござ

ません。

以上で終わります。

項目がですね、一二、一三、一四、一五、一般質問が残りました。○議長(永田 章君) 田添議員、お座りいただきたいと思います。

以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

時間配分等ですね、以後、気をつけていただきたいと思います。

7再開いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時四十分ごろよ

午後二時二十五分休憩

午後二時三十九分開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △議案追加上程・審議

○議長(永田 章 君) 次は、 議案の追加についてお諮りいたしま

四五号、 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)、議案第 西之表市国民健康保険特別会計補正予算 (第四号)、議案第四四号、 西之表市一般会計補正予算 関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について、議案第四二号、令和元年度 正する条例の制定について、議案第四一号、 (第四号) 、議案第四六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正 ただいま、 (第四号) の議案七件が提出されました。 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 市長から議案第四〇号、西之表市印鑑条例の一部を改 (第四号)、議案第四三号、 西之表市職員の給与に 令和元年度

直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 この際、 議案第四○号から議案第四六号の議案七件を追加上程し、

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第四○号から議案第四六号の議案七件を日程に追加 議題とすることに決しました。

それでは、 直ちに議案審議を行います。

#### △議案第四○号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制

#### 定について

例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 ○議長(永田 章君) 日程第二、 議案第四〇号、 西之表市印鑑条

議案説明を求めます。

\_市民生活課長 川畑利昭君

鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。 ○市民生活課長(川畑利昭君) では、 議案第四〇号、 西之表市印

議案書の一ページをお開きください。

であります。 本案は、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するもの

十七号)の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであり 化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三 提案理由として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 新旧対照表については、 別冊の一ページを御参照ください。

西之表市印鑑条例の一部を次のように改正する。

ます。

次に掲げる者は印鑑の登録を受けることができない。 第二条第二項を次のように改める。二、前項の規定にかかわらず、

掲げる者を除く)。 (一)満十五歳未満の者、 (二) 意思能力を有しない者 (前号に

しない者」に改めるというものであります。 改正内容といたしましては、 「成年被後見人」を「意思能力を有

附則。この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[一四番 長野広美さん]

か。 
いますか、判断は、何か具体的な基準を持っておられるんでしょう解しておりますが、実際に、この意思能力を有しない者の認定とい解しておりますが、実際に、この意思能力を有しない者の認定とい

で成年被後見人を定めたものの基準と一緒だということになります。成年被後見人というものを改めるということで、もともとの法律上については、先ほども改正内容で述べたとおり、前項でありました○市民生活課長(川畑利昭君) 意思能力を有しない者というもの

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

例の一部を改正する条例の制定について□・「一般職の任期付職員の採用等に関する条△議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等○議長(永田 章君) 次は、日程第三、議案第四一号、西之表市

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。

議案説明を求めます。

[総務課長 大瀬浩一郎君]

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

議案書二ページをお開きください。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の議案第四一号は、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市

制定についてであります。

関係条例の一部を改正しようとするものであります。び任期付職員の給料表及び期末勤勉手当の支給率の改正を行うため、本案は、令和元年人事院勧告を踏まえ、今年度影響のある職員及

その主なものについて御説明をいたします。

りやすいかと思いますので、そちらのほうもごらんいただきたいと議案書のほか、条例の新旧対照表をごらんいただいたほうがわか

第一条、西之表市職員の給与に関する条例の一部を次のように改思います。新旧対照表は二ページ目であります。

正する。

員にあっては百分の百十七・五)」を加える。 支給する場合には百分の九十七・五(次条第一項の規則で定める職支給する場合には」を「百分の百十二・五)」の次に「、十二月に第十六条中第二項第一号中、「加算した額に」の次に「、六月に

それを踏まえての改正となります。るものであります。今年度、六月分は既に支給されておりますので、する国等の改正を踏まえまして、同様に○・○五を追加しようとす第一条は、勤勉手当に関する改正でありまして、今回の人勧に関

った改正となります。ありまして、一般職とは期末勤勉手当の率が違いますので、こういありまして、一般職とは期末勤勉手当の率が違いますので、こういちなみに、ここで「規則で定める職員」とは、いわゆる課長職で

たしております。ます。第一条の中で、その趣旨を踏まえまして、給料表の改正をいため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとされておりまた、今回の人勧等では、民間給与との格差○・○九%を埋めるまた、今回の人勧等では、民間給与との格差○・○九%を埋める

議案書六ページをごらんください。

第二条も、西之表市職員の給与に関する条例の一部改正でありま

の改正であります。

二月支給分を均等にする考え方が示されており、第一条を踏まえて

勤勉手当の部分の改正でありますが、

昨年度より六月支給分と十

しまして四・五となります。当合計では両方変わりませんで、年間四・四五が○・○五追加いたは年間一・九、課長職の勤勉手当は二・三となります。期末勤勉手ちなみに、第一条と第二条の改正によりまして、職員の勤勉手当

第三条は、西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の

一部改正であります。

第四条も、職員と同様、第三条で改正したものを年間で均等にな五となるよう率の改正をいたします。

るように改正しようとするものであります。

五追加されまして三・四○○となります。 ちなみに、任期付職員では、年間三・三五であった手当が○・○

なお、現時点では、任期付職員は市役所には存在はいたしております。

ません。

て、全体で大体六百万円ぐらいであります。なお、今回の予算の影響額でありますけども、特別会計まで含め

続いて計上いたしております各予算の額が全部その額になります

ので、詳細はそちらのほうで御確認いただければと思います。

以上であります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[一四番 長野広美さん]

○一四番(長野広美さん) これは基本的に市長にお伺いしたいと

思います。

とおりでありますが、本市においては、昨今、本市の市税の減額等確かに、国の人勧の変更に伴うものという今総務課長の御説明の

明という意味で御説明をお願いいたします。な検討がなされて今回の提案に至ったのか、その部分の周囲への説も行われているように、市民生活との比較の上において、どのよう

どうかということでお伺いしています。ことです。本市の地元の環境とかそういった部分が考慮されたのかどのような妥当性として判断してこういう提案になったのかという質問の趣旨はですね、国と同じ基準という部分の受入れについて、

ろになりますので、私のほうから説明させていただきます。
○総務課長(大瀬浩一郎君) 若干事務的なことにも、細かいとこ

いうので比較にならないというのが実際でございます。
はしませんけども、大きな病院、医療関係の組織がございますけども、そちらのほうの事務職の方とかにですね、大体人数的には同じ出しませんけども、大きな病院、医療関係の組織がございますけどと、そちらのほうの質問が出てきたりするわ毎回、人勧のところではそちらのほうの質問が出てきたりするわ

見れば大体わかりやすいんですけども、どこも市役所で働いてる業やで、医療病院関係が三、ショッピングセンター、大体御想像つく中で、医療病院関係が三、ショッピングセンター、大体御想像つく中で、医療病院関係が三、ショッピングセンター、大体御想像つくかに処理をいたしまして、それで行うわけなんですけども、西之表的に処理をいたしまして、それで行うわけなんですけども、西之表

います。

が妥当だろうなということで、そういう提案をしてございます。認すると、やっぱり国のほうでしっかり調査をしている人事院勧告らないというのが実態でございますので、そういったところまで確務の形態と全くかけ離れてございまして、なかなか比較対象にはな

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか!

以上です。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします

# △議案第四二号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第四

度西之表市一般会計補正予算(第四号)を議題といたします。○議長(永田 章君) 次は、日程第四、議案第四二号、令和元年

[財産監理課長 奥村裕昭君]

議案説明を求めます。

本案は、令和元年度西之表市一般会計補正予算(第四号)でござ〇財産監理課長(奥村裕昭君) それでは、御説明いたします。

第一条は、歳入歳出予算の総額につきまして、歳入歳出それぞれ

千円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。与条例等の改正に伴う人件費に関する経費が主なものでございます。なお、今回の補正につきましては、人事院勧告に準じた本市の給

七ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十五節積立金

を五百五十七万四千円減額しています。

め、相当額を減額しようとするものでございます。財政調整基金に積立てを予定した予算の中から財源として充てるたこのたびの補正に伴う必要な経費のうち、財源として必要な額を

きますが、それぞれの今回の市給与条例改正に伴う人件費に係る補そのほか一款から十款まで一つ一つの説明は省略をさせていただ

正額を計上してございます。

続いて歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

以上で説明を終わります。

い上で説明を終わります。

なりますので、人件費増額分をこちらに計上してございます。

ておりますが、人件費については広域連合が負担することとなって

でございますが、現在、市職員を後期高齢者医療広域連合三万七千円

の社会福祉費負担金、説明欄の後期高齢者医療広域連合三万七千円

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

# △議案第四三号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算 (第四号)

〜ぶ〜。 ○議長(永田 章君) 次は、日程第五、議案第四三号、令和元年

します。

議案説明を求めます。

[健康保険課長 長野 望君]

○健康保険課長(長野

望君)

御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第

四号)です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十四億八百九十二万円と歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十四万四千円を追加し、

するものです。

補正について歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費三十四万四千円の

追加は、 人事院勧告に伴う人件費の補正です。

次に、 歳入について御説明します。

五ページをお開きください。

六款繰入金、 一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金三十四万四

千円の追加は、 歳出の人件費の補正に伴う繰入金の補正です。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章 君 ) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

#### △議案第四四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予 算 (第四号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第六、議案第四四号、 令和元年

す。 度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたしま

議案説明を求めます。

[高齢者支援課長 下川昭代さん]

○高齢者支援課長(下川昭代さん)

御説明いたします。

本案は、 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算 (第四号)

であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八百三十万二千円 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十万一千円を追加し、

とするものであります。

補正の内容につきまして歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください

款総務費二十五万七千円の追加及び三款地域支援事業費五万九

千円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正になります。

次に、歳入について御説明いたします。

四款基金積立金一万五千円の減額は、

財源調整によるものです。

五ページをお開きください。

係る交付金及び繰入金の補正につきましては、 三款国庫支出金、五款県支出金及び七款繰入金の地域支援事業に 歳出の人件費の補正

に伴い再算定したものでございます。

○議長(永田 章 君 ) 質疑に入ります。

以上で説明を終わります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君 ) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

### △議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別 会計補正予算(第四号)

○議長 (永田 章君 次は、日程第七、議案第四五号、 令和元年

度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第四号) を議題

といたします。

議案説明を求めます。

[健康保険課長 長野

○健康保険課長(長野 望君) 望君] 御説明いたします。

本案は、 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予

(第四号) です。

予算書条文をごらんください

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百四十四万二千円 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五万九千円を追加し、歳

とするものです。

補正について歳出から御説明します。

六ページをお開きください。

款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費五万九千円の追加

人事院勧告に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明します。

予算書五ページをお開きください。

の追加は、歳出の人件費の補正に伴う繰入金の補正です 三款繰入金、一項一般会計繰入金、 一目事務費繰入金五万九千円

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

章 君)

以上で質疑を終結いたします。

△議案第四六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算 第四号)

○議長 (永田 章 君) 次は、日程第八、 議案第四六号、 令和元年

度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

[水道課長 上妻敏男君]

○水道課長(上妻敏男君) 令和元年度西之表市水道事業会計補正

予算(第四号)について御説明いたします。

ーページ、予算書条文をごらんください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正で、人事院勧告に基づく給

与改定に係るものです。

収入の事業収益六千円の増は、一般会計からの補助金で、 基礎年

金の公的負担分です。

支出の事業費二十七万一千円の増は、職員の給料、手当等です。

第三条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費

で、職員給与費を二十万三千円増額して七千四百二十万六千円に改

めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章 君 ) 質疑に入ります。

### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本案は、予算特別委員会に付託いたします。

#### △日程報告

○議長(永田 章君) あす四日は本会議は休会となりますが、付○議長(永田 章君) あす四日は本会議は休会となりますが、付の議長(永田 章君) あす四日は本会議は休会となりますが、付

#### △散会

○議長(永田 章君) 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後三時散会

本会議第 四号 (十二月十三日)

# 本会議第四号(十二月十三日)(金)

### ◎出席議員(十五名)

五番 四番 永 小 下 竹 木 Ш 下 倉 原 田 秀 和 兀 章 樹

> 君 君 君 君

君

#### ◎欠席議員 (一名)

一〇番 中 野 周 君

## ◎地方自治法第百二十一条による出席者

長

輔

君

副 市 市

長

育 長

会計管理者兼

大 中 亚 野 板 哲 俊

井 文 和 子 男 さん 君 君

毛

務 課

健康保険課長

高齢者支援課長

経済観光課長

下

栄

下 長 長 野 吉 輝

昭

昭 和 昭 君 君

村 元

裕

財産監理課長 市民生活課長

地域支援課長

松 奥

明

君

選管書記長 総務課長兼 会計課長

大

瀬

浩

郎

君

企

画

課

長

Ш 森

畑

利

真

一三番

橋

好

生

直

弘

君 君 君 君

田 鮫 河

辰

郎 憲

九番 八番

市 幸 和 Ш

田 村

香穂里

さん

則

男

五番 四番

渡 長

> 野 口 田 添 島 本

広

美 文

さん

 $\Box$ 

- 179 -

### ◎議会事務局職員出席者

書 次 局

記長長

学校教育課長 社会教育課長

中 内

健

里

教委総務課長兼 監査事務局長

学校給食センター所長

吉 河 園 下上古中

農委事務局長 福祉事務所長

川妻 内 田 田 博 時

君

君

君

水 道 課 長

農林水産課長

史 君 君 君 君 君

田

小 中 古 松

市 島 亰 下 啓 善 成

太 恵 哉 悟 さん

### 令和元年十二月十三日午前十時開議 日程第 六 ついて 議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定に

# △開

○議長(永田

章 君)

定刻、

本日の日程は、

おはようございます。 日程第 日程第 八 七 議案第三六号 議案第三五号 (第三号) 令和元年度西之表市国民健康保険特別 令和元年度西之表市一般会計補正予算

定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。 配付しております議事日程第四号のとおりであり 日程第 九 議案第三七号 会計補正予算 令和元年度西之表市介護保険特別会計 (第三号)

補正予算(第三号)

挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関す 西之表市議会議員及び西之表市長の選 日程第 日程第一〇 議案第三九号 議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保 令和元年度西之表市水道事業会計補正 険特別会計補正予算 (第三号

日程第一二 議案第四〇号 予算(第三号) 西之表市印鑑条例の一 部を改正する条

日程第 三 西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 議案第四一号 例の制定について の一部を改正する条例の制定について 西之表市職員の給与に関する条例及び

日程第 兀 議案第四二号 (第四号) 令和元年度西之表市一般会計補正予算

日程第 五. 議案第四三号 会計補正予算 (第四号 令和元年度西之表市国民健康保険特別

日程第一六

議案第四四号

令和元年度西之表市介護保険特別会計

日程第

Ŧī.

議案第三三号

西之表市給水条例の一部を改正する条

例

この制定について

日程第

三

議案第三一号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一

関する条例を廃止する条例の制定について

日程第

兀

議案第三二号

西之表市特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

部を改正する条例の制定について

部を改正する条例の制定について

日程第

議案第三〇号

西之表市青少年の家の設置及び管理に

る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第

議案第二九号

議事日程

(第四号)

ます。

#### 181 -

#### 補正予算 (第四号)

日程第一七 議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計補正予算(第四号)

日程第一八 議案第四六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正

予算 (第四号)

日程第一九 議案第四七号 西之表市長及び副市長の給料の特例に

関する条例の制定について

日程第二〇 陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓

による住民説明会の早期開催を求める」陳情書練(FCLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省

日程第二一 産業厚生委員会所管事務調査報告による住民説明会の早期開催を求める」は

日程第二二 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第二三 馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告

日程第二四 議員派遣の件

日程第二五 閉会中の継続審査

#### △議案審議

○議長(永田 章君) それでは、これより議案審議を行います。

する条例の一部を改正する条例の制定につ○はる選挙運動用自動車の使用等の公営に関△議案第二九号(西之表市議会議員及び西之表市長の選挙にお

#### いて

いたします。
○議長(永田 章君) 初めに、日程一、議案第二九号、西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等

総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長 河本幸男君登壇]

○総務文教委員長(河本幸男君) おはようございます。

します。

で西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関本委員会が付託を受けました議案第二九号、西之表市議会議員及

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、これまで国会議員や長のようとするものです。

る方法によって頒布でき、一人当たり一枚七・五一円で、四千枚が限度とし、二種類以内のビラで、新聞折り込みやその他政令で定めその内容については、議会議員の選挙についてはA4の大きさを

限度との説明を受けました。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしておりま

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

す。

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三○号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する

## 条例を廃止する条例の制定について

いてを議題といたします。 青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につ<mark>議長(永田 章君)</mark> 次は、日程第二、議案第三○号、西之表市

総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長 河本幸男君登壇]

いと判断し、同施設を廃止するため、条例を制定しようとするもの本案は、西之表市青少年の家の老朽化に伴い安全性が確保できな

です。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしておりま

す。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決し

ました。

で報告します。なお、審査の過程において、以下の点で意見の一致を見ましたの

算提案時期と廃止条例提案時期が異なっております。今後、このよ青少年の家は既に解体しているとのことであり、解体のための予

うなことのないよう要望いたします。

以上で報告を終わります。

## ○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

の二以上の同意を必要とする特別多数議決であります。表市公の施設に関する条例第三条の規定により、出席議員数の三分本案については、地方自治法第二百四十四条の二第二項及び西之

ることとされておりますので御了承願います。ります。なお、この特別多数議決には、私、議長も表決権を行使すただいまの出席議員数は十五名であり、その三分の二は十名であ

起立を求めます。 本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、原案のとおり可決されました。

△議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改

## 正する条例の制定について

題といたします。 金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議の議長(永田 章君) 次は、日程第三、議案第三一号、災害弔慰

産業厚生委員長の報告を求めます。

[産業厚生委員長 生田直弘君登壇]

例の制定について、審査の結果を報告いたします。 案第三一号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条〇産業厚生委員長(生田直弘君) 本委員会が付託を受けました議

です。 に加えて関係政令等が公布されたため、当該条例の改正を行うものに加えて関係政令等が公布されたため、当該条例の改正を行うもの本案は、災害弔慰金の支給等に関する法令が一部改正されたこと

いて行われました。当該法律及び同法施行令等の主な改正の内容は、大きく三点につ

のとみなして行うこと。護資金の利子の計算については猶予前の支払い期日に償還されたもできるようになったこと、及び支払いが猶予されたときは、災害援できるようになったこと、及び支払いが猶予されたときは、災害援 一点目が、災害援護資金の償還金の支払い猶予について、災害、

又は再生手続開始の決定を受けたときは償還未済額の全部又は一部死亡、精神又は身体の障害という事由に加え、破産手続開始の決定工点目が、災害援護資金の貸付けの償還の免除について、従来の

を免除することができるとしたこと。

できることであります。

「とは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があるとが、市は災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証とは、市は災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証をといるときは、市は災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証できることであります。

を参照させる条文改正を行うとの説明がありました。当該条例では、償還等を規定する第十五条第三項でそれぞれの変更これを受けて、法律や関係政令等の改正や条項のずれに対して、

還未済額はないとのことです。
なお、現在、本市において、当該災害援護資金の貸付け並びに償附則として、条例の施行の日を公布の日からとします。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しまし

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

起立を求めます。 本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

保育事業の運営に関する基準を定める条例△議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

の一部を改正する条例の制定について

定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を一つ議長(永田 章君) 次は、日程第四、議案第三二号、西之表市

産業厚生委員長の報告を求めます。

す。

[産業厚生委員長 生田直弘君登壇]

○産業厚生委員長(生田直弘君) 本委員会が付託を受けました議

の改正をしようとするものです。給付制度を創設する等の措置を講ずる改正があったため、当該条例化の観点から、市町村の確認を受けた施設等の利用に関し、新たなり、消費税率の引上げによる財源を確保し、幼児教育・保育の無償を案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行によ

下の改正を各条文内で行う旨の説明がありました。来の給付と区別するため、関係法令等の内容に従う形式で、主に以まず、新たな子育てのための施設等利用給付制度の創設に伴い従

配慮する旨の条文が加わるものです。

理念を引用し、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に用者負担額等の受領並びにその対象範囲及び費用等の明確化。また、用を負担額等の受領並びにその対象範囲及び費用等の明確化。また、二つ目、改正に伴う関連規定や語句の読み替えや削除。三つ目、利二の目、現行用語の改正や新たな用語の定義づけ及び語句の整理。

運用上、一定の規制を持たせること等の改正を行うものです。慮から、現行の規制に場所や人の確保等に柔軟性を加える一方で、これは、子どもの行き場所がなくならないようにすること等への配加えて、連携施設の確保義務の緩和等による改正が行われます。

を加える改正を行います。 第四十二条において、第二項、第三項、第四項、第五項及び第八項(具体的には、当該条例の特定教育・保育施設との連携を規定する)

これにより、特定地域型保育事業を行う場合、連携協力を行う認

おいては連携施設の確保義務を免除することができることなどの改者とすることができる旨の緩和がされたこと、事業所内保育事業にび小規模保育事業において、小規模保育事業所等を連携協力を行うこれらを連携施設と言いますが、今回の改正で、家庭的保育事業及定こども園、幼稚園又は保育所を確保する義務が課せられています。

保育事業は実施されておりません。 なお、本市において、現在のところ当該規定に当たる特定地域型

正が行われるとの説明を受けました。

以上で報告を終わります。

以上、当局からの説明を受けて慎重に審査を進めたところ、審査の過程において、関連法律の中身について疑義があることなどからの過程において、関連法律の中身について疑義があることなどから当該条例改正に反対との意見が出されたものの、本委員会は、審査の指表、当局からの説明を受けて慎重に審査を進めたところ、審査の法で、当局がらの説明を受けて慎重に審査を進めたとします。

## ○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[一六番 橋口美幸さん登壇]

# ○一六番(橋口美幸さん) おはようございます。

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定議案第三二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育

について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

事由に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合と。社会保障の一体改革に組み込まれたものです。その中で、子どもの認定区分を一号認定、三歳から五歳幼児期の学校教育、子どもが満三歳以上で幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合。二号認定として、三歳から五歳、保育の必要性があって、子どもが満三歳以上、保育の必要な事由に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合、この場合二号認定。そして三号認定として、ゼロ歳から二歳保育の必要性があって、子どもが満三歳以として、三歳から五歳、保育の必要性があって、子どもが満三歳以として、三歳から五歳、保育の必要性があって、子どもが満三歳として、ゼロ歳か

料を求めました。

料を求めました。

おおいでしょうか。なので、当局からこの資にくくなっているのではないでしょうか。なので、当局からこの資この制度の大きな特徴だと思います。私たちは子どもたちを一号、の認定区分を一号、二号、三号と呼ぶようになった、このことも、の記らに、子どもの年齢で今まで呼んでおりましたが、子ども

したいと思います。
い年齢の無償化を実施していない、このことの不十分さをまず指摘ます。しかし、ゼロ歳から三歳、要するに三号認定の保育要求の強ます。しかし、ゼロ歳から三歳、要するに三号認定の保育要求の強この条例提案の主な内容は、本年十月からの消費税増税により幼

加えて、第四十二条、認定保育・保育施設等との連携では、ゼ

口

が保障されているとは思いません。 責任を大きく後退するものであり、子どもの安心・安全な保育環境歳から三歳の子どもたちの保育に企業の参入を進め、国や自治体の

つの類型に分けられております。小規模保育事業、居宅訪問保育型保育事業、事業所内保育事業と四にの条例に出てきます特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業

まで認められることになっております。階以上の階は問題があると指摘されておりましたが、この法は四階れ可能にする制度です。安全面でも、これまで乳幼児の保育室は二保育者の居宅や事業所など、さまざまなスペースで子どもを受入

う場合、子どもの安心・安全な保育体制は守れません。離れる、こういうことも予想されるのではないでしょうか。そういけただけの保育士の配置や、子ども三人に対し、複数ではなく三対乳幼児の死亡事故は、特にゼロ歳児で起こっています。研修を受乳幼児の死亡事故は、特にゼロ歳児で起こっています。研修を受

出した緊急避難的な対策です。 世口、公立の保育園を設置せず、安上がりの保育政策として打ちなど、この法律には、条例には大きな問題点があります。本市の実態にはそぐわない条例です。この条例は、国が待機児童の受入れ策能にはそぐわない条例です。との条例は、国が待機児童の受入れ策能にはそぐわない条例です。との条例は、国が待機児童の受入れ策能にはそぐわない条例です。

現在、本市にはこのような対象となる施設はないという説明です

るべきだとの立場から、この条例に反対の立場といたします。安心して子どもたちを預けるための施設を、公的な施設建設を進めので、今後、ゼロ歳からの保育要求に応え、女性が働き続けられ、

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

### [三番 竹下秀樹君登壇

## )**三番(竹下秀樹君)** おはようございます。

について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定議案第三二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育

であります。

であります。

ない、これを改正させるため、当該条例の一部を改正するもの地域型保健事業においての連携施設の確保義務の緩和の改正が行わり、子育てのための施設など利用給付制度が創設され、また、特定り、子育なのための施設など利用給付制度が創設され、また、特定の本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行によ

制度で創設をされています。するため、平成二十七年度からスタートした子ども・子育て支援新減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズに対応特定地域型保育事業ですが、大都市部の待機児童対策や児童人口

施設がなくても認可できる経過措置がとられているところでありますることが認可要件の一つになっていますが、本年度末までは連携当該事業所は認定こども園、幼稚園、保育所などの連携施設を確保現行制度において、先ほど委員長報告にもありましたけれども、

す。

務規定の緩和を行うものであります。 常規定の緩和を行うものであります。 治体の実情を踏まえ、連携施設の確保について一定の要件のもと義用中の児童が行き場を失わないよう、特に待機児童を多く抱える自用・の児童が行き場を失わないよう、特に待機児童を多く抱える自調が課題で、連携合意が進まず、本年度末に多くの事業所が認定基調が課題で、全国におきまして、連携項目の中でも特に代替保育の低

論といたします。

・ 先ほど反対論者は、この事業における保育の質及び安全性についたほど反対論者は、この事業における保育の提供に伴う基準や管準を踏まえて市が条例で定める教育・保育の提供に伴う基準や管基準を踏まえて市が条例で定める教育・保育の提供に伴う基準や管準を消失されているものと考え、もって賛成計をの質と安全性は一次の影念をお持ちでございましたけれども、この特定地域型保育事業といたします。

# ○議長(永田 章君) ほかに反対討論はありませんか!

[「なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

起立を求めます。 本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

#### [賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ☆議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制

産業厚生委員長の報告を求めます。給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。○議長(永田 章君) 次は、日程第五、議案第三三号、西之表市

[産業厚生委員長 生田直弘君登壇]

て、審査の結果を報告いたします。 案第三三号、西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定につい<mark>の産業厚生委員長(生田直弘君)</mark> 本委員会が付託を受けました議

三号以降を号ずれとして繰り下げます。
一件につき五千円」の条文を一号加え第三号とし、それに伴い、第三独料を定めるため、当該条例の一部を改正しようとするものです。
はついては五年ごとの更新制が導入されることとなり、更新に係るについては五年ごとの更新制が導入されることとなり、更新に係る本案は、水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定

第五条を第六条に改めています。 また、水道法施行令の一部改正に合わせて、第四十一条第一項:

現行制度は指定給水装置工事事業者の指定についてのみ定められ

う、指定の更新制を導入したとの説明がありました。から、今回の法改正で事業者の資質や技術が継続して保持されるよない当該工事事業者が存在し、実態との乖離が生じていることなどれにくく実態を把握することが困難であるため、所在の確認がとれており、指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況が反映さ

手数料とすることで意見が一致したとのことです。人件費と印刷製本費、郵送料等を積算し、一件につき五千円の更新町を含めた広域連携検討会の場で協議を行い、審査等に係る職員のまた、手数料の算定については、種子島地区水道協議会に屋久島

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しま附則として、この条例の施行日を公布の日からとしています。業者で、うち令和二年に更新期限を迎えるのは二十七事業者です。なお、本市における更新の対象となる指定事業者数は現在五十事

した。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君 ) 以上で討論を終結し、 これより本案を採決

いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 永田 章 君 ) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について

水道事業審議会条例の制定についてを議題といたします。 ○議長(永田 章 君) 次は、日程第六、 議案第三四号、 西之表市

産業厚生委員長の報告を求めます。

[産業厚生委員長 生田直弘君登壇

た。

結果を報告いたします。 案第三四号、 ○産業厚生委員長(生田直弘君) 西之表市水道事業審議会条例の制定について、 本委員会が付託を受けました議 審査の

審議する機関を設置するため条例を制定しようとするものです。 本案は、 西之表市水道事業の運営及び経営等に関する重要事項 を

委員の任期、 当該条例は十一条で構成され、それぞれ、 会長及び副会長、会議、 報酬、 設置、 支給の制限、 所掌事務、 費用弁償 組織、

この審議会は、 来年度、 水道事業ビジョン・経営戦略を作成する 庶務、

その他について定めています。

験者、 旨の説明がありました。 成は地域住民の代表、商工会や農林業等の各種団体の代表、学識経 た経営等に関する重要事項を審議する目的で設置される機関で、 ことを見据えて、今後の水道事業の運営及び水道料金の改定を含め 市役所職員等、 第三条で定める定員の最大十二名で組織する 構

に伴い、 協議会設置要綱に基づき審議されていましたが、 なお、 従前、 同要綱は廃止となります。 水道料金の改定が必要になった際には水道料金改定 当該審議会の設置

る予定とのことです。 また、審議会の開催頻度は、設置後、 年間約三回から四 回開催す

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しまし 附則として、この条例の施行日を公布の日からとしています。

重要性を勘案し、同審議会の開催後、 てほしいという意見等が出されましたことを申し添えます。 なお、水道事業の健全化や料金改定等に係る当該審議会の役割の 会議の内容を速やかに公表し

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章 君 ) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 永田 章 君) 以上で質疑を終結し、 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長 (永田 章 君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 いたします。 (永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

起立を求めます。 本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

( 永 田 章 君 ) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### △議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算 第三

号

○議長 度西之表市一般会計補正予算 (永田 章 君) 次は、 (第三号)を議題といたします。 日程第七、 議案第三五号、 令和元年

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

いて、 案第三五号、 ○予算特別委員長(小倉初男君) 審査の結果を御報告いたします。 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第三号)につ 本委員会が付託を受けました議

八千二百四十五万一千円とするものです。 万八千円を追加し、 本案は、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千二百四十七 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八億

> まず、 地方債補正は、 辺地債並びに過疎債の変更二件であります。 事業間調整を行ったことや事業費確定に伴い限

辺地債は、

調整備事業の事業費確定により限度額を三十万円減額するものです。 度額を四十万円減額するものです。 正後の限度額は八億六百六十八万九千円となっています。 次に、 過疎債は、 市内小学校空

次に、 歳入から説明いたします。

に対応するためのものです。 立支援給付事業等の事業費増額と児童扶養手当制度改正に伴う給付 国庫支出金、 国庫負担金、民生費国庫負担金の追加は、 障害者自

実績に伴う増減によるものであります。 県支出金、 県補助金、農林水産業費県補助金の減額は、 各事業の

戻金と種子島地区広域事務組合精算返納金並びに熊毛地区消防組合 諸収入、雑入の追加は、 全国市有物件災害共済会等共済金及び返

次に、歳出について説明いたします。

負担金の返納金によるものです。

調整基金に積立てを予定していた予算の中から今補正予算の財源と して充てるため、相当額を減額しようとするものです。 総務費、 総務管理費、財産管理費の減額は積立金の減額で、 財政

ンピック・パラリンピックの聖火リレーのルートに本市が選定され 総務費、 総務管理費、 企画費の追加は、 来年開催される東京オリ

係る経費について、島内一市二町で補助の決定をしたことによる補たことによる地元開催負担金と種子島幹線バス路線の維持・確保に

助金を計上するものです。

支払いとなったため増額するものです。年六回に見直され、本年度は調整年となり、年五回の十五カ月分のの一部が改正され、本年度十一月分より、支払い回数が年三回から民生費、児童福祉費、ひとり親福祉費の追加は、児童扶養手当法

生活保護費の精算で生じた差額を国に返還するものです。 民生費、生活保護費、扶助費の追加は、償還金利子及び割引料で、

さとうきび持続的生産支援対策事業の補助金、工事請負費等が組みに伴う減額であります。なお、川迎ハウスの解体工事、新規事業の農林水産業費、農業費、農業振興費は、事業費等が確定したこと

教育費、教育総務費、教員住宅管理費の追加は、令和二年度親子

込まれています。

留学準備のための修繕料であります。

以上で報告を終わります。の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。職員の補充等についての意見も出されましたが、本委員会は、審査職員の過程において、職員の病気休暇や年度途中での退職に伴う

○議長(永田 章君) これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

起立を求めます。本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

# △議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補

○議長(永田 章君) 次は、日程第八、議案第三六号、令和元年

します。 度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を議題といた

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

(第三号) について、審査の結果を御報告いたします。

億八百五十七万六千円とするものです。万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十四本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百五十四

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

県支出金の県補助金、保険給付費等交付金の追加は、歳出の保険

給付費の増額に伴うものです。

繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金の追加は、保険基盤安定

次に、歳出について説明します。繰入金の追加が主なもので、決算額が確定したことによるものです。

での実績をもとに推計しております。保険給付費の療養諸費及び高額療養諸費の追加は、八月診療分ま

給付費等交付金の交付額が療養給付費等の額を上回ったため、精算諸支出金の償還金及び還付加算金の追加は、平成三十年度の保険

返納するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか!

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決[「なし」と呼ぶ者あり]

いたします。

これでは、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# △議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予

す。 (の議長(永田 章君) 次は、日程第九、議案第三七号、令和元年) (の議長(永田 章君) 次は、日程第九、議案第三七号、令和元年)

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

案第三七号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三○**予算特別委員長(小倉初男君)** 本委員会が付託を受けました議

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千三百八十六号)について、審査の結果を御報告いたします。

億八百万一千円とするものです。万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三万五年

補正の主なものにつきまして、歳入から説明します。

応じて交付される交付金で、本年度交付額内示により追加するもの応じて交付される交付金で、本年度交付額内示により追加する取組みにである市町村の高齢者の自立支援・重度化防止等に対する取組みに 国庫支出金の国庫補助金、保険者機能強化推進交付金は、保険者

支払基金交付金の追加は、本年度交付決定に伴う補正です。

会計繰入金の補正は、歳出の補正に応じて再算定したものです。また、国・県補助金で、地域支援事業交付金に係るもの及び一般

確定によるものです。雑入の主なものは、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算

次に、歳出について説明します。

島地区広域事務組合負担金変更決定による補正です。総務費の介護認定審査会費、認定審査事務負担金の追加は、種子

保険給付費の地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業

費は、財源組替えを行ったものです。

基金積立金の追加は、本補正の財源調整によるものです。

年度精算額確定に伴う補正です。諸支出金の償還金及び還付加算金の減額は、支払基金交付金の前

繰出金の補正は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算額

確定に伴い、一般会計へ返納するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

**した、くり、正は、** 以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

文言言にない。まれれた

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか [「なし」と呼ぶ者あり]

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

起立を求めます。本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

題といたします。 (「議長(永田(章君)) 次は、日程第一〇、議案第三八号、令和元()

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

予算(第三号)について、審査の結果を御報告いたします。 案第三八号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正 ○予算特別委員長(小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議

八万三千円とするものです。 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百三十本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二万七千円を

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

繰入金の一般会計繰入金の減額は、歳出の総務費の補正に伴うも

次に、歳出について説明します。

のです。

総務費の一般管理費の減額は、職員の共済費負担確定に伴うもの

です。

のとして決しました。本委委会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

起立を求めます。

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。○議長(永田 章君) 次は、日程第一一、議案第三九号、令和元

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

(○予算特別委員長(小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議

について、審査の結果を御報告いたします。

十四万三千円増額し、四億八千九百八十三万八千円、支出の事業費第二条の収益的収入及び支出の補正は、収入の事業収益を二百五

を二百五十四万三千円増額し、 四億八千五百十九万五千円とするも

費税資本的収支調整額で補塡するものとしています。 万一千円増額し、六千七百四十三万五千円に、 ついては、 十八万七千円増額し、三億一千二十七万円とするもので、不足額に 第三条の資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を三百二十五 過年度分損益勘定留保資金、 当年度分消費税及び地方消 資本的支出を二百八

三千円の増は、経営戦略策定等に係る経費の増に伴うものです。 内容について、 収益的収入及び支出、 他会計補助金二百五十四 万

職員の手当等の増が見込まれるため、増額するものです。 水及び給水費の修繕費を減額することによるものです。業務費では ョンの取りまとめを行うため委託料を増額し、 計画の工程と概算費用の検討に加え、 支出の二百五十四万三千円の増額は、 長期的な目標となる水道ビジ 原水及び浄水費と配

替えと仮設工事を行うものです。 延長されることに伴い、収入の工事負担金を増額し、 資本的収入及び支出の補正は、 県道西之表南種子線の整備区間が 配水管の布設

職員給与費を五万四千円増額して、 第四条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は 七千四百万三千円とするもので

のとして決しました。 本委員会は、 審査の結果、 全会一致で原案のとおり可決すべきも す。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章 君 ) 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

○議長(永田 [「なし」と呼ぶ者あり] 章 君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

いたします。

経営戦略策定に必要な整備

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

[賛成者起立]

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △議案第四○号 西之表市印鑑条例の 定について 部を改正する条例の制

す。 市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま ○議長(永田 章君) 次は、日程第一二、議案第四〇号、 西之表

総務文教委員長の報告を求めます。

\_総務文教委員長 河本幸男君登壇

○総務文教委員長(河本幸男君) 本委員会が付託を受けました議

案第四○号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい

、審査の結果を御報告いたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図

るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、

条例の一部を

改正しようとするものです。

改正内容は、第二条第二項を改めるもので、「成年被後見人」を

「意思能力を有しないもの」に改めるものです。

附則として、この条例は、法律の施行日に合わせ、令和元年十二

月十四日から施行することとしております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決し

7

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十一時ごろより再

午前十時四十八分休憩

開をいたします。

午前十一時開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長(永田 章君) 次は、日程第一三、議案第四一号、西之表の議長(永田 章君) 次は、日程第一三、議案第四一号、西之表

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長(河本幸男君) 本委員会が付託を受けました議

いて、審査の結果を御報告いたします。の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定つ案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職

一部を改定しようとするものです。の給料表及び期末勤勉手当の支給率の改定を行うため、関係条例の本案は、令和元年人事院勧告を踏まえ、今年度、影響のある職員

その主な内容について説明します。

趣旨を踏まえ、給料表の改定を行っております。

「大学のでは、四之表市職員の給与に関する条例の職員の勤勉手当に関する改正でありまして、今回、人事院勧告に関する国等の改正を関する改正でありまして、今回、人事院勧告に関する国等の改正を関する改正でありまして、今回、人事院勧告に関する国等の改正を関する改正を対しようとするものです。

「おいておりまして、今回、人事院勧告に関する国等の改正を関する踏まえ、給料表の改定を行っております。

です。
ことから次年度以降は年間で均等になるよう改正しようとするもの条の改正によって、勤勉手当が六月支給分と十二月支給分が異なる第二条も、西之表市職員の給与に関する条例の一部改正で、第一

部改正で、一般職の任期付職員についても職員同様、人事院勧告第三条は、西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の

う率の改正を行っております。職員同様、六月は既に支給しているので、年間○・○五月となるよを踏まえ、○・○五月を追加し手当を改正しようとするものです。

で均等になるよう改正しようとするものです。 第四条も、職員同様、第三条で改正したものを次年度以降は年間

この条例改正により予算への影響は各会計を通して、約六百万円

との説明を受けました。

町九七・四とのことでした。西之表市九八・一、中種子町九四・八、南種子町九八・一、屋久島本た、ラスパイレス指数については平成三十一年四月一日現在で、

市民に説明責任が果たせないとの意見も出されましたが、本委員会四条の規定は令和二年四月一日から施行することとしています。の条の規定は平成三十一年四月一日から適用し、第二条及び第び第三条の規定は平成三十一年四月一日から適用し、第二条及び第

以上で報告を終わります。

は審査の結果、

賛成多数で可決すべきものとして決しました。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[七番 和田香穂里さん登壇

○七番(和田香穂里さん)○表側及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例関する条例

してないということはぜひ御理解いただきたいと思います。まいりましたとおり、私が職員の処遇の向上に反対するものでは決まず初めに、これまで職員の業務負担の解消も求める発言をして

公務員を上回ったことから、 業所における昨年八月から本年七月までの直近一年間の支給割合が げることとしました。また、特別給、 ました。そのため、初任給及び若年層について、 国家公務員給与を平均三百八十七円、 りよいまちづくりを行うためにも、市民に寄り添い、 よる給与引き上げを見送ることを考えていただきたいと思います。 あり続ける姿勢を具現化する一つの形として、 ましたとの総裁談話を出しました 今回で人事院勧告による公務員の給与引き上げは六年連続とのこ ただ、この小さな西之表市において、 八月、人事院は本年四月分の月例給について、 年間四・五月分に引き上げることとし ○・○九%上回る結果となり ボーナスについても、 市民と行政が手を携えてよ 今回は人事院勧告に 俸給月額を引き上 市民とともに 民間給与が 民間事

厚生労働省が十月八日に発表した毎月勤労統計調査速報によると、急速に民間給与は減っていることが統計では明らかになっています。人事院は四月の月給をベースに比較しているのですが、それ以降、

す。と前年同月を○・二%下回り、二カ月連続でマイナスとなっていま回り、名目賃金に当たる現金給与総額も二十七万六千二百九十六円八月の実質賃金は前年比○・六%減少と前年同月を八カ月連続で下

少響く」と報じました。 日本経済新聞は「八月の実質賃金、前年比○・六%減、賞与の減

声もあります。私もそれは当然であると思います。
ちや待遇の引き上げが民間の給与や待遇の引き上げにつながるとのな定額を決定し、政府に対して勧告する仕組みであり、公務員の給すべがないために、かわって人事院が民間並みを確保するよう給与スト権などが制限されている公務員自身が給与の増額を要求する

なくてはならないでしょう。 向けて、行政と市民が力を合わせてさまざまな問題を解決していかがあります。小さな地方自治体で公、民全ての労働者の処遇改善に我が市においては、基幹産業である農業を初めとする第一次産業をしかし、組合の組織されていない中小零細企業で働く人々や特に

差があります。人勧の根拠の〇・〇九どころではありません。ンです。千十三円の東京都とは二百二十三円、二割を大きく超えるいものの全国平均九百一円との差は百十一円で、全国でも最低ライ九十円になりました。引き上げ額は全国平均の二十七円より二円多鹿児島県の最低賃金は十月から二十九円引き上げられ、時給七百

都市部よりもずっと大きいことが言えます。

と東京都がずっと高いのだろうと思うところですが、大卒の初任給と東京都がずっと高いのだろうと思うところですが、大卒の初任給と東京都がずっと高いのだろうと思うところですが、大卒の初任給の務員同士の給与格差はそれほど大きくないのに、民間との格差は公務員同士の給与格差はそれほど大きくないのに、民間との格差は公務員同士の給与格差はそれほど大きくないのに、民間との格差は公務員同士の給与格差はそれほど大きくないのに、民間との格差はないでは、西之表市の給与表と東京都の職員のそれを比較すればきっては、西之表市の給与表と東京都の職員のそれを比較すればきっては、西之表市の給与表と東京都の職員のそれを比較すればきっては、西之表市の給与表と東京都の職員のそれを比較すればきっては、西之表市の給与表と東京都の職員のそれを比較すればきっては、西之表市の給与表と表

題だと思います。も必要であるのに、それが長いこと実現されていない状況こそが問も必要であるのに、それが長いこと実現されていない状況こそが最したいわけではありません。民間企業の賃金が上がることこそが最これは決して公務員の給与が高過ぎるという意味で格差をお示し

しかしながら、政府の中小零細企業への支援はないも同然です。えでしのがざるを得ない事業所も少なくないと聞きます。経営者も中にはいるでしょうが、人員整理や非正規雇用への切り替金を保障するために、経営者や役員の報酬を下げるような篤志家の最低賃金が上がると企業の人件費負担は当然上がります。最低賃

働の処遇は全く改善されていきません。これではいつになっても中小零細企業の、あるいは個人経営者の労

です。

ことこそ公務員のあるべき姿として目指していただきたいと思うの独自の判断や独自の施策をもって、地域の人々の福祉の向上を図る物申す姿勢も必要です。そして、ただ中央に倣うばかりではなく、ちまざまな国の政策が庶民の生活を圧迫している状況に対して、

か。

もちろん、議会自身もそういう姿勢を示すべきではないでしょうについても一緒に考え、行動していただきたいと思うのです。
として大きな格差を知らんふりせず、少し立ちどまって格差の解消として大きな格差を知らんふりせず、少し立ちどまって格差の解消

て、委員長報告に反対の討論といたします。職員の処遇改善への言及はまた別の機会に譲ることを一言つけ加え、今回、以上の点はとりあえずは正規職員についてであり、非正規

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんかいま一度、ぜひお考えいただければ幸甚です。

[一六番 橋口美幸さん登壇]

○一六番(橋口美幸さん) 議案第四一号、西之表市職員の給与に〇一六番(橋口美幸さん) 議案第四一号、西之表市職員の給与に

でしょうい。

過ぎるとの批判の声が聞こえるのも理解できます。金はかなり低く抑えられている実態があるので、公務員の給料が高りますが、中小零細企業が多くを占める市内地元の民間労働者の賃制告の基準は五十人以上従業員を抱える事業所の実態が基準とな

者が多くいます。

老が多くいます。

日本の労働者の現状は公的職場、民間の職場を問とはいえ昨今、日本の労働者の現状は公的職場、民間の職場でもおず、非正規労働者が広がり続けています。本市の公務の職場でもおず、非正規労働者が広がり続けています。本市の公務の職場でもとはいえ昨今、日本の労働者の現状は公的職場、民間の職場を問

広がってきた非正規雇用の増大は労働者全体の処遇にも悪い影響を安定な非正規雇用を増大させたことにあります。公務の職場にまで政策、利益優先で人減らし政策を推し進めて、正職員も減らし、不正の状況の最大の問題は、国の地方交付税削減政策と大企業中心

労働環境を改善策にはつながらないどころか、際限のない賃下げ競だからといって、低い賃金水準に合わせることが労働者の劣悪なとの格差はさらに広がるという悪循環となっていると思います。及ぼし、民間労働者の賃金抑制の役割を果たすことになり、公務員

争を促進することになるのではないでしょうか

私たちは民間労働者を含む全ての働く人たちの処遇改善を要求するべきではないでしょうか。本市の公務労働者がその先頭に立つこってっているが、地域の問題だと矮小化するのではなく、政府に対して、私たちは民間労働者を含む全ての働く人たちの処遇改善を要求す

て、将来的には時給千五百円を目指すべきと訴えております。生活費は変わりません。時給は一律を求め、当面は時給千円。そし鹿児島県の時給は全国最低です。全国どの地域に暮らしていても、平均十万円落ち込んでいるという統計も出ております。

します。

の名ことを認識することを強く求め、この条例に賛成の討論といためることを認識することを強く求め、この条例に賛成の討論といたし、住民に寄り添った行政運営に努めることが公務労働者の任務でまた、さらに公務労働者は本市住民の生活実態をきめ細かく把握また、さらに公務労働者は本市住民の生活実態をきめ細かく把握

○議長(永田 章君) 反対討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論は

## [「なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(永田 章君) 反対討論

[一三番 橋口好文君登壇]

論いたします。一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の○一三番(橋口好文君) 議案第四一号、西之表市職員の給与に関

経済はいまだに立ち直ることができておりません。 本市、農業、基幹産業であるさとうきびは近年不作が続き、農家

ざいます。 ことで、水産業においても経営が非常に困難を極めている状況でごことで、水産業においても、水揚げ高の低下、魚価の価格不振というまた、漁業においても、水揚げ高の低下、魚価の価格不振という

り、商売人においても業績の不振が伝えられております。るお客さんの減少と、また、ネット通販による購買力の低下等によまた、商工業についても、商売人はお客さんの減少、大型店によ

なっております。なか改善されない。また、経営者の仕事の不足ということも一因になか改善されない。また、経営者の仕事の不足ということも一因にまた、公共事業も減少し、土建業においても従業員の処遇もなか

兆円を発行するようであります。 そして、国におきましては、企業の業績不振で今回、赤字国債二

境は厳しさを増すと予測される旨の報告がなされております。本市においても、平成三十年度決算概況で本市を取り巻く財政環

このような理由で本議案には私、断固反対の立場でまいりたいと

思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[六番 川村孝則君登壇]

○六番(川村孝則君) 議案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一る条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一

勧告するという経過でもあります。 今ほど討論者のほうからいろいろとお話ございましたけれども、 与はど討論者のほうからいろいろとお話ございましたけれども、 等にないのか低いのか精査した上でのその結果を勧告して、政府が閣議 までの公務員給与のあり方です。公務員は自らの賃金交渉ができな いがために国の人事院が勧告し、県の人事院が国家公務員の給与に いがために国の人事院が勧告し、県の人事院が国家公務員の給与に いがために国の人事院が勧告し、県の人事院が国家公務員の給与に いがために国の人事院が勧告し、県の人事院が国家公務員の給与に という経過でもあります。

議案であってもこれまで何回も議決してまいりました。あります。本市議会においても、そうしたマイナスの人事院勧告のしたがって、その年によってはマイナスの人事院勧告もあるわけでしたがって、その年によってはマイナスの人事院勧告もあるわけで民間企業の景気のいいとき、悪いときありますけれども、悪いと民間企業の景気のいいとき、悪いときありますけれども、悪いと

いうことは理解をしていただきたいというふうに思います。た公債費に対し、前市長が財政再建をあります。職員も市の財政が議会議員もみんなで報酬や賃金をカットする措置を何年も継続して議会議員もみんなで報酬や賃金をカットする措置を何年も継続してまた、前市長就任時にはこれまで百七十億円を超えるほど増高しまた、前市長就任時にはこれまで百七十億円を超えるほど増高し

たこともないと思っております。まで、西之表市議会は過去一度も人事院勧告に関する議案を否決し実施しなかったという自治体は私は聞いたことがありません。これまた、県内四十三市町村、全国的にも昨年まで人事院勧告を全く

りになると思っています。
生体の職場で働く人たちの労働条件の改善へ少しでも導く環境づくきは上げるべきというふうに考えます。そうすることが西之表市内地元で働く人たちの賃金の一つの目安になるためにも上げるべきと地元では市役所職員の給与を参考にしてきた職場もあるわけです。

図っていく必要があるというふうに思います。にも反映しながら、全体的に労働者の賃金の底上げを鹿児島県内も最低賃金を上げるのは当然必要ですし、そういう声を公務員の職場先ほど出ました県の最低賃金もそうです。全国並みに鹿児島県を

います。

一定のでは本当に大きな損失だというふうに思います。

一定のでは本当に大きな損失だというふうに思います。

一定のでは、

一定のではいいは、

一定のでは、

一定のでは、

一定のでは、

一定のでは、

に思います。その上で今回の人事院勧告の給与改定は、私は公務員の働く職場の労働条件の改善は法律に沿って行うべきだというふうだきたい。市民サービスの向上、市民生活の向上のためにも、職員職員に自らの業務に対して責任とやる気を持って仕事をしていた

として与えられた権利だと。

環境づくりをするべきだというふうに思います。ながら、全体的に若者が西之表市に定住できるような、そういったあります。そういう意味では若者たちにもっと労働条件の改善をしまた、今回の人事院勧告は若年層に重きを置いた賃金の改定でも

と。こういうことを訴えて賛成討論といたします。まず、職員の労働環境の改善にもぜひ理解をするべきではないのか市民生活を無視しているわけでもなく、市民生活向上のためにも、

## ○議長(永田 章君) ほかに。反対討論

[一四番 長野広美さん登壇]

○一四番(長野広美さん) 議案第四一号の委員長報告に反対の討

今回の改正の主な理由は人事院勧告によるものと説明を受けまし

論を行います。

根拠とする国に準じています。た。この改定率は従業員五十人以上の民間企業との格差是正を積算

考えます。
考慮することを踏まえて、市民にしっかり説明責任を果たすべきと改定率のあり方については地域内経済動向や市民所得の変化率等を改定率のあり方については地域内経済動向や市民所得の変化率等をいるいほど平均給与が少ないことが明らかになっていることからも、しかし、国税庁の民間給与実態統計調査によると、事業所規模が

い」の四つのランクで支給割合が異なります。そもそも本市におい加えて、国家公務員の勤勉手当は「特に優秀」から「良好ではな

では実行されておりません。ると総務課長は幾度も説明を繰り返されてきましたが、いまだ本市ても人事評価結果を処遇面へ反映させることが法律で定められてい

して賃金だけの問題ではないと考えております。労働環境の改善は言わずもがなであり、急務の課題であります。決先ほどの賛成討論者の言われてるとおり、職員の皆様の処遇改善、

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。指摘して、反対討論といたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) ほかに討論はありませんか。

[一一番 田添辰郎君登壇]

に賛成の立場から討論させていただきます。

○一一番(田添辰郎君)

議案第四一号につきまして、

委員長報告

たいからでございます。 今日、賛成討論させていただきますのは市役所職員にお願いをし

とで人口減少、加速化しております。

規雇用、そういうものが増えたために若者は結婚できないというこしている状況であるわけであります。人口減少のほうも若手の非正せんが、日本国全体がデフレの状況が続いております。経済が縮小西之表市、政府自民党の失政のせいで、西之表市だけじゃありま

たいと思っておりますが、まず一番は市役所の職員、 ない商品券で配るような形ができないか。 発展させていき、 も亡くなられましたが、仕事を失い、 方は亡くなられて、 安泰であります、東日本大震災があっても、 ありますから、そういうことも検討して、 たことがあります。これからもほかの市町村でもやってるところが 商工会でも数年前から言っておりますが、 そのような意味でも数年前にはボーナスのほうを地元でしか使え 本来、この西之表市を豊かにするというのは地産地消であります。 皆様も御存じのとおり、 職場をつくっていくわけであります。 本当に残念なことでございますが、 批判するわけではございませんが、 家を失う地域住民が多かった 市長のほうにはいただき そういうことも検討され 地産地消こそこの地域を 国民の方、 自らの立場は 地域住民の 公務員の方

いうものは身分が保障されたものであります。現実に仕事は奪われなかったわけであります。そのように公務員と

ません。しかしながら、地元で買えるものはどんどん買っていく。ありますが、さらに、西之表市で、ここで買えないものはやむを得そのことを考えるならば、西之表市市民のために働くのも当然で

その思いを持っていただきたいわけであります。

ものはしていただきたい。
大きな買い物で言いますと、一生で言いますと、家を建てるといたさな買い物で言いますと、一生で言いますと、家を建てるといた。

します。
地消、一生懸命努めていただくことをお願いして、賛成討論といた地消、一生懸命努めていただくことをお願いして、賛成討論といた自らの身分を守ることであり、西之表市の未来を守ること。地産

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

起立を求めます。本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四二号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第四

正予算(第四号) △議案第四三号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補

△議案第四四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予

△議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

を御報告いたします。

令和元年度西之表市水道事業会計補正予算会計補正予算(第四号)

第四号)

△議案第四六号

○議長 度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第四号) 別会計補正予算(第四号)、日程第一七、 年度西之表市一般会計補正予算 します。 (第四号) 日程第一六、議案第四四号、 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算 (永田 議案第四六号、 の議案五件は関連がありますので、 章君) 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算 次に、 日程第 (第四号)、 令和元年度西之表市介護保険特 四、 議案第四五号、 日程第一五、 議案第四二号、 括して議題といた 令和元年 議案第四 令和 (第四 日程 元

歳入は、

後期高齢者医療広域連合に派遣している職員に係る人件

予算特別委員長の報告を求めます。

[予算特別委員長 小倉初男君登壇]

○**予算特別委員長(小倉初男君)** 本委員会が付託を受けました議

度西之表市水道事業会計補正予算 者医療保険特別会計補正予算 補正予算(第四号)、 案第四三号、 案第四一 (第四号)、 一号、 議案第四四号、 令和元年度西之表市一般会計補正予算 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算 議案第四五号、 令和元年度西之表市介護保険特別会計 (第四号)、 (第四号) 令和元年度西之表市後期高齢 議案第四六号、 について、 (第四 審査の結果 令和元年 号 議

は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三万七千円を追加し、議案第四二号、令和元年度西之表市一般会計補正予算(第四号)よる補正予算でありますので、一括して御報告いたします。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく給与改定に職業は、本年の人事院勧告をもとにした議案第四一号、西之表市

円とするものです。 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八億八千二百四八万八千

措置を図るため、財政調整基金で調整しております。歳出は、給与条例改定により人件費を増額するとともにその財源費で、後期高齢者医療広域連合が負担することによるものです。

ました。
は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しは審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決し審査の過程で条例案同様、反対意見も出されましたが、本委員会

続いて、議案第四三号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会

二十四億八百九十二万円とするものです。三十四万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ計補正予算(第四号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの

正予算(第四号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十続いて、議案第四四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補として決しました。

億八百三十万二千円とするものです。万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三

として決しました。本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの

れ二億二千六百四十四万二千円とするものです。れぞれ五万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ特別会計補正予算(第四号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ続いて、議案第四五号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの

として決しました。

ない経費で、職員給与を二十万三千円増額するものです。いずれもするもので、第三条は議会の議決を経なければ流用することのでき入の事業収益は六千円増額し、支出の事業費を二十七万一千円増額算(第四号)について、第二条は収益的収入及び支出の補正で、収続いて、議案第四六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予

給与改定によるものです。

として決しました。 本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの

1

以上で報告を終わります。

案第四二号から議案第四六号の五件は議案ごとに採決をいたします。○議長(永田 章君) 予算特別委員長の報告は終わりました。議

初めに、議案第四二号、令和元年度西之表市一般会計補正予算

(第四号) の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

起立を求めます。

いたします。

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四三号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算(第四号)の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

- 207 -

## [一四番 長野広美さん登壇]

○一四番(長野広美さん) 議案第四三号の委員長報告に反対の立

場で討論いたします。

れとなっております。金からの繰り入れに基づいて一般会計から特別会計のほうに繰り入に伴う改定のものですが、今回の職員給与の財源として財政調整基議案第四三号は前号の議案第四二号同様にこれまでの人事院勧告

え、委員長報告に反対の討論といたします。を加え、給与のあり方を自ら説明できるようにする必要があると考内訳を市民にしっかり、どれぐらいの財政措置なのかも含めた説明と説明されてきましたが、本市の予算編成において、具体的に財源これまで当局は職員給与の財源として地方交付税措置に含まれる

しましたけれども、当然のことと考えます。 なお、市議会の手当につきましては据え置きということをお聞き

以上で反対討論といたします。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正さら、「「ス多に原多のとおれて送るれまして

予算(第四号)の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか!

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四五号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算(第四号)の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君 ) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

(第四号) の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章 君 ) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章 君 ) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 永田 章 君 ) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## △議案追加上程・議案審議

○議長(永田 章 君 ) 次は、 議案の追加についてお諮りいたしま

す。

の特例に関する条例の制定についてが提出されました。 ただいま、市長から議案第四七号、西之表市長及び副市長の給料

この際、 議案第四七号を追加上程し、直ちに議題といたしたいと

思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第四七号の議案一件を日程に追加し、 議題とするこ

とに決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

### △議案第四七号 西之表市長及び副市長の給料の特例に関する 条例の制定について

ます。 び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたし ○議長(永田 章君) 日程第一九、 議案第四七号、 西之表市長及

議案説明を求めます。

[総務課長 大瀬浩一 郎君]

○総務課長(大瀬浩一郎君) 議案説明をいたします。議案書のほ

うをごらんいただきたいと思います。

すとともに、議長、議員各位の御理解に感謝を申し上げます。案になり、議会運営に御迷惑をおかけしますことをおわびいたしま議案の説明に入ります前に、会期末のこのタイミングでの追加提

議案第四七号、西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例

の制定についてであります。

給料を減額するため、本案を提案するものであります。行政に対する不信を招いたことを重く受けとめ、市長及び副市長の理学療法士免許申請事務に係る不適切な事務処理により、市民の

○%カットしようとするものであります。 第一条は、市長の給料の特例でありまして、給料を三カ月間一

うとするものであります。 第二条は、副市長の給料の特例でありまして、同様の処置をしよ

することといたしております。際等も踏まえ、その責任の所在を明らかにするために本議案を提出理に該当するものとして認定し、過去事例やこれまでの事務の不手理に該当するものとして認定し、過去事例やこれまでの事務の不手の回の案件につきましては、事案発生後、所管課のみならず、全

たいと考えております。
今後、議会にも相談申し上げまして、報告、説明の機会をいただき要因の把握、その上での対処策等も検討し整理をいたしております。なお、責任の所在のみならず、再発防止のための事案の問題点や

御審議のほどよろしくお願いいたします。

# ○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

## [一四番 長野広美さん]

本来であれば提案の前に一度、議会にこの経過とその今後についっかりした議会説明をこの後に行うということでした。 長のほうからの御説明ではこのいわゆるその結論といいますか、し長のほうからの御説明ではこのいわゆるその結論といいますか、し委員会に付託されるわけですけれども、このタイミングで、今、課委員会に付託されるわけですけれども、このタイミングで、今、課

について御説明をお願いいたします。タイミングになったのか。もっと早くにできなかったのかという点のしようがあるわけですけれども、なぜこの提案の後というふうなて説明をいただければ、この今回の追加議案の内容についても判断本来であれば提案の前に一度、議会にこの経過とその今後につい

# ○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明申し上げます。

す。

でいような策というのをまた御説明させていただきたいと思いまいきであったという反省も踏まえまして、今後もまたそういうことょっと時間がかかってしまいました。それでもやっぱり早く対処すまっと時間がかかってしまいました。それでもやっぱり早く対処するの点に関しましては、もう本当に反省すべき点でございまして、

よろしくお願い申し上げます。

## ○議長(永田 章君) ほかに。

## [一六番 橋口美幸さん]

○一六番(橋口美幸さん) 委員会付託、今からされると思います

を。どういう議論がされてここに至ったのかの経過をお知らせくだが一言。三カ月間一〇%の減給のこの根拠は何だったのかというの

○総務課長(大瀬浩一郎君) 一○%、三カ月の程度でございます。

以上です。

○議長(永田 章君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで、しばらく休憩をいたします。

休憩に入ります。
内放送等でお知らせをいたします。よろしくお願いいたします。
査をお願いいたします。午後からの本会議の再開時間については庁
体憩を挟んで、総務文教委員会を午後一時から開催し、議案の審

午前十一時四十八分休憩

午後一時四十四分開議

議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

に関する条例の制定についてを議題といたします。 日程第一九、議案第四七号、西之表市長及び副市長の給料の特例

総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長 河本幸男君登壇]

定について、審査の結果を御報告いたします。 案第四七号、西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制○**総務文教委員長(河本幸男君)** 本委員会が付託を受けました議

本案は、理学療法士免許申請事務に係る不適切な事務処理により、市長の行政に対する不信を招いたことを重く受けとめ、市長及び副市民の行政に対する不信を招いたことを重く受けとめ、市長及び副市民の行政に対する不信を招いたことを重く受けとめ、市長及び副市民のでは三カ月間で二十三万四千三百円、副市長にあっては三カ月間で二十三万四千三百円、副市長にあっては三カ月間で二十三万四千三百円、副市長にあっては三カ月間で二十三万四千三百円、副市長にあっては三カ月間で二十三万四千三百円、副市長にあっては十人万四千二百円減額されるとの説明を受けました。

す。
附則として、この条例は公布の日から施行することとしておりま

審査中であるとの説明を受けました。の中で職員については現在、西之表市職員懲戒審査委員会において本委員会では、副市長にも出席を求め、審査を行いました。審査

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと

して決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

[賛成者起立]

起立を求めます。

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(

省による住民説明会の早期開催を求める」CLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛

陳情書

○議長(永田 章君) 次は、日程第二○、陳情第一四号、「馬毛

省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書を議題といたしま島への米軍空母艦載機離発着訓練及び自衛隊施設設置に関する防衛

馬毛島対策特別委員会委員長の報告を求めます。

す。

[馬毛島対策特別委員長 長野広美さん登壇]

陳情書について、審査の結果を御報告します。 衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求めるました陳情第一四号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練及び自**の馬毛島対策特別委員長(長野広美さん)** 本委員会が付託を受け

防衛省に対し要望する旨の陳情です。長の六名から提出され、地元住民に対する説明会の早期開催を国、表市きび・甘藷生産振興会会長並びに鹿児島県自動車振興組合支部を屋外農業協同組合組合長、種子島建設業協同組合組合長、西之本陳情書は、種子島漁業協同組合組合長、西之表市商工会会長、本陳情書は、種子島漁業協同組合組合長、西之表市商工会会長、

見から第二回定例会で継続審査としました。して、陳情内容を十分になおかつ慎重に審査するべきであるとの意本委員会では、市民にとって重要であるこの陳情書の趣旨に照ら

があることとし、再度継続審査としたものです。を伺い、このことを踏まえて、防衛省への所管事務調査を行う必要第三回定例会では陳情者二名に出席いただき、直接、提出理由等

正確な情報を求めることを議会がとめるべきではない。また、防衛今定例会の委員会においては、市民の代表者からの陳情は重たく、

場のところではないなど、本陳情を採択すべきとの意見が出され たことや、 ○一一年に地元に説明した以上の情報は持ち合わせておらず、 です。賛成少数で不採択すべきものとして決しました。 るべきときに住民への説明会が開催される見解であることが示され 省以外にFCLPや自衛隊設置計画について十分な説明ができる立 一方、 の情報提供をこれまでも行っているなどの意見が出されました。 本委員会は慎重審査の結果、賛成多数で、失礼しました。 説明会が開催されていること。また、 さきの所管事務調査において、 過去において個人や団体から防衛省への説明を求め、 防衛省は現段階において、二 市長部局や議会から市民 もとい しか 実

以上で報告を終わります。

ここで、討論に入ります。○議長(永田 章君) 馬毛島対策特別委員会は議長を除く十五名

に、原案に賛成する討論はありませんか。本件に対する委員会での採決結果は不採択でありますので、

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 次に、原案に対し反対討論はありませんか。

[九番 鮫島市憲君登壇]

る住民説明会の早期開催を求める」陳情書について、委員長報告に機離発着訓練(FCLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省によめ**五番(鮫島市憲君)** 陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載

賛成の討論を行います。

陳情第一四号については、六月議会に提案されて以降、陳情者の はないとの回答を得ています。

論といたします。市民へ広報すると決めたことを申し添えて、委員長報告に賛成の討って、西之表市議会として、防衛省からの現段階での調査結果を

○議長(永田 章君) 原案に対し、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 原案に対して、反対討論がありますか。

[七番 和田香穂里さん登壇]

初め

告に賛成の立場から討論をいたします。 による住民説明会の早期開催を求める」陳情書について、委員長報艦載機離発着訓練(FCLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省

料として計画の賛否や是非を住民に問うものであるというように誤利益、不利益や安心安全の保障などについて説明し、それを判断材防衛省による住民説明会とは、計画の詳細な内容や住民の受ける

決定を委ねるためではありません。いるのであって、自衛隊配備や米軍の運用等の計画について住民に計画を進めるに当たり、住民の理解と協力を得ることを目的として解されている向きがあるようですが、防衛省による住民説明会は、

いません。
てはマスコミが取り上げることも少なく、その実態は余り知られて各地の例で明らかですが、各地における住民説明会のあり方につい各地の例で明らかですが、各地における住民説明会のあり方についった。

ませんでした。 返しましたが、どういう段階になれば説明できるのかは明らかにし渉中、協議中などを理由に現時点で説明できる段階ではないと繰り、先般の馬毛島対策特別委員会との意見交換において、防衛省は交

す。

でいる段階でもこのような説明しか行われないという事例の一つでい、お答えは差し控えるなどでした。配備が決まり、配置案もでき局の回答の多くが具体的には決まっていない、詳細は決まっていなの住民からの三十項目以上にわたる質問書に対する防衛省沖縄防衛の受け入れ表明からおよそ半年後、自衛隊施設配置案が出された際の受け入れ表明からおよそ半年後、自衛隊施設配置案が出された際の受け入れ表明からおよるがでした。

ました。軍事施設であれば広く公表できない部分のほうが多いのはさらに、防衛上の機密事項として説明できないというものもあり

のとして挙げられます。事が進み、配備に至った例として奄美駐屯地の例は非常に最近のも当然でしょう。具体的な、あるいは詳細な説明がなされないまま工

の氐空飛行が激増していますが、事前も事後も可の説明もなく、地実際に奄美では自衛隊配備後、オスプレイやC一三〇等、米軍機を説明し約束しても、それは空手形でしかありません。り、米軍の運用に関して防衛省が事前に説明できることはほとんどり、米軍の運用に関して防衛省が事前に説明できることはほとんどまた、日米安保条約、日米地位協定が現在の形のまま存在する限

画されていますが、米軍の運用部分は防衛省が説明できないという馬毛島に関しては、初めから米軍FCLP施設としての運用が計きないからです。 について、防衛省は自衛隊配備前に説明を行っていません。説明でたいかがが が衛省は自衛隊配備前に説明を行っていません。説明での低空飛行が激増していますが、事前も事後も何の説明もなく、地の低空飛行が激増していますが、事前も事後も何の説明もなく、地

ます。の件など、誠実で正確な説明であるとは言いがたい事例が続いていの件など、誠実で正確な説明であるとは言いがたい事例が続いていジス・アショアの件、保管庫との説明が実は弾薬庫であった宮古島さらに、説明の内容が間違ったデータに基づくものであったイーことを私たちは理解しておく必要があります。

だけで弾薬庫などの文字がないことに対して、約百人の住民が抗議開いた地元説明会の際、入り口の張り紙に建設工事についてとある」ちなみにその宮古島では十月三日、防衛省が弾薬庫建設に関して

警察官が無理やり排除される暴挙が続いています。その四日後には工事が着工され、建設現場で座り込みをする住民をして入室を拒否したため、参加した住民はわずか十人ほどでしたが

卑近な事例です。なる手続であり、住民が本当に知りたいことは説明されないというなる手続であり、住民が本当に知りたいことは説明されないという公表していません。防衛省による住民説明が計画を進めるための単また、防衛省は防衛能力が推測されるとして、保管する弾薬量は

の認識が防衛省のものです。が答えています。説明会をしたことが民意を反映したことになるとが答えています。説明会をしたことが民意を反映したことになると配備は民意を反映したと言えるのかとの住民の問いに対して、奄美配備は民意を反映したと言えるのかとの住民の問いに対して、奄美

説明会なのです。

りであり、つまりは計画を進めるための一里塚が防衛省による住民的であり、つまりは計画を進めるための一里塚が防衛省による住民が明し、不都合な点はぼかしたり、隠したり、ごまかしたりして、を説明し、不都合な点はぼかしたり、隠したり、ごまかしたりして、いずれもほんの一例であり、氷山の一角ですが、防衛省による住いずれもほんの一例であり、氷山の一角ですが、防衛省による住

ための判断材料を提供するためでもありません。繰り返しますが、決して地元の賛否や是非を問うためでも、その

田憲彦町長は、住民説明会に参加した感想を次のように述べていまイージス・アショア配備の候補地となっている山口県阿武町の花

す。

市議会がその開催を求めたり、共催や協力など何らかの形で関与するのではなく、つくらせてくださいということのみ。住民の方々もこのような実態の防衛省による住民説明会に関して、市あるいはこのような実態の防衛省による住民説明会ということのみ。住民の方々も説明会といっても、施設をつくるためという思惑が見え隠れする説明会といっても、施設をつくるためという思惑が見え隠れする

です。
て、反対の民意を示した多くの有権者を裏切ることになるという点て、反対の民意を示した多くの有権者を裏切ることになるという点FCLP容認へと姿勢をかえたとの誤解を市民に与え、選挙においまず、一点目は、市あるいは市議会が馬毛島への自衛隊配備及び

ることについては、大きく二つ問題があります。

百六十億円の売買契約で一定の合意に達したと正式に発表された 百六十億円の売買契約で一定の合意に達したと正式に発表された でしょう。そのような誤解を招くことは行うべきではありません。 でしょう。そのような誤解を招くことは行うべきではありません。 市長は馬毛島軍事施設絶対反対の公約を掲げ、多くの有権者の支持を得て当選されてから今日までいささかもかわっていないと述べられています。また、当議会は七回にわたる意見書や決議によって、 馬毛島への自衛隊配備及びFCLPに反対の姿勢を示し続けてきました。

行為であり、いかなる形でも関与すべきではありません。によって支持した多くの市民が反対の立場であるという現状において、自衛隊配備及びFCLP計画を進める立場の防衛省による住民によって支持した多くの市民が反対の立場であるという現状においるととは防衛省に立ったと言われても仕方のない市民への裏切りることは防衛省に立ったと言われても仕方のない市民への裏切りることは防衛者による住民である。つまりは、市長や議会を選挙

二点目は、市民の知る権利への責任という点です。

全うし、市民の知る権利に応えるべきです。 り返している以上、住民の要望要請によらず、防衛省が自ら責任を 衛省にあり、住民の理解と協力が重要であり、丁寧に説明すると繰 説明が誠実でも正確でもないことを踏まえても、説明責任はまず防 責任は一義的に防衛省にあります。先ほど述べたように、防衛省の まず、馬毛島への自衛隊施設設置及びFCLPについて説明する

応える義務があります。問題がないことはここで述べるまでもありません。防衛省はそれに住民が直接、防衛省に要請要望し、知る権利を行使することに何らまた、議員有志が説明を受けたこともあります。個人でも団体でも、かつて、市内の団体の要請で説明会が行われたことがありました。

する説明のあり方がこれまでも決して丁寧なものとは言いがたく、実な結果になるおそれがあります。つまり、防衛省による当市に対与するとなると、逆に市民に対して責任を負うことのできない不誠対して、市や市議会が市民の知る権利の保障のために説明会に関

説明会なんだから間違いないと。とそのように受け取るでしょう。市が、議会が防衛省を呼んで開くあると市民に保障することになってしまいかねません。市民もきっ市あるいは議会が説明会に関与することは、防衛省の説明が事実でな説明が行われていない実態が明らかな現状であるにもかかわらず、さきに述べたとおり、各地における防衛省の説明会でも誠実、丁寧

いて、市及び議会は責任を持ち得るでしょうか。しかし、防衛省による説明の内容やその後に進められる計画につ

ても行われる可能性は大きいと言えます。の訓練の拡大などを見れば、当初の説明以上の運用が馬毛島におい全国各地の自衛隊施設における米軍による運用や自衛隊そのもの

きても、計画はとまらない可能性も否定できません。が進められている宮古島の例のように、説明会とは違う事実が出て保管庫等の計画が示されながら、実は弾薬庫であり、強引に工事

なる形でも関与すべきではないと訴え、原案に反対、委員長報告につながり、市民に多大な不利益を与えることになったとして、市やきを与えるような説明会への関与はあってはならないと考えます。まを与えるような説明会への関与はあってはならないと考えます。のはいいの知る権利を担保するはずが、結果的に誤った情報の提供に

○議長(永田 章君) 原案に対し、賛成討論はありませんか。

賛成の討論といたします

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (永田 章君) 原案に対して、 反対討論がありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 永田 章 君 ) 以上で討論を終結し、

[「賛成です」と呼ぶ者あり]

○議長 永田 章 君 ) 終わりました。

[「賛成、反対で最後じゃないですか」と呼ぶ者あり]

に対して賛成が先なんです。ですから、言いました。

○議長

( 永 田

章 君 )

これは原案に対して、賛成が先です。原案

[「何人やるかわからないじゃないですか」と呼ぶ者あり]

○議長 します。本件に対する馬毛島対策特別委員長報告は不採択のことで 永田 章 君 ) 以上で討論を終結し、これより採決をいた

ありますので、 原案について採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(永田 章 君 ) 起立少数であります。

び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求 よって、 陳情第一四号、 馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練及

める陳情書は不採択と決しました

△産業厚生委員会所管事務調査報告

○議長 (永田 章君) 次は、 日程第二一、 産業厚生委員会所管事

務調査報告を行います。

生田産業厚生委員長の報告を求めます。

[産業厚生委員長 生田直弘君登壇

から十日にかけて、東京都台東区浅草のまるごとにっぽん館、 ○産業厚生委員長(生田直弘君) 本委員会は、 令和元年十月八日

県水戸市の茨城県庁、茨城県行方市のなめがたしおさい農業協同組 茨城県鹿嶋市の茨城県栽培漁業協会、 計四カ所を訪問し、 所管

事務調査を実施しましたので報告いたします。

ンテナショップ事業の展開について、主に三つの視点から調査を実 まず、東京都台東区浅草まるごとにっぽん館において、 本市のア

施しました。

二つ目、 一つ、本市ブースの展示及び活用状況。 他市町村のブース活用状況及び顧客層の動向の調査。

三つ目、特産品の販売拡大や企画、ふるさと納税の推進につなが

る情報発信の有効性の検証であります。

から調査を実施しました。 いる宇宙関連産業の研究機関や企業誘致について、主に三つの視点 次に、茨城県水戸市の茨城県庁において、 市行政当局が推進して

一つ、いばらき宇宙ビジネス創造拠点プロジェクトの 取 り組

二つ目、 宇宙ビジネス創造拠点の事業内容。

三つ目、 農林水産業の活性化への応用であります。

宇宙というキーワードでブランド化していく手法や、 光学衛星デ

いて、主に二つの視点から調査を実施しました。地域産業の振興のために、養殖とは異なる栽培漁業の取り組みにつそして、茨城県鹿嶋市の同県栽培漁業協会においては、種子島の

と施設の見学。の影響、アワビの栽培漁業及び鹿島灘ハマグリの稚貝放流の進め方の影響、アワビの栽培漁業及び鹿島灘ハマグリの稚貝放流の進め方一つ目、藻場の造成、農地用水等の流入による濁りや海水温上昇

についてであります。 二つ目、トコブシ(ナガラメ)等の漁業支援策や新規就業支援策

を御参照ください。 もに別途保管しておりますので、御興味、御関心のある方はそちらに係る詳細調査報告書を訪問地で得た資料と各委員からの意見ととまでで割愛させていただきますが、議会事務局において、各調査地本日、時間の都合上、前述の三カ所の調査に係る詳細説明をここ

もあり、本市の安納いものブランド化、六次産業化による地域振興甘しょ部会連絡会が第五十六回農林水産祭で天皇杯を受賞したこと、次に、茨城県行方市のなめがたしおさい農業協同組合においては、

た。 策の推進に生かせるものがないかという視点から調査を実施しまし

細の調査の内容について、以下、報告をいたします。 説明をすることを本委員会で協議し決定いたしましたので、少し詳模や広域的な利害関係者の数等に鑑み、本日この場で時間をとっては別と重要度の高さ、並びに本市におけるさつまいも生産の経済規当該調査地については、安納いもに対する市当局の複合的な支援

まず、生産者の所得向上を目指すための戦略と手法です。

円規模とのことです。 売上は三品種でリレーさせる周年出荷体制を実現し、現在三十五億産し、十六品目が一億円以上を売り上げており、その中で甘しょの」の対象がたの販売額は約百五億円で年間約六十品目の野菜を生

タール、系統共販が約七○%です。 甘しょ部会の部会員数は二百六十九名、栽培面積は七百九十へク

の価格低迷の打開策として、焼き芋戦略を打ち出しました。 JAの基本哲学に、生産者の所得向上最優先を掲げ、さつまいも

設置し、誰が焼いてもおいしく焼けるマニュアルを整備することで設定すること。四つ目、販売推進を店舗内に焼き芋専用オーブンをこと。三つ目、販売チャンネルをスーパー店舗内での焼き芋販売に定がやや高めでも引き売りの石焼き芋より安ければ売れると捉えるつまいもではなく、焼き芋を売ると考えること。二つ目、価格の設戦略は四つで構成されており、一つ目、製品を青果物としてのさ

した。

管理体制も主に四つで構成されております。

イヤーとの信頼関係を構築しています。値ごろ感のある価格をつけ、消費者にじかに接する販売担当者やバーつ目、営業管理では、売り方、売り先、売り場を事前に設定し、

じた出荷時期の調整を行っています。
ん粉の貯蔵期間と糖化の相関関係を研究し、生芋でん粉含有量に応な品種、品質を追求しています。そして、さつまいもに含まれるでターゲットを焼き芋が好きな女性や子どもに設定し、焼き芋に最適二つ目、生産管理面では、売れるものをつくるという視点から、

制のための栽培技術を確立しています。 三番目、栽培管理では、周年供給に向けた三品種のリレー出荷体

低温貯蔵庫等の設備を整備しています。 四つ目、品質管理面では、周年安定供給のためのキュアリングと

の後、 湿度九十度で三日間回します。 については、農家は収穫後、 また、さつまいもの集荷、 旦 さつまいもの中心が三十度であることを確かめていました。そ それぞれの生産者が温度十四度の貯蔵庫に移します。 JAのキュアリング施設に持ち込みます。 土を落として、コンテナに詰めた状態 選別、 キュアリング施設内では芯温計を用 キュアリング、 貯蔵 室温三十度、 出 荷方法

しており、選別はグラム数(重量)で選別機にかけて行い、出荷は規模としては、農協が五千トン、各農家合わせて五千トンを貯蔵

各農家が出荷に合わせて、洗浄、箱詰めして、センターに持ち込み

JAが検品を行います。

そうです。
ラックは受け渡し場所までは荷室内の温度を十四度に保ち配送する
出荷規格は重量別だけでなく本数、定数別等にも対応し、配送ト

トルで、貯蔵庫が四室、貯蔵量は四百六十トンでした。設面積が約千百六十八平方メートル、床面積が九百三十五平方メー実際に見学した甘しょキュアリング処理、貯蔵施設の概要は、建

次に、関係機関とのベクトルを一つにする連携のあり方です。億三千四百万円、全体の四六・六%を負担しています。

た。年と比べ生産量が二・三五倍、販売金額が約六・二九倍となりまし年と比べ生産量が二・三五倍、販売金額が約六・二九倍となりまし千百四トン、販売額が三十四億七千六百万円となっており、平成元十しょ生産、販売の実績の状況は平成二十八年には数量が一万八

体制を構築しています。行政部門の三つの各機関が役割を明確にして、同じ目線で活動するでの成長を支えるために一つのチームとして生産部門、販売部門、

まず、甘しょ部会の役割は栽培技術の実証、導入、出荷販売体制

役割を果たしています。ター等の行政機関は試験研究や技術開発、データ収集、情報提供のびに甘しょ部会との連絡調整等に注力し、最後に、県農業改良センへの協力。そして、JA行方は販売体制の構築及び新規販路開拓並

です。

次は、六次産業化で地域活性化への取り組みと若者新規就農状況

特徴的なものが二つありました。

上につなげています。やお菓子のペーストなどに規格外の甘しょを利用し、農家所得の向やお菓子のペーストなどに規格外の甘しょを利用し、農家所得の向食品工業株式会社との連携関係を約十五年間かけて構築し、大学芋の国内シェア八〇%を占める白ハトーそうした方針のもと、大学芋の国内シェア八〇%を占める白ハト

機関との連携、支援を行っています。 雇用推進にも寄与しており、市は六次産業推進室を設置し、各関係業テーマパークとして運営を始めました。同施設は地域活性化及び成二十七年に開設し、加工工場やレストラン等を併設した体験型農た小学校を改修し、共同出資でなめがたファーマーズビレッジを平二つ目、農業に対するイメージをかえる狙いもあり、廃校となっ

ら農家になるUターン組がほとんどとのことです。ます。構成するほとんど全員が先代からの後継者で一度違う職種かーチャーを発足し、二十代から三十代の男女約四十名が所属してい若者の新規就農状況については、甘しょ部会青年部にチームフュ

ないというものです。種子島の安納いもは中間マージンが高過ぎて、生産者の手取りが少の調査を勘案すると、JAなめがたは農家の手取りが高い。しかし、調査の中で先方から次のような指摘を受けました。最終消費価格

料を事務局に備えておりますのでごらんください。以上で報告を終わります。なお、本件につきましても、詳細は資

## △議会運営委員会所管事務調査報告

祭調査報告を行います。 ○議長(永田 章君) 次は、日程第二二、議会運営委員会所管事

下川委員長、お願いいたします。

[議会運営委員長 下川和博君登壇]

告をいたします。
○議会運営委員長(下川和博君) 議会運営委員会所管事務調査報

調査を行いました。 県霧島市、日置市において、本会議場システムと会派制度について 県霧島市、日置市において、本会議場システムと会派制度について 七名と副議長、事務局職員二名の計十名で、熊本県玉名市と鹿児島 本委員会は、令和元年十月二十九日から三十一日にかけて、委員

げます。 まず初めに、調査を行うことに至った経緯について説明を申し上

ている状況であります。
が生じることもあり、さらには生産中止、修理不能の機材も出てきます。カメラやマイク、周辺機器等の老朽化に伴い、最近、不具合三年にはマイクの改修工事を行い、現在九年が経過をいたしており

会派制度につきましては、本市は導入をしていないために調査にしくは録画放映を行っていないのは本市のみとなっております。また、県下で唯一、インターネットによる議会放映の生中継、も

ところであります。から検証する必要があるのではないかと考え、今回、調査を行ったから検証する必要があるのではないかと考え、今回、調査を行った制約が生じている状況です。議員としての見識を広げるという観点

それでは、玉名市について報告をいたします。

例定数は二十二人に対し、現議員数は二十名でございます。口は平成三十一年三月三十一日現在六万六千三百十九人。議員の条三町が合併をいたしました。面積は百五十二平方キロメートル。人玉名市は熊本県の北西部に位置をし、平成十七年十月三日、一市

す。玉名市議会では市民が使いやすく、適正な庁舎の建設を検討する

者席にそれぞれ設置をしております。れ、一般質問残時間表示用小型モニター三台を議長席、演台、質問れ、一般質問残時間表示用小型モニター三台を議長席、演台、質問新庁舎の議場はマイク、カメラ、中継用テロップがデジタル化さ

は起立で行っているということであります。テムについては現在は使用していないということで、採決について電子決裁システムを導入しておりました。ただし、電子決裁シス

設置をされておりました。 ーが一台設置をされ、議席、執行部席、傍聴者席から見える位置に また、議場内には五十五型のモニターが二台、四十二型のモニタ

であります。なお、機器の操作については、現在二名で行っているということ

画。委員会はライブ配信のみ行っており、ケーブルテレビは本会議、また、インターネット中継につきましては、本会議をライブと録

委員会ともにライブと再放送を一回放映しているということであり

千円を支払っているとのことでありました。
下として、インターネット放映配信サービス運用業務委託料を月八トとして、インターネット放映配信サービス運用業務委託料を月八本会議場システム設置に係る費用は庁舎建設の中に含まれている

となり、代表者一名を選出することとなっております。
議長に対し、届けのあった三人以上の議員で構成される団体が会派づき、玉名市議会会派規定を設け、必要な事項を定めております。
次に、会派制度につきましては、玉名市議会基本条例の規定に基

派一との説明を受けました。にオブザーバーとして参加をしております。現在は会派が四、無会会派に属さない議員は代表者一人を選出し、その代表者は代表者会会派の代表者と議長、副議長で代表者会が組織をされますが、

次に、霧島市について報告をいたします。

現議員数は二十五名であります。三・一八平方キロメートルです。議員の条例定数二十六人に対し、成三十一年四月一日現在人口が十二万五千百二十八人、面積は六百歳島市は平成十七年十一月七日に一市六町が合併して発足し、平

たことによる老朽化によって、補修の際の部品の欠品や機器の不調、本会議場システム改修の背景には、機器設置から十五年が経過し

合併後の情報格差が主な原因となっておりました。

しております。 ロポーザルを実施し、同年六月に契約を締結、九月より運用を開始ロポーザルを実施し、同年六月に契約を締結、九月より運用を開始ムデモや先進地視察を行い、平成二十四年五月に四社提案によるプー導入に至る前に、職員による検討委員会を九回を実施し、システー

改修によってカメラ、マイク、スピーカー、録音装置一式をデジタル対応に交換をし、新たにタッチパネル式の制御装置、五十五型ツト配信料百八十万円、各支所への配信費用五十四万円がかかってット配信料百八十万円、各支所への配信費用五十四万円がかかってット配信料百八十万円、各支所への配信費用五十四万円がかかってット配信料百八十万円、各支所への配信費用五十四万円がかかっているようであります。

となり、情報の地域間格差が是正をされました。
まず一つ目、各総合支所のロビーにおいて、生中継の視聴が可能導入によって、以下の点が改善されたということであります。

が可視化されました。
次に、タブレットで賛成反対の投票を行うことにより、採決結果

が深まったということであります。り、資料を共有でき、また、わかりやすい説明が可能となり、議論次に、一般質問時にタブレットや書画カメラを導入したことによ

に、事務局職員の省力化。また、音響がよくなり、傍聴者にも

あります。 トからの例規集、議案、陳情等の閲覧が可能となったということでトからの例規集、議案、陳情等の閲覧が可能となったということでよく聞こえやすくなったこと。本会議や委員会において、タブレッ

とがあるとの課題もあったようです。はありませんが、タブレットの操作において、年配議員は戸惑うこ生じた場合に、議会運営に支障を来すことや比較的若い議員は問題一方、タブレットによる採決を行うため、タブレットに不具合が

おります。六百七十八万四千円を投じております。十九年十一月にタブレットの更新とネットワークの再構築を行って「霧島市は早い段階からタブレットを導入しているために、平成二

携帯、タブレットでも視聴ができるようになったようです。ーチューブの二段構えで行っておりまして、今年度からパソコン、インターネット中継につきましては、本会議のみを業者委託とユ

うです。おた、議長は慣例で会派からは離脱してもらっているよおります。また、議長は慣例で会派からは離脱してもらっているよれ、現在六つの会派があり、二人以上で構成することと定められて次に、会派制度についてでありますが、合併後に会派制度がひか

くり、活動しておるようです。(会派代表者会議は存在はしないものの、会派でそれぞれ規約をつ

らないということでありました。断もできるところであり、デメリットについては現時点では見当たーメリットとしては会派でさまざまな協議ができること。また、判

出状況等を確認して、選出をしているようです。派に属さない者から二人、残り一人については、各常任委員会の選として選出をし、各会派より一人、五人以上の会派は上限二人、会また、議会運営委員会委員の九人の選出については、会派を基準

最後に、日置市について報告をいたします。

条例定数二十二人に対し、現議員数は二十二人です。人、面積は二百五十三・〇一平方キロメートルです。議員の定数はたしました。平成三十一年四月一日現在の人口は四万八千百五十一平成十七年五月に近隣四町が合併をしまして、日置市が発足をい

いました。日置市は会派制度がないため、本会議場システムのみの調査を行

ところです。
ところです。
日置市議会の本会議場システムは平成三十一年一月十九日から平日置市議会の本会議場システムは平成三十一年一月二十五日の三十八日間の工程を経て、令和元年の六成三十一年二月二十五日から平

対し、千三百九十三万二千円で落札をしたということでありました。条件として指名競争入札を行った結果、予算額二千五百八十万円にの機能をつけること、場内表示用モニターを六十五型にするなどをの機能をつけること、場内表示用モニターを六十五型にするなどをの機能をつけること、場内表示用モニターを六十五型にするなどをの内容については、国内メーカー製有線方式のフルデジタル会議マの内容にがでは、国内メーカー製有線方式のフルデジタル会議マの内容に対しては、国内メーカー製有線方式のフルデジタル会議マの内容に対しては、

ブレットでも視聴が可能ということでありました。五十七万八百円の委託料を支払っております。スマートフォンやターまた、インターネット中継については、外部に委託をし、年間百

情は現在、確認されていないということであります。 大する際は、まずはリアルタイムでの本会議の配信を希望するとと いて、不規則発言はあるものの、このことについて問題視される苦 いて、不規則発言はあるものの、このことについて問題視される苦 いて、本方と表表、タブレットの導入等も検討する価値があるのでは はいかと思ったところです。なお、三市ともリアルタイム放映につ ないかと思ったところです。なお、三市ともリアルタイム放映につ ないかと思ったところです。なお、三市ともリアルタイム放映につ ないかと思ったところです。なお、三市ともリアルタイム放映につ ないかと思ったところです。なお、三市ともリアルタイム放映につ

今後、議論を重ねる必要があるのではないかと思います。囲に限界があるのも事実であります。議員の見識を広めるためにも、かもしれません。ただ、委員会による所管事務調査では、調査の範が二減の十四となることや政務調査費がないことなどにより厳しい会派制度の導入につきましては、本市の場合、次回選挙より定数

りますので、ごらんいただければと思います。以上で報告を終わります。なお、詳しい資料は事務局に備えてあ

以上です。

# △馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告

○議長(永田 章君) 次は、日程第二三、馬毛島対策特別委員会

長野馬毛島対策特別委員長の報告を求めます。

# [馬毛島対策特別委員長 長野広美さん登壇]

米軍再編・FCLP担当調達官以下八名でした。交換及び情報収集を行いました。防衛省からの出席者は地方協力局一議員会館会議室において、令和元年十一月十二日に防衛省と意見〇馬毛島対策特別委員長(長野広美さん) 本委員会は、衆議院第

を再度、確認することを目的としています。と、及びFCLP訓練地移設計画の内容や土地売買交渉の現状などされた合意内容について、二〇一一年の合意内容と比較確認するこ今回の対応は、本年四月十九日の日米安全保障協議委員会で交わ

します。 以下、防衛省からの説明内容及び質疑応答の主な点を御報告い

まず、馬毛島における現地調査について伺いました。

きないとのことでした。 植物の生育生息状況を調査するための環境調査、 建物工作物等の現況調査をするための物件調査、 把握し、自衛隊の利用計画の検討や米側との協議を行うため、 カの調査なども行われましたが、全ての調査結果については公表で るための気象調査、 トについてはいつ必要となるのか、 も調査予算に沿って、今後調査を行いたい。 月末から三月まで、 馬毛島を恒久的なFCLP施設の候補地としており、 航空写真測量等を行う測量調査。 次の四項目について現地調査が行われました。 現時点では立ち入れていないため、 実施するか言えないとのことで また、 陸海域における動 風向風速を把握す 環境アセスメン また、 島の状況を 本年

た

した。

日米安全保障協議委員会について伺いました。

ついても変化はないとのことでした。ではなく、二○一一年の合意内容とかわらず、また、政府の方針に二○一九年四月合意には日米両政府で新しい合意がなされたわけ

地からの距離が約四百キロメートル以内であるとの四点です。等周辺への影響が少ないこと、また、空母艦載機が移駐する岩国基設の土地が十分確保できると見込まれること、無人島であり、騒音設の面積が約八百ヘクタールあり、自衛隊施設及びFCLP施一方、馬毛島を適地とした理由は、日本の西南地域に位置してい

ことでした。

ことでした。

る限り早急に恒久的なFCLP施設建設の実現に努力しているとのとしては、ツー・プラス・ツーで合意されてる内容に基づき、でき島からの移設計画のスケジュールを示せる段階ではないが、防衛省現時点で自衛隊と米軍との協議を行っているため、具体的な硫黄

馬毛島の土地売買交渉について伺いました。

す。
おいて対応すべきことであり、コメントはできないと回答しています。また、開発行為の違法性については、開発事業者と鹿児島県にあらかじめ除く必要があり、関係法令に基づき対応するとのことであらかじめ除く必要があり、関係法令に基づき対応するとのことで状況を説明することはできませんが、土地取得に当たり、抵当権を状況を説明することはできませんが、土地取得に当たり、抵当権を

馬毛島への自衛隊並びにFCLP訓練施設計画について伺いまし

た。

期については未定とのことでした。食堂等の生活関連施設などを整備する必要があるが、完成予定の時)救庫等の飛行場施設。部隊活動や訓練に必要な物資用の倉庫。宿舎、FCLP施設について、現時点では滑走路、誘導路、駐機場、格

終わるまで空母艦載機は硫黄島にいるので、 めると約一カ月間程度になるとのことです。 二回程度。 黄島におけるFCLPの実績を踏まえると、 日間程度の滞在になる考えと回答されました。 FCLP訓練内容の詳細は説明できる段階ではない 一回当たりの訓練期間を十日間程度で、 現在、 馬毛島でも同様に三十 訓練回数は年間 事前の準備等含 最初から訓練が が、 過 一から 去の 硫

一般的な空港などの整備が予想されているとのことでした。

「大規模災害を含む各自治体に対する支援活動、通常訓練実のため、大規模災害を含む各自治体に対する支援活動、通常訓練実のため、大規模災害を含む各自治体に対する支援活動、通常訓練

表市なり、中種子町に住宅は必要であるとのことでした。設とFCLP施設とはリンクしていない。自衛隊用の施設は、西之中種子町が自衛隊を誘致している点について、馬毛島の自衛隊施

地元や周辺自治体住民への影響については、具体的な利用計画を

したいとのことでした。しました、生活環境に与える影響をできる限り少なくなるよう配慮であるが、航空機騒音が想定され、周辺地域住民への生活に、失礼検討中であり、米側との協議中でもあるため、具体的な説明は困難

いく。基地交付金と調整交付金については総務省管轄であるため、再編交付金などは具体的な計画を決定した後、しっかり検討して

日米地位協定について伺いました。回答できないということでした。

ないとのことでした。

米軍については、訓練の日時や時間帯など事前報告と異なったり、米軍については、訓練の日時や時間帯など事前報告と異なったり、米軍については、訓練の日時や時間帯など事前報告と異なったり、米軍については、訓練の日時や時間帯など事前報告と異なったり、

普天間基地の代替施設となる可能性について伺いました。

ないとのことでした。くることを計画している。米側ともそれ以外については協議していを尽くしたい。馬毛島では自衛隊施設と恒久的なFCLP施設をつ早い段階で普天間飛行場の全面撤去と沖縄県基地負担軽減に全力

地元説明会、周辺自治体への説明責任については、FCLP施設

体からの要望に対し、いきなりの対応とはいかない。 明については、県と地元首長と議会に行った。 する相手としては、 軍所用等も交渉段階であり、 適切に対応したい。  $\mathcal{O}$ ということになるとのことでした。 確保には地元の理解と協力が重要であると認識し、 例えば、イージス・アショア、 現時点では地権者との交渉段階、 地元に説明できる段階ではない。説明 地元のいろいろな団 秋田県です。 配置計画や米 必要に応じ、 協議しながら 説

そのほかの主な質疑について報告いたします。

した。

い時点で防衛省側が作成した資料であるという点について伺いまない時点で防衛省側が作成した資料であるという点について伺いま「国を守る」が掲載されているが、米軍との話し合いがなされてい防衛省のホームページには、平成二十三年度に地元へ説明された

したものであり、現時点では決定していないとのことでした。
む説明資料については、なるべく島の上を通らないことをイメージ上空を飛ばない飛行経路や七十デシベル以下という騒音予想図を含中であるため、説明できる段階になれば丁寧に説明したい。種子島防衛省が知り得る範囲で作成したものであり、現在は米側と調整

計画としたいとのことでした。で西之表市とも調整しながら、市長の意向もできる限り取り入れた承知している。国が土地を取得した際には、運用に影響のない範囲面之表市が体験活動等、馬毛島の利活用計画を持っていることは馬毛島には市有地や個人所有地も一部ある点について伺いました。

という点について伺いました。あるということで、日米間での懸案事項だったということは事実かあるということで、日米間での懸案事項だったということは事実か三十年近く前から厚木基地でのFCLPには騒音問題や危険性が

であったとのことでした。
であったとのことでした。
であったとのことでした。影響が広がった。硫黄島での訓練は暫定でた、その後、都市化し、影響が広がった。硫黄島での訓練は暫定でた、その後、都市化が、失礼しまし

続いて、事前集積拠点についての説明を求めました。

物資を集めて配る拠点との説明でした。 りコプターやその他の航空機が活動する。駐機場や滑走路があるとリコプターやその他の航空機が活動する。駐機場や滑走路があるとリコプターやその他の航空機が活動する。駐機場や滑走路があると

例えば熊本では熊本空港を活用したとのことでした。るものではなく、災害が起こった場合に自衛隊の基地を使用したり、また、日本国内に事前集積拠点があるかとの問いに対し、常にあ

や操業の自由はあるのか伺いました。漁業への影響について、硫黄島では周辺漁場への立ち入りの制限

でも同様だと考える。補給艦を入れる港湾施設の建設は必要であり、硫黄島では訓練期間中でも制限区域は設定されておらず、馬毛島

きたいとのことでした。 漁業権が設定されているため、実態を踏まえ、漁業者と協議してい

実現することが我々の任務であるとの回答でした。新たな自衛隊施設をつくるとともに、恒久的なFCLP訓練施設を防衛省としては、日米安全保障協議委員会での合意内容に沿って、失礼しました。自衛隊だけならとの要望もあるという問いに対し、FCLPは受け入れられないが、自衛隊だけならとの要望もある。

周知するよう努めてまいります。本委員会は今回の防衛省訪問の内容について、今後、広く市民に

た。が百六十億円で買収することで地権者と合意したと正式発表しましが百六十億円で買収することで地権者と合意したと正式発表しまし、菅官房長官は十二月二日午前の記者会見で、馬毛島を政府

情報収集を行い、今後の動向を注視してまいります。び自衛隊施設の整備の反対する意見書を提出していることからも、西之表市議会は、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練の移転及

りますので、ごらんください。 以上で報告を終わります。なお、詳しい資料は事務局に備えてお

## △議員派遣の件

○議長(永田

章君)

以上で、

各委員長の報告は終わりました。

○議長(永田 章君) 次は、日程第二四、議員派遣の件を議題と

お諮りいたします。

したいと思いますが、御異議ありませんか。お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### △閉会中の継続審査

○議長(永田 章君) 次は、日程第二五、閉会中の継続審査を議

題といたします。

許可することに御異議ありませんか。事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

これを許可することに決しました。会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長(永田 章君) 閉会に当たって、八板市長から発言を求め

られていますので、これを許可いたします。

[市長 八板俊輔君登壇]

○市長(八板俊輔君) 令和元年第四回定例市議会の閉会に当たり

まして、御挨拶を申し上げます。

熱心な議論を賜り、まことにありがとうございました。 十一月末に開会いたしました十二月議会は本日十二月十三日まで

となり、議会及び市民の皆様にも重ねておわびを申し上げます。くおわびを申し上げます。さらに、行政への大きな不信を招くこと提案いたしました。まず、多大な御迷惑をかけた関係者の皆様に深本日は最終本会議に極めて不適切な事務処理に関する追加議案を

取り組みなどを説明させていただきながら、職員とともに日々、改課題が終了したとは考えておりません。全体での状況報告や今後のの提案をさせていただきましたが、当然のことながら、これにより業務全般の事務の執行責任、そして、管理者責任をとる形で議案

衛者らの銃撃死など、心の痛む出来事が続いております。ると、全国的に甚大な自然災害。国外では、先日、中村哲さんと護さて、師走の風が冷たくなってまいりました。この一年を振り返

善に努めてまいります。

も高成績になりそうであります。他方、今月、収穫が始まったこの島のさとうきびは糖度、反収と

中に一億円を超え、史上最高額の達成は間違いないものと思われままた、本市のふるさと納税では、前年度比五割増のペースで近日

く思っているところであります。職員の日々の努力、苦労が実を結んでいる点も少なくないと、心強出郷者の皆さんの故郷ふるさとへの熱い応援を肌で感じるとともに、す。年の暮れに当たりまして、農家の皆さんの期待と喜び、そして、

1。 市民の皆様方のより一層の御支援、激励をよろしくお願いいたしま「一会後とも職員と一丸となって精進をしてまいります。議員各位、

ていただきます。願いながら、十二月議会の閉会に当たりましての私の御挨拶とさせ願いながら、十二月議会の閉会に当たりましての私の御挨拶とさせ最後に、議員各位の御健勝と御活躍、市民の皆様の大きな幸せを

ありがとうございました。

#### △議長閉会挨拶

ます。 ○議長(永田 章君) 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げ

し上げます。のもと、全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申のもと、全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申令和元年第四回市議会定例会が議員、理事者各位の皆様の御協力

い文化、新しい時代を切り開いていくという思いが込められているわれた漢字、令の意味や由来は人々が美しく心を寄せ合う中で新しに決まり、京都の清水寺で発表されました。新元号令和で初めて使さて、二〇一九年の世相を一字であらわす今年の漢字が令和の令

とのことであります。

時代は平成から令和へと引き継がれました。私ども行政にかかわ時代は平成から令和へと引き継がれました。 時代は平成から令和へと引き継がれました。 時代は平成から令和へと引き継がれました。 私ども行政にかかわ

たします。勝を願い、今後、皆様方の御活躍を御祈念申し上げ、私の挨拶とい勝を願い、今後、皆様方の御活躍を御祈念申し上げ、私の挨拶といゆく年に感謝を申し上げ、来る年を心待ちに。市民の皆様の御健

#### △閉会

市議会定例会を閉会いたします。○議長(永田 章君) 以上をもちまして、令和元年第四回西之表

御苦労さまでございました。

午後二時五十一分閉会

地方自治法第百二十三条第二項の規定によってここに署名する。

=	_	議
番	番	
議	議	長
員	員	